

令和6年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

令和6年6月17日開会

令和6年7月4日閉会

宿毛市議会事務局

令和6年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第 1 日 (令和6年6月17日 月曜日) | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 出席要求による出席者 | 2 |
| 開 会 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○日程第2 会期の決定 | 4 |
| (諸般の報告) | |
| ○日程第3 議案第1号から議案第20号まで | 6 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 6 |
| 散 会 (午前10時21分) | |
| ----- . . . ----- | |
| 第 2 日 (令和6年6月18日 火曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 3 日 (令和6年6月19日 水曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 4 日 (令和6年6月20日 木曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 5 日 (令和6年6月21日 金曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 6 日 (令和6年6月22日 土曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 7 日 (令和6年6月23日 日曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| ----- . . . ----- | |
| 第 8 日 (令和6年6月24日 月曜日) | |
| 議事日程 | 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 9 |
| 出席議員 | 9 |

| | |
|-------------------|----|
| 欠席議員 | 9 |
| 事務局職員出席者 | 9 |
| 出席要求による出席者 | 9 |
| 開 議 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 一般質問 | 11 |
| 1 井上 将議員 | 11 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 11 |
| 井上 将議員 | 11 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 11 |
| 井上 将議員 | 11 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 12 |
| 井上 将議員 | 12 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 12 |
| 井上 将議員 | 12 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 12 |
| 井上 将議員 | 13 |
| 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 13 |
| 井上 将議員 | 13 |
| 都市建設課長 | 13 |
| 井上 将議員 | 13 |
| 教 育 長 | 14 |
| 井上 将議員 | 14 |
| 教 育 長 | 14 |
| 井上 将議員 | 15 |
| 長寿政策課長 | 15 |
| 井上 将議員 | 15 |
| 長寿政策課長 | 16 |
| 井上 将議員 | 16 |
| 長寿政策課長 | 17 |
| 井上 将議員 | 17 |
| 長寿政策課長 | 17 |
| 井上 将議員 | 17 |
| 市 長 | 18 |
| 企画課長 | 19 |
| 井上 将議員 | 19 |
| 市 長 | 20 |
| 井上 将議員 | 20 |

| | | |
|---|-------------------|-----|
| | 市 長 | 2 1 |
| | 井上 将議員 | 2 2 |
| | 市 長 | 2 2 |
| | 井上 将議員 | 2 2 |
| 2 | 堀 景議員 | 2 2 |
| | 危機管理課長 | 2 3 |
| | 堀 景議員 | 2 3 |
| | 市 長 | 2 3 |
| | 会計管理者兼会計課長 | 2 4 |
| | 堀 景議員 | 2 5 |
| | 危機管理課長 | 2 5 |
| | 堀 景議員 | 2 5 |
| | 危機管理課長 | 2 6 |
| | 堀 景議員 | 2 6 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 2 7 |
| | 堀 景議員 | 2 7 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 2 7 |
| | 堀 景議員 | 2 7 |
| | 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長 | 2 8 |
| | 堀 景議員 | 2 8 |
| | 教 育 長 | 2 8 |
| | 堀 景議員 | 2 8 |
| | 産業振興課長 | 2 9 |
| | 堀 景議員 | 2 9 |
| | 産業振興課長 | 2 9 |
| | 堀 景議員 | 2 9 |
| | 産業振興課長 | 2 9 |
| | 堀 景議員 | 2 9 |
| | 環境課長 | 3 0 |
| | 堀 景議員 | 3 0 |
| | 環境課長 | 3 1 |
| | 堀 景議員 | 3 1 |
| | 環境課長 | 3 1 |
| | 堀 景議員 | 3 1 |
| | 商工観光課長 | 3 2 |
| | 堀 景議員 | 3 2 |
| | 商工観光課長 | 3 3 |

| | | |
|---|------------------|-----|
| | 堀 景議員 | 3 3 |
| 3 | 今城 隆議員 | 3 3 |
| | 企画課長 | 3 3 |
| | 今城 隆議員 | 3 4 |
| | 企画課長 | 3 4 |
| | 今城 隆議員 | 3 4 |
| | 企画課長 | 3 4 |
| | 今城 隆議員 | 3 5 |
| | 企画課長 | 3 5 |
| | 今城 隆議員 | 3 6 |
| | 企画課長 | 3 6 |
| | 今城 隆議員 | 3 6 |
| | 企画課長 | 3 7 |
| | 今城 隆議員 | 3 7 |
| | 土木課長 | 3 7 |
| | 今城 隆議員 | 3 7 |
| | 土木課長 | 3 7 |
| | 今城 隆議員 | 3 8 |
| | 土木課長 | 3 8 |
| | 今城 隆議員 | 3 8 |
| | 企画課長 | 3 8 |
| | 今城 隆議員 | 3 9 |
| | 市 長 | 3 9 |
| | 今城 隆議員 | 3 9 |
| | 市 長 | 3 9 |
| | 今城 隆議員 | 3 9 |
| | 産業振興課長 | 3 9 |
| | 今城 隆議員 | 4 0 |
| | 市 長 | 4 1 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 4 1 |
| | 今城 隆議員 | 4 1 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 4 1 |
| | 今城 隆議員 | 4 2 |
| | 市 長 | 4 2 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 4 2 |
| | 今城 隆議員 | 4 2 |
| | 土木課長 | 4 3 |

| | |
|-------------|-----|
| 今城 隆議員 | 4 4 |
| 環境課長 | 4 4 |
| 今城 隆議員 | 4 4 |
| 産業振興課長 | 4 5 |
| 今城 隆議員 | 4 5 |
| 産業振興課長 | 4 5 |
| 今城 隆議員 | 4 5 |
| 市長 | 4 6 |
| 今城 隆議員 | 4 6 |
| 教育長 | 4 6 |
| 今城 隆議員 | 4 6 |
| 教育長 | 4 7 |
| 今城 隆議員 | 4 7 |
| 教育長 | 4 7 |
| 今城 隆議員 | 4 7 |
| 教育長 | 4 8 |
| 今城 隆議員 | 4 8 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 4 8 |
| 今城 隆議員 | 4 9 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 4 9 |
| 今城 隆議員 | 4 9 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 4 9 |
| 今城 隆議員 | 5 0 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 5 0 |
| 今城 隆議員 | 5 0 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 5 0 |
| 今城 隆議員 | 5 1 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 5 1 |
| 今城 隆議員 | 5 1 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 5 1 |
| 今城 隆議員 | 5 1 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 5 2 |
| 今城 隆議員 | 5 2 |
| 4 三木健正議員 | 5 2 |
| 会計管理者兼会計課長 | 5 2 |
| 三木健正議員 | 5 2 |
| 会計管理者兼会計課長 | 5 3 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 三木健正議員 | 5 3 |
| 会計管理者兼会計課長 | 5 3 |
| 三木健正議員 | 5 3 |
| 会計管理者兼会計課長 | 5 4 |
| 三木健正議員 | 5 4 |
| 産業振興課長 | 5 4 |
| 三木健正議員 | 5 4 |
| 産業振興課長 | 5 5 |
| 三木健正議員 | 5 5 |
| 産業振興課長 | 5 5 |
| 三木健正議員 | 5 5 |
| 市長 | 5 5 |
| 三木健正議員 | 5 5 |
| 市長 | 5 6 |
| 三木健正議員 | 5 7 |
| 商工観光課長 | 5 7 |
| 三木健正議員 | 5 7 |
| 商工観光課長 | 5 8 |
| 三木健正議員 | 5 8 |
| 商工観光課長 | 5 8 |
| 三木健正議員 | 5 9 |
| 商工観光課長 | 5 9 |
| 三木健正議員 | 5 9 |
| 商工観光課長 | 5 9 |
| 三木健正議員 | 5 9 |
| 商工観光課長 | 6 0 |
| 三木健正議員 | 6 0 |
| 商工観光課長 | 6 0 |
| 三木健正議員 | 6 0 |
| 市長 | 6 0 |
| 三木健正議員 | 6 1 |
| 延 会 (午後 3 時 5 6 分) | |

----- . . . -----

第 9 日 (令和 6 年 6 月 2 5 日 火曜日)

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程 | 6 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 6 3 |
| 出席議員 | 6 3 |

| | |
|----------------------|-----|
| 欠席議員 | 6 3 |
| 事務局職員出席者 | 6 3 |
| 出席要求による出席者 | 6 3 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 1 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 6 5 |
| 1 川村圭一議員 | 6 5 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 6 5 |
| 川村圭一議員 | 6 6 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 6 6 |
| 川村圭一議員 | 6 6 |
| 危機管理課長 | 6 6 |
| 川村圭一議員 | 6 6 |
| 危機管理課長 | 6 7 |
| 川村圭一議員 | 6 7 |
| 危機管理課長 | 6 7 |
| 川村圭一議員 | 6 8 |
| 危機管理課長 | 6 8 |
| 川村圭一議員 | 6 8 |
| 危機管理課長 | 6 8 |
| 川村圭一議員 | 6 8 |
| 企画課長 | 6 9 |
| 川村圭一議員 | 6 9 |
| 企画課長 | 6 9 |
| 川村圭一議員 | 6 9 |
| 企画課長 | 7 0 |
| 川村圭一議員 | 7 0 |
| 企画課長 | 7 0 |
| 川村圭一議員 | 7 1 |
| 福祉事務所長 | 7 1 |
| 川村圭一議員 | 7 1 |
| 福祉事務所長 | 7 1 |
| 川村圭一議員 | 7 2 |
| 企画課長 | 7 2 |
| 川村圭一議員 | 7 2 |
| 企画課長 | 7 2 |
| 川村圭一議員 | 7 3 |
| 2 高倉真弓議員 | 7 4 |

| | |
|------------------|-----|
| 危機管理課長 | 7 4 |
| 高倉真弓議員 | 7 5 |
| 危機管理課長 | 7 5 |
| 高倉真弓議員 | 7 5 |
| 危機管理課長 | 7 5 |
| 高倉真弓議員 | 7 6 |
| 危機管理課長 | 7 6 |
| 高倉真弓議員 | 7 7 |
| 危機管理課長 | 7 7 |
| 高倉真弓議員 | 7 7 |
| 土木課長 | 7 8 |
| 高倉真弓議員 | 7 8 |
| 市 長 | 7 8 |
| 高倉真弓議員 | 7 9 |
| 税務課長 | 7 9 |
| 高倉真弓議員 | 7 9 |
| 3 小谷翔太議員 | 8 0 |
| 福祉事務所長 | 8 0 |
| 小谷翔太議員 | 8 0 |
| 福祉事務所長 | 8 0 |
| 小谷翔太議員 | 8 0 |
| 福祉事務所長 | 8 0 |
| 小谷翔太議員 | 8 1 |
| 福祉事務所長 | 8 1 |
| 小谷翔太議員 | 8 1 |
| 市 長 | 8 1 |
| 小谷翔太議員 | 8 2 |
| 土木課長 | 8 3 |
| 小谷翔太議員 | 8 3 |
| 市 長 | 8 4 |
| 小谷翔太議員 | 8 5 |
| 企画課長 | 8 7 |
| 小谷翔太議員 | 8 7 |
| 企画課長 | 8 8 |
| 小谷翔太議員 | 8 8 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 8 9 |
| 小谷翔太議員 | 8 9 |

| | | |
|---|------------------|-----|
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 89 |
| | 小谷翔太議員 | 89 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 90 |
| | 小谷翔太議員 | 90 |
| 4 | 野々下昌文議員 | 90 |
| | 危機管理課長 | 91 |
| | 野々下昌文議員 | 91 |
| | 危機管理課長 | 92 |
| | 野々下昌文議員 | 93 |
| | 危機管理課長 | 93 |
| | 野々下昌文議員 | 93 |
| | 危機管理課長 | 93 |
| | 野々下昌文議員 | 94 |
| | 危機管理課長 | 94 |
| | 野々下昌文議員 | 95 |
| | 危機管理課長 | 95 |
| | 野々下昌文議員 | 95 |
| | 長寿政策課長 | 95 |
| | 野々下昌文議員 | 96 |
| | 長寿政策課長 | 96 |
| | 野々下昌文議員 | 96 |
| | 市長 | 97 |
| | 野々下昌文議員 | 97 |
| | 人権推進課長 | 97 |
| | 野々下昌文議員 | 97 |
| | 人権推進課長 | 97 |
| | 野々下昌文議員 | 98 |
| | 人権推進課長 | 98 |
| | 野々下昌文議員 | 98 |
| | 市長 | 99 |
| | 野々下昌文議員 | 99 |
| | 人権推進課長 | 99 |
| | 野々下昌文議員 | 99 |
| | 教育長 | 100 |
| | 野々下昌文議員 | 100 |
| | 長寿政策課長 | 101 |
| | 野々下昌文議員 | 101 |

| | | | |
|---|---|-------------|-------|
| 5 | 東 | 新議員 | 1 0 2 |
| | | 危機管理課長 | 1 0 2 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 2 |
| | | 水道課長 | 1 0 2 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 3 |
| | | 環境課長 | 1 0 3 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 3 |
| | | 稅務課長 | 1 0 3 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 4 |
| | | 危機管理課長 | 1 0 4 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 4 |
| | | 危機管理課長 | 1 0 4 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 4 |
| | | 危機管理課長 | 1 0 4 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 4 |
| | | 危機管理課長 | 1 0 4 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 5 |
| | | 都市建設課長 | 1 0 5 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 5 |
| | | 福祉事務所長 | 1 0 5 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 6 |
| | | 教育次長兼学校教育課長 | 1 0 6 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 6 |
| | | 教育次長兼学校教育課長 | 1 0 6 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 7 |
| | | 教育次長兼学校教育課長 | 1 0 7 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 7 |
| | | 環境課長 | 1 0 7 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 8 |
| | | 環境課長 | 1 0 8 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 8 |
| | | 環境課長 | 1 0 8 |
| | 東 | 新議員 | 1 0 9 |
| | | 商工觀光課長 | 1 0 9 |
| | 東 | 新議員 | 1 1 0 |
| | | 商工觀光課長 | 1 1 0 |
| | 東 | 新議員 | 1 1 0 |

| | |
|--------------------|-------|
| 商工観光課長 | 1 1 0 |
| 東 新議員 | 1 1 0 |
| 商工観光課長 | 1 1 1 |
| 東 新議員 | 1 1 1 |
| 商工観光課長 | 1 1 1 |
| 市 長 | 1 1 1 |
| 東 新議員 | 1 1 2 |
| 延 会 (午後 3 時 3 4 分) | |

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (令和 6 年 6 月 2 6 日 水曜日)

| | |
|----------------------|-------|
| 議事日程 | 1 1 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 1 3 |
| 出席議員 | 1 1 3 |
| 欠席議員 | 1 1 3 |
| 事務局職員出席者 | 1 1 3 |
| 出席要求による出席者 | 1 1 3 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 1 1 5 |
| 1 川田栄子議員 | 1 1 5 |
| 水道課長 | 1 1 5 |
| 川田栄子議員 | 1 1 5 |
| 市 長 | 1 1 5 |
| 川田栄子議員 | 1 1 5 |
| 危機管理課長 | 1 1 6 |
| 川田栄子議員 | 1 1 6 |
| 教 育 長 | 1 1 7 |
| 川田栄子議員 | 1 1 7 |
| 教 育 長 | 1 1 7 |
| 川田栄子議員 | 1 1 7 |
| 教 育 長 | 1 1 8 |
| 川田栄子議員 | 1 1 9 |
| 教 育 長 | 1 1 9 |
| 川田栄子議員 | 1 1 9 |
| 教 育 長 | 1 2 0 |
| 川田栄子議員 | 1 2 0 |
| 教 育 長 | 1 2 0 |
| 川田栄子議員 | 1 2 1 |

| | |
|-------------|-------|
| 市 長 | 1 2 1 |
| 川田栄子議員 | 1 2 1 |
| 市 長 | 1 2 2 |
| 川田栄子議員 | 1 2 2 |
| 健康推進課長 | 1 2 3 |
| 川田栄子議員 | 1 2 3 |
| 市 長 | 1 2 3 |
| 川田栄子議員 | 1 2 3 |
| 市 長 | 1 2 3 |
| 川田栄子議員 | 1 2 4 |
| 市 長 | 1 2 4 |
| 川田栄子議員 | 1 2 4 |
| 市 長 | 1 2 5 |
| 川田栄子議員 | 1 2 5 |
| 市 長 | 1 2 5 |
| 健康推進課長 | 1 2 5 |
| 川田栄子議員 | 1 2 6 |
| 健康推進課長 | 1 2 7 |
| 川田栄子議員 | 1 2 7 |
| 健康推進課長 | 1 2 8 |
| 川田栄子議員 | 1 2 8 |
| 健康推進課長 | 1 2 8 |
| 川田栄子議員 | 1 2 8 |
| 健康推進課長 | 1 2 9 |
| 川田栄子議員 | 1 2 9 |
| 健康推進課長 | 1 2 9 |
| 川田栄子議員 | 1 2 9 |
| 健康推進課長 | 1 2 9 |
| 川田栄子議員 | 1 3 0 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 3 0 |
| 川田栄子議員 | 1 3 1 |
| 教 育 長 | 1 3 1 |
| 川田栄子議員 | 1 3 1 |
| 教 育 長 | 1 3 2 |
| 川田栄子議員 | 1 3 2 |
| 教 育 長 | 1 3 3 |
| 川田栄子議員 | 1 3 3 |

| | |
|-----------------------|-------|
| 教育長 | 1 3 4 |
| 川田栄子議員 | 1 3 4 |
| 教育長 | 1 3 4 |
| 川田栄子議員 | 1 3 5 |
| 教育長 | 1 3 5 |
| 川田栄子議員 | 1 3 5 |
| 教育長 | 1 3 6 |
| 川田栄子議員 | 1 3 6 |
| 2 浦尻学典議員 | 1 3 8 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 3 8 |
| 浦尻学典議員 | 1 3 8 |
| 教育長 | 1 3 8 |
| 浦尻学典議員 | 1 3 9 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 3 9 |
| 浦尻学典議員 | 1 3 9 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 3 9 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 0 |
| 教育長 | 1 4 0 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 0 |
| 危機管理課長 | 1 4 0 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 1 |
| 危機管理課長 | 1 4 1 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 1 |
| 水道課長 | 1 4 2 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 2 |
| 水道課長 | 1 4 2 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 2 |
| 危機管理課長 | 1 4 2 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 3 |
| 危機管理課長 | 1 4 3 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 4 |
| 危機管理課長 | 1 4 4 |
| 浦尻学典議員 | 1 4 4 |
| ○日程第2 議案第1号から議案第20号まで | 1 4 4 |
| 質疑 | 1 4 4 |
| 1 寺田公一議員 | 1 4 4 |
| 企画課長 | 1 4 5 |

| | |
|----------|-------|
| 寺田公一議員 | 1 4 5 |
| 企画課長 | 1 4 5 |
| 寺田公一議員 | 1 4 5 |
| 税務課長 | 1 4 6 |
| 寺田公一議員 | 1 4 6 |
| 福祉事務所長 | 1 4 6 |
| 寺田公一議員 | 1 4 7 |
| 環境課長 | 1 4 7 |
| 寺田公一議員 | 1 4 8 |
| 商工観光課長 | 1 4 8 |
| 寺田公一議員 | 1 4 8 |
| 商工観光課長 | 1 4 8 |
| 寺田公一議員 | 1 4 8 |
| 商工観光課長 | 1 4 9 |
| 寺田公一議員 | 1 4 9 |
| 商工観光課長 | 1 4 9 |
| 寺田公一議員 | 1 5 0 |
| 土木課長 | 1 5 0 |
| 寺田公一議員 | 1 5 0 |
| 2 川田栄子議員 | 1 5 0 |
| 商工観光課長 | 1 5 1 |
| 川田栄子議員 | 1 5 2 |
| 商工観光課長 | 1 5 2 |
| 川田栄子議員 | 1 5 2 |
| 商工観光課長 | 1 5 2 |
| 川田栄子議員 | 1 5 3 |
| 商工観光課長 | 1 5 3 |
| 川田栄子議員 | 1 5 3 |
| 商工観光課長 | 1 5 3 |
| 川田栄子議員 | 1 5 3 |
| 商工観光課長 | 1 5 3 |
| 川田栄子議員 | 1 5 4 |
| 商工観光課長 | 1 5 4 |
| 川田栄子議員 | 1 5 4 |
| 商工観光課長 | 1 5 4 |
| 川田栄子議員 | 1 5 4 |
| 商工観光課長 | 1 5 4 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| 川田栄子議員 | 1 5 5 |
| 商工観光課長 | 1 5 5 |
| 川田栄子議員 | 1 5 5 |
| 商工観光課長 | 1 5 5 |
| 川田栄子議員 | 1 5 5 |
| 商工観光課長 | 1 5 5 |
| 川田栄子議員 | 1 5 5 |
| 商工観光課長 | 1 5 5 |
| 川田栄子議員 | 1 5 6 |
| 委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 1 3 号まで） | 1 5 6 |
| 委員会付託（議案第 1 4 号から議案第 2 0 号まで） | 1 5 6 |
| 散 会（午後 4 時 5 6 分） | |
| 議案付託表 | 1 5 7 |

----- . . ----- . . -----

第 1 1 日（令和 6 年 6 月 2 7 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 2 日（令和 6 年 6 月 2 8 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 3 日（令和 6 年 6 月 2 9 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 4 日（令和 6 年 6 月 3 0 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 5 日（令和 6 年 7 月 1 日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 6 日（令和 6 年 7 月 2 日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 7 日（令和 6 年 7 月 3 日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 1 8 日（令和 6 年 7 月 4 日 木曜日）

| | |
|-----------------------------|-------|
| 議事日程 | 1 5 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 5 9 |
| 出席議員 | 1 5 9 |
| 欠席議員 | 1 5 9 |
| 事務局職員出席者 | 1 5 9 |
| 出席要求による出席者 | 1 6 0 |
| 開 議（午前 1 0 時 0 0 分） | |
| ○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 0 号まで | 1 6 1 |

| | |
|--------------------------|-------|
| (議案第 1 号から議案第 1 2 号) | |
| 討論・表決 | 1 6 1 |
| (議案第 1 3 号) | |
| 討論・表決 | 1 6 1 |
| (議案第 1 4 号から議案第 2 0 号まで) | |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長 | 1 6 1 |
| 総務文教常任委員長 | 1 6 4 |
| 産業厚生常任委員長 | 1 6 4 |
| (議案第 1 4 号) | |
| 修正動議 | |
| (提案理由の説明) | |
| 浦尻学典君 | 1 6 5 |
| 質疑 | 1 6 7 |
| 三木健正君 | 1 6 7 |
| 浦尻学典君 | 1 6 7 |
| 三木健正君 | 1 6 7 |
| 浦尻学典君 | 1 6 7 |
| 三木健正君 | 1 6 7 |
| 浦尻学典君 | 1 6 7 |
| 三木健正君 | 1 6 8 |
| 浦尻学典君 | 1 6 8 |
| 三木健正君 | 1 6 8 |
| 浦尻学典君 | 1 6 8 |
| 三木健正君 | 1 6 8 |
| 浦尻学典君 | 1 6 9 |
| 三木健正君 | 1 6 9 |
| 浦尻学典君 | 1 6 9 |
| 三木健正君 | 1 6 9 |
| 浦尻学典君 | 1 6 9 |
| 三木健正君 | 1 7 0 |
| 浦尻学典君 | 1 7 0 |
| 三木健正君 | 1 7 0 |
| 浦尻学典君 | 1 7 0 |
| 三木健正君 | 1 7 1 |
| 浦尻学典君 | 1 7 1 |
| 三木健正君 | 1 7 2 |

| | |
|------------------------|-----|
| 浦尻学典君 | 172 |
| 三木健正君 | 172 |
| 浦尻学典君 | 172 |
| 三木健正君 | 172 |
| 浦尻学典君 | 173 |
| 三木健正君 | 173 |
| 浦尻学典君 | 174 |
| 三木健正君 | 174 |
| 討論 | 174 |
| 野々下昌文議員（賛成・修正動議反対） | 174 |
| 三木健正議員（賛成・修正動議反対） | 176 |
| 寺田公一議員（賛成・修正動議反対） | 176 |
| 表決 | 177 |
| （議案第15号から議案第20号まで） | |
| 討論・表決 | 177 |
| ○日程第2 委員会調査について | 178 |
| 継続調査 | 178 |
| ○日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号 | 178 |
| （提案理由の説明） | |
| （意見書案1号） | |
| 野々下昌文議員 | 178 |
| 質疑 | 179 |
| （意見書案2号） | |
| 野々下昌文議員 | 179 |
| 質疑 | 180 |
| 委員会付託省略 | |
| 討論・表決 | 180 |
| （閉会挨拶） | |
| 市長 | 180 |
| 閉会（午後 0時25分） | |
| 委員会審査報告書 | 183 |
| 修正案の提出について | 186 |
| 閉会中の継続調査申出書 | 188 |
| 意見書案第1号 | 191 |
| 意見書案第2号 | 193 |

| | | |
|---------|----|---|
| 一般質問通告表 | 付一 | 1 |
| 議決結果一覧表 | 付一 | 7 |
| 議案 | 付一 | 7 |

令和6年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和6年6月17日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第20号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 専決処分した事件の承認について

議案第 6号 専決処分した事件の承認について

議案第 7号 専決処分した事件の承認について

議案第 8号 専決処分した事件の承認について

議案第 9号 専決処分した事件の承認について

議案第10号 専決処分した事件の承認について

議案第11号 専決処分した事件の承認について

議案第12号 専決処分した事件の承認について

議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第14号 令和6年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第16号 令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第17号 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第20号 工事請負契約の変更について

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第20号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 井上 | 将君 | 2番 | 浦尻 | 学典君 |
| 3番 | 小谷 | 翔太君 | 4番 | 川村 | 圭一君 |
| 5番 | 東 | 新君 | 6番 | 今城 | 隆君 |
| 7番 | 堀 | 景君 | 8番 | 三木 | 健正君 |
| 9番 | 川田 | 栄子君 | 10番 | 川村 | 三千代君 |
| 11番 | 高倉 | 真弓君 | 12番 | 野々下 | 昌文君 |
| 13番 | 松浦 | 英夫君 | 14番 | 寺田 | 公一君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

| | | |
|------------------|----|----|
| 事務局長 | 黒田 | 厚君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 | 純君 |
| 議事係長 | 福井 | 佑君 |

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

| | | |
|--------------------------|-----|------|
| 市長 | 中平 | 富宏君 |
| 副市長 | 上村 | 秀生君 |
| 企画課長 | 谷本 | 裕子君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 桑原 | 一君 |
| 危機管理課長 | 有田 | 巧史君 |
| 市民課長 | 岡本 | 武君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ君 |
| 長寿政策課長 | 酒谷 | 幸夫君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏君 |

| | |
|---------------------------|-------|
| 都市建設課長 | 小島裕史君 |
| 福祉事務所長 | 島中健一君 |
| 水道課長 | 宮本潤君 |
| 教育長 | 鎌田勇人君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田克哉君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平成也君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井建一君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（川村三千代君） 開会前に議員の皆様
に御報告いたします。報道関係者から議場の撮
影の申し入れがありましたので、議長はこれを
許可いたしました。

これより、令和6年第2回宿毛市議会定例会
を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行いま
す。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定
により、議長において、6番今城 隆君、7番
堀 景君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月4日まで
の18日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めま
す。

よって、今期定例会の会期は、本日から7月
4日までの18日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、5月
10日付をもって、小谷翔太君、川村圭一君、
東 新君、今城 隆君、堀 景君、川村三千代
君、寺田公一君、以上7名を総務文教常任委員
に、井上 将君、浦尻学典君、三木健正君、川
田栄子君、高倉真弓君、野々下昌文君、松浦英
夫君、以上7名を産業厚生常任委員に、井上
将君、浦尻学典君、小谷翔太君、川村圭一君、
東 新君、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、
川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、野々
下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、以上14
名を予算決算常任委員に、浦尻学典君、川村圭

一君、今城 隆君、堀 景君、野々下昌文君、
寺田公一君、以上6名を議会運営委員に、それ
ぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及
び副委員長が選任されておりますので、この際、
事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（黒田 厚君） 事務局長、各
常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副
委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 堀 景君

副委員長 寺田公一君

産業厚生常任委員会

委員長 高倉真弓君

副委員長 浦尻学典君

予算決算常任委員会

委員長 東 新君

副委員長 井上 将君

議会運営委員会

委員長 寺田公一君

副委員長 川村圭一君

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 去る5月22日に開
催されました第100回全国市議会議長会定例
総会において、寺田公一君が議員25年以上の
特別表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献され
ましたその御功績と名誉に対し、衷心よりお祝
いを申し上げます。

市長から、地方自治法第243条の3第2項
の規定に基づき、6月10日付をもって、令和
5年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算
書並びに監査報告書、令和6年度宿毛市清掃公
社事業計画及び予算書が提出されましたので、
お手元へ配付をいたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は令和6年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、全国市議会議長会定例総会におきまして、寺田公一議員が議員25年以上の特別表彰を受けられました栄誉に対しまして、心からお祝い申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号から第4号までは、令和5年度一般会計予算及び特別会計予算の繰越明許費の報告についてでございます。

順を追って御説明いたします。

報告第1号は、令和5年度宿毛市一般会計予算繰越明許費としまして、公共施設等総合管理計画改定事業ほか29事業、総額5億1,663万3,000円を、報告第2号は、令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計予算繰越明許費としまして、学校給食センター建設事業、5億1,408万3,000円を、報告第3号は、令和5年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業、6,071万1,000円を、報告第4号は、令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会

計予算繰越明許費としまして、施設改修事業67万1,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

報告第5号は、令和5年度宿毛市水道事業会計予算繰越の報告でございます。

工法の選定に不測の日数を要したため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、7,720万9,000円を令和6年度に繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第6号は、令和5年度宿毛市一般会計予算事故繰越しの報告についてでございます。

令和4年度から令和5年度へ繰越ししておりました河川等環境整備事業につきまして、移転補償に伴う調整に不測の日数を要したため、703万6,000円を、繰越計算書のとおり令和6年度に事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げます。

次に、令和5年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約7億4,801万円の黒字決算となり、剰余金のうち5億円を減債基金に積立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業のほか3会計が黒字決算となっております。

今後も、大型の建設事業など多くの予算を必要とするため、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 以上で、諸般の報告

を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 引き続きまして、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第12号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明いたします。

議案第1号から議案第5号までは、「令和5年度宿毛市一般会計補正予算」、「令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算」、「令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算」、「令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算」及び「令和5年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算」でございます。

内容につきましては、地方債の変更等により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和6年3月29日付で専決処分したものでございます。

次に、議案第6号は、「令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算」についてでございます。

内容につきましては、建設改良費を繰り越すことに伴い、消費税の控除額が大幅に減少し、申告額が増加したため、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和6年3月29日付で専決処分したものでございます。

議案第7号は、「令和6年度宿毛市一般会計補正予算」でございます。

内容につきましては、4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震に伴う災害復旧費の増額により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和6年4月25日付で専決処分

したものでございます。

議案第8号は、「令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算」でございます。

内容につきましては、沖の島へき地診療所において、オンライン診療に必要な通信環境を整備するための回線工事等を実施するため、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和6年4月25日付で専決処分したものでございます。

議案第9号は、「令和6年度宿毛市一般会計補正予算」でございます。

内容につきましては、本年4月1日に決定した宿毛内海道路全線事業化に伴う祝賀会開催のため、緊急に予算補正をする必要が生じたので、令和6年5月2日付で専決処分したものでございます。

議案第10号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分したものでございます。

議案第11号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分したものでございます。

議案第12号は、「宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、

令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第13号は、令和6年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、現委員を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第14号は、「令和6年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で3億2,563万1,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方特例交付金6,305万4,000円、国庫支出金3億725万1,000円、市債5,040万円となっております。

また、市税につきましては、個人市民税の定額減税の影響により、6,305万4,000円の減額となっておりますが、同額を地方特例交付金の増額として見込んでおります。

一方、歳出で増額する主なものは、マイナンバーカードを活用した地域公共交通の利用促進を目的とし、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用した事業として、宿毛ID改修関連事業費736万1,000円、所得税・住民税の定額減税と併せて行う、定額減税しきれない方への給付金の支給に際し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として、定額減税補足給付金費1億7,465万5,000円、本市のお土産などを購入できる物産館として、移動式木造住宅を宿毛サニーサイドパークの敷地内に建設する事業として、宿毛物産館建設事業費5,151万3,000円を計上しております。

議案第15号は、令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費として、107万6,000円を増額しようとするものです。

議案第16号は、「令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について」でございます。

沖の島へき地診療所のオンライン診療の環境整備に必要なもののうち、議案第8号「専決処分した事件の承認について」で御説明した内容を省くものとして、タブレット端末の借上料など、総額で59万8,000円を増額しようとするものです。

議案第17号は、「宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、令和6年3月26日の議会議決を受け、日本体育施設株式会社四国営業所と契約締結しました、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事につきまして、水濠施設の改修を追加することにより、契約金額に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月18日から6月21日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、6月18日から6月21日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月18日から6月23日までの6日間を休会とし、6月24日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時21分 散会

令和6年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（令和6年6月24日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔太 君 | 4番 川村 圭一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健正 君 |
| 9番 川田 栄子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真弓 君 | 12番 野々下 昌文 君 |
| 13番 松浦 英夫 君 | 14番 寺田 公一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 純 君 |
| 議事係 長 | 福井 佑 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|----------------------------|---------|
| 市 長 | 中平 富宏 君 |
| 副 市 長 | 上村 秀生 君 |
| 企画課 長 | 谷本 裕子 君 |
| 総務課 長兼 選挙管理委員会 事務局 長 | 桑原 一 君 |
| 危機管理課 長 | 有田 巧史 君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 酒谷 | 幸夫 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 1番、井上です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。本定例会最初の質問になります。御答弁、よろしく願いいたします。

まず初めに、スポーツ振興について聞きます。

本市の取組で、スポーツ大会、合宿、練習の誘致に力を入れられていると思います。その中で、合宿誘致や大会開催の補助を市から行っていると思いますが、その活用実績について直近3年間の実績をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

直近3年間のスポーツ大会や合宿に対する補助実績についての御質問でございますが、本市では、スポーツ大会や合宿の誘致による地域活性化を図っていくため、市内の宿泊施設を利用した場合に、宿泊数に応じて補助金を交付する宿毛市スポーツ合宿等支援事業を実施しております。

直近3年間の事業実績といたしましては、令和3年度が、大会3件に対し、延べ646泊分に28万9,500円、また合宿2件に対し、延べ670泊分に20万円を補助、令和4年度が、大会5件に対し、延べ1,118泊分に対して43万4,776円を補助、令和5年度は、大会8件に対し、延べ1,705件分68万4,750円、また合宿4件に対し、延べ766泊分50万2,000円を補助しております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 実績については分かりました。

その補助金についてなんですが、今回、令和6年度の予算から合宿誘致、大会補助金ともに、前年予算よりもかなり上がっていると思います。

例えば、合宿で見ると、70万円から135万円、大会で見ると50万円から140万円へと増加されていると思います。本年の見込み件数、取組内容について聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、井上議員の一般質問にお答えします。

先ほどの答弁で、令和4年度の大会件数の延べ数が間違っておりましたので訂正いたします。

正しくは、1,188泊に対しまして、43万4,776円を補助したものでございます。

続きまして、宿毛市スポーツ合宿等支援事業につきましては、昨年度、補助対象となる宿泊数を100泊以上から50泊以上に変更し、より多くの種目で本事業を御活用いただけるよう、改正を行っております。

本年度につきましては、大会6件に対し、延べ1,040泊、合宿8件分、延べ1,500泊を見込んでおりまして、新たな合宿相談の連絡もいただいておりますので、昨年度を上回る宿泊数となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 本年度の取組については分かりました。

この補助を行って誘致をするということは、外部から人が来ていただいて、宿毛市に外貨を落としていただけることにもつながると思いますので、ぜひ積極的な活用を、今後ともよろし

くお願いいたします。

続きましては、その補助を行って、合宿や大会を行った市内のスポーツ施設について聞かせていただきます。

事前に確認したところ、その施設については、宿毛市総合運動公園、宿毛市野球場、東部グラウンド3か所になるかと思えます。そのような外部から来ていただいて使用する体育施設については、例えばサッカー大会に来たのに、芝が剥がれて状態が悪かった。合宿に来たのに、使用施設的环境が整っていなかったなど、施設的环境に問題があれば、再度利用をしていただけないことにもなります。そのような事態にならないためにも、当該施設の修繕や改修計画には、しっかりと計画をあらかじめ立てていくことが必要ではないかと思えますが、その施設の修繕や改修計画について、本市はどのように計画をされているか聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

スポーツ合宿やスポーツ大会誘致は、交流人口の拡大に寄与し、地域に多くの利益をもたらすことが期待され、同時にこれらの施設を利用する市民の健康増進などにも寄与するため、非常に重要な役割を果たしている施設であると認識しております。

宿毛市総合運動公園や、野球場がある宿毛運動公園につきましては、宿毛市公共施設等総合管理計画を策定し、限られた財源を有効活用する観点から、市長部局とも連携を取りながら、優先順位を設定し、修繕及び改修を行うこととしております。

今後も、指定管理者であるNPO法人宿毛市体育協会とも連携し、計画的な施設管理を行い、社会体育施設を適切に維持・運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 分かりました。社会体育施設については、市民の利用時においても、管理が行き届いていないことを聞くことがあるので、そういったことにならないように、指定管理者などしっかりと密に連携を取りながら、改修計画の対応をお願いいたします。

その中で、ひとつ確認をさせていただきたいのが、宿毛市運動公園の陸上競技場についてになります。

陸上競技場は、今、3種公認に向けて改修工事が進められていると思いますが、その中の天然芝の箇所については、少年サッカー大会などで頻繁に利用していました。3種公認には、芝の部分は関係ないと思いますが、工事中の管理、そして工事後の芝の管理というものが少し気になっております。

そういったものについて少しお聞かせをさせていただきたいのですが、どのように考えているか、見解をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

3種公認継続に向けた改修工事において、芝の部分も一部工事範囲に入っておりますが、工事の完了後はこれまでどおり御利用いただくことが可能となります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 一つ確認です。

そういうことは、今の現状の芝の状態を維持しながら、そのまま張り替えなどは考えずに進めていくという認識でよろしいですか。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

芝の利用につきましては、議員おっしゃられたとおり、利用いただくことが可能であると認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） すみません、ちょっと御答弁の内容なんですけど、今の芝の状態で、そのまま進められるということの確認なのですが、その点について、もう一度お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） お答えいたします。

芝につきましては、工事で影響があります一部分は張り替えを行いますけれども、ほとんどのところは今のままの、現状の芝の状態となります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 状況については理解しました。

少し気になるのが、工事の影響のある箇所と工事が影響がない箇所で分かれてしまうという状態になっていると思うのですが、芝の張り替え時に、ここだけちょっと色が違いか状態が違いか、そういった懸念が出てくると思うのですけれども、その点について、少し考えだけ聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、井上議員の再質問にお答えします。

工事で一部張り替えしますのは、夏芝と言われる芝で、工事の完成を予定している12月は、一般的に夏芝の葉が枯れている時期になります。

通常は、夏芝の葉が枯れている冬の時期を補うために、秋頃に冬芝の種をまき、冬場のコンディションを保っていますので、工事した範囲としていない範囲が、早々に同じ状態まではな

らないと思います。

しかしながら、張り替えをする夏芝自体は新たに苗から定植するのではなく、今ある芝を一旦はいで、高さ調整をした後、元に戻しますので、新芽を出し、根を張る来年度の春の定植は比較的早く行われると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 御回答ありがとうございます。その懸念がちょっとあったので、確認をさせていただきました。

やはりリニューアルオープンして注目度も上がる施設になると思いますので、施設の状態についてはすごく気を遣っていただきたい、そういった思いで確認をさせていただきました。今後も引き続き、改修工事の計画なども進み中で、しっかりと確認を取っていただきながら、管理をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

スポーツの外部大会参加への補助の検討について、聞かせていただきます。

現在、本市には、外部へのスポーツ大会に参加をする際には補助をされていないと思います。

子供が競技をする際に、競技レベルが上がるごとに大きな大会への参加が増えてくると思われます。その際に、大会参加料、交通費、宿泊費など、親への経済的負担が増えてきます。物価高騰もあり、その支出は経済的にしんどいという声も多く聞かれます。

そういった経済的負担を少しでも軽くすることで、子供たちがスポーツの才能を伸ばしている機会を、より多く享受することにつながるのではないかと私は考えております。

また、その子供たちの中から、本市出身のプロスポーツ選手が輩出されれば、先ほど取り上げた合宿、練習を誘致する際のPRにもつながるのではないかと考えております。

本市から輩出されたアスリートである豊ノ島の縁で、大久保嘉人さんや吉田沙保里さんが来てくれたことも記憶に新しいのではないかと思います。

最近では、サッカーのU-17日本女子代表に、本市出身の坂田湖琳さんが選出されたといううれしいニュースもありました。

そのようなアスリートがどんどん輩出され、スポーツで宿毛が盛り上がっていけば、この補助を行う費用対効果もあるのではないのでしょうか。未来への投資と思って、補助の創設を検討してみてもどうかと考えております。

市としての見解を聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） おはようございます。井上議員の一般質問にお答えいたします。

年代を問わず、宿毛市から県大会や全国大会へ出場する際に、交通費や宿泊費等について、金銭的な負担が付随してくることは理解しており、同様の御意見、御要望がこれまでもございました。

検討する中で、例えば地方大会から勝ち上がって全国大会に進むといった、野球、サッカーなどの競技人口が多いスポーツもあれば、オープン参加で出場する、全国大会しかないスポーツも、様々ある中で、対象となる競技大会の選定や特定のスポーツだけが恩恵を受けられることがないように配慮することが、公平性の観点から難しいことなどから、宿毛市教育委員会としましては、中体連主催の県総体や駅伝大会に絞って補助をしてまいりました。

今後につきましては、今回、議員から御意見をいただきました内容も参考にすることで、他の自治体等の状況も含めて注視してまいりたいと思います。

御理解いただけますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 見解については分かりました。

少し、その中で競技が絞れないという理由が大きくなっていると思うのですが、自分としては、やらない理由としては消極的な理由ではないかなと思っております。

例えば、四万十町では、全国大会の参加支援事業として、1人当たり上限1万5,000円、これ選手と指導者にも支援を行っています。

先ほど、触れなかったのですが、部活動の地域移行もされている中で、大会に帯同する指導者の負担も増えてくるのではないかと考えております。やはり競技種目も、先ほど紹介した四万十町は絞っていないということで、ほかの自治体も、そういった事例も確認していますので、本市でも取り組めるのではないかと私は思っております。ぜひ、他市町村の事例も踏まえながら導入を検討していただきたいと思います。

また、本市のスポーツ振興の重点戦略で、スポーツ交流の促進ではこう書かれております。頑張る選手をもてなし、応援するという、受け入れる側には力を入れている一方、外に出る選手については書かれておりません。

例えば、宿毛でスポーツを頑張っている選手が大きな大会に出るときに支援し、活躍していただける機会をつくって、外部とのスポーツ交流につなげるということで、送り出すほうにも、今後、力を入れていってはどうかと考えております。

そういった、今後外に送り出していくことへの見解について、もう一度聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 議員のほうから、受入側にだけ力を入れるのではなくて、選手が外

へ出ていく、そういったところにも御支援をと
いう御意見であったと思います。

先ほども申しましたように、今回そういった
御意見もいただきましたので、今後、近隣の市
町村であったり、先ほど四万十町の例もいた
だきましたので、そういったところも精査しな
がら、今後、取組をできたらと考えておりま
すので、御了解ください。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 教育長から御答弁い
たいただきまして、なかなか難しい状態なのは理解は
している一方、負担も増えていっている、指導
者や親の経済的負担、また子供へのスポーツの
才能を伸ばすことへの機会の創出における投資
とあって、またぜひ前向きに検討していただき
たいと思っておりますので、今後の検討を期待
しております。

この件については、以上にさせていただきます
す。

続いては、認知症対策について聞かせていた
だきます。

まず、昨年より始まったオンライン健脳カ
フェ事業について、導入件数や活用状況など、現
状について聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、
お答えいたします。

オンライン健脳カフェは、認知症に関するセ
ミナーや健脳体操、栄養教室などのプログラム
を市民の皆さんがインターネットを通じて御自
宅や集いの場で体験していただける内容とな
っております。

普及啓発につきましては、昨年7月の講演会
をはじめとしまして、介護予防自主グループや
地域元気クラブなどの高齢者の集いの場、また
健康診査会場など、20か所以上で説明を行い、

多くの場所で体験もしていただきました。

そのほか、ポスターやチラシの配布、介護保
険事業所のデイサービス2か所へも説明を実施
しています。

現在の登録者数は、令和6年6月16日現在
で112人となっております。その中には、介護
予防自主グループなどの集いの場での登録も5
か所含まれており、自主グループでは約50人
が御利用いただいております。

今後も、健脳カフェ運営事務局より視聴コン
テンツの拡充や、毎週金曜日開催の新井医師の
質問会など、いつでも簡単にできる内容が追加
予定となっており、より多くの市民の皆さんに
御利用いただけるよう、普及活動を推進してま
いります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 現状については分かり
ました。

オンライン健脳カフェについて、私なりに少
し課題に思うことがあるので、その部分につ
いて聞かせていただきます。

先ほど、各地区の自主グループなどで登録を
増やしているということをお聞かせいただきま
したが、実際に使用するという、定着がなかな
かされていないのではないかなと思ってお
ります。

自主グループで実際に聞かせていただければ、
はじめ数か月はやっていましたが、参加者から10
0歳体操で十分ではないかという声もあって、
今はやっていない。インターネット機器の取扱
いに不慣れで、最初使ってからやっていない、
などといった声も聞かれており、なかなか高
齢者層に定着ができていないのではないかと
思っております。

使っても使わなくても、このオンライン健
脳カフェというのは、使用料がかかるものにな

ていると思いますので、今後少しでも定着をさせる必要があるのではないかと思います。

定着をする、そういった取組を、どう取り組んでいくかっていうことを、今回聞かせていただきたいので、その点について見解をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

オンライン健脳カフェにつきましては、利用者登録やコンテンツ視聴に関して、携帯やパソコンの操作に慣れていないことや、パソコンで視聴する際には、Wi-Fi環境がないと視聴できないことから、難易度が高いと感じられることが課題であると認識しています。

課題の解決に向け、まずは高齢者の集いの場へオンライン健脳カフェの情報提供を継続的に行い、利用者登録をはじめ、パソコン操作に慣れていただけるよう支援するとともに、ノートパソコンやWi-Fi機器等の貸出しも行い、多くの方に楽しんで認知症予防を行ってもらえるよう取り組んでまいります。

今後は、介護予防自主グループなど、高齢者の集いの場での利用を毎年2か所ずつ増やすこと、40歳以上の健診受診者の10%、約180人程度の方に登録いただけることを目標に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ぜひ前向きに登録を進めていって、また使用も増やしていくという計画ですので、目標を達成できるように、積極的に進めていただきたいと思います。

せっかく導入しても使っていっていただけないということはもったいないと思いますので、そういったことがないように、課としても十分注視をしながら、進めていっていただきたいと

思います。

今後、その状況を把握しながら、また自分も確認をさせていただくこともあると思いますので、よろしく願いいたします。

続いては、補聴器購入時の補助金の創設について聞きます。

この質問のテーマである認知症と、加齢による難聴とは因果関係が強いとされております。

難聴があると、認知機能の一部である知識力と情報処理のスピードが低下しやすく、加齢性難聴の症状が進むほど、認知症発症のリスクが高まるとされています。日本と欧米諸国では、難聴者率が大きく異なるにもかかわらず、日本では補聴器の普及率の遅れが指摘をされております。

その理由の一つが、補聴器の価格が高額であり、中等度以下の場合、購入後に医療費控除を受けられたとしても控除額が少なく、自己負担が高額になることが課題であって、年金受給者など、低所得者にとって補聴器購入そのものが困難であるとされています。

県内の自治体でも、補聴器購入時の補助を行っている自治体が以前に比べて増えてきており、例えば近隣の四万十市や土佐清水市にも導入事例があります。

参考までに、四万十市の基準については、補聴器本体の購入費用に係る費用の2分の1、上限5万円を補助しております。金額については、土佐清水市も同じ金額になっております。

補聴器の普及が進むことで、高齢になっても生活の質を落とさず、健やかに過ごすことができ、認知症予防が強化されることは、健康寿命の延伸にもつながると思います。

また、本市では、以前に介護予防・日常生活支援ニーズ調査ということで、多くの方にニーズの調査を行っていると思います。そういう調査結果を踏まえて、今回、本市では、高齢者へ

の補聴器購入時の補助、そういったものの新たな創設、その検討について考えをお聞かせいただきたいと思っております。

考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

要介護認定1から5の認定を受けていない65歳以上の市民の方を対象に行いました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、耳の聞こえの程度についての設問で、普通に聞こえるが61.5%、次いで、やや聞こえにくいが28.2%、かなり大きな声なら何とか聞こえるが7.1%、ほとんど聞こえないが0.8%となっており、全体で36.1%の方が何らかの聞こえにくさを感じているという結果が出ています。

聞こえづらさの日常生活への影響は、コミュニケーションの取りづらさから、人との交流を控え、孤立やひきこもりとなる可能性もあり、そのことから認知症の発症リスクも高まると言われています。

聞こえに関する御相談があった場合には、その内容に応じた情報提供や支援を心がけているところですが、補聴器購入に対する補助制度につきましても、一定の需要はあると考えており、情報収集などに引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 今の御回答の中で、聞こえにくいという方が36%もいるということで、先ほども認知症の対策の中で、耳が聞こえないということは、認知症が進むという因果関係が本当に強いというのが出ておりますので、前向きに取組に向けて検討していただきたいんですが、そのニーズ調査の中で、実際にこの3

6%いるというのを、多いと思われているのか少ないと思われているのか、その点について考えをお聞かせいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

実際にこのパーセントが多いかどうか、要介護認定を受けられている方になりますと、年齢層も高くなりますので、さらに上がっては来ます。

ですが、このパーセント自体、申し訳ありません、ほかと比べたことがないので、実際、宿毛市が多いのかどうなのかということとは分かりかねるところではありますが、その中でふだんの生活をされている方、補聴器を持っておられない方も多数いらっしゃいますので、平均的なところではないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 先ほど、四万十市や土佐清水市の導入事例を紹介させていただきましたので、そういったほかの自治体との、先ほどのパーセンテージ多いか少ないかということもしっかりと確認をしていただきながら、なぜほかの自治体が導入したのかという経緯も、しっかりと確認をしていただきたいと思っております。

実際に耳が聞こえづらくなるというのは、誰しもがひとしく、加齢によって起こり得る現象だと思っておりますので、これは自分も含めて、今は他人事だと思っても、自身がなったときにはもう手後れじゃないかなと思っておりますので、他人事にならずに、自分のことだと一人ひとりが捉えることが必要ではないかと思っております。

執行部におかれましても、補助金の創設、もう一度しっかりと考えていただきたいと思っております。

この件については、以上とさせていただきます。

続いて、九州へのフェリー航路創設について聞かせていただきます。

御存じのとおり、現在、九州地方が大変盛り上がりしております。国が巨額の予算を投じて、熊本県に台湾の半導体製造会社であるTSMCを誘致して、もともと温泉などの観光資源が豊かにあった九州に、一層ヒト・モノ・カネなどが集まるようになっております。

この九州の豊かさを本市に引き込むことが、私は必要ではないかと考えております。

そこで、現在、休止になっている宿毛佐伯フェリー航路について伺います。

宿毛佐伯フェリーは、平成30年より運航を休止しております。前回、一般質問でも取り上げられてからもう5年以上、時間が経過しているので、情報を整理するためにも、再度、今回、佐伯フェリー航路休止についての経緯、また今の現状について聞かせていただきたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） そのフェリーに入る前に、補助金について、執行部のほうでしっかりと考えてほしいという御意見ありましたので、それについて、私の考え方も含めて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

いろいろな補助金、それからまた、いろんな形で、いろんなところに補助をしてほしい、そういった話があるというのは、重々、自分の方も認識をしているところでございます。

そういった形の中で、限られた財源の中で、宿毛市の色を見せながら、他の地域でやっていない、そういった補助事業も宿毛市として取組をさせていただいているといった現状でもございます。

そういった中で、地域間によって補助金があ

るもの、ないもの、支援ができるもの、できないもの、そういったものがあるかと思いますが、そこには住民の方々がおられて、その生活の中で非常に困っておられるということでございますので、その言葉に対しましては真摯に受け止めをさせていただきまして、担当課と十分に協議をさせていただきたい、そのように思っております。

またこの補聴器につきましては、補聴器を使用されている高齢者の方々からよくお話を聞かれますが、安いものもあるそうでございます。ただ安いものに関しては、装着感が、違和感がありまして、なかなかずっとつけていられないという形の中で、10数万円のものの方が非常にクリアに聞こえていいという形の中で、結果的に高額なものになっているところも聞いています。

ただその一方で、確かに安価なものもあるということもございますので、その辺りもしっかりと調査をしてみたい、そのように思っているところでございます。

また認知症との関係性についても、井上議員からお話がありました。認知症に関しましては、またそのメカニズムに関しては、いろいろとされているところでございますが、脳内の分泌物といったものが非常に影響していると言われていたところでございまして、認知症に関しましては、耳の聞こえが悪くなったから、認知症の病気自体が発症するというふうには考えられていないかとは認識をしているところでございますが、その一方で、認知症の進行に関してはコミュニケーションが取れないということが影響しているということでございますので、こちらについても、しっかりと研究をしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

フェリーの状況につきましては、まずは担当

課から御説明をさせていただきたい、答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛佐伯航路は、宿毛湾港片島岸壁と大分県佐伯市の佐伯港を結ぶ航路で、昭和46年に宿毛観光汽船株式会社により開設されました。以降、四国西南地域と九州を結ぶ海上交通の要衝としての役割を果たしてきましたが、道路交通網の整備や、ほかの航路との競合により、経営が悪化し、これに加え、燃料高騰等累積債務にあり、財務状況が悪化し、平成16年1月に宿毛観光汽船株式会社が自己破産し、同日より運行休止となっております。

航路再開を望む地元団体や県内の関係団体からの要望を受け、本市を含む幡多地域の6市町村と高知県が連携し、航路再開の取組を進める中で、同年7月に航路再開を検討する事業者が現れ、支援策等の協議を開始いたしました。

幡多地域の6市町村と高知県による支援策等に関する協議調整がなされ、同年9月に株式会社宿毛フェリーが設立、同年12月に1隻体制による航路再開に至りました。

以降、四国西南地域と九州を結ぶ観光と物流の拠点としての役割を担っておりましたが、運航船舶の老朽化に伴う修繕費の増大や燃料高騰により、財務状況が急激に悪化し、資金繰りのめどが立たず、平成30年10月19日より運行を休止、平成31年3月に株式会社宿毛フェリーより、本市に対して運航再開断念が正式に表明され、同年7月に船体が売却されました。

以降、本市は航路再開に向けて、一般旅客航路を運航する海運会社へのアンケートや、関心を示した海運会社との協議を行うも、具体的な議論には至らず、九州と本州を結ぶ新たな航路の開設を含め、他の方法による事業化の可能性

を模索するも、その実現には至っておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 現状については分かりました。

フェリーの船体売却もして、宿毛佐伯航路をそのまま再開ということの困難さを痛感しました。

しかし、九州の豊かさを本市に引き込むという、先ほど私は思いを言いましたところ、宿毛から佐伯に向けてのフェリー航路にこだわらなくてもよいのではないかと考えております。

先ほどの答弁の中でも、九州と本市を結ぶ新たな航路の開設を含め、というところも言葉にあったように、本市から九州へのフェリー航路があることは必要ではないかと考えております。それにはまず、本市から九州へのフェリー航路のあることのメリット、それはやはり先ほども答弁の中にあつたような、四国西南地域と九州へのアクセスポイントとなっていたということが大きいと思います。そのアクセスポイントとなることで、関係人口、交流人口の増加による産業振興、また観光振興が進む。また、現在、問題となっているドライバー不足の物流問題への輸送、その問題への対応、これはモーダルシフトと言われていますが、そういうことの推進。大規模災害が起きたときの復興支援を得るための航路としての活用ができるのではないかと考えております。

そういったメリットがあると考えておりますし、またそのメリットがあることによって、本市から九州へのフェリー航路が必要ではないかと考えております。

そのメリットによる必要性、またメリットについて市としてどう考えているか、見解を聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

九州と本市を結ぶ航路のメリットにつきましては、地理的な条件に加えまして、モーダルシフト、お話ありましたが、こちらによるCO₂排出量の削減効果などの環境負荷低減、交通渋滞や事故の減少効果、物流に関する人手不足の解消や働き方改革への対応、緊急時のライフラインとしての海上物流の確保、海上交通の構築による観光客などを含めた交流人口や関係人口の増大など、様々な面でメリットがあるものと認識をしているところでございます。

一方で、航路事業者にとりましては、安定的な航路運営には安価な輸送コストを実現する一定規模以上の輸送能力が要求をされます。そのため、本市と九州を結ぶ航路事業の開始に当たりましては、かなりの投資が必要であり、原油高による原材料価格の高騰する現状では、事業化のハードルは非常に高いものとなっている、そういった現状でございます。

しかしながら、人口減少対策を進める本市にとりまして、本市と九州を結ぶフェリー航路は、本市の課題の多くを改善するものでございまして、その必要性を強く感じており、これまでもその実現に向けまして、国土交通省四国地方整備局の部長に御同行いただき、佐伯市のみならず、宮崎県等への訪問など、その取組を続けてきたといったところでございます。

モーダルシフトという形の中で、物流をトラック輸送のみならず、鉄道やフェリーで運ぼうということでございます。そういった形の中で、環境負荷も抑制しながら、人的にも負荷をかけないで物を運ぶという考え方でございます。

この考え方については、数十年前から動いておりますが、そういった背景があるにもかかわらず、この高知県においてフェリー航路というのは、次々と航路がなくなってきているといっ

た現状でございます。

宿毛市におきましても、一度は宿毛佐伯フェリーが倒産という形の中で、宿毛フェリーとして、古いほうの船を残して再開をした、そういった航路でございました。

ただ、残った船が古いという状況もありまして、非常に経営的に難しかったということで、またしても航路がなくなったといった状況でございます。

その一方で、八幡浜から九州を結ぶ航路については、傍目では非常に順調に動いているのではないかなというふうに感じているところでございまして、関西から南九州に関しましては、南港であるとか、直接、大阪の辺りから九州への航路があるところでございます。そして下関は道路がつながっているところでございまして、こういったところを加味しながら、この宿毛市からどこへ航路をつなげば優位性が高いのか、また、八幡浜の航路と競合することなく、ここに人や物を集めることができるのか、そういったこともしっかりと分析をしながら、今年、事業化になったこの8の字の高規格道路をしっかりと生かせる形の中で、これからもさらにこの取組を進めていかないといけないと思っております。各関係機関には、その思いを常に伝えている、そういった現状でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） メリットや必要性があるということについて、同じように考えていただいていることはうれしく思います。その思いはありつつも、大きな投資が必要で、事業化のハードルは大変高いということについては、認識をいたしました。

しかし、本市が将来にわたって外需を獲得し、豊かさを得ていくためには、九州へのフェリー航路創設が必要であると、私は強く言わせてい

たきます。

現在、宿毛市以外の幡多近隣自治体でも、フェリー航路の必要性を感じていただいて、創設に向けて動いていこうという声をいただいております。

先日、四万十市での6月議会での一般質問でも取り上げていただいており、今後、九州へのフェリー航路創設について、幡多地域、また幡多の広域の自治体に広げていこう、また国・県や、そういったところにも要望していこうというお話もいただいております。

その火を絶やさないためにも、まず宿毛市が、これからフェリー航路が必要であると、事業化は考えているという姿勢を見せていただくことが必要ではないかと考えております。

本市単独での事業化は大変難しい事業であるとは、私も承知はしております。何とか実現に向けて、国、県、幡多郡全体で、市町村いろんな形で力を貸していただけるような連携を取っていただきたいとも考えております。

これから継続して、九州へのフェリー航路創設に動いていくための調査研究や、外部折衝を行っていくといったことへの検討について、再度、本市としての姿勢を聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。先ほどの答弁で説明をしたところでもございますが、九州への新たなフェリー航路創設の必要性を強く私も感じる一方で、使用可能で、安価に購入できる船舶がないことや、多くの業種で生じている人材不足など、クリアすべき課題は多く、事業化の実現には多くの困難が想定をされているといった現状でございます。

一方で、本市を含む高規格幹線道路の延伸など、陸上交通の整備は着実に進行し、先ほども言いましたが、四国8の字ルートの完成が見えつつある現在において、宿毛湾港の持つ海上交

通の要衝となるポテンシャルは、ますます向上するものと考えているところでもございます。

また、九州においても、熊本県のお話ありました、TSMCなどの半導体企業の工場立地や、高速道路の整備促進など、状況は日々変化をしております、新たな物流や人の流れから、様々な可能性を秘めているものと感じているところでもございます。

本市といたしましても、宿毛湾港の持つポテンシャルを生かすべく、これまで同様、関係機関との連携を図りながら、本市と九州を結ぶフェリー航路開設の実現に向け取り組んでまいりたい、そのように考えているところでもございます。

先ほど井上議員から、近隣の方々とも一緒になってということでもございました。また本市だけの支援は非常に難しいというお話でもありました。既に、県力も借りながら、宿毛市が中心となってではありますが、近隣の幡多のそれぞれの市町村にも負担金を頂く中で、前回の宿毛フェリーの航路の再開にも、そういった活動が結びついたところでもございます。

当然、この件につきましては、高知県、近隣市町村とともに、支援を継続していく、そういったものが肝となると思っておりますので、こういった話が少しでも前に進みそうな話題があるときには、当然そういったところと連携をしながら、前に進めていかないといけないと思っています。

その一方で、高速道路の延伸というのが、非常に航路再開には大きな要因になってこようかと思っておりますので、4月1日に事業化になったこの道路を一日も早くつける、そしてつく日が計画上現れる、そういったことが非常に肝要かと感じているところでもございますので、この高速道路の延伸をしっかりと見ながら、この話をいろんな方面にしていきたいなと思っております。

議員の皆様方にも御協力いただかないといけない大きなプロジェクトになろうかと思っておりますので、この航路再開については、火を消すことなく言い続けていきたいと思っておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 思い、実現に向けての動き、お答えいただいて分かりました。

1点だけ、少し聞かせていただきたいのですが、先ほども言ったように、幡多の近隣の自治体でも動きがありまして、宿毛市の行政単独で動いていくわけではないと、私も考えております。

例えば、九州へのフェリー航路創設に向けて、検討委員会ということで外部団体が立ち上がったときに、宿毛市として、そういう外部団体との協力、そして団体への支援などについて、考えがあればお聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、お答えをさせていただきます。

検討委員会というお話ありました、いろいろな形の中で、道路もそうなんです、そういったものを立ち上げたり、また促進協議会であったり、いろいろな形の中で動きを取っています。

以前は、西南空港といったものも、民間団体と一緒に取組を進めたところもありますし、この高速道路も、一時は、和田から西海ですか。愛媛県の御荘町のまだ向こうなんです、松山寄りの西海です。

この区間が、路線としてなかった。そういった時代は、私と寺田議員は存じているとは思いますが、民間団体のみならず、議会も、愛媛県愛南町の議会と宿毛市の議会がともになって、そういった協議会の立ち上げに向けて動いた経緯もございます。

ただ、こういったものには何かのきっかけが必要だと思っております。現在、宿毛市から九州へのフェリー航路につきましては、利点というものがまだまだ薄いと思っております。

ここを、先ほども申しましたように、確実なものにしていくためには、この高規格道路がつながることが大きな要因になろうかと思っておりますので、そういったタイミングができたときに、一気に盛り上げていく、こういったものが必要ではないかなと思っております。

ただそういったものに向けて、皆さん方と一緒に準備を進めていくといったことは今からやってもいいとは思っておりますので、そういったことの中で、しっかりと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） ありがとうございます。

私もこの質問で取り上げるだけではなく、実現に向けて何ができるかというのを、積極的に動いて、また本市ともしっかり連携を取らせていただきたいと思っておりますので、その際にはまた協力、また御指導、御助言をお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございます。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、さきの3月の定例会でも、同じように

質問の前に、1月1日に起きた能登半島地震の被災された皆さんにお見舞いの言葉を申し上げましたが、この6月定例会では、地元宿毛市で起きた、4月17日の豊後水道沖地震で被災された市民の皆さんにお見舞い申し上げます。

現在もなお、瓦の修理、家のひび割れ、傾き、またはお墓の修繕など、御苦労されている方も多いと思います。

17日の当日の11時14分、私は布団の中に入り、休もうとしていたときでありました。ずずずっと大きな揺れが数秒続き、飾ってある写真が1枚だけ倒れました。そのときの自分の感覚では、2016年4月14日に起きた熊本地震ぐらいかなと思っていました。

あのときも、夜の地震でありましたが、今回、震度4か5ぐらいを予測して、すぐテレビをつけて情報を確認すると、震度6弱、私が生まれて経験したことのない大きな地震でありました。

現在、被災して2か月が経過してもなお、屋根にはブルーシートが目立ち、荒瀬山から見下ろすと、被害状況の大きさがよく分かります。

被災された地元の方にお聞きしますと、屋根の修繕は、順番がすぐに来ないのでそのままになっている。この際、屋根だけでなく、自宅の耐震を含め、改修工事を宿毛市の耐震補助金を活用して行いたい、と話していました。

まだまだ時間がかかりそうであります。たくさんの方々が被害に遭われた今回の地震であります。豊後水道沖地震での被害状況をお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

4月17日23時14分に発生した豊後水道地震の被害状況につきましては、市内各所で発生した水の濁りや既存市街地を中心に瓦屋根の崩落、家屋の壁面損傷、そしてブロック塀の倒

壊などの被害が数多く発生し、量販店や飲食店などでは、商品の落下による破損被害が多くございました。

また、負傷者につきましては3名、うち2名が骨折を伴うものでした。

市道や公共施設の被害につきましては、西町での水道管破裂や濁りの被害、宿毛中学校玄関前の舗装の亀裂被害、それから市道山北線の落石による通行止めなどの被害が発生しました。

なお、被災証明及び罹災証明の発行件数は、6月13日現在で、被災証明が345件、罹災証明は25件となっております。

罹災証明の発行件数の内訳としましては、中規模半壊1件、半壊6件、準半壊7件、一部損壊11件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 大きな地震の割には死者が出ず、負傷者も僅かであったと安堵していますが、市街地でお住まいの方々は、市内の中でも揺れが大きく、酒屋さんの被害状況がテレビで何度も映し出され、大変な状況がうかがえました。

この身近で起こった地震が、起きて1か月ぐらいは豊後水道沖を震源とする震度1以上の地震が本当に多くて、またかと、次は南海トラフ地震が来るのではと、不安な日々が続きました。

2か月を過ぎた現在は、その頻度も下がってきている状況であります。

今回の地震で、たくさん義援金が集まっていると聞きます。6月28日まで義援金を募ると言われていましたが、現在幾ら集まり、配分はどのような方に、どれくらいの金額を、いつまでに渡すことができるのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、堀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

堀議員のほうから、今回の豊後水道の地震、そしてこれを受けて南海トラフの地震が非常に怖いというお話がありましたが、専門家の話によりますと、この因果関係についてはないということではございますが、必ず来ると言われている南海トラフ地震へ向けて、しっかりと対応していかなければならないし、また心の準備も同時に整えていかなければいけない、そのように思っているところでございます。

被災の災害義援金額につきましては、まずは金額につきましては、6月21日現在、634万2,159円となっているところでございます。多くの方々から御支援をいただきましたことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

また、災害義援金の募集は口座への振込、窓口での受領のほか、本庁舎及び各支所におきましても、募金箱を設置して行っているところでございます。

募金をしていただいた方々の中には、自らが被災された市民の方もおられたのではないかと考えているところでございます。御自身が被災者であるにもかかわらず、浄財を頂戴いただきましたことに、その市民の温かさを感じまして、本当に私自身も心が熱くなったところでございました。

本当に心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

その詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤恵介君） 会計管理者兼会計課長、堀議員の一般質問にお答えします。

災害義援金として集まった災害見舞金の配付対象者につきましては、大きく分けて三つの区

分の方々を予定しております。

1つ目が、負傷された方、2つ目が、住家または家財に被害を受けた方、3つ目が、事業用資産に被害を受けた方となります。

まず、1つ目の負傷された方については、4月17日現在、本市に住民登録があり、地震により負傷し、医師の治療を受けた方となり、申請者は負傷者本人となります。

2つ目の、住家または家財に被害を受けた方のうち、まず、住家被害については、4月17日現在、本市に住民登録があり、自己あるいは家族所有の住宅に居住しており、地震により補修を必要とする被害のあった世帯主の方が対象となります。ゆえに、申請者は世帯主とします。

配付の対象とするものとしましては、屋根、天井、壁、柱、住宅敷地内にある倉庫、車庫、塀、また、建物附属設備として、浄化槽、給湯器、温水器、雨どい、窓ガラス、配管、流し台、浴槽等の被害です。なお、墓石等は対象外とします。

家財被害については、4月17日現在、本市に住民登録があり、自己あるいは家族所有の家財に、地震により補修買い替えを必要とする被害のあった世帯主の方となります。こちらも申請者は世帯主とします。

家財被害の配付の対象となるものは、車両、家具、電化製品等で、被害総額が1万円以上の場合とします。なお、食器、陶器、ガラス製品などの割れ物や、衣類その他生活雑貨等の消耗品は対象外とします。

3つ目の事業用資産に被害を受けた方については、4月17日現在、本市内に事業所を有し、事業を営む個人で、事業用資産に地震により補修、買替え、廃棄を必要とする被害のあった方となります。申請者は、事業主とします。配付の対象とするものは自己所有の店舗、倉庫等、機械、器具、備品、商品として販売する物品で、

被害総額が1万円以上の場合とします。

災害見舞金の配付につきましては、7月からの申請受付終了後、8月から口座振込にて順次行う予定としております。

8月中には終わらせたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 詳しい説明ありがとうございます。少しでも早く被害者の皆さんにお渡しできればよいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今回の地震は、四国で初めて震度6弱の揺れに見舞われました。私自身も、本当に南海トラフ地震が来たと連想しました。市民の皆さんからも、怖かったね。すごい揺れたね。南海トラフ地震が来たと思うたねと、行く先々でそんな話を聞きました。

宿毛市は、令和6年3月定例会において、私からの事前復興の内容を問うた質問に対して、市長より令和5年度から3年間かけて、宿毛市事前復興まちづくり計画を作成している。

令和6年度、7年度は沿岸部の4ブロックでワークショップを開くので、多くの市民の方に参加してほしいとの話がありました。

市民の関心の高いうちに、ワークショップを開いたらどうかと思いますが、日程など詳しい予定が決まっているようであれば、お願いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市では、今後必ず発生する南海トラフ地震に備え、市民の命を守るとともに、地域の暮らしの質を向上させ、魅力あるまちづくりを推進するため、令和5年度より宿毛市事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおります。

今年度から2年間かけて津波被害が想定され

る地域を、中央、西、小筑紫、沖の島の4地域に分けてワークショップを行い、住まいの在り方や地域産業、暮らしの維持・向上について議論を深めてまいります。

また、6月7日には、本市の防災減災アドバイザーであります高知大学の原教授に、災害に強いまちづくりと題しまして御講演をいただき、東日本大震災や能登半島地震の事例から、よりよい復興には事前復興まちづくり計画は重要であるということ、講演に参加した164名の市民の皆さんに分かりやすく御説明をいただきました。

地域ワークショップの参加者募集について、講演会会場で資料を配付の上、募集を開始し、6月17日の地区長宛文書にて回覧をお願いをしております。

なお、1回目のワークショップの開催時期につきましては、7月末頃をめどに、調整を進めておりまして、2年間で各地域におきまして、6回程度の開催を予定しております。

なお、ワークショップへの参加は、事前申込制となっております。開催日時につきましては、申込者に対してメールや電話等でお知らせをいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7月後半に予定しているということで、先ほど危機管理課長も言われていましたが、事前復興まちづくり計画の一環として、6月7日に高知大学の原教授をお招きして、災害に強いまちづくりと題して文教センターに、ただいまの報告によりますと164名の参加があったそうです。

また、6月17日に、同じく高知大学の岡村教授を、こちらは片島中学校と片島区がお招きして、南海トラフ巨大地震への備えと題して講演が行われました。

片島中学校の生徒、保護者、西地区の地域の方もたくさん来られていました。やはり地震に対しての意識の高さを、以前とは違って感じているんだなと思いました。

私がさきの原教授の話聞いた中で、非常に気になったのは、地震が発生、津波が起こり、堤防を越えて浸水し、水が滞留し、水が抜けなくなる。液状化が起こり、道路が隆起し、移動が困難になる。長い時間避難した場所で動けない。そのように話されていました。孤立した地域が、何か所も出てきて、復興にも時間がかかってしまうと危惧しています。

以前にも私が一般質問で質問いたしましたが、長期浸水となった場合、現計画では、ポンプ車が宿毛に到着するのは最短17日であるとお聞きしました。今後、ポンプ車を購入するとか、新しくこんな対策を考えているとか、方策がないのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

前回、令和3年第4回の定例会におきまして、堀議員の一般質問にお答えをさせていただきましたけれども、その内容から変更はございませんけれども、改めて長期浸水対策についてお答えをさせていただきます。

宿毛市では、南海トラフ地震発生時に最大2.4メートル地盤が沈降し、市街地において広範囲で長期浸水が発生することが想定されております。

平成27年10月に宿毛市長期浸水対策連絡会を設置しまして、国や県、警察などと連携して、止水や排水対策などについて、毎年協議を行ってきております。

止水対策としましては、地盤沈降によって潮汐のたびに海水が入ってくることを防止するため、高知県により河川、海岸での堤防の耐震化

やかさ上げが行われております。

また、排水対策につきましては、中村河川国道事務所や大洲河川国道事務所の所有するポンプ車9台を要請することとなっております。

今後も宿毛市長期浸水対策連絡会を通じまして、関係機関と協力して、長期浸水対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） なかなか予算面で厳しい状況であることは理解しますが、市民の命を守る対策として、事前復興の計画の中でも、またもう一度考えていってほしいと思います。

この項目の最後に、中学生と一緒に岡村教授の話聞いた中で、1分以上長い揺れを感じたら、それは間違いなく南海トラフ地震、間もなく高い津波が沿岸部の集落を襲う。揺れが止んだら高台に避難すること。今から災害後の命をつなぐ計画を策定、災害後の復興プランは、地震前につくること。明日地震が起きてもいいような準備をしてください。

統計によると、2026年に巨大地震が襲ってくる確率が高い。あと2年しかないから、早く対策を考えてください。もう時間がないです。急いでください。そのように話されていました。本当に大変印象に残った言葉でありました。

次に、2の教育対策についてに移ります。

中学校部活の地域移行についてであります。この件につきましては、さきの3月定例会において、2名の議員から質問があり、令和4年、5年と検討委員会を実施し、宿毛市地域クラブとして、レスリング部、ソフトボール部の申請があると聞いておりました。

そもそも、部活動の地域移行は、クラブ活動を地域の協力者に移行して、子供たちが将来にわたり、スポーツ、文化芸術活動を継続的に親しむことができる、そういった機会を確保する

目的としています。

国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ、文化芸術活動を実施するために、学校と地域との連携、協働により、学校部活動の在り方に関し、速やかな改革に取組、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な整備をすることとあります。

宿毛市地域クラブ設立の手引きによりますと、学校、スポーツ、文化芸術団体等の関係者が、地域の実情に合わせ、様々な手法から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めていくとあります。

その段階的な取組として、今年度、ソフトボール部とレスリング部の二つのクラブが手を挙げて、地域クラブ活動として認定されたわけですが、今年度の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

中学校部活動の地域移行を進める中で、今年度から宿毛ソフトボールクラブと宿毛レスリングクラブの2団体が宿毛市地域クラブとして認定され、活動をされております。

宿毛ソフトボールクラブは、宿毛市野球場の補助グラウンドを主な練習場所とし、所属する中学生は現在4名で、いずれも片島中学校の生徒となっております。

宿毛レスリングクラブは宿毛高校のレスリング場を主な練習場所とし、所属する中学生は現在4名で、こちらも全員、片島中学校の生徒となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） どちらも4名が所属されているということで、レスリング部は個人種目

で、小、中、高と連携してできていくなというふうに分かるのですが、私が疑問に思うことは、新たなクラブとしてソフトボール部を認定したこととあります。

今までなら、小学校でソフトボールをしていた子供たちは、中学校では野球を選択するのが通常でありました。野球部員も少ない中での決定は、子供が一番という考えで、保護者の熱意も加わり、何とか地域クラブとして大好きなソフトボールをさせてあげたい、そんな思いと理解はします。

スポーツも多様化され、いろいろなスポーツをされている中学生も多いですが、現在の中学校にないクラブの申請があれば、積極的に認定されるお考えなのかを、再質問させていただきます。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、再質問にお答えいたします。

現在、学校にない部活につきまして、認定していくかという考えがあるかという御質問でございましたが、宿毛市といたしましては、できるところから移行を進めていくという方針で進めておりますので、学校に現在ないクラブにおきましても、認定を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 分かりました。

ソフトボールの話をしますと、私自身、中学時代、ソフトボール部出身でもありますし、宿毛は40数年前、ソフトボールが大変盛んで、市の登録チームが70から80くらいはあったと記憶しております。

地域移行したソフトボール部が新しい風を吹き込み、王国復活ののろしとなるかもしれませんね。この2週間ほど前には、地域貢献活動だ

と言って、ソフトボール部の親子がごみ拾いをする姿もありました。

ただ、道具のバットやボールなどは自費で購入しており、保護者の負担が多いのが現状であります。

保護者は活動費を捻出する工夫もされて、何とか運営できるよう頑張っておられます。手引きの中に、宿毛市の支援として、クラブ設立時に必要となる用具等補助するとありましたが、この点、現在行われているのか、また今後の支援を予定しているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君） 生涯学習課長、お答えいたします。

宿毛市教育委員会としましては、県の補助金を活用し、部活動の受皿となる地域移行団体等への補助金の創設に向けて、今年度の予算も計上し、取り組んでおります。

補助内容といたしましては、宿毛市地域クラブに認定されたスポーツ団体や認定に向けて具体的に活動を始めているスポーツ団体に対し、必要な環境の整備に係る費用や外部の講師等への謝金や旅費について、補助を行うものです。

また、市内で継続的に活動するスポーツ団体の指導者に対し、指導者資格の取得及び更新に係る費用への補助も検討しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 県の予算ということですが、少しでも早く支援をし、保護者の負担の軽減になればいいと思います。

まだまだ始まったばかりの部活動の地域移行ですので、今後の地域移行の取組について、どういった考えなのかをお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

現在、文部科学省として、部活動の地域移行に関する実証事業が全国各地で行われております。指導者や移行団体への助成などの課題について、国の改革推進期間である令和7年度末までに、検査結果を踏まえた一定の道筋が示されるものとして、市としても注視しているところでございます。

その中で、今後の地域移行に対する取組につきましては、教員の多忙化の解消と子供たちが希望するスポーツ、文化芸術活動に継続して取り組める環境づくりを両軸として、移行できるところから随時移行していけるように取り組んでまいります。

また、現在も複数の団体から問合せをいただいていることなどもあり、年度途中におきましても、宿毛市地域クラブとして認証することも可能ですので教育委員会まで御相談いただけたらと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） なかなか、先ほど話もありましたが、指導者などの問題で、地域移行の難しいクラブもできるかとも思います。

年度途中でも申請ができるということですので、部活動の地域移行は、保護者、学校、教育委員会、そして地域も含め、子供たちを応援していく姿勢と、協力体制の強化、3年、5年、10年先の持続可能な地域クラブへ、何とか前を進めていっていただきたいと思います。

それでは続きまして、3月定例会においても質問させていただきましたが、食品加工業における支援についてであります。

（1）の食品加工業継続支援事業費補助金について、3月にお話しさせていただき、5月までに食品衛生法の改正により、新たな規定をクリアでき、営業許可書が受理され継続して営業ができているのか、非常に気になるところであ

りましたので、確認の意味で質問させていただきたいと思います。

食品衛生法は、平成30年に改正され、令和3年6月1日より施行され、営業許可が必要となった水産製品製造業、漬物製造業など、食品衛生法に基づく営業許可の取得に必要な整備を行うこととされてきました。

その中で、営業許可制度の見直しと、営業届出制度の創設がなされました。施行後3年間の経過措置が定められて、令和6年5月31日までに許可を取得してください、というものです。

市は継続して事業が続けられるように、3月定例会において食品加工業継続支援事業費補助金として成立させました。750万円の予算で水産製造業11件、漬物製造業10件の事業費の積算でありました。

実際の、それぞれの活用状況をお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

本事業の申請件数は2件で、いずれも水産製品製造業者からであります。

2件のうち1件につきましては、5月下旬に営業許可を取得し、もう1件につきましては、事業者都合で施設改修工事の着工が遅れたこともあり、6月初旬の営業許可取得とはなりませんが、いずれの事業者からも6月以降の事業継続に影響はなく、円滑に事業が継続されるに至っていると聞いております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 二つの事業者ということで、この補助金が皆さんに役に立ててない感じもしますが、改修工事が必要な場合は事業をやめるとか、そういった事業者があったのか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、堀議員の再質問にお答えいたします。

水産製造業の2件は、少な過ぎではないかとの指摘だったと思います。これにつきましては、補助事業創設までに施設改修に既に着手されていた事業者や、相談はあったものの対象事業費が補助事業の下限額を下回っておりまして、この補助事業活用に至らなかった事業者などもおりました。

また、現在、相談を受けておりまして、検討中の事業者もおります。そういったことから、事業予定件数に対して補助金の活用が少なかつたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 苦勞された業者の方もおられると思いますが、今回、先ほど課長も申しただいたように、早めに対策を自費で加工場を改修した事業者もあると聞いています。

きちんと対策ができている事業者がこの補助金を利用できないのは、何か矛盾している感じもします。

先ほど、まだ申請受付が可能であるという形の話をされておりましたけれども、申請の受付期間はいつまでなのかを再質問させていただきます。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、堀議員の再質問にお答えいたします。

受付期間としましては、令和6年12月27日までとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 12月27日までということで、まだ時間がありますので、少しでも多くの利用をしていただきたいと思います、私も思います。

続きまして、4の離島対策についてに移ります。

(1)の沖の島、鵜来島のし尿処理についてであります。

沖の島、鵜来島のし尿処理については、十数年前から市が用意した25メートルと40メートルほどの延長ホースを前日に島民が設置し、そして当日、何台ものバキュームカーを乗せたクレーン船、これは正式には起重機船というのが正解かもしれませんが、そんな特殊な船を借り上げて運び、前日設置した延長ホースに連結させて、し尿くみ取り作業を行い、作業終了後、何本もの延長ホースを島民が片づけておりました。

島民の高齢化や人手不足で、準備や片づけができない状況があり、何とか市の職員にお手伝いをお願いできないものかという要望を沖の島開発促進協議会より陳情しておりました。

私も、昨年度は母島、今年度は、6月5日に鵜来島、12日には弘瀬に同乗させてもらい、朝7時からチャーター船に乗せてもらいましたが、今年度より市の職員4名も補佐役として派遣されホースの片づけを島民と一緒に行ってくれました。

後で話を聞くと、前日の準備にも来られていたようで、2日連続で作業をした職員もいたようでした。

島民に話を聞きますと、以前はほとんど1日ばかりで片づけていたのが、今年は二、三時間で終了することができた。本当に助かったというふうに、大変喜ばれていました。

職員の派遣は、担当課以外の職員もいましたので、大変苦慮をされた中で派遣していただいたと思いますが、来年度以降も同じように、準備、片づけの人員を派遣してもらえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

堀議員からもありましたように、島民の皆様が延長ホースの設置や片づけ作業に苦慮しているとの状況につきましては、区長等を通じてお聞きしておりましたので、本年度から市職員も加わりまして、収集日前日の延長ホースの設置作業等を行いました。

堀議員におかれましては、現場での延長ホースの片づけ等に従事していただきましたこと、誠にありがとうございました。

作業に従事した職員に話を聞きましたところ、現役世代の自分たちにとりましても、延長ホースの設置作業はかなり重労働であり、高齢者の方だけでは大変ではないかとの話も出ていることから、担当課といたしましては、令和7年度以降につきましても、市職員を派遣し島民の皆様の負担軽減を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ありがとうございます。

そうなれば、島民の、先ほど課長も言われましたけれども、負担も軽減できると思います。作業前の調整もなかなか大変そうであると思います。雨ならもちろんのこと、少し高い波でも車が運べず、多分、べた風の天気の良い日となると思います。

昨年は何度も予定を変更していたようにお聞きしております。年5回ほど、1回に200万円以上の予算がかかっていると、担当職員が話してくれましたが、年間1,000万円を超える予算となり、自分としても何かほかに案がないのかとも思います。

開発促進協議会の中でも、パイプの常設の意見が毎年上がり、陳情されています。十数年前の、ホースを導入する前にも検討されていたよ

うであります。パイプを常設している大月町へ視察も行き、そういった中で、現在の延長ホースを購入したという状況であります。

当時からのホースでもありますので、年月が非常に経過しておりますが、ホースの耐久性は大丈夫なのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 再質問にお答えいたします。

延長ホースにつきましては、平成26年度に高知県の補助金を活用し購入したもので、購入後10年が経過しようとしているものでございます。この延長ホース、衛生車用ホースの耐用年数につきましては、製造メーカーに問合せを試みたくはありますが、使用頻度や使用場所、保管方法によって変わってくることから、具体的に耐用年数の定めはないという回答でございました。

このことから、沖の島、それから鵜来島の場合におきましては、使用回数が年に数回と少ないことに加えまして、風雨にさらされることのないようにきちんと保管していただいていることから、いまだに漏れ、それからジョイント部分の腐食もなく、当面の間は使用可能な状況であると判断しているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私もホースを見せてもらいましたが、まだ新しいものと間違えるほど、ビニールを巻かれているものもあります。

自分としても、あまり違和感がありませんでしたので、まだまだ使用可能であると感じました。

促進協議会から、今年度も要望があるかもしれませんが、このパイプの常設に対して、これに関してはどういうふうなお考えなのかお聞きします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

常設ホース、パイプの設置に関しましては、過去に常設ホースを設置しています大月町樫ノ浦の視察も行い、設置に向けて検討を重ねてきました。しかしながら、工事費等の導入経費が高額となることや設置後にもメンテナンスが必要となること、島民の皆様の協力により、現在の延長ホースを事前に準備する方法で、スムーズにくみ取り作業を行えていること、それから、補助事業の採択が難しいなどから常設ホースを設置することは難しいとの結論に至っております。

したがって、今後におきましても、現在の延長ホースを人力で設置する方法によりまして、収集作業を行いたいと考えているところでございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 課長がパイプを常設しない代わりに、職員を派遣していただけるという形の考えであるのかなと理解しますが、私は先日、大月町のパイプ常設の状況を確認するために、まずは以前から親しくさせていただいている町長をお訪ねしましたが、入れ替わりに出張で出たばかりだということで、副町長をはじめ、担当課の職員を紹介していただき、いろいろ話を聞かせていただきました。

まず、沖の島の方が視察された、先ほど課長が樫ノ浦と話がありましたが、樫ノ浦、樫西のほうかなというふう聞いていたので、場所を教えてもらうために話をさせていただきましたが、役場の職員より、現在、樫西方面や周防形、安満地、一切などに設置されている状況で、一切が一番分かりやすいというので、一切に足を運び、状況を確認させていただきました。

最初は水道管なのか、し尿処理のパイプなの

か分からなかったのですが、ホースのつなぎ目を見つけて、結構大きなパイプで、細い階段、通路には邪魔になっているなど感じました。

驚いたのは、この大きなパイプは大月町が設置したのではなく、業者が設置されているということを知ったことです。

一切の中でも、延長ホースをつないでくみ取りの箇所もあったり、いろいろ様々のようでありました。

また、私は柏島にも足を運び話を聞いてみると、柏島は全体が水洗トイレになっており、1か月3,600円ほどの負担金は要るが、臭くもなく、清潔感があって非常にいいと住民が話されていました。

大月町へ視察に行き、パイプの常設に関しては、島民の要望には反しますが、パイプ常設よりは、今回のように島民と市の職員が協力し合って、準備や片づけを手伝ってもらえるよう、配慮していただいたほうが得策ではないかと私は思いました。

続いて、最後の項目の(2)妹背山と龍頭山の木の伐採についてであります。

妹背山の木の伐採については、昨年度、展望台の撤去とともに、木の伐採の予算を組んでもらい、弘瀬側を伐採していただきました。

おかげで弘瀬の灯台は顔を出したのですが、ぐるりと全体を見回すまでにはいってない状況であります。地主に相談して、ボランティアの方にも相談もしていますが、なんせ広範囲でもありますし、木の成長も早く、毎年少しずつでも伐採の必要もあるかと思えます。

今年度も昨年と同じように、妹背山の木の伐採は計画されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(川村三千代君) 商工観光課長。

○商工観光課長(長山敏昭君) 商工観光課長、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

妹背山山頂の景観支障木の伐採につきましては、昨年11月に、およそ0.12ヘクタールの伐採を実施をいたしました。

これにより、山頂から南側に開けた景色と北西に開けた景色を確保できておりまして、市としましては、以前より景観はよくなっているものと考えております。

妹背山の地形上、頂上から360度見渡せる眺望を得るためには、少なく見積もっても3ヘクタール以上の立木を伐採する必要があり、地権者も複数人に及ぶ可能性も想定されるため、これ以上の伐採は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 7番堀 景君。

○7番(堀 景君) 非常に困難であるという課長のお答えでしたが、今年度は沖の島のPR動画も作成する予定にもなっております。それまでに、私としては希望するところではありましたが、なかなか難しいという御返事でした。

次に、同じように今回、鵜来島の龍頭山の木の伐採についてもお聞きしたいと思います。

先日、鵜来島を守る会のメンバーと島民で、数名で龍頭山の砲台跡を目指して、豊後水道沖地震の後でもありましたので、道路等の破損の確認や、道路や砲台周辺の草刈りをしました。

清掃活動をする中で、改めて、今まで松浦議員が、この砲台跡を必死に文化財として後世に残そうとして頑張ってきたということに、もう頭が下がりました。

こうした遺跡や自然が観光として、役立てないか。秋には宿毛市民ガイドの会が講師を招き、ガイドのレベルアップ講座と題して研修も行われ、いかに観光とタイアップできるのかを調査する予定となっております。

龍頭山に1時間かけて登り、頂上周辺の三つの砲台や弾薬庫跡を見学し、その後、鳥居をくぐり、神社上へと登り、この山の頂に立つと、

何とも言えぬ爽快感であります。達成感でありました。

ぐると青い海の色と、少し薄いブルーの空の色のコントラストや九州や四国が見渡せる、この爽快感を感じるのは、私だけではないはずです。

残念なのは、半分以上が大きな木に囲まれて見えづらいことです。

龍頭山の頂上周辺の木の伐採を、市が中心となり伐採し、観光へと役立てることができないのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、堀議員の再質問にお答えをいたします。

鶴来島砲台跡地周辺の景観支障木の伐採ができないかという御質問でございますが、現在のところ、鶴来島砲台跡地からの景観、それ自体を観光資源として活用する計画はございませんので、現状において、市が景観支障木の伐採を行うことはできません。御理解いただきたいと思っております。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） なかなか難しいということですが、これからも鶴来島の関係者の皆さんと一緒に、戦争遺跡の砲台跡をしっかりと守っていければとは思っております。

また、新たな宿毛市の観光の目玉になるようなガイドができるよう、磨き上げていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 6番、今城です。今回もまたよろしく願いいたします。

早速始めたいと思います。

まず、最初のテーマが、特定利用港湾についてです。

今年4月1日の関係閣僚会議で、有事の際に自衛隊、海上保安庁が使うことを想定する特定利用空港・港湾に、宿毛湾港を指定することが決定されました。

政府が候補に挙げた10道県38施設のうち、22施設は、整備後の運用に不明な点があると、これは沖縄です。説明不足で、地元合意に達しなかった。これが、福井県、熊本県、鹿児島県、こういうのがあって見送られています。

それでは、住民への内容説明と地元合意について伺っていきます。

質問します。特定利用港湾は地元合意が前提だが、住民、市民への説明及び地元合意は得られていると考えるかということで、伺いたいと思っております。

住民への説明及び地元合意が得られたと考えているのか、お答えください。よろしく願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

特定利用港湾の指定につきましては、宿毛湾港の管理者である高知県と国との合意事項でありまして、地元である高知県と国が合意に至ったものと認識しております。

また、高知県は国からの打診に対し、必要に応じて国への照会や確認、要望等を行い、高知県版のQ&Aの作成、公表や、候補施設の所在する高知市、須崎市、宿毛市からの意見聴取会の公開など、県民への情報提供がなされておりまして、県民への説明はなされたものと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私どもも、このことが10月の中頃に報道に出てきまして、これはどういうものかということで、市にも問い合わせ、2月頃になってもその概要が分からなかったということで、私たちも、特定重要拠点化に反対する宿毛市民の会というのを立ち上げました。

そして、説明をしてくれと、住民合意のないまま受入れを行わないよということ、署名をとっていたわけです。

短期間でしたが、宿毛市長宛に2,037筆、知事宛に約4,500筆を、3月過ぎまでに提出したという経緯を持っています。

ということで、実際、署名を取るに当たり、ほとんど住民には、これはどういうことですかということで、把握はできていなかったと。

県は確かにQ&Aで出したかもしれませんが、それが届いたか、それから住民の声を聞いたかというのは、ほとんどゼロに近かったんじゃないかと判断します。

そこで次の質問をします。

これから市として、住民、市民に具体的な説明を行うのかということで、説明はしないのか確認したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

先ほど、市民の方を含む有志の方から、特定重要拠点化に対する署名が提出されたというお話がありましたが、この署名に記載されておりました懸念点につきましては、国及び高知県版のQ&Aにおいて示された内容を見る限りでは、市民が悪影響を受けたり、不利益を被る内容で

はなかったことから、高知県と本市を含む3市の意見交換会では、高知県の意向を尊重する旨を、宿毛市として回答いたしました。

また、高知県によりますと、その後の状況に変化がないことから、今のところ、県民への新たな情報提供を行う予定はないとのことです。

なお、高知県から新たな情報が示された場合は、これまで同様、市民の方に情報提供などの必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 署名を集めた際にも、特定利用港湾になれば、有事などの場合、ミサイル攻撃の標的になるのではないかと、その危険が増えるのではないかなどということの原文をつくって、署名を取ったわけです。

論議されている渦中では、そういうことはほとんど出てきませんでした。しかし、決まった後、やはり新聞などでそういう可能性は増えるというのが、次々に出てきます。

やっぱり政治として動かしていくときに、報道として、そこにブレーキをかけているという状況はうかがわれます。

ですので、決してその心配が払拭されたとは思っておりません。

次の質問に移ります。

特定利用港湾の目的、そしてその枠組みについて、再度になるかもしれませんが、できるだけ丁寧な説明を求めたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

特定利用港湾の目的につきましては、政府が令和4年12月16日に国家安全保障会議及び閣議において決定した国家安全保障に関する基

本方針であります、国家安全保障戦略において、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊、海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用、配備のため、自衛隊、海上保安庁のニーズに基づき、空港、港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設することとされ、併せて有事の際の対応も見据えた空港、港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うと示されました。

そして、令和5年12月18日に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議第2回において、その内容が具体的に示され、まず平素から必要に応じて、自衛隊、海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、これらを特定利用空港・港湾とし、その上で、それらの空港、港湾について、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図るという取組とされました。

その後、枠組みがより具体化され、最終的にインフラ管理者は、平素より自衛隊、海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、関係法令等を踏まえ、適切に対応すること、訓練等以外でも、緊急時には関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めること、具体的な運用については、関係者間で連絡、調整体制を構築し、意見交換を行っていくこととされ、この方針に基づき、国よりインフラ管理者である高知県に対して、高知港、須崎港、宿毛湾港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項が提示され、協議が開催されたものと聞いております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 目的については、端的に言うと、戦争では基地が真っ先に攻撃されるため、そのときに使用できる民間空港、民間港湾として、特に宿毛は民間港湾として宿毛湾港が指定されたということになるということです。

そして、この指定の枠組みですが、この指定は、これまでの知事の管理責任のもと、平時から有事まで、切れ目なく自衛隊や米軍が円滑使用できるように法整備がなされたということになります。

平時というのも幅広いわけです。通常時からグレーゾーン、重要影響事態、存立危機事態などが含まれ、その存立危機事態など、そのような状況になると、米軍支援や武力行使のための優先的使用がなされることになっています。これは防衛省への確認もできております。

つまりそういう仕組みがつくられたと。宿毛湾港は、軍事に優先的に使用される港となったという捉え方でいいんだと思います。法制度の中でそう捉えています。

この点において、何か反論等ありましたらお答え願いたいと思いますが、ありますか。なければそのまま進めたいと思います。

いいですか。お願いします。

議長を飛ばしてしまいました。すみません。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

米軍の支援が可能な重要影響事態や武力行使可能な存立危機事態についてでございますが、国のQ&Aの3番ですとか、高知県のQ&Aの13番というところで、重要影響事態に関する説明がなされております。

こちらについては、重要影響事態安全確保法というものに基づいて行われるものであること

や、存立危機事態が有事法制である事態対処法で対応されているということを考えますと、それからまた、県が国に対して質問をした際に、この存立危機事態や重要影響事態というのが、今回の確認事項に含まれ得ると考えてよいのかということに対し、確かに含まれ得るという回答はしておりますが、そこには続きがありまして、含まれ得る場合には、港湾法等の既存法令に基づき、利用調整を行うものとされているということに対しても、国はお見込みのとおりという回答を得ておりますので、この確認事項だけをもってこういうふうに変わったというものではなくて、有事法制ですとか、既存の法律にのっかって動いているというものと判断しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） なかなかいい回答であったと思います、そのとおりだと思います。

既存の法制の枠組みの中で円滑利用、スムーズに進むことができる体制が整ったということになります。

これまでは要請であり、事態が進むと指示という形で、やっぱり強制力が出てくるという形で、有事までの活用ができるような仕組みができたと判断してください。

それでは、次の、今後の宿毛湾港活用及び整備計画について伺います。

宿毛湾港での訓練は、主にどのようなものになるのかということ、想定していることがあればお知らせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

高知県に確認しましたところ、自衛隊、海上保安庁からは訓練等に関しての打診はないとのこと、お答えできる内容はございません。

ただ、国のQ&Aからしますと、自衛隊の艦船については、輸送艦等による国民保護のための避難や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を、海上保安庁では、国民保護のための訓練や災害対応、港湾施設等のテロ等警戒、捜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定していると示されているところです。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 先ほどの軍事的なというか、有事に備えてという線から、報道等、決まった後でも出てきたことなどを加味しますと、まず去年11月に宿毛湾港を活用じゃないのですけれども、民間空港・港湾を活用した、高知沖で4万人規模で行われた日米統合防空ミサイル防衛訓練ですね。これが11月の中頃、10日間ぐらいやっています。

これは、民間空港・港湾を活用して、日本本土が戦場になったことを想定しながら、ミサイル防衛を行うという訓練です。これはさっき言った、基地が破壊されたりして、民間港湾とか空港とか活用しながら、防衛の訓練をするというパターンです。

それから、報道であるのは、台湾有事などの際に、四国は西南諸島への物資輸送が主な役割になるのではないかというのがよく書かれています。

高松に陸上自衛隊の旅団がありますね、4,000人クラスぐらいのね。こういうところも運んでいくという可能性も挙げられているのがありました。そういうことを私は想定していません。

次の質問です。

現時点で、宿毛湾港での訓練の計画はいつているのでしょうか。それから、計画は市民に前もって通知するのかについて確認いたします。よ

ろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

高知県に確認したところ、自衛隊、海上保安庁から訓練実施の連絡はないとのこと。なお高知県から自衛隊、海上保安庁から訓練に係る事前通知がなされた場合には、これまでと同様に、市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） つまり、平常においては、これまでと同様の訓練とか、市民の観覧もできる状態があるという想定ができるかと思えます。ありがとうございます。

それでは次の質問、今後の港湾整備の計画を伺います。

臨港道路などについても、よかったらお知らせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

高知県が策定している宿毛湾港港湾計画では、四国西南地域の広域物流拠点として、平成元年、池島地区の岸壁整備に着手し、平成12年より供用開始されております。

令和2年8月には、池島地区の防波堤延伸工事が完了したことにより、港内の静穏度が大きく向上し、船舶がより安全に利用できる環境が整いました。

現在、防災拠点港としての機能を発揮するため、国土交通省により、防波堤の粘り強い構造への改良工事が進められているところです。

また、背後に整備されている宿毛湾港工業流通団地については、現在、造船会社や水産加工会社が立地しておりますが、まだ分譲中の企業

用地が残っている状態です。

今後、宿毛湾港の池島地区におきましては、北側に高規格道路へ接続するインターチェンジが配置される予定であり、アクセスが飛躍的に向上することから、地域の経済発展に一層貢献できる物流拠点となるよう、将来を見据えた取組を検討していくことを県からお聞きしております。

一方、片島地区と池島地区を結ぶ臨港道路の計画については、高規格道路の整備効果を確認し、港湾における臨港道路の必要性を見極めていく必要があると聞いておりますので、市としましても、港の利活用推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 新港からの臨港道路は、高速道路樺インターチェンジにつながっていくということですね。

ひょっとしたらその8の字の早期着工が決定したというのは、特定利用港湾とリンクしているかもしれないなと思ったりもしたところです。違うかもしれませんが。

それから、新港から臨港道路が池島を貫き、市営球場前につながるという計画があるようですが、これはさっき言ったように、見極めた状態で決定する、こういう感じでしょうか。今、完全に行うということは決まっていないのかなか確認でよろしいか、その辺りお願いします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えします。

先ほども回答させていただいたとおり、臨港道路の計画については、県のほうが計画を所掌してございますので、市としては回答という部分ではできないのですけれども、その辺りについ

ては、市としても注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） そこで池島のところですが、臨港道路が通過する池島中央部の大きな掘削地があります。球場ぐらいの大きな掘削地。窪地は民地であります、これは何の跡地か御存じであればお知らせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

先ほど議員から言われた場所については、民の土地でございます、市としては、その部分についての詳しい話、その辺りのお話をこの場でお答えするわけにはまいりません。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

失礼します。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 民地のことなどで、知らせることはできないと。ある程度、分かっているのかもしれませんが、また、内々にお知らせいただければと思っております。

この6月の初旬に、実は宿毛の件について、重要港湾について学習会があるということで、自分たちも計画しましたので、呉からも来ていただきました。

呉の研究家の方が、このような土地は弾薬庫をつくるという、こういう場所に弾薬庫はつくられるんですよという話を聞いてます。

こういう岩盤があって、横に坑道を掘り抜くようなところに、これも呉の無人島があってつくられているというのが、おっしゃってございました。

ただし、居住区に近いですね。これが現実的かどうか分かりませんが、そういうことも聞きましたので、私たちも注視していき

たいと思っております。

それはあくまでも想定の話ですので、こういうところに弾薬庫はつくられるんですよという話を聞きました。

次に、大月町の白浜埠頭の計画、これが当初から計画があったようです。

ホームページに挙がったのは2月5日だったわけですが、これは本当に大きな400メートル級の埠頭計画です。1.5万トンから2万トンぐらいの船が着ける計画があったようです。

このことも含めて、県の港湾海岸課課長と懇談しました。これはどういうことですか。今もそれが残っているんですかというようなことの質問をしてみましたところ、計画以来、産業基盤としてはじめ考えていた、碎石を取るという計画があって、そういうことですが、全然起こっていないと。何十年も起こっていないので、県としてはやる計画はないと。県として行うことはないとおっしゃっていました。そういうことだということです。

それでは、次の質問をします。

宿毛市議会は、平成13年に商工会からの意見書、潜水艦誘致の意見書を採択しました。また、呉港の潜水艦浮棧橋の設置計画もあったと聞いています。それらはどの区域を想定したのか、お知らせください。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

まず、平成13年とおっしゃいましたが、こちらでお調べした限りでは、平成25年の3月の宿毛市議会で採択されました請願、宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊等誘致についてにおきましては、宿毛湾港の活用についての記載はありましたが、どの区域を活用するかの具体的な記

述はございません。

次に、呉港で使用されていた浮棧橋の宿毛湾港での利用につきましては、市外の民間団体による計画のようですが、具体化されることなく、すぐに立ち消えになったものと認識しております。このような経過からその内容は不明確で、本市としてお答えできる内容はございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 失礼しました、平成13年、間違っておりました。おわびいたします。

ということですが、議会なんかでも論議した経緯があったかもしれません。市長は、想定した区域、知っているはずなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。その辺り、記憶にないでしょうか。論議の渦中にいたと思うんですけども。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

全く知りませんので。ただ、宿毛湾という話だったというふうに記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） なんかますます疑ってしまう感じですけども。

記憶にないということですね。宿毛湾全体としての採決だったと。宿毛湾の中でということですね。はい。私のほうでもまた調べてみたいと思います。

話によれば、丸島辺りを想定したものじゃなかったかという意見が多く聞かれます。そういうことです。

それでは、次の質問にいきます。

市長に伺います。

もし訓練等で住民生活に著しい悪影響を生じ

る場合には、市長は国や知事に対し、特定利用港湾の指定取消しや、利用是正を強く求める気構えは持っているでしょうか、こういうことで確認したいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の質問にお答えをさせていただきます。

自衛隊や海上保安庁による訓練などの実施によりまして、市民生活に著しい悪影響が生じた場合や、そういったことが予見されるといった場合は、市民への悪影響が改善または未然に防止されるよう、市長として適切な対応を講じるといったつもりでございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ぜひ、自治体の長として、住民生活が困難になると判断した場合には、積極的に意見を国や県に述べていただきたいと思います。

権限としては、知事の管理ということなのであれですけども、よろしく願います。

それでは、次のテーマに移ります。

すくも湾漁協についてです。

組合員資格審査について、質問します。

4月26日に、私と組合員の方と一緒に、県水産振興部との懇談を行いました。そのときに部長は、8月までに漁協が適正な資格審査を実施するよう指導すると述べておりました。新しい県水産部長に変わりましたので、そういう決意を語っていました。

漁協の定款では、資格審査は2か月前に公告するとありますが、まだ公告がないようです。どうなっているのか確認いたします。

よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の質問にお答えいたします。

高知県によりますと、すくも湾漁協では、適

正な資格審査が早急に行えるよう、理事会の下部組織として組織再生検討委員会を設け、問題点の抽出や解決に向けて取組を進めており、組織再編検討委員会の下には作業部会を設置し、資格審査の実施に向けたスケジュールの整理等を行っております。

令和6年3月7日付で、この作業部会より、令和7年2月に適正化した資格審査を行うスケジュール案についての協議書が提出されましたが、定款では年1回以上、資格審査を行うことが規定されており、前回の定例の資格審査委員会の開催が令和5年8月であったことから、令和6年8月までに資格審査委員会を開催し、適切な資格審査を行うよう回答したとのことあります。

しかし、令和6年4月26日に開催されたすくも湾漁協の理事会において、資格審査の基準の整理や資格審査により組合員が減少することに伴う定款等の整備及び地区の再編の整備、これらを地区で説明会を開催して、組合員に理解を求める必要があるため、令和6年8月に適正な資格審査を行うのは時間的に厳しいことから、令和7年2月に資格審査を行うことが決議されたとの報告を受け、高知県からは令和6年5月28日付で、すくも湾漁協に対し令和6年8月に適正な資格審査を実施できない具体的な理由及び適正な資格審査の実施を令和7年2月とした理由について、6月25日までに水産業協同組合法第122条第1項に基づき、報告するよう求めており、高知県としては適正な組合運営のためには、定款等に基づき適正な資格審査を実施することが必要と考えており、すくも湾漁協からの報告内容を踏まえながら、早急な資格審査の実施を強く指導していくとのことあります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） また、ちょっとボーと聞きよったところもあるので、また後で確認させてもらうかもしれません。

私も通告の後、今度の総代会の一部資料を見せてもらいましたので、メモをしました。

こんなことが書かれていました。

事務処理に追われ6月の報告、8月審査ができないと。組合員の漁業実態の確認作業が煩雑なので、12月に臨時総会を開き告知し、2月資格審査を行う。資格審査を行えば、定款、規約の整合性は失われるので、定款改正が必要であるということで、スケジュールが11月地域説明会、12月に臨時総会を行い、定款、規定の整備、資格審査規定変更、地区割変更等を可決し、資格審査告知で、1、2月で地区審査と本所で適正審査、最終審査を行うと。3月総代選挙、6月、新総代による総代会、役員改正というスケジュールがありました。

これを見ての感想ですが、県の指導が入ったのが、まず文書で通知して、返事をせよと言って、漁協から県に返ってきたのが12月、そこからの取組だと思いますので、非常にここまで何もしてなかったということが気がかりです。

そして、私の感想です。適正な組合員が、定款変更を行うのが筋ではあるんじゃないか。法の趣旨からいえば、適正な組合員が決まってから定款変更を行うのが筋であると。

計画では、不適正な組織のまま定款規約変更を行うという計画になっているので、それを県が許容するかどうか、あるいは組合員が許容するかどうかが今後の見ものだと思います。今後の県、漁協の論議を注視したいと思います。

こんな感想を持っています。

市長に質問します。

市職員にも資格に欠ける漁協組合員がおります。何名もおると思います。恐らく親が漁民であって、組合員の世帯が自動的に准組合員にな

っていくというのがありますから、そのまま名簿に残っている可能性があります。

この状態を放置していくのはおかしいと思いますから、即刻行ってほしいことがあります。

この状態というか、資格に欠ける漁協組合員として、市職員が存在することはおかしいと思いますので、水産業協同組合法に違反しないようということですね。

それから、公務員の兼業規定の上でも問題となり得ることなので、まず市長は、直ちに自分の登録抹消を行うとともに、それから該当職員には、早急に登録抹消を行うよう伝えていただきたいと思います。これは遵法精神を發揮してくださいという意味ですね。ぜひお願いしたいと思います。

返事をお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私自身の組合資格につきましては、3月定例会でも御説明いたしました。今後、すくも湾漁協が実施をいたします資格審査委員会にて、資格の有無について判断をいただくということにしております。

このことにつきましては、すくも湾漁協にも申入れをしているところでございます。

また、該当職員等がおられるのではないかとということですが、この有無については把握をしておりますが、個々の職員につきましても、資格審査委員会にて適切な判断が下されるものと考えているところでございます。

また、公務員としての兼業につきましては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

地方公務員法によりますと、兼業等については、必要性があれば届出をして許可を受ければ、その兼業の業務に就けることになっておりますので、兼業そのものが違法ということではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） ちょっと待ったという感じですね。それでいいのかな。それでいいのかなということ。

私、前回の議会で市長に問いましたね。まだやってますかって、2回目聞いたんです。今回で3回目です。

2回目の後、報道2社から連絡がありました。それって許されることなんですかと。ですよね。率直な疑問だったわけです。

はじめ、自分は、結局そういうものだと思っていたと。1回も審査を受けたことがないと。入るときはあったかもしれませんがね。

だから、それは、最初のことは仕方ないでしょうねというふうに答えておきました。ただし、これは、今の状態で、漁協法にまず違反します。これ間違いないですね。漁業実態のない者が正職員として登録されていれば、気がつけば登録を取り消さなければなりません。それは自ら申し出てください。

それから、兼業規定に違反するかどうか。まずその実態がない者がそれを許容するのかということ。文書優先主義の公務員ですよ。行政の記録は、記録として残すんですと、市民に訴えているわけです。全部文書主義です。あなたたちはどうなっているのかということ。その答えはない。

もう一度総務課長に聞きます。それでいいんですか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原

一君) その趣旨がちょっと分からなかったの
で、もう一度、それでいいのかということ、
兼業ができるのかできないのかということなの
か、それとも組合員として残すのがいいのかど
うかというところは、どちらなのでしょう。

○議長(川村三千代君) 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 私が今まで主張してい
るのは、漁業実態のない者が組合員登録されて
いて、これは、実態としては組合員資格はない
わけです。文書は残されて、それを知ったと、
それを許容し続けていいのかということです。

違法状態であることを確認した状態で、取り
消さないといけません。そういうことを
話しているんですよ。

小手先の、そういうこともあり得ますみたい
な話ではなくて、自分がそういうところに置か
れていることに気がついたら、直ちに直しな
さいということです。

もう一回、お願いします。

○議長(川村三千代君) 市長。

○市長(中平富宏君) 兼業につきましては、
またこの後、総務課長からお答えをさせていた
だきます。

3月議会でもお答えをした内容と重なると
ころはあるのですが、自分自身は、一番最初、資
格審査に対しては申入れをしています。自分が
養殖業に、365日、360日近く海にいたん
だよというお話もさせていただきましたが、し
っかりと働いているので、准組合員から始まっ
て正組合員にということでお願いをしました。
増資もさせていただきました。

そういった形の中で、組合の資格審査委員会
にて、資格がありますよということであ
った組合員資格でございます。

その後、毎年資格審査というものがし
っかりとされていなかったことに対して、
県のほうからも御指摘があったという
お話を、今城市議か

ら教えていただきまして、そういうことは
非常に問題があるという形の中で、し
っかりとした、適正な資格審査をして
いただき、適切な判断を下してくだ
さいということで、すくも湾漁協に
申入れをしております。

それによって、今城議員から教えて
いただいたいろいろな形の中で、自分
はすくも湾漁協の組合員としての資
格は、もうこの次の資格審査委員
会で抹消されるだろうといったお
話をさせていただいたところでござ
います。

ただ、自分は資格審査においては、ど
のような形で、どういうふう
に資格審査がなされるものか
詳しくは分かりませんので、し
っかりとした、適切な判断を下して
くださいということで、しつこい
ようですがすくも湾漁協のほうに
申入れをさせていただいている、
そういったところでございます。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長(桑原
一君) 総務課長、お答えをさせて
いただきたいと思います。

職員につきましても、組合員証、
組合員の資格があるのかないのか
というところは、今、市長がお
答えされたように、資格審査の
結果次第なのか。今の段階にお
いては、資格がないということ
は言われておりますけれども、
最終的に、いろんなこういった
組合の資格を取ることそのもの
が駄目だということではない
ので、その結果次第で、現在、
その組合員資格を持たれて
いる職員がいるのかいないのか
も把握はできておりません
けれども、市長がおっしゃ
ったような内容で御判断して
いただくのかなと思つて
ます。

以上です。

○議長(川村三千代君) 6番今城 隆君。

○6番(今城 隆君) 簡単なことなんです

ね。該当する職員、まずそういう人はいませんか。その方々は、ぜひ自分で取り下げてください、これでいいんです。

そういう措置というのは、当たり前のはずです。ぜひそうしてほしいと思っているということなんです。

これで論議し続けてもしょうがないので、そうすべきだと思っています。

これまでの話ともつながってきますけれども、次の話ですけれども、誤解を恐れずに言えば、こういう中で組合員資格が引き継がれてきたという、長い間引き継がれてきた問題があるわけです。

すくも湾漁協の代表理事である組合長ですね。これは、私の先輩ですから分かりますけれども、漁協職員から組合長、大海漁協の組合長になったわけです。

定款から見れば、それは漁民でない状態で組合長になったということになりますから、それも、これは理事であれば、代表理事ですからなれますよね。それから理事も、漁民外の、つまり漁民じゃなくても組合員外の理事というのも迎えることができますから、それはOKかもしれません。

しかし、漁労実態のない状態で、正組合員としての名簿が、組合長も残っています。そこについてもどうなのかなという疑問が生じてくるわけです。

ですから、そういうところについても整理しなければならぬ問題かなということなんです。

それで、組合長は漁民枠の海区調整委員であるということになっています。漁民枠、つまり漁労実態がある状態で組合長になって、それがずっと今まで継続しているということがありますので、最初のスタートが漁民でなければ、やっぱりそれがおかしくなっている。そごが生まれてくるということになります。

海区調整委員であることの可否についても、やはり資格審査が影響することになると思います。適正な資格審査がされていくことが、今後の組合改善につながっていくということになるかと思っています。

こんな感想も含めて、次の問題に行きます。

漁船の解体処分について、伺います。

宿毛市管理漁港における令和3年から5年度の沈廃船処理について、処理件数及び補助金総額を確認いたします。ついでに、船揚げ場所、解体業者についても、分かりましたらお知らせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

沈廃船の処理につきましては、所有者が判明しない不明船と、判明船で処理の事業主体が異なります。

不明船につきましては、宿毛市が事業主体となり、県から50%の補助金と関係漁協から15%の負担金を頂き、処理を行っており、判明船につきましては、関係漁協が事業主体となり、宿毛市が15%の補助金を交付しております。

不明船の処理実績としましては、令和3年度に栄喜漁港の1隻を処理しており、船揚げ場所は栄喜漁港で、事業費は46万2,000円、そのうち23万1,000円を県からの補助金、6万9,300円をすくも湾漁協から負担金として頂いており、処理業者は合同会社オールドウッドです。

判明船の処理実績につきましては、令和3年度に栄喜漁港の10隻を栄喜漁港で船揚げし、補助金額は25万2,000円です。

令和4年度は大海漁港の18隻を大浦漁港で船揚げし、補助金額は45万円です。

令和5年度は、湊浦漁港の2隻を湊浦漁港で船揚げし、補助金額は3万2,000円です。

処理業者は3か年とも合同会社オールドウッドとなってございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは、これは昨年度、令和5年度までの話ですが、1か月ほど前から、宿毛道水前の大浦漁港荷揚げ場で宇和島の廃船4隻の解体が始まっています。

これはさっきの補助事業とは違ったものになるはずですよ。つまり管轄漁港内のものではないのですよね。

この宇和島の廃船解体について、大丈夫かという通報を何件か受けました。問合せをして、現在、県が止めているということを知っています。

その経緯について確認します。よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

大浦漁港の横に船揚げされた漁船の解体処分につきましては、議員も御存じかもしれませんが、FRP船、それからアルミ船になっておるんですけれども、この4隻ともが、処分に関しましては産業廃棄物にあたることから、処分等に関しましては、許可も含めて高知県が管轄となっているところでございます。

止まっているという経過についてですけれども、詳しい詳細については、県の処分等のことになるかと思うので、全容を把握はしてないのですけれども、許可と、それから処分の方法で、若干の手違いがあったのではないかと聞いておまして、それで今、解体の処分が止まっていると聞いています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） どういうところで手続

されて、どういうところで不備があったのかが全く分からないのですが。

ずっとこの1か月、私も何回か県にかけたりとか、ぐるぐる回って、最初は、補助金もらったものかと思って水産振興部にかけたりとか、いや補助金取ってないですよって、市にかけても、補助金取ってないですよ。そしたら、個人対個人の関係かなということで、それなら産廃法に大丈夫かということになるわけですね。

まず、組合員でないものの廃船解体は、組合員に直接奉仕する、組合としてなら、組合員に直接奉仕する事業でないといけないわけですから、これはちょっと漁協法に違反することになります。別の組合の解体という事業は、組合としてはなかなかできないだろうと。

それから、この漁協管理地は、産廃廃棄物として廃船を船揚げし、解体するに当たって、積替え、または保管施設の許可を得なければなりません。その許可が得られておりません。ですからアウトです。

それから組合員が産廃の廃船を運搬することも、産廃法に違反するわけです。だから、組合員が持ってきたとしたら、それもアウトです。

それから、業者の所有物としてなら廃船の解体はできます。自らの船を解体はできるんですが、手続未了で解体を始めたとすれば、それもアウトですよ。私の物になってないのに解体を始めたらアウトです。

業者はもちろん、運搬と解体場所を提供した漁協の責任も大きいと思われます。やっぱり不用意だったんじゃないかと思います。

それから最後に、5月中旬から、県、市に問題を再三報告しました。何人かから来たと思います。違法性がないか確認しておいてよということで、ずっと言いましたが、対応が非常に遅れたことは、県にも、市職員にも反省してもらいたいと思います。

やはりこの点で抜かっているのです、止まっていますということの説明できるようにとか、今、大丈夫ですから、この処理を進めています。こういうことがすぐに言えるようにしてほしいと思っています。

つまり、課と課で連携が取れてないという感覚は、よくしました今回。ぜひ、それぞれ自分の直接の担当ではないにしても連絡を取り合っ、だから自分たちの住んでいるところで違法な状態が起こらないようチェックしていただきたいと思っています。

時間もなくなってきましたので、進めます。

次のことですが、宿毛湾港整備に係る漁業補償契約についてです。

平成元年、宿毛湾港整備事業に伴って生ずる漁業上の損失に対し、県知事、それから当時は運輸省ですかね、運輸省第三港湾建設局と宿毛市、大月町、関係漁協との間で漁業補償契約、総額5億3,700万円が結ばれました。

漁業補償契約書第1条には、宿毛湾港整備計画の図に明示したものを同意するものとする。別途、図に示された区域の漁業権を放棄のほか、事業に伴う漁業権等の一切の補償であり、今後この補償金以外の補償を要求しないものとするがあります。

そこで、さっき言った白浜埠頭計画が消えていく可能性があるわけですね。この大きな埠頭計画によって、龍ヶ迫とかタッチの漁業権が放棄されているわけです。

白浜計画が消滅すれば、この漁業権の再取得が可能になるか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

高知県へ確認したところ、漁業権の再取得に関しては、当該漁場を有効に活用できる見込み

があることや、漁業調整、その他公益性に支障を及ぼさないかといった点を総合的に判断する必要があり、現時点で漁業権の再取得が可能であるかどうかについては、判断ができないとのことであります。

漁業権の取得について、市は管轄外となるため、個別案件については高知県へ問合せをしていただきたいとのことであります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今の話から思ったことは、結局、工事の計画がとまったという、その障害がなくなったわけですから、あとは漁協などに申請をしてというか、漁協を通して県に申請するといった手続があればできそうだと、そんな感じに聞き取れました。

次のことです。

漁業補償契約書第3条、漁協及び漁協組合員は、事業の施行を阻害する一切の行為をしないものとする、とあります。

例えば、当該漁協及び漁協組合員が、宿毛湾港の特定利用港湾指定に反対する運動を行っても、契約に記された阻害行為に当たらないという確認でよいかということです。

過去、何十年も前に契約した計画の補償ですが、阻害行為に当たらないかということで、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、再質問にお答えいたします。

高知県へ確認したところ、宿毛湾港に関わる特定利用港湾の指定に反対する運動と、漁業補償契約とは関連がないとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 安心しました。非常に、特定利用港湾の署名を配ったり、質問を受けた

りする中で、ここが漁民が非常に困ったところなんです。

補償もらっているから本当はいけないと思うけどと、こういう方々がほとんどでした。だからそういうことから解き放たれるだけでも、非常に重要な回答だったと思います。

分かりました。これは全く別物だということですね。

追加質問します。

特定利用港湾の活用で、新たな漁業補償を行うようなことは想定されますか、答えられないかもしれませんが。もしありましたら、ということ。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通告になかったので、もし間違っていれば大変失礼な答弁になろうかと思いますが。

現在、特定利用港湾によって新たな整備をされるかということも聞いておりませんし、そういった補償があるというお話も聞いておりませんので、あるものではないというふうに自分たちとしては、今、思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私もそう思っております。今のものを利活用するという線でいくということですよ。

それでは、時間が足りないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

次のテーマ。

標準時数を上回る教育課程の見直しについて、伺っていきます。

昨年8月、中教審は学校における働き方改革に関する緊急提言を行いました。国が定める標準授業数1,015時間を大幅に上回る1,0

86時間以上の教育課程を編成している学校に対し、是正を行うよう通達がありました。

そこで質問します。

宿毛市の小・中学校において、令和5年度の授業時数が1,086時間以上の学校は何校あったでしょうか、伺います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年第1回宿毛市議会で、小谷議員からの御質問があり、その際に答弁させていただいた内容と重複しますが、学校の標準授業時数は、学校教育法施行規則で定められておまして、各学校は年間授業計画を作成する際に、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備え、標準授業時数を上回って教育課程を編成していた状況でございました。

令和5年度当初の計画におきましても、本市の多くの学校で、標準授業時数を上回って計画しておりましたが、文部科学省や高知県からも、標準授業時数プラス超過の目安である70時間を上回らない運用をするようにとの指導がありました。

それを受け、昨年度、私と指導主事が市内の全ての学校を訪問し、状況把握を行う中で標準授業時数に沿った運用について、各学校長に依頼をしたところでございます。

結果、本市の学校は、令和5年度につきまして、標準授業時数プラス70時間の1,086時間を上回ることはございませんでした。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 標準授業時間というのは、自分も当然教師ですから大体分かるわけです。水曜日が職員会の日で5時間授業、あとは大体6時間。これで1年間35週掛けたら、1,015ですよ。

1, 086というのは、週に7校時二つつくれば、それ以外に7校時2日つくれば、それで35週回せば1, 085です。ここまではオーバーではないという通達の。これ以上やると1, 086になると、こういう話です。それはやり過ぎですよ。

ということで、1, 015時間は普通の授業時間割と。それ以後、加力学習とか、いろんなのがあったりするということになります。今年度の教育課程について、余剰時間削減対策、どのように行っているのか確認いたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の再質問にお答えいたします。

学校では、令和5年度の状況を踏まえまして、令和6年度、本年度ですが教育計画を作成するに当たり、各校で様々な取組を行っております。

例えば、7月、12月、3月などの学期末の時間割を工夫することにより、担任が成績処理や通知表作成等の教員の業務時間の確保を行ったり、始業式、終業式、卒業式の後、午後、放課とする処置をとったりしております。

また中学校では、運動会のため、8月末頃から2学期を前倒して実施している学校もございましたが、本年度は9月1日を2学期の始業式としております。

さらに、これまで計上していた学校裁量時間を少なくしたり、校時表を見直し、または学校行事を見直す。そして下校を早くしている等々の学校もございます。

これは子供たちにとっても過重負担とならないように、また教員にとっても、子供たちが下校した後、放課後の時間を教材研究等々に充てることができるなど、教員の働き方改革にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは次の質問です。

学力テストは、県版も国のやつもありますが、授業時数としているのか、また、前回の回答で加力学習は授業時数にしていないという回答を得ましたけれども、その根拠についても確認したいと思います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今城議員の御質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査実施要項の中には、教育課程上の位置づけとして、対象教育委員会及び対象学校の判断により、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とするあり、それらを受け、幡多市町村教育委員会連合会では、毎年度の教育課程の編成及び実施について協議し、幡多郡内の市町村小中学校へ周知を図っております。

その中で、各種テストは当該教科として取り扱うことが可能であると表記しております。

したがって、本市では、各種学力テスト、いわゆる全国学力学習状況調査や、高知県学力定着状況調査、そのほか各種学力調査や各教科テスト等については、その教科の教科時間としてカウントしております。

加力学習については、いろいろな方法があると思いますが、例えば昼の10分から15分間の帯タイムを使ったプリント学習やドリル学習、放課後を使った過去問題や、プリント、ドリル学習などは、主に定着や習熟を目的とした学習であり、個別に支援を行うなどの状況もあります。

教科の目標や指導内容、年間指導計画、評価など、一定の要件を満たしていないことから、授業時数にはカウントしておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 10分とか15分とか

という加力学習は当然、10分とか15分とかという加力学習もありますし、それから、例えば7校時目を充ててみたりということもあろうかと思えます。

問題となるのは、実質、加力学習が教科補充という形で扱っている場合もありますよね。

今回の三原村議会でも出てきましたが、夏休みを短縮して、加力学習をしたというのを取りやめにするという論議がありました。取りやめとしたいという。

これは授業時数として見たということですよ、問題があったということだと思います。

ぜひ、趣旨から、その辺りも、宿毛でもやっぱり、夏休みに例えば4時間学習をして、それを1週間続けたとかという実質授業であれば、授業としてカウントすると言ふべきではないかと思っております。

次の質問です。

オーバーした授業は、行事としてカウントするという話も耳にしたところなんです。これは自分でもあるかもしれないなど。ちょっとオーバーしたので、指導というか、注意されるぐらいなら、行事としてやれということもあろうかなと思っております。

事実なら文書改ざんになりますよね。働き方改革の趣旨にも逆行します。

なお、教育長に、授業を行事としてカウントすることに対する見解というか、現場に対する声というか、それにかえて回答していただきたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 質問にお答えいたします。

議員がおっしゃることは、標準授業時数プラス70時間をオーバーする際に、これを防ぐために、教科の時間を学校行事としてカウントするというこの意味合いであると思えますが、

実際にそのようなことが行われていたとすれば、それは制度の趣旨に反するものと考えます。

ですから、学校にも授業時数のカウントの仕方等については、これからもしっかり周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 通達にもあるように、教員の過剰労働の解消、それからこのことによって、逆に子供の健全な成長と学力行動につながることは当然あるわけです。私はそう思っています。

教育委員会は、それを実現するための教育環境を整備、これに全力を費やしていただきたいと思っております。

ということで、次のテーマです。

西地区学校建設及び宿毛小中学校維持管理業務について伺います。

まず1番目として、西地区小中学校の基本計画の策定項目、それから策定スケジュールについて確認いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

基本計画での策定項目につきましては、コンセプト、造成計画、配置等の基本的な事項について取りまとめる予定としております。

策定スケジュールにつきましては、まず西地区学校基本計画策定業務の請負契約を、令和6年3月13日に株式会社日総建と締結をいたしたところでございます。

5月と6月には、児童生徒、教職員向けのアンケートを実施しており、児童生徒に対しましては、授業の一環として、今の学校の施設や場

所でいいところ、改善してほしいところ、新しい学校に欲しい施設などについてグループで話し合っていていただきまして、意見を出していただいているところでございます。

また、教職員に対しましては、同様の内容を、個別にアンケートで回答していただいております。

今後、市民ワークショップを7月に2回、9月に1回を予定しております、3校の学校運営協議会委員の皆様には、参加を依頼する文書をお送りしております、また公募にて参加者を募集しております。

詳細につきましては、ホームページに記載しておりますので、市民の皆様にはぜひ御参加をお願いいたします。

その後、意見の取りまとめ等を行いまして、それと各種検討を行いまして、12月には基本計画案が完成する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは、西地区関係3校ですね。学校運営協議会の中で、これまで出されている意見や要望がありましたらお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

3校の学校運営協議会につきましては、昨年度、現状について御説明をさせていただいております。その際にお伺いしました意見としましては、予定地が高台になることから、安心できるという意見がある一方で、通学距離が長くなることへの心配や、高い位置になるため坂道が危険ではないか。また交通量が多く、危険ではないかなどの御意見がございました。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 学校造成地については、私からも話したところでです。

西地区での意見聴取では、学校造成地、当初の案が庁舎より10メートル高いということなので、それは高過ぎだという意見が大勢を占めたわけです。その意見については、私としても、合理性があると思っています。

また、PFIでの建設維持管理は、今の経済状況下において、今後の市の財政に大き過ぎる負担がかかるのではないかと心配しております。その点につきまして、市のスタンスを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、質問にお答えいたします。

造成地の高さにつきましては、現在、お示している図面は、あくまでも適地選定に向けた参考として、最も経済的な案を採用しております。

市役所と同程度の高さになると、残土処分のコストが高くなったり、残土処分をどこにするかといった課題をはじめ、学校としてどのような教育環境がよいかなどを考える中で、基本計画や、今後の設計において、高さを含めて最適な造成計画となるよう、検討を進めていく必要があると考えております。

また、整備手法につきましては、PFIにて行うと決まっているわけではございません。基本計画の中で比較検討を行うこととしておりますので、市長部局と連携し、協議する中で、市の財政負担を含め、よりよい学校整備が行えるよう、検討を進めていく必要があるのではない

かと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 次の質問です。

基本計画に向けてのワークショップに出された意見は、どんな点で、どの程度の採用ができると考えるか。それから、ワークショップだけでなく、地域、保護者、教職員などの意見を適切に取入れる取組、どのように行うか、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

市民の方々のワークショップが実施前でございまして、どのような意見があるか分かりませんが、具体的にお答えすることは難しいですが、いただいた御意見を参考に、検討を行ってまいりたいと考えております。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、ワークショップには、学校運営協議会委員の皆様にご参加を依頼しております。

学校運営協議会の委員の方々には、地区長やPTAの代表者、教職員などがおりまして、様々な御意見をいただけるものと思っております。

基本計画策定後は、基本設計等の作成を行っていくこととなると思いますので、今後についても、その進捗に合わせまして、地域、保護者、学校の皆様の御意見を聞く取組につきましても、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） これからの学校は、学校の機能を地域に生かせるということが、すごく大事なことになるかと思っております。

地域と子供たちが連携して、地域が変わっていく営みを、学校の機能を地域に開放することによって、地域が変わるということは、経験上あり得ますので、ぜひ子供の力を地域の活力にしていだける学校にしていきたいと思っています。

最後のテーマ、宿毛小中学校の維持管理について伺います。

まず最初の質問は、4月17日の地震で、避難所としての開放や被害とその対応、あれば報告をお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、宿毛小中学校の維持管理につきまして、御質問にお答えいたします。

宿毛小学校、宿毛中学校につきましては、地震時の避難場所としては指定はしていませんが、地震時の避難を考慮しまして、震度5相当の揺れで、自動的に玄関が解錠する仕組みとなっております。

今回の地震につきましては、震度6弱であったことから、玄関の鍵は開いておりましたが、避難者はいなかった状況でございます。

また、地震による学校の被害につきましては、玄関前のアスファルト舗装のひび割れ、一部外構の基礎のモルタル剥離、渡り廊下と校舎の間にあるエキスパンションジョイントのボルト及び渡り廊下階段下のボルトの破断がございましたが、いずれも構造的に危険となる被害ではございませんでした。

このうち、エキスパンションジョイント部につきましては、翌日にPFI事業者において修繕を実施しましたが、その他の修繕箇所については、今後、PFI事業者において修繕を実施するよう、予定しております。

なお、今回の地震による修繕は、契約書の不可抗力による損害に当たりますので、費用負担は宿毛市が99%、残り1%をPFI事業者が負担することになる予定でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 次の質問です。

カビの発生等、維持管理の現状、それから対応について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、カビの発生の状況等についての御質問にお答えいたします。

今年度につきましては、学校からのカビの発生についての報告は受けておりません。

昨年度までは、5月頃からカビ対策としまして、エアコンの24時間運転をしておりましたが、今年度からはその対策をやめまして、天気の良い日には窓を開けることや、サーキュレーターを適宜活用することなどによりまして、校舎内の換気や、空気を動かすことによる対策としていただいております。

現在のところ、対策がうまくいっているようでございますので、引き続き状況を注視しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） カビが治まってきたようですね。

それでは、令和5年度の維持管理費と電気使用料金を伺います。

そして、令和4年度と、電気料の変化を比べて、どうか申し上げます。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、質問にお答えいたします。

令和5年度の維持管理費は、修繕費を含め2,627万7,240円となっており、令和4年度に比しまして、50万円ほど増額となっております。

この要因につきましては、中学校のグラウンドに、雨天後、大きな水ができてしまう状態を改善するための工事や、小学校体育館エレベーターの機能維持修繕など、比較的規模の大きい修繕を行ったためでございます。

次に、電気使用料金につきましては、令和5年度が1,034万8,900円となっておりまして、令和4年度とほぼ同額となっております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今年は空調が24時間でなくなったので、大分減るのではないかと期待しております。

最後の質問です。

情報公開請求で、PFIの維持管理の内容の不服請求を行いましたけれども、一部、ノウハウまで含まれていないという部分については公開されたということと、あと、行政の努力で文書をつくっていただき、独自の文書として公開されたことによって、管理状況が分かる状態になってきました。これはありがたいことだと思っております。

ただし、年間の維持管理費で実施された業務が全く不明なのは困りますので、その実施概要が分かるように、公開を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。また回答、お願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育長兼学校教育課長。

維持管理の内容を全て公開すれば、事業者独自のノウハウが一般化し、競争力が損なわれるおそれがあることから公開しておりませんが、今後につきましても、事業者と公開できる方法がないか、事業者と引き続き協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 独自の文書で、全部ではなくても、当然何が行われたかという、契約の合意書として、どういうことが行われていったかというぐらひは分かるようにしていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時11分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 8番、三木でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問、3項目、通告を出させていただいておりますが、1項目め、2項目めの、1項目めが豊後水道地震による義援金に関する質問、それから2番目の食品加工業の継続支援事業に対する質問。この件につきましては、午前中に堀議員の質問もございまして、ある程度のところは理解ができましたので、幾つか、堀議員が

質問されたこと以外のところで、数点質問させていただくこととなります。答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、最初の質問ですが、義援金の状況につきましてということですが、この義援金の受付は口座への振込、それから持込み、それから募金箱の設置での受付というふうになっておるのですが、この中で募金箱の管理、これは現金管理ということになるかと思いますが、この現金の管理についてはどのようにされているのか、まずこの点をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤恵介君） 会計課長、三木議員の一般質問にお答えします。

募金箱は本庁舎と各支所に設置しており、業務時間外は施錠可能な事務所の各金庫で保管し、1週間に1回程度をまとめて回収した後、歳計外現金として、会計管理者口座に受入れをし、保管しております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 現金のほうも管理されているということで、了解をいたしました。

次の質問でございます。

間もなく義援金の受付期間が終了となりますが、市のホームページを見ますと、被災された方へのお見舞いということが記載されておまして、その中に災害支援金の配付に際し、お見舞金等の詳細は決まり次第お知らせしますというふうに記載されておるわけですが、このお見舞金の配付につきましては、公平性をもって配付されるべきと考えます。

この公平性というのも、視点によって、どの部分をもって公平性にするかっていうところは、確かにちょっとバランスが取りにくいところもあろうかと思いますが、現在、お見舞金の配付につきましては、どのような組織で、どのよう

に検討がされているのか、この点を確認したい
と思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤恵介君） 会計
課長、お答えいたします。

本市における義援金の取扱いは、宿毛市災害
義援金取扱い要領によって受付、保管、配分
について定められており、配分の基準、対象者
については、宿毛市災害見舞金配分委員会で決定
することとなっております。

配分委員会は副市長を委員長とし、7名の課
長により構成されています。これまでに3回の
配分委員会を開催し、被害の程度で見舞金の額
に差をつけるのではなく、一定程度以上の被害
があった方に配付することで、多くの方に均等
に災害見舞金を配付することを基本として協議
しております。

日程に余裕はありませんが、義援金の被災者
への公平な配分を確保するため、今後も検討い
たしてまいります。

1件当たりの見舞金額は、6月28日までに
集まった義援金額を、配付決定件数で割った金
額を一律に配付する予定です。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 配分委員会でいろいろ
決定なされていくということですね。

6月28日までで受付を終了して、その後に
申請、そして配分に向けて動く。今、答弁に
ございましたように、被害の大小ではなく、均
等に行くようにするということが、これも決定
事項として決まっていることだと思います。

できるだけ多くの市民の皆様、大なり小なり、
今回かなり大きな被害が出ていることと思いま
すので、その申請も漏れがないように、この辺
の働きかけも大変重要なことであろうと思いま

すので、またよろしく願いをいたします。

それから1点、再質問をさせていただきます。

配付の対象者の説明、堀議員のときにも答弁
されておりましたが、この中で住家に被害が
あった方というのが対象になるという部分がご
ざいでしたが、このお見舞金の配付、確認書類、
申請等も行われてくるとは思いますが、この住
家の被害というのは、どういうふうはこの状況
を確認されていくのか、この点について1点だ
けお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤恵介君） 会計
課長お答えいたします。

被害の確認方法としましては、申請時に被害
状況の確認できる写真をお持ちいただいて確認
を行います。

写真により、被害状況が確認できれば、申請
には実際に補修、買換えが終了していることは
必要となりません。現在、補修は依頼したが、
順番待ちである方や、また補修、買換えを見送
る方等もいらっしゃると思いますが、補修、買
換えをされた方と同様に申請できます。

なお、罹災証明書の交付を受けた方につきま
しては、写真をお持ちいただく必要はありません。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知いたしました。確
かにおっしゃるとおりで、もう時間もたってい
ることで、実際、今、写真を撮って間に合わな
い場合も当然あるかと思いますが、この辺
の対応の仕方というのは、ケース・バイ・ケー
スになってこようかと思いますが、またその辺
は誠意を持って進めていっていただきたいなと
思います。

次の質問です。

今後のスケジュールについても、堀議員の質

間で幾つかお答えされておりましたが、もう少し詳細な説明が可能であればお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐藤恵介君） 会計課長、お答えします。

広報7月号及びホームページ等で申請対象者、配付の対象範囲、申請に必要な書類等についてお知らせいたします。

申請の受付場所及び受付期間につきましては、本庁舎1階ロビー及び中央支所の2か所で、7月10日から開始予定としており、本庁舎での受付は7月31日まで、中央支所での受付は7月19日までを予定しており、どちらも土日祝日を除き、平日は8時半から12時、13時から17時15分。また水曜日につきましては、受付時間を19時までとすることを検討しているところです。

災害見舞金の配付時期につきましては、8月初旬から順次口座振込にて行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、義援金についての質問は、以上で終わらせていただきます。重ね重ねになりますが、本当に申請をしていたきたいと思っておりますので、周知のほう、本当によろしく願いいたします。

続いての質問です。

宿毛市食品加工業継続支援事業補助金について、この点も先ほど申し上げましたように、堀議員から質問ありましたので、この点を踏まえて質問させていただきたいと思っております。

申請件数が、今、水産関係で2件ということで先ほど答弁がありました。想定していた件数よりも、実に少ないんじゃないかなと受けて

取れました。

これは各事業者の事業の規模や内容、あるいは既存の施設の状況によって、必要となる経費や取引先との関連性が、各事業者によって異なることなども要因であろうかとは思いますが、現在のこの申請の状況を踏まえて、どういった所感をお持ちなのか。今現在どういうふうに見ているのか、その点お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、午前中の堀議員にも答弁させていただきましたけれども、今回の補助金事業創設までに、施設改修に着手されていた事業者、それから相談はあったものの、補助事業の下限額まで改修が可能であった事業者の方、それから現在、相談中の方がおられます。

それとは別に、残念ながら、実際に廃業または現在休止をされている事業者が存在しているということでございます。

本事業は、午前中にも申しましたけれども、申請期限にも、予算的にもまだまだ余裕がございます。1件でも多くの事業者の本事業を活用していただきまして、事業を継続していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 1点、再質問をさせていただきます。

今回、設備の整備、これハード面ということになるかと思いますが、これが実施されたところ、2件なんですけれども、この整備が終わって、当然、整備が終了したということで確認はされていると思うのですが、この事業の目的、補助金の目的そのものが、事業の継続を目的としたということにございまして、事業者が整備後に、継続的にきちっと、製造はも

もちろん食品衛生法に従ってできる。その後、今までの取引先であったりですとか、商品の流通、その辺に影響はなかったかという点とかも含めて、このアンケートや聞き取りなどで、事業の継続と申しますか、本補助金事業の成果として、こういった現状を確認はされておられますか、この点をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、再質問にお答えいたします。

本事業を活用した2業者ともに、相談段階から申請、事業実施後も定期的に事業所を訪問し、食品製造状況についても確認しております。

その中で事業活動に支障を来さずに、営業許可を取得し、円滑に販売事業についても、事業は継続されるに至っているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 安心をいたしました。

こういった聞き取りの中で、この事業以外にも宿毛の基幹産業であります水産業の抱えている問題点とか、聞き取るよいチャンス、チャンスという言い方がいいのかどうかあれですけども、いい機会になるのではないかと思いますので、またそうした事業者さんとの連携とか、そういったところも同時に把握していただければと思います。

それから今後について、食品加工業の継続支援事業、補助金に対する質問の最後になりますが、今後のところで、令和6年12月27日までの受付申請期間となっているというふうに、先ほどの答弁でもお聞きしたところではございますが、今後、さらなる周知等も含めて、どのように取り組んでいかれるのかを、もう一回確認をさせていただきたいと思っております。

よろしくお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、お答えいたします。

これまで県や幡多保健所、直販所などの関係機関と連携し、改正食品衛生法の影響により事業継続を断念する事業者が出ないように、本事業の周知を図ってまいりましたが、今後につきましても、引き続き関係機関との連携を強化し、本事業のさらなる周知や申請手続のサポートなど、事業継続を希望する事業者につきましても、漏れなく支援が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 承知いたしました。ぜひともよろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、3項目めの質問に移らせていただきます。

宿毛物産館建設事業について、お伺いしてまいります。

まず初めにお伺いいたします。

今回の補正予算にも計上されておられますが、宿毛物産館建設事業は、市長がかねてより公言されてきた新たな道の駅という認識でよろしいのかどうか、まずここから確認させていただきたいと思っております。

お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新たな道の駅構想といえますか、そういったお話をする中で、整備をする必要性を強く感じていたものを具現化したというものが、今議会に関連経費を計上しております宿毛物産館となっているところでございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、市長が公言

されてきた新たな道の駅が宿毛物産館ということで、この形に今、動き始めるということで、今回この議会にも上がっているわけなんですけれども、この事業計画に至るまでの経過や、市長が想定される宿毛物産館について、もう少し詳しい内容をお示し願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今議会での提案に至るまでの経過を、御説明を申し上げさせていただきます。

新たな道の駅に求める、絶対に外せない機能は、地元宿毛市の特産品や一次産品を商品化したものを販売できる、そういった物販機能でございました。

宿毛市にはよいものがたくさんあるのに、それを買いたい求めることができる物産館のようなところがないという声を、これまでも多く耳にしてきたところでございます。

ここに行けば、宿毛ならではのお土産が手に入る、そんな場所をつくりたいというのが、新たな道の駅に込めた考え方でございます。

昨年5月にリニューアルオープンいたしました道の駅すくもサニーサイドパークは、建設から30年以上が経過をし、施設の著しい老朽化や、利用者ニーズとの乖離による集客力の低下が長年の課題となっていたため、施設全体の大幅なリニューアルを行い、道の駅としての機能の充実を図ったところでございました。

その結果といたしまして、リニューアルオープンした令和5年度の来場者数は21万人を超えているところでございまして、コロナ禍前の平成30年実績の8万3,000人を大きく上回っているといった現状にございます。

そして、いよいよ次なる課題の新たな道の駅構想の実現に向けまして、昨年度より課長補佐

を中心とする庁内プロジェクトチームを立ち上げまして、検討を進めてまいったところでございます。

プロジェクト会議では、どこに建てるのか、またどのような機能を持たすのか、どの程度の施設整備をするのか、どれだけの予算をかけるのか、そういったことなど、様々な議論の末、昨年度末にプロジェクトチームとしての検討結果の報告を受けたところでございました。

その報告内容は、リニューアルによって集客力が上がった道の駅サニーサイドパーク内に、新たな物産スペースを整備するというものでございました。

これをベースにしつつ、アフターコロナの観光客の急増という、昨今の観光情勢に素早く対応するため、そしてまた、本市の厳しい財政状況に加えて、建設資材等の高騰が続く中で、最小の費用で最大の効果を得るため、市長として次のような決断に至ったということで、今回計上させていただいております。

まず、建設場所は道の駅すくもサニーサイドパーク内のキッチンカースペース北側、自動販売機のある休憩スペース東側の斜面に建設を予定しております。

次に、新たな道の駅は、観光客を取り込むための宿毛物産館と銘打って建設をいたします。

ただし、ここに食堂などの機能は持たせず、スタートを切りたいと考えているところでございます。

リニューアルオープンした道の駅のイベント広場にはキッチンカーも出店をしていただいておりますし、市内にはおいしい食事を提供してくれている、そういった飲食店がたくさんあります。そのような飲食店情報を観光客に紹介し、つなぐことも道の駅の大事な役割の一つだと考えているところでございます。

そういった状況を見ながら、飲食店整備につ

きましては、慎重に今後考えていきたいと思っていますところでございます。

そして、建物につきましては、先月、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結いたしました、一般社団法人日本ムービングハウス協会の代表企業であります株式会社アーキビジョン21の提供する移動式木造住宅を考えております。

この移動式木造住宅とは、国際規格の海上輸送コンテナと同じサイズ、これ12メートル掛ける2.4メートルということでございますが、その大きさの木造住宅を、注文を受けてから工場で製造し、出来上がったものをトレーラーで陸上輸送して設置するというものでございます。

これを2棟連結させて、横幅12メートル、奥行き約5メートル、床面積約60平米の物販スペースを整備しようとするものでございます。

物産館となる建物を移動式木造住宅としましたのは、大規模災害時には応急仮設住宅として被災現場に移動させることができるという、そういった大きな利点があるからでございます。

これは、本市の最重要の行政課題でもありません災害に強いまちづくりの理念にも基づいて設置をしようというものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 事業計画までの流れはよく分かりましたが、今、答弁の中にございました、移動式木造住宅と市長おっしゃられたんですけども、なんかよく、イメージすると、移動式で木造でって、非常に簡素な物を想像しがちではございますが、ちなみに、株式会社アーキビジョン21が提供している移動式木造住宅は、これは耐用年数というのはどのぐらいを想定されているんでしょうか。

ちょっと付随的な質問になりますが、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の一般質問にお答えをいたします。

株式会社アーキビジョン21の提供する移動式木造住宅。これ商品名をスマートモジュールといいます。

このスマートモジュールの耐用年数についての御質問でございますが、木造住宅の法定耐用年数は22年となっております。これは固定資産の減価償却費を計算するときに使われる年数でありまして、その年数を越えたからといって、たちまちに住めなくなるものではなく、当然、メンテナンス次第では長く住むことができます。

株式会社アーキビジョン21の提供する移動式木造住宅ですが、創業から42年が経過し、これまでに3,000を超える移動式木造住宅を提供されているようですが、大きな問題は報告されていないと聞いております。

一般的にハウスメーカーなどは、建物を問題なく使用できる期間として、独自に公表しております耐久年数としましては、株式会社アーキビジョン21の提供する移動式木造住宅は100年というふうに公表されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 思った以上に頑丈というか、そういった建物だなというふうに、率直に思いました。

続きまして、災害時の応急仮設住宅としての活用について、お伺いいたします。

先ほど、市長は大規模災害時には応急仮設住宅として被災現場に移動させることができると言われておられました。しかしながら、この道の駅すくもサニーサイドパークのある場所は、津波浸水地域だというふうに理解をしておるわけですが、それでは応急仮設住宅としての活用はできないのではないかと思えるのですが、そ

の点についてはどのようにお考えなのでしょう
か。お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
お答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークのある場所
は、御指摘のとおり津波浸水地域となりますが、
今回、移動式木造住宅を設置しようとする場所
は、海拔約8メートルとなっておりますので、
L1クラスの津波想定では浸水をせず、津波被
害の最大想定であるL2クラスで約1.6メー
トルの津波被害を受けることとなります。

しかし、災害は津波だけではございません。
近年は異常気象による豪雨災害なども多発して
おります。本市でも、平成30年の豪雨災害は
記憶に新しいところでございます。

いついかなるときに災害が発生し、住み慣れ
た住居を追われる市民が出てくるか分かりませ
ん。今回の移動式木造住宅が、そのような緊急
時に対応するための応急仮設住宅として役に立
つ可能性は十分にあるのではないかと認識をし
ております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） サニーサイドパークが
あまりにも海に近いので、直撃されるんじゃない
かなと、確かにそのとおりでしたね。海拔8
メートルの位置ということですね。分かりまし
た。

しかしながら、その状況によって、当然その
災害がどんな形で、いつ起きるか当然分からな
いことでありまして、道が寸断されたり、もろ
もろそこは全てが全て想定できるわけではござ
いませぬので、一定、疑問に思っていたところ、
ひとつ安心をいたしました。

本当に直撃、イメージ的に、来たらドンで終
わっちゃうんじゃないかなみたいなイメージが

ありましたので、質問させていただきました。

続きまして、事業のスケジュールについてお
伺いいたします。

宿毛物産館の建設費用につきましては、今議
会に予算議案としても提出されておりますので、
総額というのはよく分かる。

あと1点が、ここで予算の細かい内訳を一旦
質問に挙げようかなとは思ってはいたのですけ
れども、この件に関しましては、予算質疑であ
ったりですとか、この後、予算を委員会で細か
く聞くことが可能だと思いますので、ここでは、
除いた部分で聞かせていただきたいと思います。

今後の建設スケジュールというのは、どのよ
うに想定されているのか、ここをお伺いしたい
と思います。

お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
三木議員の一般質問にお答えをいたします。

事業実施するに当たりまして、本来であれば、
まずは業者の選定作業から始めるわけですが、
今回のこの事業に関しましては、先ほど御説明
申し上げましたように、単に箱物を建設して終
わりではなく、建設したものを大規模災害時
には、必要に応じて応急仮設住宅としても利用
するという複合的な活用を想定をしております。

ですので、契約の相手方としましては、移動
式木造住宅を製造販売しております株式会社ア
ービジョン21との契約を想定しております。

現在、災害時を想定した移動式木造住宅の普
及活動を全国的に展開をされているのが、株式
会社アーキビジョン21を中心とする日本ムー
ビングハウス協会です。県内でも2020年
8月の高知県を皮切りに、大豊町、また黒潮町、
いの町と、順次災害協定を結んでおり、全国的
には120を超える自治体と協定締結に至って
おります。

契約締結後、物産館の設計内容を協議し、協議が調えば工場での建築工事に入ります。

それと並行しまして、物産館を設置するための基礎工事を行いまして、箱物が完成しましたら、トレーラーで輸送して設置を行うというスケジュールになろうかと思えます。

建築から設置、そして設置完了から運営開始までに要する期間は3か月から半年を見込んでおきまして、年内の物産館完成はもとより、今年度内の管理運営のスタートを目指しております。

なお、この日本ムービングハウス協会は、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震におきまして、地震発生から3日後の1月4日付で、石川県と応急仮設住宅建設に関する協定を結び、1月12日には工事に着工し、1月31日に18戸、2月6日には40戸の応急仮設住宅を設置したという実績がございます。

5月末時点での石川県における応急仮設住宅の設置数は216戸ございまして、このうち54戸は、高知県の大豊町の展示場から分解して輸送したものと聞いております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 今年度内の管理運営を目指すということで、今、説明にあったように、同時進行、要は設置する部分の基礎工事部分、それからその上物の移動式木造住宅の分って、同時進行でつくって行って、最後、輸送して乗せるという認識でよろしいのでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、再質問にお答えをいたします。

お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、次の質問に移ります。

年度内に管理運営がスタートしたとして、建物自体の運営についてはどのようにお考えなのか、その点をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

先ほど御説明申し上げましたように、物産館は、道の駅すくもサニーサイドパークの敷地内に建設を予定をしております。

新たな物産館の管理、運営方法も指定管理者制度を考えておりますので、現在、道の駅すくもサニーサイドパークの管理運営を行っておりますN'sグループにお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） N'sグループを想定しているということで、既存の中で、市長の最初の答弁にもありましたけれども、あそこができたとき、物販スペースが非常に狭いというのは、かなり市民の声からも出ておりましたので、これを実際、N'sさんと今後、会議前に前進して行ってとするならば、調整は必要になってこようかと思っておりますので、この点も含めて、運営に関するところも注視してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、業者の選定について1点お伺いしたいと思います。

今回のこの事業につきましては、競争入札などは行うことがなく、株式会社アーキビジョン21との契約を想定しているというふうに、答弁の中でおっしゃっておられましたが、市長が思い描く、災害時には仮設住宅としても利用ができる移動式木造住宅というのは特殊なものな

のか、株式会社アーキビジョン21でしか製造できないものなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

移動式住宅の中でも、軽量鉄骨造りの移動式木造住宅を製造している会社はほかにもありますが、木造の移動式住宅を製造しているのは、日本では株式会社アーキビジョン21のみでございます。

本事業で木造を選択しましたのは、既存の道の駅が木をふんだんに使っている木造建築ですので、道の駅としての統一感を出したいという点や、また木の香りが何十年も続くので、木のぬくもりや安らぎを感じられる点や、間取りの変更やリフォームが軽量鉄骨造より容易に、安価にできるなど、そういった点を評価したからでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 例えば、ありましたようにアーキビジョン21でのみしか、この移動式木造住宅が製造されていないということですが、何かここに関しては特許的な部分があったりとか、要はそのまねができないというか、そういった部分も含まれるのでしょうか、この点お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、三木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども少し紹介させていただきましたが、こういった移動式木造住宅を建設するトライアルというのは、ほかの住宅メーカーでもあったというふうにお聞きをしております。その上で、製造はできても、これを輸送して、そして一定

の狂いを、ある一定の数値以内に抑えることができるのは、このアーキビジョン21のみでございます。その輸送方法について特許を持っている、そういった会社でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 分かりました。

それでは続きまして、建設予定地についてお伺いしたいと思います。

市長は、これまでの議会答弁や、あるいはせんだっての市長選挙等の中で、この道の駅について幾つか触れられてこられたと思います。

宿毛内海間の高規格幹線道路の整備を踏まえて、市街地に人の流れを生むことができるような立地の検討を行うということ、再三におっしゃられておられましたが、この既存の道の駅、サニーサイドパークの中につくるというふうに、方針転換というか方向転換というか、決まったというのは、ここは一体なぜだったのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この新たな道の駅構想を発表した当初といたしますか、その頃は、延伸してくる高規格道路の整備を踏まえて、新たな場所に整備をしたいといった思いもありました。

新たな場所に整備をしたい、そういった思いもあったということでございます。

しかし、新たな場所を探して、土地の調達から始めるとなると、膨大な時間と費用が発生することとなります。何よりも、私が新たな道の駅に求める機能としては、ここに行けば宿毛ならではのお土産が手に入る、そんな場をつくりたいというのが私の構想でありました。

現状を見ると、321号線に多くの観光客が流れている、そういったことも見受けられます。

そして時間的制約、費用面の制約、既存の道の駅の物販機能の拡充を求める皆さんの声など、様々な要素を総合的に勘案した結果、道の駅すくもサニーサイドパーク内に物産館を建設するという、そういった結論に至ったところでございます。

また、市街地に人の流れを生むという点につきましては、道の駅は観光客を誘客するための施設ではありますが、そこで全てを完結させたいという考えは、当初より持っておりません。観光客が求めているものの全てが、道の駅ひとつで完結してしまうと、市内事業者はさらに疲弊をしてしまうのではないかと、そのような考えを持っております。

食事を求めるお客さんには、市内の飲食店を紹介したり、観光を目的とするお客さんには市内の観光情報を提供したりと、そういう役割を道の駅には担っていただきたいと考えています。

今後はまちのえき林邸の整備もできて、いろいろ活用していただいているところでございますので、こちらとも連携をして、市内の活性化を図ってまいりたいと考えております。

そうすれば、宿毛市内での滞在時間、こちらのほうも増えて、さらなる経済効果といったものも期待ができるものだと思っております。

現状、321号線の人の流れが増えている、そういったふうに自分は思っているところでございますが、これにはやはり、長きにわたって努力をされてこられた大月町の観光地の目玉である柏島であったり、また県のほうが整備をした土佐清水の水族館であったりと、いろんな要素があるかと思いますが、実際、多くの方々が、その前の道を通っているという現状を見たときに、すくもサニーサイドパークに物産館を整備することによって、十分、集客能力があると判断したというところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わりますが、先ほど市長の答弁にありましたように、道の駅、私もそれに近い事業を営んでおりましたのでよく理解はできるんですが、道の駅も変わりつつあると。要は、複合施設的に何でもそろそろ道の駅というのは、すくもてはやされて注目度も確かにあるんですが、本当に近隣の市町村の皆さん、どことは言えないですけども、見ると町なかの事業者がすごく苦しんでいる現状があるという、問題点が一つ浮き彫りになってきた、アイデアが本当にたくさんあって、そこは我々市議会議員としても、地域の産業、地域の事業者をきっちり守っていく。人の流れを生むことも大事だけれども、そこは事業は事業としてきっちりと守っていく。その中で、この321号線が、今、市長言われたように、一つの路線になってきているというところが、一つ大きなポイントにもなろうかと思えます。

当初はこの56号線沿いであったりとか、その辺も頭の中には、思い描いたところもありました。確かにそれはそれでいいかとは思いますが、建設の費用の部分、またこの価格高騰も続いております中で、何かをやると何かを諦めないといけないという現状も出てきょうかと思えます。

そうした部分も踏まえて、検討してまいりたいと。先ほど申し上げましたように、予算質疑であったり、予算決算常任委員会がございまして、その中でまた予算面につきましてはお聞きさせていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたし

たいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時56分 延会

令和6年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（令和6年6月25日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔太 君 | 4番 川村 圭一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健正 君 |
| 9番 川田 栄子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真弓 君 | 12番 野々下 昌文 君 |
| 13番 松浦 英夫 君 | 14番 寺田 公一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 純 君 |
| 議事係 長 | 福井 佑 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|----------------------------|---------|
| 市 長 | 中平 富宏 君 |
| 副 市 長 | 上村 秀生 君 |
| 企画課 長 | 谷本 裕子 君 |
| 総務課 長兼 選挙管理委員会 事務局 長 | 桑原 一 君 |
| 危機管理課 長 | 有田 巧史 君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 酒谷 | 幸夫 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） おはようございます。それでは議長の通告に伴い、一般質問をさせていただきます。

その前に私事ですが、今日いきなり家に資料全てを忘れてきて、やっぱり自分は緊張しているということがとにかく気をつきまして、これで緊張して、もう話すこともできなくなったら駄目なんで、この時点でゆとりを持たすために、こういう話をさせていただきます。

初めに、今回の質問に入る前に、豊後水道地震で市役所の対応がすごくよかったということを目にしまして、それもこれも中平市長のリーダーシップの強さということで、皆さんがそれについて行ったということだと思います。

それなりに、それだけのリーダーシップを発揮できる中平市長には感服します。

それと、自分のことではありますが、確かにこういった場面で、新人議員さんもそうなんですけれども、緊張してしまって、なかなか思うことが言えないようなことをよく聞きます。当然、私も人にどう思われてもいいタイプなんですけれども、やっぱりこういうところに来ると、言っちゃいけないことを言うんじゃないかとか、人に悪いように思われるんじゃないかとか、そういったことを思い出して、それが緊張になるんですね。自分が思うことを言うんでしたら、緊張も何もありませんからね。

だから、今回は12月の年末に向けて、自分の思うことを言えるように頑張っていこうと思うので、原稿も読まずにやっついこうかと思っ

たんですけれども、本当ハチャメチャになるかもしれませんので、原稿だけは読ませていただきます。

そういうことで、自分の話をしててもなんですので、2回目の議長の通告に伴い、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、耐震についての話と、もう一つ、これもよく言われる、議員さんは触れてはいけないとか言われる人口減の問題です。その二つの質問と、執行部の皆さんの意見も聞かせていただこうと思ひまして、今回、この場に立たせてもらいました。

それでは、まず初めにですけれども、ちょっと待ってください。朝ちょっとバタバタしてたもので。

それでは、まず1つ目なんですけれども、危機管理状態について、問わせてもらいます。

1つ目、耐震基準の現状と改善計画について聞かせてもらいます。

そのアなんですけれども、宿毛市の公共施設や学校の耐震基準の設定についてお伺いさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、公共施設を新たに建設する場合において、建設する施設の多くは災害時において指揮を執ったり、情報伝達や応急復旧活動に活用するなど、災害対策拠点施設として機能させることが求められていることから、これら機能を満たすための基準として、国は災害時に当該施設が果たすべき機能に応じた耐震性能を担保する耐震安全性の目標を定めており、平成25年度以降の本市公共施設の建築に際しても、当該基準に倣って設計を行い、耐震性の担保をしてお

ります。

また、耐震基準を満たしていなかった小・中学校施設を耐震補強工事により改修する場合には、施設利用者の安全確保はもとより、災害時の避難所としての機能を担っていることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく学校施設耐震化推進指針に基づき、一般の施設に比べて高い耐震性を確保することとなっており、本市の学校施設においても、全ての施設で基準を満たす耐震性を確保しております。

次に、現在の耐震基準を満たしていない施設については、どのようなものがあるのかということでございますが、当該施設として一部の市営住宅や消防屯所などがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 分かりました。それでは、そのまま基準を満たしてないところがあるということなので、その基準を満たしていない施設の今後の改善計画を教えてくださいと思いますが、お願いします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

耐震基準を満たしていない施設の改修計画については、宿毛市消防団再編計画や公営住宅等長寿命化計画などの個別の設計計画において、それぞれの施設の必要性などを十分に考慮し、施設の再編や長寿命化に基づき、建て替えや改修、用途廃止をするなどの対策を、要求度や性能、立地状況に応じた優先度をつける中で、計画的に取り組んでいっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

耐震基準に満たない公共施設であってはいけ

ないということで、いち早くそういったことは計画に基づいて、改修なり修繕なりしていただく。

ありがとうございました。

それでは2つ目ですけれども、耐震補強の進捗状況について質問させていただきます。

まずは、耐震補強工事の進捗状況について教えてくださいと思います。これは一般住宅ということで、よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

耐震化率も併せて御答弁させていただければと思います。

宿毛市の住宅耐震化率ですけれども、令和5年度末におきましては77.8%となっております。令和6年度につきましては、能登半島地震や、4月の豊後水道地震以降に住宅耐震に係る申請が大幅に増えておりまして、6月13日現在で耐震診断が75件、耐震設計が21件、耐震改修が12件、申請書が提出されているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 分かりました。

ただ、77.8%、これが高いのか低いのか分かりませんが、本当でしたら100%になるように頑張っていかなきゃいけないと思いますので、その点はまた、課長、頑張ってください。

それでは2つ目なんですけれども、耐震補強工事なんですけれども、これ77.8%と数字が出ていますけれども、今後のスケジュール、耐震補強工事が入っているということになっていきますので、今後のスケジュールを教えてくださいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、今後のスケジュールということでございます。

今年度につきましては、年間60件の耐震改修を目標にしております。耐震診断につきましては、既に75件の申請書が提出されておまして、今後、順調に設計、そして改修へと進めば、今年度の目標を達成する見込みとなっております。

なお、耐震設計の申請状況などから早期に目標を達成しそうな場合は、国や県に追加要望し、財源や予算確保に努め、この機を逃すことなく住宅の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） 確かにそうですね。年間60件の目標があるということで、それ以上にできているということにはなると思いますけれども、実際、今度の豊後水道地震で6弱という震度があった宿毛市、これ高知県で一番大きい地震の揺れだったと思うのですけれども、これを体験したことによって、住民の皆さんの心も変わってきたと思いますので。

やっぱり自分の命は自分で守らなきゃいけないというのが一番ですので、これはなるべく早くやらなきゃいけない。これは、人は言っても、自分がやらなければ、それはどうしようもないことなので、そういった方が、簡単に市役所に相談して来れるような状況をつくってあげれば、どうしようかと迷っている方もやってくれということで、言いに来やすい状況をつくってやってください。お願いします。

それでは、次です。

今回、確かに、地震で皆さんが心に思ったことは、これだけの災害、大きい災害とは言いませんけれども、かなり災害が出て、やっぱり危

ないなと思った方がいるので、できれば耐震化、各家、逃げる場所ですね、トイレにしろお風呂場にしろ、どこか1か所でも必ず潰れない状況にできることを、100%目指してもらいたいというのが本当の気持ちですね。

考えたら、70とか80とか言っても、あと20%は潰れる可能性があるということなので、やっぱりこれ、100を目指してやるのが本当じゃないかと思えますので。

これは家全部ということではないので。後で出てきますけれども、支援なんかも、宿毛市はかなりの支援をしていますので、それにおいて、広報で伝わっていけば、みんなが言ってくると思いますから。これはやっぱり、この機会にということではないですけれども、100%を目指せるように、全部の家が潰れないということじゃなくて、全部の家の一部だけでも潰れない。もう潰れてしまえば、これもう津波が来る、来んの前に、もうそれ駄目ですので、それは一番大切なことだと思いますので。それを100%目指して頑張っていってください。

続きまして、民間住宅の耐震策について、質問させていただくのですが、先ほど言いましたけれども、民間住宅に対する耐震の診断、設計、工事の支援、ちょっと今、先走ってしまいましたけれども、それはどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

民間住宅の耐震化に係る支援制度につきましては、耐震診断、耐震設計、そして耐震改修の補助制度がございます。

まず耐震診断についてでございますが、昭和56年5月31日より前に建てられた木造住宅が対象となっております、こちらは無料で受けることができます。

次に、耐震設計についてでございますが、診断結果の基準値が1.0を下回ったものが対象となっております。昨年度まで1件当たりの上限額が20万5,000円だった補助額を、今年度から27万円に増額いたしました。

最後に耐震改修についてでございますが、筋交いなどで補強を施し、耐震性を現在の耐震基準まで引き上げるもので、昨年度まで1件当たりの上限額が92万5,000円だった補助額を、今年度から132万円に増額いたしました。

また、一度に耐震改修の工事を行わずに、2段階に分けて耐震改修を行う場合の1段階目の改修につきましては、上限102万円を補助いたします。

このほかにもブロック塀の撤去等の対策工事補助として上限40万円、それから家具転倒防止金具等の取付補助として、上限3万円の補助金が利用できるものとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

こういった支援も、急に今年から大幅に増額になっておりますので、これもひとえに市長のリーダーシップのおかげだとは思っております。

こういった金額が今出ている状態ですので、これは市民の方一人一人が、これが本当に伝わっていけば、かなりの率で耐震を進めていくことができると思いますので、広報活動なんかも頑張っていきましょう。

それでは、住民への啓発活動の強化について、説明してください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

住民への補助制度の周知などの啓発活動につきましては、広報誌やホームページで掲載しているほか、自主防災会の連絡協議会総会での説

明や、産業祭などの各種イベントにて防災コーナーを設置しまして、補助の周知を行っております。

また、公益財団法人高知県建築士会宿毛支部に委託をし、耐震化が必要な住宅への戸別訪問を行いまして、耐震対策の重要性を説明した上で、補助制度の周知も行っております。今後もさらに住宅耐震の促進に向けまして、そういった促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

またも先走って言ってしまいましたけれども、住民への啓発活動、これはかなり大事だと思いますので、知っていればこれだけの支援、補助、宿毛市がやっておりますので、必ずそれなりにやってみるかということができてくると思います。本当にこれは評価できることだと思います。

続きまして、災害時の避難所の耐震性について、お伺いさせていただきます。

指定避難所の耐震性について、どのようになっているかお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） お答えいたします。

現在、宿毛市内における災害時の指定の避難所につきましては、50か所指定をしております。そのうち耐震性のない施設は6か所でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

これで1つ目の項目は終わらせていただきたいと思っております。

そして、2つ目の項目で、宿毛市の人口減少対策についてですけれども、この前、加藤県議の会にも出席してたのですけれども、加藤県議

も、高知県の1番の重要課題、当然、南海トラフ地震というのは当たり前のことですが、人口減というのは、それを除けば本当の重大な問題だと思います。

実際、そうは言っても、これは県の問題であり、日本国の問題でありますので、宿毛市がどれだけできるかということは、今回、問わせていただきます。

当然、宿毛市がやることによって、自然に減っている人口が増えるというのは、なかなかそれは難しいとは思いますが、それなりに、どういったことをしているのかをお伺いしてもらおうと思ひまして、今回、こういった質問に至りました。

それでは1つ目ですが、人口減少の現状について質問させていただきます。

宿毛市の人口推移において聞かせていただきます。

また、具体的にするために、平成28年5月頃から6年、今年の5月頃までの人口の推移をお伝えください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

通告で今年度と10年前を比較してということでしたので、平成26年度で比較した答弁とさせていただきます。

本年6月1日現在の住民基本台帳人口は1万8,576人で、10年前の平成26年の2万2,003人に比較して3,427人、15.6%の減少となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうもすみません。年数が26年で構いません。

それで今、聞かせてもらいましたように、3,000人、15%の人数が減っているというこ

と、これは実際どの県、どの市に行ってもそれぐらいの数字にはなっているとは思いますが、こういったものにはどういった原因があるか。それも突き詰めましたら、いろんな原因があるんですけども、一つ聞きたいのが、この宿毛市の人口減少で、特に多い地域、何件か挙げてもらおうと思ひますが、大丈夫でしょうか。お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

先ほどの答弁と同じく、6月1日現在の住民基本台帳人口について、10年前の平成26年と本年を比較しますと、旧町村別では、沖の島町が250人から155人と、95人、38.

0%の減少と、減少率が最も大きく、続いて小筑紫町が2,749人から2,047人へと、702人、25.5%の減少となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

人口減ですので、当然、離島という形は、60%、40%ぐらいの人が減っている。私の知り合いでも島の方はおりますけれども、なかなか島に住んでいても普通の生活はできないということで、ほとんどこっちに出てきています。同級生もしかり。

もう一つ、小筑紫地区なんですけれども、こちら25%、4分の1の人数が減っているということで、これもかなり極端な数字だと思うんですけども、こういった理由というのは様々な理由があるとは思ひます。それはこういった理由を突き詰めて、それがどうなるものでもないで、それはどうしようもないと思ひますけれども。

こういった2地区だけではないんですけども、今までの施策でやっていっても、こういっ

た形になるということをもたまた考えて、新しくどういったものを担っていくかというの、また新しい形という形で考えていくのも、一つの手ではないかと思えます。

続きまして2つ目ですけれども、市が行ってきた移住定住施策について、質問させていただきます。

1つ目に、若者定住促進策というのがあると思うのですが、若年層を対象とした職業訓練などを行っているとお聞きしておりますが、どのようなものがあるのかお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

一般的に若年層とは15歳から34歳を示すことが多いですが、本市では、この年齢層に限定した職業訓練事業制度の提供はしておりません。これは今般の就業を巡る状況を鑑みまして、再就職の緊急性が高い中高年齢者を対象にした制度が多くなってきたことが要因でございます。

年齢要件を緩和した制度で、若年層も対象としている制度といたしましては、求職者及び離職し転職を希望している方の就職を支援するため、専修学校や民間教育訓練機関等に委託し、就職のための知識や技能、技術を身につけていただく公共職業訓練事業を、高知県が実施しています。

なお訓練先によって、年齢要件は異なります。

実績といたしましては、宿毛市民で公共職業訓練事業を活用して、中村高等技術学校に入校された方が令和4年度は5名、令和5年度は1名となっております。

同じく同事業を活用して、高知高等技術学校に入校された方が、令和4年度、令和5年度はそれぞれ10名です。

次に、本市におきまして、基幹産業であります農業就業希望者のうち、50歳未満の方を対

象に補助金を受給しながら研修を受講することができる研修制度、宿毛市就農支援事業や、そのほかにも、林業及び漁業につきましても、研修制度を設けています。

活用実績は、農業研修で令和4年度に1名、令和5年度は活用がございません。

次に、林業研修では、令和4年度、令和5年度にそれぞれ1名の方が活用しています。漁業研修では、令和4年度、令和5年度ともに3名の方が活用されております。

そのほか、農業振興、林業振興、離島振興の分野で地域おこし協力隊制度を活用した場合には、宿毛市内で起業する場合の補助金制度もございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

もう一度お聞きしたいんですけれども、市内の高校卒業生の定住を目指した取組というのがあるとお聞きしたんですけれども、どういったものがあるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

聞き取りの際に、高校生だけに限定せず、Uターン者の促進ということもお聞きしておりましたので、その両方に当てはまる制度の御紹介ということで説明させていただきます。

若年層やUターン者にとって、市内企業や事業所に就職する際の課題として、求人情報の不足が挙げられると考えます。求職者の90%以上がインターネットを活用して仕事探しをされている現代において、求人情報のデジタル化が求められており、デジタル化の遅れている地方では、求人者と求職者がうまくマッチングせず、人口減少も相まって、労働力の低下に歯止めが利かない状況になっております。

本市におきましても、求人情報のデジタル化及び効果的な情報発信力が不足しており、若年層やUターン者の就職をより円滑にするためにも、求人情報のデジタル化に対する施策が必要であると考えております。

そこで昨年4月より、本市は株式会社リクルートと包括連携協定を締結し、株式会社リクルートが提供する業務経営支援サービスでありますA i rワーク採用管理及び人材ソリューションの提供など、本市として採用のデジタル化を推し進める環境を構築いたしました。

また、より効果的に情報を発信するために、株式会社リクルートとのセミナー開催や、高知西南中核工業団地と宿毛湾港工業流通団地の立地企業を対象とした合同就職説明会を開催するなど、施策に取り組んでまいりました。

本年におきましても、継続してこのような施策を行い、若年層やUターン者が市内企業や事業所に円滑に就職できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） それでは、次にいきます。

次ですけれども、人口減についての話の中で、出てくるのは子育て支援についての話だと思います。当然ですけれども、若者、子供の数が非常に減っているというのは当たり前話なんですけれども、やはり子育て支援、ちょっとしたところで聞いた、明石市の泉前市長なんかが言っていたように、人口が我が市は増えているようなことを言っていて、かなり評価されたと思っただけなんですけれども、中には当然、自然減じゃなくて人口移住で、いろんな県から取ってきたんだから、増えているんじゃないというようなことを、また元大阪府知事の橋下さんが言っていました。

ですから、一番大事なことは、市の対応でやっていたことは、子育て支援をどれだけ充実するかというようなことは特に言っていましたけれども、子育て支援で、そこにいけば安心だということが一番大事だと思いますので、それをお聞きしたいと思ひまして、子育て支援の質問をさせていただきます。

1つ目に、子育て支援策として、市が提供している保育サービスの現状と、問題になっております待機児童について、お聞かせ願えますか。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、4番、川村議員の一般質問にお答えいたします。

保護者が就労や疾病等の理由で家庭での保育ができない場合に、市が保育認定をして、保育園及び認定こども園で保育サービスを提供しています。

令和6年6月1日現在、市内のゼロ歳から5歳の児童512人のうち459人が、保育園及び認定こども園に入所しておりまして、就園率は89.6%となっております。現在、宿毛市に待機児童はいない状況となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

かなりな数字だと思うし、待機児童もゼロということで、子供を預けるのに困ってる母親は、今いないということなので、これはすごいことだと思います。

続きまして、育児支援の充実に向けた新たな取組なんかはしているのか、教えていただきたいですけれども、お願いします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、4番、川村議員の再質問にお答えいたします。

今年度の行政方針でも御説明させていただきましたが、ゼロ歳から2歳児の保育料について、

令和6年度より、国や県の減免制度の対象とならない児童についても、市独自の施策として無償化するとともに、3歳から5歳児の主食費を無償化し、市内全園で完全給食を開始いたしました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。宿毛市独自の施策と、すばらしいことだと思います。これなんかも、実は知ってはいたんですけども、お伝え願いました。

なかなか簡単にできることではないことをやっているとしますので、今からも続けていっていきましょう。

次に、最後になるとは思うのですけれども、人口減少対策総合交付金というのがあると聞きましたけれども、どういったものか説明願えますか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

今年度、高知県に創設されました高知県人口減少対策総合交付金でございますが、人口減少に、そのままですけれども、令和2年度と平成27年の国勢調査で見たギャップがあるのですけれども、それが宿毛市の場合、約1,400名となっております。それを10年後の令和14年に、1,400人を埋めるべく、人口減少に資する交付金が交付される中で、様々な事業を行っていくものとなっております。内訳といたしましては、基本配分型と連携加算型がございます。

基本配分型につきましては、4月8日付で県から1,244万1,000円の交付決定通知があったところです。

こちらは移住促進事業、妊婦等健康診査、幼児健康診査、保育料完全無償化事業等の事業に

充当することとしております。

一方、連携加算型につきましては、交付額については、宿毛市の場合は今年度から令和9年度までの通算4年間で上限1億円となっております。こちらについては、新規性が求められる事業を、これから考えていくといったところになっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） ありがとうございます。

それでは、企画課の課長にお伺いしたいのですけれども、移住希望者といった方の情報提供や相談窓口などは設置していると思うのですけれども、その利用状況などは、今お伺いして大丈夫なものでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

移住者及び移住希望者向けの情報提供につきましては、宿毛市公式ホームページ内に構築しました移住ポータルサイト宿毛に住んでみんなにおいて、求人情報や空き家紹介、各種支援制度や移住者の体験談等の情報を発信しています。

また、高知県が運営するポータルサイト高知家で暮らすにおいても、本市の移住に関する情報が掲載されています。

そのほか、都市部で開催する移住フェアに出展し、本市の魅力及び支援制度などをPRしています。

さらに、今年度中にはInstagram等の視認性の高い媒体を活用し、移住相談員により、本市の魅力等を継続的に発信していくことで、移住施策の強化及び推進を図っていく予定です。

相談窓口につきましては、企画課内に移住相談員が2名常駐し、移住者及び移住希望者の相

談にワンストップで対応できる体制を整備しており、相談件数は令和5年度実績で延べ110件となっております。

移住者及び移住希望者にとって、移住相談員は本市に移住定住していただくための重要な要素、かつ入り口の役割を果たしていることから、相談者に寄り添った対応を心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 4番川村圭一君。

○4番（川村圭一君） どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、人口減少対策について、これだけ市のほうが一生懸命やってくれておりますし、いろんな施策を尽くしてやっていっても、10年間で20%近くの人口が減るということは、避けられない事実です。ただ、これを指をくわえて見ているわけにはいきませんので、いずれ宿毛市がなくなるとまでは言いませんけれども、2050年には9,000人ぐらいになるということが出ていますので、そういった形を、なるべく長引かせるというか、一生懸命、みんなで人口減に対する施策を考えながらやっていければと思います。

それと、一つに、いろんなところに行って、僕のほうも聞かせていただいたことがあるんですけども、移住して、成功したという市町村なんですけれども、小さいところで移住して、成功したというようなことを言ってたんですけども、実際、僕の知っているところなんかでも、一時的に若者が増えるのですけれども、小さい村なんかでは、どうしてもまた2年3年たっていると、必ずそこに住むお年寄りとおつれきがどうしても出てきて、田役とか、そういった老人たちがやってるものには、参加もなかなかしにくくなる。当然、住んでいるところはそ

の村で住んでいて、働いているのは高知市であるとかになれば、当然そういったものに出て行けない。

というようなことで、どうしてもうまくいなくなって、出ていくという形になっていくと思います。

それと同じように、Uターンもなんですけれども、そちらのほう、かなりの確率でいいんじゃないかと思うのは、梶原なんかでやっていることなんですけれども、高校生、中学生に宿毛市の魅力を伝えていき、そして宿毛市はこんないいところだということの中・高生に求めれば、いずれ高校生になりましたらね、必ず、都会に出ていくのは、もうこれは仕方ないと思います。自分なんかも当然、宿毛に居ってもどうしようもないので、東京に行こうと思って行きましたのでね。

これは若い者は必ず一回は出ていくとは思いますが、それが後になって、やっぱり宿毛に帰ってこよう。やっぱり宿毛はよかったなと思われる宿毛市にしたいと思いますので。それには、どういった形でやっていけばいいかというのを、皆さんで考えながらやっていきたいと思います。

そして、一つの考えとして、若者、若者と言いましても、最終的には若者も年取って老人になっていくわけですので、高齢者がどれだけ住みやすい街になるか。そして、おじいちゃん、おばあちゃんが、孫や子供に楽しいよというようなことが言えるかどうかというのは、非常に大事なことだと思います。

去年の9月に、僕のほうでも話したことがあるのですが、コミュニティバスなんかもそうですよね。当然、一人一人のお年寄りが楽しく生活していけるまち、そういったまちづくりを目指してやっていけば、必ず結果は、人口は減ったとしても、楽しい老後が過ごせるまち

という形を目指してやっていくのも一つの手じゃないかと思っておりますので、一人一人のかゆいところに手が届くとまでは言いませんけれども、困っている者があれば、必ず手を差し伸べる。そして困っている人は、必ず市に何か相談に来られるような状況をつくっていただければ、それなりにいいことがあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういったことも考え、皆さんでまた新しい人口減対策をしていってください。

これで終わりますが、まだ時間がありますので一言。今から約30分ぐらいの話になると思っておりますけれども、させていただきたいと思っております。

それはさておいて、実際に、今後こういった形が出ていくことが確かに緊張して、本当に緊張してしまうんですね、これがね。ただそれは、人にどういった形で伝えるかということの勉強の場だと思っておりますので、できる限り簡潔に、伝えやすくはしようと思っておりますが、こういった形で、何もない話にはなりますけれども、勉強していきますので、年末にはもっと話せるようになって帰ってきますので、よろしく願います。

ぜひ皆さん、人口減と、耐震については必ずやらなければいけないことですので、頑張ってください。

それでは終わらせていただきます。失礼します。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、高倉真弓です。一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

1項目め、豊後水道地震後の防災対策についてをお伺いいたします。

本年4月17日午後11時14分、豊後水道、震度6弱の地震について、被災されました皆様方にお見舞いを申し上げます。

これまでに起きた地震や災害から、宿毛市がとるべき課題は既に検討されていることと思いますが、今回の豊後水道地震を受け、改めて市民の皆様と情報を共有するためにお伺いいたします。

1番目に、今回の初期対応と、災害対策本部についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、高倉議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年4月17日23時14分に、豊後水道を震源とする震度6弱の地震が発生した段階で、震度5強以上の地震が発生したときの職員体制、配備基準である第3配備体制とし、全職員体制で災害応急対応を行いました。

地震発生16分後の23時30分には、第1回災害対策本部会議を実施しまして、地震発生1週間後の24日に災害対策本部を解散するまで、計11回開催しました。

災害対策本部では、被害状況の把握や今後の天候などの情報を収集した上で、避難所開設や応援要請等について検討を行い、刻々と変わる状況に応じて臨機応変に災害対応を行いました。

被害状況の把握については、住民からの電話等での被害報告を記録するとともに、地震発生時刻の約1時間後の18日0時20分と5時30分の計2回、職員が2名1組の8班に分かれて市内全域を巡回し、被害状況の確認を行いました。

また、避難所開設につきましては、地震による津波の心配がないことを確認しまして、18日の0時30分に市内10か所の避難所を開設した上で、職員を各避難所2名の体制の計20名が避難所運営を行いました。

なお、5か所11世帯23名の方が、開設した避難所に避難しておりましたけれども、18日8時40分に全ての避難者が帰宅したことが確認できたため、避難所を閉鎖いたしました。

そのほかの対応としましては、マスコミなど外部からの問合せについて、総務課と企画課が中心となって対応に当たりまして、被害状況や被災者支援情報などについての情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、翌日の午前中に本部の置かれておりますこの3階に参りました。まだ次に何が起こるか分からない状態でしたので、ムードと言いますか、慌ただしい雰囲気を感じました。

11回も回を重ねて、またいろいろ大変だったと拝察いたしました。

次に、2番目に、災害状況と復旧状況についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

昨日の堀議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、市内各所で発生した水の濁り、それから既存市街地を中心に、瓦屋根の崩落、また家屋の壁面損傷、ブロック塀の倒壊など、そういった被害が数多く発生し、量販店や飲食店などでは、商品の落下による破損被害が多くございました。

また、負傷者については、3名のうち2名が骨折を伴うものであります。

市道や公共施設の被害につきましては、西町での水道管破裂や濁りの被害、宿毛中学校玄関前の舗装の亀裂被害、それから市道山北線の落石による通行止め等の被害が発生しましたが、水道以外は全て復旧が完了し、その他の被害につきましても、応急復旧を終わり、順次、現状復旧を行っているといった状況です。

また、6月13日現在の被災証明発行件数が345件、罹災証明発行件数は25件でございますが、これらの被害につきましては、基本的に今回の地震では、各個人での対応となりますので、市では全ての復旧状況の把握はできておりませんが、今後、義援金の申請時等に、復旧状況について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、あまり大きくなかったとは言われましても、345件という数字は、少ないとは言えない状況ですね。

今後も被災されました皆様に寄り添う対応を、よろしくお願いたします。

次に、助かった命が突然の長期の避難生活を強いられることにより、大きなストレスのもと、関連死につながることは知られております。南海トラフ地震など大災害においては、仮設住宅が必要になると思います。

先に進む足がかりとして、仮設住宅用用地の対策についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

応急仮設住宅とは、災害救助法が適用された場合に、災害で住家に被害を受けた被災者のうち、自ら住宅を確保することができない方に対して、プレハブ住宅などを早期に建設しまして、一時的な居住の安定を図るものでございます。

宿毛市地域防災計画におきまして、仮設住宅は洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしていくことを明記しております。

大規模災害時の仮設住宅建設用地は、公共施設の駐車場や学校の校庭などが一般的であり、本市でも同様の想定としておりますが、仮設住宅用地の選定に当たっては、必要な要件もあわせて、現状では想定する避難者数に対して、仮設住宅の建設可能用地が足りていないのが実情です。

宿毛市事前復興まちづくり計画の策定に向け、今年度から地域ワークショップを開催することとしておりますので、その際に仮設住宅用地についても、地域住民の意見をお聞きした上で、未利用地や農用地の活用など、事前に民有地所有者との契約も含めて検討し、建設用地の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

また、応急仮設住宅は災害救助法に基づいて都道府県が設置をするということになっておりますが、南海トラフ地震は県下全域で大きな被害をもたらすことが想定されるため、発災後、速やかに建設できる体制を事前に整えることも重要でございます。

そのような中、先月、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を、一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結をしました。

設置場所等の詳細を、同協会と事前に協議し、決めておくことで、災害時に迅速かつ優先的な建設が可能となってまいります。

また、同協会が提供する移動式木造住宅は、断熱性や遮音性などに優れておりまして、能登半島地震での実績を見ましても、本市にとって大変有用な応急仮設住宅になるものと考えております。

今後につきましても、応急仮設住宅の建設用地確保と合わせ、早期建設体制整備などの取組につきましても、引き続き、行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） いろいろお考えいただいていることが分かりまして、よかったです。

これ自体、大変な問題ですが、住民がこの土地で再出発し、住み続けていきたいと願う思いがかなうように、事前に準備、開発も含めて検討いたしませんと、他市町村に移住されてしまうと、なかなか帰りにくいのが現状であります。

人口の減少に拍車をかけることにもなりますので、早急に対策の検討を、大部分、分かっておりますが、これを増して、またまちづくりのほうとか、いろいろ関連して、早急な検討を希望します。

6月18日の高知新聞紙上に、能登半島地震公費解体、5か月で3%の記事がございました。宿毛では、今回、これに該当する要件がなかったとのことであります。また、20日の朝のテレビでは、能登の朝市の復興を優先するための対策を取る旨の報道もありました。

東日本と能登、震災による課題は宿毛市にも適用いたします。

4番目に、被災者支援についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

今回の地震につきましても、災害救助法の適用基準を満たすほどの被害が発生しなかったため、災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、国が支援金を支給する被災者生活再建支援制度に該当しませんでした。宿毛市独自の避難者

支援として、ブルーシートや土のう袋の配布、水の濁りが生じた方々への水の配布、災害ごみの処理料金減免やごみ袋の配布、また地震による漏水で水道料金等が増額した方への水道料金減免などを行っております。

また、義援金を広く募り、多くの方々からの御支援を得まして、被災者への見舞金の支給を予定しております。

災害救助法の適用には一定の基準がありまして、住宅の全壊や大規模な生命や身体の危害が発生した場合に適用をされます。

今回はその基準を満たしていないものの、宿毛市として多くの方々の御協力によりまして、被災者に対する、できる限りの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、了解いたしました。たくさんの方の義援金を頂いていることが分かりまして、本当にありがたいことだなと思います。

宿毛市単独の支援となりますと、どうしても限界がありますが、できるだけ早めにお手元に届く御配慮を希望いたします。

次に、4月29日の産業祭のときに、日本赤十字の活動を御理解いただきたいと思ひまして、体育館の入り口にDVDを放映しておりました。募金活動も同時に行っておりました。多くの方に御覧をいただき、また募金のお心よせをありがとうございました。

撤収のときになり、お借りしたテレビや機材が担当課さんの私物であることが分かりまして、芳奈の体育館にないことが判明いたしました。

非常時の時はどうするのかと不安になりました。5点目に、大規模災害のとき、総合運動公園の位置づけについてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、総合運動公園の位置づけについて、お答えをいたします。

宿毛市総合運動公園は、高知県総合防災拠点基本構想により、幡多圏域の広域の拠点となる施設としまして、高知県の総合防災拠点に位置づけられていることから、大規模な災害が発生した場合は、防災活動の拠点施設としての重要な役割を果たすといったこととなります。

具体的な仕様としましては、体育館は県の対策本部や災害医療活動、また物資の集積などに使用、陸上競技場や多目的グラウンド、防災広場、それから補助グラウンドは自衛隊、警察、消防の救助活動拠点やヘリポートなどとして使用する計画となっております。

また、総合運動公園にある防災倉庫ですが、防災倉庫は、平成28年度に高知県と合同で建設をいたしました。

この防災倉庫には、宿毛市と高知県が食料や水、毛布など、それぞれ備蓄をしておりますが、大規模災害時には幡多圏域の物資配送拠点となっておりますので、災害後2日以降には、国や県などからの支援物資が集積され、その後、宿毛市を含めた幡多の市町村へ配送されるといった計画でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、了解いたしました。

御返答から、県が万全策を用意していただいているとのことですので、本当に老婆心の取り越し苦勞であったと安心いたしました。

宿毛市の対策本部はここ本庁舎ですので、運動公園に備品としてあってもいいのではないかなど、全く素人な考えでございましたが、思いました。ぜひ御検討ください。

次に、昨日の井上議員、堀議員の御質問の中

で、市長は各所で高速道路の重要性をお話しく
ださいました。

高速道路並びに道路網の重大さは現実の能登
半島地震の報道にもあるところです。

6点目に、命の道と言われる高速道路につい
て、現状と展望をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答え
いたします。

宿毛内海道路を含む四国横断自動車道は、災
害時の緊急輸送路として地域住民の命を守る、
いわゆる命の道としての役割が大いに期待され
ているところです。

さらに、観光や産業振興に大きく寄与する非
常に重要な道路であり、事業主体である国土交
通省により、整備が進められております。

県西部の進捗状況につきましては、窪川佐賀
道路では、トンネルや橋梁工事などを進め、佐
賀大型道路では、工事用道路整備など、大方四
万十道路では、用地取得を中心に進めていると
お聞きしております。

次に、宿毛内海道路の進捗状況につきまして、
令和4年度に事業化をされました宿毛新港から
一本松間では、令和4年10月に測量調査の立
入りに関する説明会を行い、現在、トンネルの
地質調査や橋梁設計を進めているとお聞きして
おります。

また、令和6年4月1日に事業化されました
宿毛和田から宿毛新港間では、今後、測量調査
の立入りに関する説明会を行い、御協力いただ
ける箇所から順次進めていくとお聞きしており
ます。

さらに、宿毛内海道路の愛媛県側一本松から
御荘間の事業化されましたので、今後は四国8
の字ネットワークを形成する道路が順次整備さ
れていくものと考えますが、命の道である宿毛
内海道路の整備を円滑に進めていくためには、

事業用地のスムーズな取得が何よりも重要であ
りますので、地域住民の皆様の御協力のほど、
よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。
大変よく分かりました。

行政の、何事につけても市民の皆様の御協力
なしでは成し得ません。今回の事も、御関係の
皆様方の御理解と御協力なしでは、命の道はか
ないません。

濱田知事さんも、6月21日開会の県議会、
6月定例会、所信表明の安全安心な高知の中で、
長いので、「（前略）事前の備えの必要性を再
認識した。（中略）これらの教訓を最大限に生
かし、南海トラフ地震対策全般の強化を図る」
と結んでおられました。

ここまで市長さんの声を聞いておりませんの
で、もしよろしかったら、防災、今までのこと
に関して、市長さんの市民を守るお立場として
のお考えがありましたら、一言お願ひいたしま
す。特段なければ、続けます。

よろしくお願ひします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

やはり災害に対する、ずっと言っております
が、防災というのは、宿毛市の最もやらなけれ
ばいけない、そういった今の一つの政策となっ
ているところでございまして、事前復興まちづ
くり計画、これも含めまして、いろいろな形で
の災害に強いまちづくりを、宿毛市は現在目指
して動いているところでございます。

皆様方がおられるこの議場も、新たに市役所
庁舎を高台に移転をさせていただいたところ
でございます。

今度の高速道路もそうなんです、こういっ

た大きな移転であるとか、また大きな公共工事が入るとなると、地権者をはじめ、地域の方々に非常に御協力をしていただかないと、成し遂げることができない、そういったところがございます。

そういった意味でも、宿毛市が今進めている施策、とにかく人の命を、宿毛市の市民の命を守るんだと。そしてその後、またこの宿毛市で生活が復興できるんだと、そういった形の中での政策となっておりますので、御理解をいただきながら、しっかりと市民の財産、生命を守っていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） ありがとうございます。

一生懸命この高速道路について取り組んでこられた市長の後ろ姿を見ておりましたので、事業化って、報道に出たとき、正直言って、本当かなと思ったぐらいうれしかったですね。

次に、2項目めにまいります。

市役所と各支所の窓口業務の連携について、お伺いいたします。

知り合いの方から、支所で税金を支払ったのに督促状が届いたとお尋ねがあったので、市役所と各支所の事務手続の流れについてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 税務課長。

○税務課長（朝比奈淳司君） 税務課長、お答えいたします。

督促状は、地方税法第329条第1項において、納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、納期限後20日以内に発送しなければならないとなっております。

支所で支払われた税金は会計課を經由し、税

務課で入金情報と納付済通知書を確認し、システム反映しており、そのデータを基に、督促状発送の1週間ほど前からシステム業者にデータを送信し、印刷を依頼しています。

督促状発送日には当日午前中までの納付情報を支所に確認し、印刷した督促状の抜き取り作業を行います。発送日当日の午後に支払われた場合には、郵送の都合上、抜き取りができませんので、督促状が届くことが想定されます。

申し訳ありませんが、納付について行き違いがあった場合は御了承くださいますよう、お願いいたします。督促状にも明記させていただいております。

なお、各種税金の納付につきましては、宿毛市税条例に定めております納期限内に納付はお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 11番、了解いたしました。督促状は法律によって20日以内に発送しなければいけないこと、支所で支払いしても、リアルタイムでデータに反映されるものではなく、時間差が生じる場合があることが分かりました。

私も支払いが終了した時点で、データは反映されると思い込んでおりましたので、大変勉強になりました。

ちょっとその勉強が遅いぞとお叱りを受けるかもしれません。何年、議員をして、そのことが分からなかったかと言われたら、本当に恥ずかしい思いがいたしますが、今回のことで、これは本当にいい勉強になりました。

事の発端は、うっかりによるものですので、今後は基本を守り、納期内の納付をすることが大切ですね。どうぞ皆様方もうっかりなさいませんようお願いいたします。

各担当課長の分かりやすい御答弁、ありがと

うございます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時24分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時36分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、避難時行動個別支援計画について、お聞きをさせていただきます。

1961年の災害対策基本法制定から、阪神淡路大震災や東日本大震災を経験し、災害弱者を安全に避難させるため、要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定した2013年の改正から8年後の2021年5月に、災害対策基本法が改正をされました。

それに伴い、全国の市町村は避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務になりました。

そこで、当市でも作成を行っていると思えますけれども、計画の概要など詳細についてお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、3番小谷議員の一般質問にお答えいたします。

避難行動個別支援計画とは、地震等の災害発生時に障害や高齢のため、自力での避難ができない避難行動要支援者の方を適切に避難誘導するため、支援者や避難経路、誘導方法を、有事の際に備え要支援者個人ごとにあらかじめ作成している避難支援計画でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 計画の概要が、御説明いただきました。

次の質問になるんですけども、この計画の対象者になる方というのは、どういった方になるかについて、説明をしていただければと思います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、小谷議員の質問にお答えいたします

避難行動個別支援計画の作成対象者は、在宅で生活されている方のうち、要介護3以上の認定を受けている方や、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳1級などの重度の障害を持たれている方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方を対象としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

かなり、要介護3であったり、知的障害の1級であったり、ハードルとしてはすごく高く感じるように思います。

というのが、例えばそれよりランクが下がったというか、要支援者の方であっても、なかなか発災時にお一人で逃げるということは難しいのではないかなというところで、私としては、ハードルを高く感じたところでございます。

そこで再質問としまして、現在の対象者の方の生活の環境や状況といったところが、もし分かるようでしたら、よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、小谷議員の再質問にお答えいたします。

避難行動要支援者の方は、介護度が高い方や障害の程度が重たい方になりますので、在宅生活には様々な支援が必要な状況となっております。

す。

そのため、御家族と同居されている方が多い状況ではございますが、中には高齢の御夫婦のみの世帯や、お一人で生活されている方もおられる現状となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 先ほどの課長の答弁にもあったとおり、在宅の中でも、ほとんどの方が御家族と一緒に暮らしていらっしゃる方が多いかと思うんですけども、もちろん一人世帯の方等々もいらっちゃって、なかなかそういった方は支援の手が必要じゃないかなと感じます。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

情報共有についてなんですけれども、そういった方の名簿の作成というか、今、市のほうで取り組んでくださっているかと思います。この情報共有について、どこまでの程度、情報共有がなされているのかということをお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、小谷議員の御質問にお答えいたします。

個別支援計画の個人情報といいますか、計画につきましては、警察や消防等の関係機関に加えまして、地区長や自主防災組織、民生委員の方々と共有をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

民生委員の方、地区長、あとは警察、消防の方と情報共有をさせていただいているところではございますけれども、なかなか、実際に発災した際に、もちろん民生委員の方、それぞれの御家庭のほう、記入されると思います。

そして、地区長のほうも、地区全体の安全を考えていく。そして、警察消防については、そ

れぞれの発災時の初動対応というか、そういったところに対応されるというところで、なかなか要支援者のこういった支援というところまで手が回らない状態を考えられるかと思います。

それ以外にも、先ほどお伝えをした、なかなかハードルが高い状態にあるところで、もう少しハードルが下がった、例えば要介護の例えば2、1であったりとか、ここの作成の対象者に入っていない方々というところの支援というのも、今後、必要になるんじゃないかなというところで、行政サイドでできる部分、そしてできない部分がそれぞれあるかとは思いますが。それと同時に、市民のほうも、同じように、そういった方が近所に住んでいるというところが、何となく皆さん把握をされていると思います。なかなかこの方が要支援者に当たるとか、今回のこの作成の対象者に当たっているというところの情報というのは、共有ができないかと思えます。

その情報共有ができない中でも、近くのおじいちゃんおばあちゃん、それとか障害を持った方というのが、近くに住んでいるなというところを市民も把握をした上で、支えるという環境が必要なんじゃないかなと思っています。

そこで、そういった意識の醸成というところを市民サイドにも図っていくための啓発を、市としてもしていく必要があるんじゃないかなというところで、市長のほうにお伺いできればなと思ひまして、市長の所見というか、お考えをお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 小谷議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

やはりこの要支援者、要支援者という形の中で、今こういった方々が、そうですよ、当てはまりますよということで、担当課から話がありました、逃げるのに、例えば津波からの避難

を考えたときに、しっかりと逃げるのが一人
でできるのか、そういったことは地域の共助と
いったものが重要だというふうには強く感じて
います。

各自主防災組織であるとか、また、俗に言う
部落と言いますか、地区ですよ。地区である
とか、そういったところで、こういったこと
についてはいろいろと考えてくださいという形
の中で、危機管理課も含めていろいろな形でお話
を進めているところでございます。

その一方で、個人情報の関係があつて、御本
人もしくは御家族が同意をしていただけないと、
なかなかその情報というのは表に出せなかつた
りとか、もっと言えば、記入もしていただけな
かつたりとか、そういった方もおられるという
のも事実でございますので、事前復興まちづく
り計画を今進めているところではございますが、
こういった中で、しっかりとこの点についても
協議をしながら、広く市民の一つの課題とし
て取り上げていきたいというふうには考えてい
るところでございます。

一人の命も失うことなく、一人の犠牲者も出
すことなくということを進めてまいりますので、
自分一人で逃げるのが困難な方々については、
しっかりと手を差し伸べる、そういったことを
地域ぐるみで考えていきたいと思つてい
るところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

市長からも、力強いお言葉をいただきまして、
現状、市のほうでも事前復興まちづくり計画の
策定等々動いていただいているかと思うので
すけれども、市民サイドとしても、そういった
ところで意識の醸成というところを図る必要
があるというふうに、私のほうも思つてお
ります。

そういった点で、まずは、第一は自助、自ら

の命を守るというところが必ず必要ですけれど
も、第二に、近くにいる人を守っていく共助と
いうところをもう少し強く感じるべきだなど
というのが、今回の豊後水道の地震で、私自身も
自分が逃げていいのか悪いのかというところの
判断がつかなかった。その中で、さらに要支援者
を連れて逃げるというところの、全く頭になく、
行動をしてしまったというところが、自責の念
がありまして、今回、質問をさせていただきました。

というところで、またこういうお話が市民の
皆さんにも伝わればなというところで、次の質
問に移らせていただきます。

2つ目の質問が、宿毛市自転車を活用したま
ちづくり計画推進に向けた課題についてという
ところでございます。

本年3月に、第2期計画が策定されました宿
毛市自転車を活用したまちづくり計画に当た
って、市長が地域の自然を残す取組や、自動車依
存からの脱却、自転車を切り口とした地域の魅
力を向上させていくための環境整備を進めると
いうふうに、その計画の頭の挨拶文というか、
そちらに記述をされておりました。

私自身があまり自転車に乗る習慣というのが
そもそも少なく、ただ周りには、趣味で自転
車を始めたという人が増えておりまして、こ
ういった自転車に乗ってもらいたいという市の
取組が、少しずつ市民の意識醸成につなが
っているんじゃないかなというふうに感じて
いる次第です。

活用する市民が増えることは、大変喜ばしい
ことなんですけれども、今回の計画推進には
課題がまだまだあるように感じております。

まず、計画内に掲げられた課題として、自動
車利用への依存、そして交通安全対策、自転
車受入れ環境、少ない自転車との関わりの
四つが課題として挙げられています。

そして、それぞれの解決のための取組事例などが記載をされているんですけども、その中でまず、自転車に配慮した道路の整備について記述がありますので、そちらについて質問をさせていただきたいと思います。

その中の取組として、自転車専用サインの設置のためのルールづくり、通行路面の整備を検討するというふうに記述があります。

自転車専用サインというのが、都市部にあるような、青色で道路に印字された矢印等々が、そのサインに当たるかと思います。

自転車、車双方が見やすいサインを施すことで、スムーズな交通を行うことができるものと私のほうも認識をしております。

そこで、このルールづくりの進捗具合ですか、敷設する場合の具体的な場所等、検討されていましてらお答えいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、お答えいたします。

本市では市民の自転車利用を促進することで、自転車を軸とした地域の魅力を高めて、地域の活性化を図るため、ハード、ソフト両面から、総合的に施策を推進していく宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を、令和元年度に策定いたしました。

現在は第二期計画を、令和6年3月に新たに策定し、引き続き施策の推進を図っているところでございます。

その中で、自転車通行環境の整備が十分でない本市の道路環境に対し、自転車ピクトグラムなどの路面標示の整備を行い、自転車利用者が、安全快適に通行できるよう、整備方針や整備路線の検討を、現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

現在検討中というところで、まだ実際の計画までには至ってないようですけども、ここで御提案の程度になるのですけども、例えば、一番、宿毛市で自転車の利用が多いというのは、学校付近になるんじゃないかなと思います。

特に、今後つくられる西地区の小中学校の近辺であったりとか、あとは道幅の狭い旧市街地の道路等々ですね、やはり自転車で通っても、ちょっと怖いように感じます。

車で通っていても、結構、小学生たちが下校時間に帰っているときに、どうしても道路をはみ出してしまうたりするようなところに、私も目撃をしたところがあります。

というところで、御提案ベースにはなるのですけども、そういった学校の近くを通ると、先に計画をしていただければ、安心した、自転車に乗りながらのまちづくりというところができるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問で、先ほどお伝えをした課題の3のところ、自転車受入れ環境の記載があります。

自転車の乗りやすいまちにしていくためには、施設、設備、サービス等のソフトとハードのバランスの取れた整備が必要というふうに記載があります。その中で、実際の取組としては、二つ挙げられています。

トイレやコインシャワーの利用がしやすい拠点、こちらのほう、括弧書きで、サイクルオアシスの活用、自転車の保管場所の提供や工具の貸出しに協力的なサイクルフレンドリーな店舗、あとは宿泊施設の整備というふうに記載があります。

ただ、私自身も宿毛市に帰ってきて、自転車を中平市長が勧めていっているというところを、まさにその中で、Uターンで帰ってきたところ

なんですけれども、これだけではなかなか足りないんじゃないかなと感じます。

私自身も、先ほどお伝えしたとおり、自転車に乗るということは、あまり習慣がないんですけれども、趣味でオートバイをしまして、そういった際に、修理できる場所というところ、例えばいつも自分が修理に出すようなバイク屋さんであったりとか、自転車屋さんというところを、皆さん持っているかと思えます。

そういったところで、そういう市内の自転車屋さんというのが、いま現状、高齢化であったりとか、事業承継の問題に直面をしています。

自転車自体の購入というところは、例えば今、インターネットでできます。ただ、修理はその場で起きて、その場で解決をしてもらいたいトラブルになると思います。そして、宿毛市、また人家がないところを自転車が通るところも、趣味でやられる方が多いと思いますけれども、そういったところでトラブルが起きた場合ということも、想定がされると思います。

そういったところで、自転車の乗りやすいまちにしていくために、そういった整備環境の確保もすべきじゃないかなと感じますけれども、市としての所見をお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどの路線につきましては、担当課長のほうから、今から計画ということでございますが、もう既にいろいろとお話も聞く中で、どの辺りにまずは必要なかということは、ずっと協議を続けてきたところでございます。

まずは交通量があって、そして先ほどお話、議員の方からもありましたけれども、通学路であるとか、まずはそういうところに必要であると、そういった考え方を持っています。

宿毛警察署のほうからも、非常に事故が発生

が多いと言われている、南海楽器から国道までの間の道ですね、あそこにこういったピクトグラムといいますか、いろいろ名前はありますが、そういった印をつくって、通行帯を分かるようにしていただきたいといったお話も、以前からいただいているところでもございますし、また、先だって植え込みを子供たちの通学の歩道を確保するために、少し抜いた状態で一部舗装をかけた宿毛小学校の前の道、この辺りが、まずは手がけていかなければいけないだろうということで、担当課と今から協議に入っていくということになっているところでございます。

そういった現状を、少し皆様方にお話をしておきたいと思えますし、また、それぞれの議員の皆様方の考え方も、またお示しをいただければ、一緒になって取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

質問に対する答弁でございますが、自転車の修理とか、そういったことのお店がなかなか少なくなってるよねといったことでございました。そういった自転車が修理ができるところを、全ては把握はしておりませんが、複数店舗、宿毛市内にもあるというふうに思っているところでございますが、現在、宿毛市内の町の自転車屋さん、いわゆる自転車、二輪車商協同組合、こちらのほうに加盟をしている自転車店につきましては、宿毛市内に2店舗と減少しているところでございます。

そのため、自転車店の不足から一般のユーザーが近隣でのメンテナンスが難しくなり、安心安全に乗れなくなるのではないかとといったふうに、自分自身も危惧をしているところでございまして、今後、注視していく必要があると考えております。

また、自転車は様々な車種、そしてブランド、また、車でいうとレーシングカーのようなものから軽トラのようなものまで、いろんなものが

あるわけですが、物に対する高度な修理技術が必要となった現状もあるかというふうに思っておりますので、こういった現状に対応するため、市外のプロショップと呼ばれる自転車屋との連携を図るなど、必要なサービスの確保に努めているところでもございますし、これから努めてまいりたい、そのようにも考えているところでございます。

本市が進めている宿毛市自転車を活用したまちづくり計画は、自転車を交通手段としてだけではなくて、健康づくりや余暇の充実、コミュニケーションの拡張など、自転車を生活の一部に取り込むことによりまして、生活の質の向上を目指すものでございます。

これからも多くの市民に楽しく自転車に乗ってもらいたい、そのように思っているところでございますが、これを進めているのは国全体の話でありまして、環境問題であるとか、また健康の問題であるとか、いろいろな問題の中で、この自転車というのを一つの切り口として、課題解決をしていきたいと思っているところでございます。

その中で、国土交通省が自転車推進室というのを構えて、既に国交大臣をトップとして、いろいろな活動しておりますが、一つの大きな問題としては、日本は戦後の道路を、しっかりと道路事情を構築していく中で、自転車を車道から歩道に上げたといったものが見受けられません。

自転車自身は、議員も御承知のように軽車両でございますので、自動車と一緒に道路を通行するといった乗り物であるにもかかわらず、法的な位置づけがされているにもかかわらず、実際は歩道の上を走っているというのが、今までの姿だったというふうに思います。

これを今、国交省を始め、しっかりと法規に位置づけられている軽車両として、車道を走っ

てくださいといった施策を進めているところでございますが、その一方で、そういった戦後の道路の環境整備の中で、自転車の走る通行区分が車道の中にない、これが大きな問題になっているところでございます。

そういったことを加味しながら、先ほどの話に戻りますが、しっかりとした通行区分の表示であるとか、大規模な道路の、全面的なやり替えというのは、非常に厳しいものがございますので、ソフト面、シェアザロードというのを宿毛市は進めておりますが、道は車だけのものではないと。皆さんで分け合って使いましょうと、そういったソフト面の政策であるとか、いろいろなものを進めている現状でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 市長からも御説明あったとおり、先ほどの自転車バイクの組合員さんのほうでも、市内で2店舗というところで、かなり店舗数減少をされてるなというふうに感じます。

特に、先ほど市長からもあったとおり、今回、昨年、一昨年とロードレース大会を開催をされたときに、私も一昨年は実際に現地を見させていただいたんですけども、かなり、実際に自分たちが乗るような自転車とは全くレベルの違う、かなり高度な自転車で、そういった自転車に乗られる方も市内にだんだん増えてきているような印象を、今持っています。

そういったところで、どうしても整備環境というところが、現状の宿毛市の状態と、宿毛市が目指すところ、そういった趣味でというところも含めて、ちょっと伴ってないような感じで、感覚で感じられましたので、今回質問をさせていただきました。

それとはまた少しお話が替わるんですけども、同じように、今治市と、あとしまなみ海道、

それぞれ今、自転車のまちづくりというところをやっていると思います。

そこで、しまなみ島走レスキューという、これは本当に簡単な、軽微な修繕等々をやっているだけのようなサービスになるんですけども、これはそれぞれ愛媛県のほうと、実際にサービスを提供しているところで、例えばパンク修理であったり、空気入れ、あとは自転車の搬送というところを提携をしたところ、ガソリンスタンドとか、事業者、タクシー会社とかというところが、電話1本でそこまで来てくれるというようなサービスを今治、愛媛県等々でしているというのを聞きまして、今後、また宿毛市のほうでも、私自身も自転車でのまちづくりというところ、基礎自治体として、どんどん、少しとがっていくような事業というのもしていくべきだというふうに感じています。

そういったところで、県外から、そして市外から人が来たときに、ここじゃ整備できんから、別の場所に行こうよね、しまなみのほうに行こうよねというふうに捉えられるよりは、宿毛市に来ていただける機会というのをつくっていくべきじゃないかというところで、少し御提案をさせていただきました。

それでは、自転車のまちづくりについては以上にさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

3番の奨学金返還支援制度の拡充について、質問させていただきます。

中平市長の施策でも、宿毛市の重要課題として、人口減少が焦点に出されているかと思いません。私自身、咸陽小学校が出身ですけども、現在の児童数を聞いてすごく愕然とした覚えがあります。それが3年前、4年前になりますけれども、自身がいたときに、230人ぐらい児童数がいたのが、もう今じゃあ、下手したら100人を切っていく児童数になっていくんじや

ないかというふうなところが見えてくるかと思っています。

自身が在学中だったときにすら、子供が少ないというふうに周りに言われてたんですけども、その比じゃなく、加速度的に進行している問題じゃないかなと思います。

そして、基礎自治体としても、何か手を打つ必要があるというふうに考えるんですけども、市長の昨日の答弁にもあったとおり、限られた財源の中で施策を行う必要がある。できる部分とできない部分、それぞれあると思いますけれども、今回はその検討の一助になればなというふうに考えております。

そして、また同じく、Iターン、Uターンの移住施策にも、またつながってくるんじゃないかなというふうに感じているんですけども、市内外で多くのIターンの移住者の方とお会いをしましたけれども、宿毛市であったり、高知県を選択した理由というのが、すごく様々なんです。

単純な、二、三個の理由というわけではなくて、それぞれの気持ちであったりとか、生活環境とか、理由が本当に様々で、そこにフォーカスをして財源を入れていくというところは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに私も感じております。

先ほどの川村議員の一般質問あったとおり、Uターンについては、考えられる部分が少しあるんじゃないかなというところで、例えば親友、友人がいるような地元になら定住をしてくれる可能性があるんじゃないかなというところで、まず最初の質問をさせていただきます。

Uターンで宿毛市に帰ってきたときに、どうしても都市部で働いていた方からすると、賃金が下がってしまう。そして暮らし自体を、自分で自活するのが難しくなってくるということも考えられます。

その中で、さらに奨学金の返済というところが関わってくると、さらに生活自体が厳しくなってくる。それでは、宿毛市に戻ってこずに、都市部にいた方が確実に生活がしやすくなるというような状況がある中で、宿毛市のほうも、Uターン促進奨学金返還支援助成金を制度としてされていますけれども、現行の支援制度について、概要を教えてくださいたいのと、合わせて現在の利用状況等、分かれば教えてくださいたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

令和4年4月に設けた宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金事業は、大学等への進学により、市外へ転出した若年層の卒業後のUターン促進及び定住支援を目的として、就学のために貸与を受けた奨学金を返還する方に対し、助成金を交付するものです。

助成対象者は令和4年3月1日以降に本市にUターンし、助成金を交付申請する年度に、本市に住民登録があり、実際に居住している満40歳未満の方で、引き続き5年以上、本市に居住する意思のある方等としております。

助成金額は返還月額か1万円のいずれか低い額に、交付対象期間における返還月数を乗じた額で、交付期間は最長で60か月としています。

なお、実際利用されている方ということですが、今、手持ちの資料がないんですが、私がこの4月から来ました中では、お一人の申請がございました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 失礼しました。通告がなく、データ等々お願いをした次第でしたので。課長が異動されてからお一人ということと、あとは、先ほど、課長から制度説明をしていた

だいただと思うのですが、私自身、宿毛市のホームページで制度の内容を見ていて、結構難しいというか、分かりづらいなというふうに感じた次第です。

要約すると、最大で、マックスで月額1万円の5年間、最大で60万円というところが、お一人当たりにかけるコストかなというふうに感じます。

そこで、労働者福祉中央協議会が奨学金や教育費負担に関するアンケート調査というのを、2019年にしています。

そこで、自分が学生時代に奨学金を利用してたと答えた人が、今、約35%。これは、一番有名な奨学金の中で、日本学生支援機構がする奨学金以外も含んだ上で35%です。

そのうち日本学生支援機構の有利子奨学金が41.2%になります。日本学生支援機構の奨学金利用者において、平均の借入額が324万3,000円、毎月の返済額は平均1万6,880円、返済期間は平均14.7年となっています。

また、借入総額500万円以上という利用者が、約12.4%ということで、500万円以上借りた場合、きれいに等分したとして、ボーナス等々で、支払いというところはJASSOの奨学金では選べますけれども、そこを選ばず均等で割ると、月ごとに約3万円弱の返済となっています。

このデータを見たときに、すごく違和感を感じたのが、この2019年当時、このアンケートに答えた方というのが、その当時の親世代の皆さんということで、現状の例えば物価高騰であったりとか、そして所得自体が変わってないというところがあんまり勘案されていないアンケート調査になっています。

そこから推察するに、この月額の平均の借入総額というのが、実際に今、金額自体上がって

きている。そして私自身が大学の職員をやってきた当時、この500万円以上の借入れをされてる学生さんっていうのは結構多かったです。

というところで、そのような経験からでも、支援制度というところが、現状に即した拡充をしていくべきじゃないかというところで、実際に都市部に比べて賃金が下がってしまう、宿毛市に帰ろうというふう考えた、自分と同じような若い世代というのを、今後、拡充によってキャッチができるんじゃないかと感じますけれども、そういったところで市の所見をお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、お答えいたします。

多くの方に故郷である宿毛に帰ってきていただきたく、また、各産業における担い手不足解消につながる方策の一つとして、令和4年4月にこの制度を開始いたしました。

開始に当たっては、例えばこの制度ありきの借入額、それから償還計画、奨学金の貸与を受けたものの、結果的に宿毛に帰ってこられなかった場合など、若い世代の負担が増大する場合もあり得ることなど、様々な視点から検討を重ね、現行の内容としたところでございます。

議員に御提案いただきました、今から月3万円というのはなかなかしんどいんじゃないかとか、いうところだと、補助金の引上げですとか、交付期間の延長ですとか、そういったものも、検討の材料としては、その当時からしていたところでございますが、今申し上げましたような経過もございまして、今の現状に至っております。

県内における中小企業等が令和7年度に正規雇用で採用する場合に、高知県と企業が共同で奨学金返還を支援する制度、県が開始する予定と伺っております。また、先日、ラジオを聞いて

ておりましたら、銀行もこのような制度を開始されるということもありました。

利用状況はもとより、Uターンを促進する上で必要な施策を研究して、よりよい制度としていきたいと思っておりますので、今後とも御助言いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 現状の制度の成り立ちとまでは言いませんけれども、詳細について、課長から御答弁をいただきまして、今回は本当に提案という形にはなるのですけれども、先ほどお伝えをしたとおり、月額3万円であったり、下手したら4万円、4万5,000円と御返済額を抱えた学生さんたちがいらっしゃる中で、実際に、例えばほかの市町村では、3万円から5万円の奨学金の返済、まるまる見ますよというような制度をつくらっしゃる自治体のところもあって、最初にお伝えをしたとおり、財源自体がどうしても限られていく中で、支出が難しいところはあると思うのですけれども、この制度で、例えば帰ってきてくれて、10年20年宿毛市に住んでくれれば十分ペイができてしまう、そういった金額になるんじゃないかなというふうに感じています。

そういうところで、移住施策というところも含めて、ぜひ、今後も検討また協議していただければと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

行政事務について質問をさせていただきます。

まず、補助金交付申請の手続について、必要書類に納税証明書がある場合が見受けられます。そもそも納税証明書というのが、なぜ補助金の申請に対して必要なのかというところをお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

この宿毛市の交付金申請時の納税証明書を添付する必要があるという取組を始めましたのは、平成17年度に宿毛市行政大綱集中改革プランというのを作成しまして、平成18年度からそのプランに基づいて取り組んでいこうということにしております。

その中の行政改革プランにおきまして、市税滞納者に対するサービスの制限という項目を設けておりまして、きちんと納税していただいた方にサービスを提供すべきだということで、補助金に関しては納税証明、納税をしていただく方に限るということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

先ほど、課長の答弁にもあったとおり、きちんと納税をされている方に補助金を交付する。それに関しては、全く賛同するんですけども、そこでちょっと再質問させていただければなと思います。

市税の納税記録というのが、市のほうで、そもそもが確認ができるんじゃないかなというふうに考えます。

市民側からすると、例えば1万円未満の補助金を、例えば活用する際に、350円の納税証明書を発行するというところに、少し違和感を感じるというような声もあります。この証明書の発行ではなく、氏名などから確認をすることで、納税証明書の提出というのを、必要じゃなくなるんじゃないかなと感じるんですけども、そちらについて市の意見をお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

交付金を申請いただくのに、証明書に関して、証明書としては手数料を頂くようになっていると。その手数料について、関係するとか、内部の調査で完結できるようにできないかという御質問でありますけれども、申請者が個人または法人の場合、宿毛市税の完納証明書の添付が必要としておりまして、その証明書の取得に対しては、宿毛市手数料徴収条例に基づきまして、350円の手数料をお支払いしていただくこととなっております。

確かに一部の補助金制度においては、宿毛市税の完納状況について、本人同意に基づく組織内部の照会により、確認しているものも確かにございますが、大部分においては、補助金制度という個別の行政サービスを享受するに当たって必要となる事務に関する手数料を、受益者となります交付申請者に負担をいただいているということでございます。

一部ではやっておりますので、これを拡大していくのか、拡大していかないのかということは、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 既に、実際に確認のみで実施をされているというところもあると思いますので、市民の方からすると、その350円でも、なければ少し負担としては下がるかなと感じますので、ぜひ今後、検討していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問になります。

文書の発送の効率化について、お伺いいたします。

先日、市民の方から、Aサイズ1枚に対して定形外封筒で書面が届いたというお話をお聞きしました。定形郵便が、今25グラム以内で84円、50グラム以内で94円。定形外が、50グラム以内で120円と、定形外で送ることで36円から26円の差額が発生します。

例えば、賞状とか、折ることができないものというのは仕方がないかなというふうを感じるんですけども、そういったものじゃない、普通にぺら紙の場合は、数枚であっても折って定形で送る方が効率的と感じますけれども、そちらについて見解をお伺いできればと思います。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

議員から御説明いただきました定形外郵便と定形郵便の違いの料金も御説明いただきましたけれども、定形外郵便でなくても定形で送れるものがあるのではないかとということでの御質問ですが、確かに全て定形外で送っているものについては、どんなものを送られてるのかというものの中身は、全部掌握はできてないんですけども、御指摘のように、本当に定形外で送らなくても、折ることによって定形内で送れるものがあれば、そういったことは各部署にそういった通知をさせていただいて、徹底をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） ありがとうございます。

私自身も事務の仕事を、前職やっていたところで、日々の些末な業務というところに、全て気を配っていくことは難しいかと思っておりますけれども、逆に今回のこの市民の方の声のように、外から見ると目というのは、逆に新鮮で、自分たちにとって新しい視点を与えてくれる場合があ

りますので、一緒になって足元からの効率化というところと、市民の利便性向上というところに努めていただければなというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時45分まで休憩いたします。

午後 0時21分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時46分 再開

○副議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 皆さんこんにちは。公明党の野々下でございます。本日4人目の質問者となります。今日5人目までである予定ですので、今から眠い時間帯に入っておりますけれども、御協力のほどよろしく願いをいたします。

ただいま副議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

質問の内容は4点ございます。災害ケースマネジメントについて。災害時の避難生活における衛生管理について。LGBTの理解増進法の推進について。軟骨伝導イヤホンの導入についてと、大きな項目4題でございます。

どうかよろしく願いいたします。

昨日から防災面、災害の面については、それぞれの議員さんが質問してまいりましたけれども、私のほうから少し角度を変えて質問をしてまいりたいと思います。

皆さん御存じのように、今年の1月1日、能登半島地震が起きて6か月近くになります。いまだ4,000人を超える方々が避難生活を余儀なくされております。復旧復興への取組も進む中ではありますが、今後、生活再建から取り残される被災者が出ないように、どう支援していく

か、大きな課題となっているようであります。

また、4月17日には、宿毛市でも震度6弱という、今までに経験したことのない地震に見舞われ、多くの人たちが被害に遭われました。人命に関わるような被害が出なかったことは幸いでした。

そこで、被災者を伴走支援する被災ケースマネジメントについて、お伺いいたします。

被災ケースマネジメントは、災害に直面した被災者が抱える住まいや生活、健康、就労など、複合的な悩みを自治体が弁護士や保健師、建築士、民間団体などと連携して、被災者一人一人の悩みやニーズを戸別訪問して聞き取ることで、個別の状況に応じた生活応援プランを作成し、適切な支援につなげて、継続的に生活再建を後押ししていく、そういう取組でございます。

被災者の中には、行政の窓口に行くことが難しかったり、各制度の情報が届かなかったり、制度のはざままで支援が受けられないなど、様々なケースが考えられる中で、そうした方々をきめ細かくサポートしていくことは、大変重要になってまいります。

全国でも災害ケースマネジメントを導入する自治体が増える中であって、政府は昨年5月に国や自治体の災害対応の基礎となる防災基本計画の中に、初めてこの災害ケースマネジメントの整備促進を明記しております。

そこで質問ですが、生活再建のために、被災者一人一人に寄り添った継続支援を可能とする災害ケースマネジメントについて、本市の認識と今後の取組についてお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合、被災者はこれまでとは異なる生活に適応しなければならない、そういう状況に直面い

たします。

野々下議員が御説明されましたように、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題など、個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することによりまして、被災者の自立生活再建が進むようにマネジメントする取組であります。

災害ケースマネジメントは重要な取組であるというふうに認識をいたしております。

令和6年4月に、高知県が作成しました災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向けの手引きがございますけれども、それによりまして、令和6年度以降、高知県として市町村、そして関係団体と具体的な体制整備に向けた取組を開始したいとしております。

災害ケースマネジメントは、その性質から本市だけでは実施体制を整えることは困難でございますので、高知県と足並みをそろえ、連携を図りながら実施体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の答弁からあるように、本年度から、この4月からの取組ということで、これから県と連携しながら、本格的な取組を始めていくということでもあります。

宿毛市においても、事前復興まちづくり計画に取り組んでおりますので、その中にもはめていったらどうかと考えております。

この先、質問していくのも、そういう問題でございます。

先日6月22日の高知新聞の一面に、濱田県知事が能登半島地震の被災地を訪ねたことを振り返って、厳しい現状を目の当たりにしたし、大規模災害の事前の備えの必要性を再認識したと強調されております。

私がこれから質問する内容も、いかに事前に備えをしておくかが重要な問題であるということ、これから質問をしてみたいので、よろしくお願いをいたします。

2問目に入ります。

次に、南海トラフ地震を見据えた大規模災害の避難生活における衛生管理について、お伺いいたします。

御存じのように、災害はいつ、どこで起こるか分かりません。今回の能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。

能登半島地震では、国によるプッシュ型支援によって、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発生から4日目以降と伺っております。つまり発災3日間は、自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗していく、エコノミー症候群になる、そういう方が増加するなど、二次災害の懸念があります。災害時のトイレ環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要であります。

もちろん水や食料、大変重要なことですが、避難所に行った途端から、このトイレの問題というのは瞬時に始まってまいります。食事や水よりも先に大変な問題が起こるということを、皆さん想像して聞いてください。

そこで、携帯トイレ等の備蓄についてお伺いいたします。

今回、能登半島地震の被災地である石川県では、石川県で2万5,000回分の備蓄トイレがありました。

基礎自治体でも、全体含めて約8万3,000回分の携帯トイレが備蓄をされておりました。

全くに足りず、発災当初は大変な問題となったと伺っております。急遽、政府によって約100万回分を超える携帯トイレが、追加で供給をされたと聞いております。

実際、消防庁の地方防災行政の現況というのを見ますと、自治体における携帯トイレの備蓄は、必要量に達していないというふうな結論が出ています。今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標、50人に1基達成までに、10日程度かかっており、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量配備しておくことが必要であります。

特に重要なのが、携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレ、備え付けのトイレにおいて、携帯トイレを使用することで、通常のトイレ、備え付けのトイレが使用可能な状況になります。逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には水が使えない場合が多く、また配管も破れていたりします。便がすぐにあふれて、すぐに通常トイレが使用不能になるといったことは、今回の能登半島地震でも多くあったそうであります。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなります。初期に通常のトイレにおいて、しっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境で、通常のトイレで携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで、備蓄に場所をとりません。

能登半島地震の教訓を踏まえて、今後の災害に備えて想定される災害避難者数と携帯トイレの備蓄の状況をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

能登半島地震の教訓を踏まえて、災害避難者、それから携帯トイレの備蓄状況ということでございます。

お答えいたします。

L2規模の南海トラフ地震が発生した際、本市の想定避難者数は、県の調査によりますと、発災1日後に6,870名、発災1週間後には最大8,590名になると想定されております。

次に、避難所における携帯トイレの備蓄につきましては、避難所の通常トイレの便座に設置可能な携帯トイレとして、トイレ袋と凝固剤のセットを2万1,000セット、備蓄しております。

また、折り畳み式ポータブルトイレや、プライバシーを守るための折り畳み式テント、そしてトイレットペーパーについても備蓄しております。

また、市役所と旧みなみ保育園にマンホールトイレ、西地区防災コミュニティセンターにはマンホールトイレと組立式仮設トイレを2基整備しております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 宿毛市の状況として、避難者想定数は、発災1日後に6,870人、1週間後には8,590人になると想定をしておられるようですが、これは県の想定ですね。

携帯トイレは2万1,000個備蓄されているということですが、それを基に、次の質問に移ります。

現在、避難所として指定されているところは何か所あるのか。それぞれの避難所に携帯トイレは備蓄されているのか、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

指定避難所の50か所のうち、津波災害警戒区域外の避難所は36か所ございます。

現在、全ての避難所には携帯トイレを備蓄で

きておりませんが、宿毛市総合運動公園の防災備蓄倉庫や楠山の山里の家、そして小筑紫の旧みなみ保育園など、市内5か所に分散して備蓄をしております。

発災後、水や食料と同様、備蓄場所から各避難所に物資を運搬する計画でしたけれども、トイレについては、食料や水より早く必要になることが想定されますので、今後、各避難所への備蓄について、検討をまいります。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 指定避難所は50か所あるということですが、携帯トイレ等は、避難所には備蓄されていない。全避難所には備蓄されていない、5か所に分散して備蓄されているということですが、言われたように、早急に最大避難者数の1日分は、備蓄の確保が必要と思われます。単純計算で、1日後の避難者数6,870人の1日分で、宿毛市の備蓄している2万1,000備蓄の備蓄は、1万3,000回ほど足りないこととなります。絶対数が足りておりません。

これは、1日大人が健康を保つためには、5回から7回、用を足すというふうに計算されております。

そこで質問なんですけど、先ほども言いましたけれども、高齢者の方がトイレを気にして飲食を控えると健康を害し、二次災害につながります。エコノミー症候群になります。健康を保つためには、大人が1日5回から7回、用を足すとされていますが、現状では避難者数から考えると全く足りないこととなります。

携帯トイレ備蓄計画の見直しが必要と考えますが、所見を伺います。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

東日本大震災や能登半島地震においても、トイレの備蓄不足が課題となっておりました。本市における発災1日後の避難者数は6,870人となっておりますので、国が示す携帯トイレ備蓄数量については、1人1日5回となっておりますので、1日分として3万4,350回分を用意する必要があります。

現在、本市での備蓄トイレの備蓄数は2万1,000回でございますが、災害時におけるトイレ資機材の調達に関する協定や、マンホールトイレ等の災害用トイレ数を加味しましても、議員御指摘のとおり、不足している状況であると考えます。

県の備蓄方針では、携帯トイレは、食料や水などと同様、公的備蓄は1日分であり、2日目、3日目は流通備蓄とされておりますけれども、東日本大震災や能登半島地震の教訓から、携帯トイレの流通備蓄は困難なことは想定されていることから、携帯トイレの公的備蓄は2日分を目標に、備蓄計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

なお、被災後は、避難所のみならず、各家庭でも水洗トイレは使えなくなる可能性がございますので、食料や水と同様、携帯トイレにつきましても、3日分の個人備蓄をしていただきますよう、広報等で啓発をしております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ぜひ、2日分7万個ぐらい、公的備蓄を構えていただくようお願いをいたします。

また、流通備蓄は、とてもできる状況にはなっております。流通備蓄というのは、使った分、買い戻してためていくという、こういうことはもう災害が起こったときにはできませんので、こういう流通備蓄となっているのは全くできない状況にあるということでもあります。

各家庭でも個人差もありますので、1人3日以上分の個人備蓄をお願いする必要があると思います。

高知県は南海トラフが起きたときに、高知県全域が津波に遭い、海岸地域の市町村はほとんどやられてしまう。主に瀬戸内海側からいろいろな支援を受けるのが常識となってくると思いますので、個人備蓄も、3日と言わずに5日、できれば7日、1週間、そのぐらい備蓄してないと、非常に厳しい状況になるんだなというふうに思います。ぜひ、公的備蓄もきっちり構えるようお願いをいたします。

次の質問に移ります。

通常の施設が使用不能にならないように、発災直後の適切なトイレの使用方法を、各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思います。そして、全職員への徹底や、マニュアルを基にした訓練等が必要と考えます。

また自主防災組織への徹底もしておくべきと考えますが、所見を伺います。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

各避難所の運営マニュアルには、トイレ応急対策方法としまして、携帯トイレの使用方法を写真付きで分かりやすく明記しております。

職員向けの訓練につきましては、毎年度実施しております職員向けの避難所運営研修におきまして、今年度から携帯トイレのみならず、マンホールトイレや折り畳みのポータブルトイレの設置方法などにつきましても、研修内容に加えるようにいたしたいと考えております。

また、自主防災組織に対しましては、自主防総会や避難訓練等で周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ここは一番重要なところになってくると思います。この市の職員は、全ての人たちが50か所の避難所の中心者となり、運営者となっていかななくてはいけない。そういう人たちが携帯トイレの使用方法、またマンホールトイレの建て方だとか、そういうことを把握してなかったら、市民はなかなか分かりません。そういう携帯トイレの建て方だとかね。

そういうところをしっかりと訓練をしておい

ていただきたいと思います。
それと、一つは、再質問になりますけれども、市内各地に100名近い防災士の方々が登録をされております。個々の被災状況にもよりますが、一応の知識は防災士持っております。この防災士の方たちに、積極的に避難運営に関わっていただく。また、いざというときには、中心者になっていただく、そういう意識を持って訓練にも参加をしていただくことも必要と考えますが、所見を伺います。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、再質問にお答えいたします。

野々下議員言われますように、しっかりと周知を図っていきたくと考えておまして、防災に関して、本当に防災士の方々はそういった知見を持たれておまして、現在も地域の防災学習でありますとか、避難訓練とか、いろんな形で、様々な場面でそういった防災関係において支援をいただいております。

今後も引き続き、そういった形で、先ほど申されましたように、避難所運営をはじめ、そういった避難訓練とか防災学習においても、御支援をいただきたいということもございますので、今後も自主防災会の総会にも、毎年、参加いただきたいと御案内もさせていただいております。

そういった中での情報提供でありますとか、

また避難訓練においても周知を図っていく中で、引き続き御支援をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） それでは、次の質問に移っていきたくと思います。

次に、介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄について、被災時のトイレ問題で特に影響を受けられるのは高齢者などの、介護が必要な方々であります。

厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画、BCPにおいて、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら今回の能登半島地震でも、介護施設でのトイレの問題が発生したと伺っております。

こうした教訓を踏まえ、地域の介護施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

介護施設における災害時の対策については、各事業所において個別に業務継続計画を作成し、取り組んでいただいております。各事業所に携帯トイレ、簡易トイレの備蓄状況について確認いたしましたところ、事業所の半数程度は簡易トイレなどを備蓄していましたが、備蓄している事業所につきましても、利用者や職員の人数から、利用回数を想定した備蓄をしている事業所は少数となっております。

また、各施設とも介護用のポータブルトイレを持っているため、ポータブルトイレの活用を検討している事業所も数か所ありました。

聞き取りを行う中で、備蓄場所の確保などの課題はあるものの、今後、購入を検討していくの話もあり、各事業所において、簡易トイレ

などの備蓄について、取組を進めていただいているところでは、

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 12番、再質問をさせていただきます。

課長言われたように、調査をしてもらいました。市内に19か所、そういう事業所があるということですが、聞くとところによると、ほぼ準備ができていない、そういうポータブルトイレ等を使用して、処理していくということですが、この限界がすぐに来ます。

そういうことを考えると、今後、介護施設の備蓄についても、必ず必要などころでありますので、介護福祉施設運営者とも協議をしていくことが必要と考えますが、所見を伺います。

○副議長（三木健正君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

介護施設での災害時の携帯トイレなどの備蓄におきましては、基本的に業務継続計画に基づき、各施設で準備をしていただく必要がありますが、能登半島地震をはじめ、過去の災害事例などを参考に、今後も引き続き備蓄を行っていただけるよう、情報の提供や周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 次の問題に入りたいと思います。

次に、LGBT理解増進法の推進についてをお伺いしていきたいと思っております。

LGBT理解増進法の推進についてですが、昨年6月にLGBT理解増進法が施行されました。この理解増進法とは、簡単に言いますと、性的少数者の方々が生きづらさを抱えてしまうことがあってはならない。同時に、それ

以外の方々も、これまでどおり、平穏に暮らしていけるように、共生社会の実現を図っていく取組であり、この法律のポイントは、性の多様性に寛容な社会の実現を目指す、基本理念に、性的指向等が理由の、不当な差別があってはならないと明記されております。

LGBTの調査によれば、日本の人口の1.6%から8.9%との調査が出ておりました。

調査機関により、多少の違いはあるようですが、人口の1割近い方たち、本市においても少なからずおられるということになります。

1月には、大月町でパートナーシップ制度を利用して、第1号のカップルが誕生したということが報道されておりました。幡多地域においても、土佐清水市、黒潮町、大月町などにもこの制度が取り入れられており、性的マイノリティへの理解が徐々に進んできているのがうかがえます。

このようにLGBTについて、認知度は高くなっておりませんが、理解が低いと言われております。このようなことを踏まえて、お伺いいたします。

昨年6月施行の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法におきましては、全ての国民がその性的指向、またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを基本理念としております。

持続可能なまちづくりを進めるためには、年齢や性別、性的指向、障害の有無にかかわらず、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、一人一人が個性や能力を發揮できるようにすることが重要であり、家庭や地域でのつながり、支え合いが必要であると考えております。

そこで、マイノリティの方々に限定したもの

ではなく、本市では地域共生社会という考えのもと、地域の皆様と一緒にまちづくりを進めてきております。

そこで、性的マイノリティについて、本市の基本的な考え方について、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、野々下議員の質問に答弁させていただきます。

本市におきましても、国同様に全ての市民が性的指向、または性自認にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、性的指向または性自認を理由とする不当な差別はあってはならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 性的指向や性自認を理由とする不当な差別はあってはならないと、基本的な考え方ですけれども、これから、このように公の場所で取り上げられたり、またテレビや新聞等で報道も大変多くなってきております。宿毛市においても、今まで恥ずかしくてなかなか言い出せなかった方たちも、カミングアウトしやすくなってきているのでは、それが事実ではないかと思えます。

そこで再質問ですが、職員の方々がLGBT理解増進法の推進について、理解を深める取組はされているのか、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

本市の職員に対する取組とのことですが、教育委員会所管で行っております、人権に関する知識や考え方を習得するための宿毛市人権教育推進講座の中で、LGBTQを題材とした講座も実施しており、この講座を新採職員の必須研

修に位置づけをしております。

また、こうち人づくり広域連合が行っていますダイバーシティ推進研修への受講への公募や、そのほか、就業年数や階級別の研修の際、人権学習の位置づけの中で受講する機会がございます。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の御答弁では、新採の職員については、LGBTQ講座は必須で、その他の皆さんは、就業年数や階級別の研修で、人権学習として受講されているということですので、了といたしたいと思えます。

次の質問ですが、LGBTの方々にとって、社会生活の中で特につらく恥ずかしい思いをされるという場面というのが、性別欄を書くときのことのようにございます。

確かに自分の自覚していることや、見た目とは違うことを人前で明確にしなくてはいけないことは抵抗があると思われれます。市役所においては、様々な申請書類がありますけれども、本市においても、性別欄を記載するようなものがあるのかどうか。

また、あるのであれば、本当に必要な申請書類であるのかも含めて、点検を行ってみたいかどうかと思えますが、所見をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、お答えいたします。

本市の現在の申請書類の様式は、各種様々なものがございますが、性別の記載を求める様式などにつきましては、書類によっては必要としているものもございます。

申請数が一番多いと思われれます住民票や戸籍、また、税関係の証明書の申請書には、性別の記載は求めておりません。

一方、性別欄への記載を求めている書類は、

健康診断に関わるものや、福祉や介護関係の書類の一部となっておりますが、その中には書類の性質上必要なものもございます。今後も各部署で再度協議し、必要性がないと判断されるものにつきましては、随時検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） どうしても記載が必要なものも当然あると思いますので、その部分、またよろしく願いをいたします。

次の質問でございますが、その前に、先ほどLGBTQという言葉も出てまいりましたので、その説明も含めて御答弁を願いたいと思います。

次の質問ですが、LGBT理解増進法においては、地方公共団体の努力義務として、性的マイノリティへの理解の増進や啓発に関する施策の実施が定められております。性的マイノリティに対する今後の取組について、お伺いをいたします。

○副議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、お答えいたします

先ほど野々下議員からもありましたので、本市の取組の説明の前に、LGBTについて、少し説明をさせていただきます。

まず、Lはレズビアンで、性自認が女性で、女性を好きになる人、女性同姓愛者です。Gはゲイで、性自認が男性で、男性を好きになる人、男性同姓愛者で、Bがバイセクシュアル、女性も男性も両方好きになる人。Tがトランスジェンダーで、生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる人をいいます。また、最近ではさらにQが加わり、クエスチョン、クリアで、自分が性の在り方が分からない、決めていない人など、基本的な性の在り方に属さない人のことをいい、それぞれの頭文字からLGBTQと

いい、幅広いセクシュアリティを総称する言葉です。

さて、本市におきましては、令和5年3月に人権施策に関する宿毛市総合計画第一次改訂版を策定しているところですが、取り組むべき身近な人権課題の一つに、性的指向、性自認についても掲げており、性的指向、性自認を理由とする差別や偏見をなくし、多様な性の在り方について理解を広げるために、講演会や研修の機会の提供等を図ってまいりたいと考えております。

取組の一例といたしましては、先ほども答弁させていただきました教育委員会の主管で行っております宿毛市人権教育推進講座で、LGBTQを題材とした講座の開設をし、広く受講していただくため、ライブ配信を実施したり、昨年12月の人権フェスティバルにおきまして、男らしく、女らしくよりも自分らしく生きる、誰一人取り残さない宿毛市へと題し、日本LGBT協会代表理事を講師にお招きし、講演会等を開催しているところでございます。

今後もより多くの方に正しい理解をしていただけるために、啓発活動に取り組むとともに、性的マイノリティやその御家族が差別的な待遇を受けたとき等の相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） いずれにしましても、LGBTQの当事者の皆さんが日常生活の中で困らないように、そのような取組を広げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、高知県内においては、高知市、土佐清水市をはじめ、多くの市町村がパートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度を導入をしております。本市においてはほど

のように捉えているのか、所見をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

野々下議員がおっしゃられるように、県下におきましても高知市、南国市、香南市が、また幡多におきましても、土佐清水市、黒潮町、大月町が制度開始をされておりまして、また全国におきましても、300を超える自治体で制度導入がされている現状でございます。

宿毛市におきましては、パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について、以前より検討してまいりましたが、多様性を認め合える、お互いを尊重し合い、ともに生きる社会づくりの実現を目指し、本年10月1日の運用開始に向け準備をしている、そういったところでございます。

制度の内容といたしましては、性的指向及び性自認にかかわらず、お互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、協力し合う継続的な関係を登録申請していただき、その関係を認めた場合に、宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿に登録をし、登録証を交付するといった制度でございます。

詳細につきましては、現在、関係課において協議検討しているところでございますが、運用開始となれば、制度内容を広く周知できるよう、広報及びホームページ、そしてSNS等で発信していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ただいま市長から答弁をいただきました。本市でもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が10月1日より運用を開始とされるということで、この制

度を宣誓したらどのような活用ができるのか、再質問ですが、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 人権推進課長。

○人権推進課長（川村志保君） 人権推進課長、再質問にお答えいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度は、お二人や、その近親者の気持ちに寄り添い、一人一人の人権が尊重される社会の実現のための制度で、法律に基づき行われる婚姻とは違い、相続と財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利、義務が発生するものとは違い、法的効力があるものではありません。

宿毛市として利用できるサービスとしては、例えば市営住宅入居申請時に親族として認められることや、代理申請が可能となるものなど、現在、協議検討しているところですが、制度導入後は、民間事業者や医療機関等に、この制度の趣旨について御理解していただけますよう、周知啓発を図ってまいります。

以上です。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 御答弁あったように、法的効力があるものではないということですので、利用できるサービスは少ないということですが、市営住宅等の場合の親族として認められたり、代理申請もできる、可能になるということでもあります。

今まで認められなかったことが公的に認められるようになるということですので、大きな前進だと思います。

また、先ほど言われたように、医療機関とか民間事業者のほうにも、ぜひ啓発活動をしていって、理解を深めていただきますように、御努力をよろしくお願いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。

この問題はどんどん低学年化して、低年齢化

が進んでいく問題だと思えます。そういう中で、学校現場での教職員、児童生徒に対して性的マイノリティへの理解を深める取組が行われているのか、お伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本市の学校におきましては、性的マイノリティのみならず、様々な人権課題についての学習の取組をしているところでございます。

高知県では、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む方針である高知県人権教育基本方針を作成しております。

その方針は、人権を巡る動向の変化に伴い、適宜、新たな人権課題が追加されており、議員からの御質問ありました性的指向、性自認につきましては、平成31年の第二次改定の際に、身近な人権課題の一つとして追加されております。

その基本方針の下、教職員につきましては、校長会等での研修をはじめ、校内の人権教育主任を中心に、適宜研修を行っております。

また、学校におきましては、教育計画の中に人権教育年間指導計画を作成し、県が作成しております、人権教育の実践指導事例集のLet's feel じんけんなどを活用しながら、性的マイノリティの理解を深める学習をしております。

具体的には、男らしさ、女らしさについての意識する場面を知る中で、自分らしさについて考え、これまでの自分の生活を振り返り、自分らしさを大切にするとともに、友達についても、その人らしさを認めていこうとする学習などがあります。

また、性的マイノリティの方の制服やトイレの問題等につきましても、各学校において個別

の事案について、児童生徒や保護者と話し合う中で対応している、そのような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今、教育長から御答弁ありましたけれども、いろんな学習で取組を進めておられるということは、よく分かりました。

しかし、そういう中でも、いじめというのは思いがけないところで発生するのが子供たちの世界であります。こうやってどんどん低学年化、低年齢化していく問題、今後も十分に気をつけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後の問題になります。

難聴者への取組として、軟骨伝導イヤホンの導入について質問させていただきます。

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年の調査によりますと、日本の難聴者は人口の約10%、人数に換算すると約1,300万人にのぼり、高齢化に伴い今後さらに増えるの見込まれている一方で、同じ調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことも分かっております。

そこで、現在、軟骨伝導イヤホンが開発され、多くの自治体や警察、銀行等で導入が始まっております。

軟骨伝導イヤホンは、平成16年に奈良県立医科大学の細井教授が、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みを発見いたしました。その仕組みを利用して開発された集音器であり、機器の構造構成からしては、軟骨伝導イヤホンと音を拾う集音器本体からなっております。

1回の充電で約10時間使用でき、イヤホン部分は球形で、穴や凸凹がないために清潔感を

保ちやすく、窓口で利用するのに適していると言われております。

また、軟骨伝導イヤホンは集音器ですので、医療機器である補聴器に比べると安価で取り扱いやすいという特徴がございます。

今後、高齢化がさらに進んでまいります。一人暮らしで聴力に問題を抱える方も多くなっていくのではないかと思います。

窓口で対応する職員も、大きな声になると、個人情報周りの人に伝わってしまうという問題も発生をいたします。そういう意味から、本市でも多くの来庁者のある窓口への導入を考えてはどうかと思うわけですが、所見をお伺いいたします。

○副議長（三木健正君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（酒谷幸夫君） 長寿政策課長、お答えいたします。

難聴者対策としましては、いろいろな機器がございますが、本市窓口には、マイクで拾った声をスピーカーがクリアにして難聴者の方に届ける対話支援機器を設置しています。

現在、長寿政策課と福祉事務所、中央支所の窓口を設置しており、数に限りはありますが、必要に応じて設置場所を変えるなど、現在ある機器を有効活用する中で対応していきたいと考えています。

軟骨伝導イヤホンを含め、他の機器が有効である場合もあると思いますので、今後も情報収集は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） マイク、スピーカーを使った拡声機を利用してやっているということでございますが、先日、私80歳の方を、ある課に連れていきました。その方は右耳が聞こえません、左耳はかすかに聞こえる。

そういう中で、喋るのは、ここに口をつけて

しゃべったら理解ができるということなんですね。

先ほど、課長紹介されましたけれども、マイクを使って拡声機で音を大きくして、据付けて前から聞く。これでは聞こえないんですね。音を大きくしても。そういうことを考えると、そのときも書類を書くのに、あまり書類も書いたことがない、そういう字を書いたことがない人。その方が職員の説明を受けながら書類を書いていくわけですが、今使っている拡声機だと、こういうふうに耳を傾けて聞かなくてはいけない。そこで、職員はこの欄ですよと、その次の欄ですよとか、そこは違いますよとかいう、それを大きな声で話して、拡声機でなかなかやっていけないと思うんですね、そういうのは。現実の問題、私はそこで感じたんですけども。

そこで、今言った軟骨伝導イヤホンだったら、本当にここにあって、小声で話しても話ができる、通用する。ですから、警察とか生命保険とか、そういう窓口でプライバシーを守らなくちゃいけない、そういう部分で多く使われているということでございます。

これ、東京都の狛江市で、市長がそういうイベントに参加して大変いいものだということで取り入れて、それをテレビで放映されて、まず関東地方に多く広がっていったものなんですけれども。これは西日本ではあまり広がっておりません。

そういうことも早く取り入れて、なかなかそういう、今ある拡声機を使っていくといっても、聞きますと1回も使ったことがないと。3か所あるけれども、1回誰かが使っていましたねみたいな、そういう状況でございますので、あまり認識のない、職員に認識のないのもあると思いますが、それよりも、そういう小声で話しても聞こえるような軟骨伝導イヤホン、割と安いようでありますので、そういうことも一つでも

取り入れて試してみる、そういうところに予算も使っていただけないかと、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時49分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

5番東 新君。

○5番（東 新君） 議員番号5番、東でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、令和6年4月の豊後水道地震について、御質問させていただきます。

本市も震度6弱を記録し、本当に備えの大切さを痛感した次第でございました。

1つ目、本市の被害状況について御質問させていただくのですが、ほかの議員の方々が質問されておりましたので、被害が集中していたのはどの地域だったかのみについて、御質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

被害が集中していた地域ということで御質問いただきました。集中していた地域でございますが、萩原や中央などの既存市街地周辺が被害が多く報告されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ただいまの答弁のとおり、私の住む近隣地域が多く被災したのが分かりました。ただ、お亡くなりになられた方がいなかったのが不幸中の幸いだったと思います。

次に、今後の対策と課題について質問させていただきます。

宿毛市の令和6年4月1日時点の人口は、1万8,640人、65歳以上は7,563人で、約40%が高齢者であります。

町区で考えれば、さらに多いのではないかと思います。

そこも踏まえて、まず初めに給水車について御質問させていただきます。

今回の地震では、水を必要とされた方はそこまで多くなかったのではないかと思います。新庁舎まで水を取りに行くことが難しい方もいたのではないかと思います。今後、同様の状況が生じた場合には、被災状況が大きい地域に給水車を配置すべきではないかと思うのですが、市としてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、東議員の一般質問にお答えします。

今回の地震に伴う応急給水につきましては、地震の揺れに伴う濁りに対して行ったものであり、国土交通省、高知市、四万十市から各1台ずつ3台の給水車の応援をいただき、希望が丘へリポートに配置し、4月18日の10時から17時まで3台体制にて、その後は四万十市の1台により20時まで応急給水を行いました。

発災時等の応急給水の場所につきましては、比較的範囲の限定される断水による場合は、断水場所の近くにて、南海トラフ地震のように、広範囲で長期の応急給水が必要と想定される場合は、各指定避難所の近くに配置し、応急給水を行うことを想定していますが、今回は濁りに伴うもので、その影響範囲や時間が明確に想定

できない状況であったため、当初は希望が丘にて応急給水を行い、状況を見ながら配置場所を変えることを想定していました。

結果として、幸いにも応急給水の利用者総数は30組と少数であった上、濁りに関する問合せの際、要望があれば生活用水を配送するとともに、現地で濁りの解消の対応を行う際に、必要な方にはその場でペットボトルをお渡しするといった対応を直接行ったため、給水車については、当初の配置場所にて最後まで応急給水を行いました。

しかしながら、後日、中央支所や文教センター等への配置を希望する声もあったとお聞きしておりますので、今後につきましては、状況に応じて、よりよい場所への給水車等の配置を検討する中で対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） おっしゃるとおりで、状況にもよると思いますが、今後とも臨機応変な対応をお願いいたします。

次に、災害のごみ捨場についてでございます。

今回の地震で被害が大きかった町区の高齢者の多くは、幡多クリーンセンター等の災害ごみを持ち込むことができず、処分に大変苦労したと聞いております。

そこで、災害の際には仮置き場を設置するなどの対策を講じることは考えないか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

今回の地震で発生しました災害ごみの処分に関しましては、住民の皆様に対しまして、情報提供、それから周知が遅れてしまい、御迷惑を大変おかけしました。

今回の地震で発生しましたごみに関しまして

は、平時のごみ出しルールに準じて、最寄りのごみステーションに出していただく方法を採用させていただきまして、災害ごみが大量に発生する場合には、公共用ごみ袋を配布し、処分費の負担軽減を図りました。

しかしながら、瓦礫やコンクリートブロック、それから落下した屋根瓦の処分や、それから公共用ごみ袋に入りきらないほど大量のごみが発生した場合の処分につきましては、議員言われたように、幡多クリーンセンター、それから環境管理センターへ自己搬入するように、被害に遭われた方にお伝えしましたので、自家用車等が使用できない高齢者等にとりましては、大変な負担であったというふうに理解しております。

このことから、水害や地震など災害の種類に応じてにはなるんですけども、より細やかな対応が可能となるように、災害ごみの戸別収集など、高齢者、それから搬出困難者への対応策についての体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 災害が起きたときには、普通と違う状況下に置かれ、混乱することもあると思います。また、仮置場を設けるには、広い土地や処分費用が伴うことは承知しておりますので、その時々ででき得る最大限の対応を、今後ともよろしくお聞かせ願います。

次に、被災、罹災証明の発行場所についてでございます。今回は新庁舎のみでの発行のため、行くことを諦めた高齢者の方もおりました。今後、同様の災害が発生した場合、支所などでも発行する考えはないのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 税務課長。

○税務課長（朝比奈淳司君） 税務課長、お答えいたします。

今回の地震における被災証明、罹災証明の受

付場所につきましては、人員配置やブルーシート、ペットボトル等の配布を考慮し、市役所本庁のロビーに設置することとしたものです。

今後につきましては、地震の規模、被害状況、人員配置などを考慮する中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） おっしゃるとおり、状況にもよると思いますが、こちらに関しても、できる限りの対応をお願いいたします。

次の質問になるのですが、今後さらに大きな地震が来た場合、地盤沈下や液状化現象が起こる可能性はあるのか。お教え願います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市内では南海トラフ地震発生時に、最大2.4メートルの地盤沈降や液状化が起こることが想定されます。液状化につきましては現在のところ、高知県がホームページで公表しております高知県ハザードマップで示されている液状化可能性予測により確認できますけれども、本市では既存市街地や駅周辺等が液状化する可能性が高いとされております。

しかしながら、詳細なボーリング調査を実施したものではありませんので、あくまでも予測の範囲となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再質問になるのですが、同等以上の地震が起きた場合、町区の住民はどこに逃げればよいと考えられているのか、市としての考えをお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

避難場所につきましては、既存市街地の津波浸水深は5メートルから10メートルと想定されておりますので、高台もしくは津波避難タワーに避難していただくということになります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 今の答弁を聞いていて、高齢者に関しては、逃げるのが難しいのではないかと私は思うのですが、再度、市としての考えをお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、高台や津波避難タワーへ避難していただくこととなります。

津波到達時間などから勘案しまして、多くの高齢者の方は、既存の避難場所への避難は可能であると考えております。

なお、本市では災害発生時における高齢者や障害者などの避難行動要支援者の安全を確保するために、一人一人の状況に応じた個別避難計画の作成に努めております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 市としての見解は分かりました。ただ、今回、被害が大きかった本町地区を含め、近隣に避難タワーをもう1基建設すべきではないかと考えているのですが、市としてはどういうふうにお考えになられていますか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

既存市街地の避難場所につきましては、高台及び既存の津波避難タワーで網羅できると考えております。

また、できる限り高台への避難を進めている

ところであり、現段階では新たな津波避難タワーの建設は考えておりません。

しかしながら、ハード面の整備が整っても、大きな揺れや津波からの恐怖などで冷静な行動を取ることが難しくなることもございますので、ソフト面での対策も重要です。災害の規模が大きくなればなるほど、自助や共助が重要でありまして、ふだんから近隣の方とのつながりや、地域の防災訓練などで、どこに避難しなければならないのか、また避難場所までより安全に移動するため、事前に経路を把握していただくことも大切でございます。

今後も、地域や自主防災組織等と連携し、地域防災力の向上に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 避難タワーの件に関しましては理解いたしました。

ソフト面での対応を、今後、より一層していただきたいと思っております。

この項目最後の質問になります。特定危険老朽空家除却事業に関してでございます。

本年度は応募が多いのではないかとと思うのですが、予算を増額して募集を増やすべきではないかと考えるのですが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、東議員の一般質問にお答えします。

危険老朽空家除却事業の補助金は、例年5月、6月の2か月を申請期間とし、5月広報やホームページにて募集のお知らせをしています。今年度の申請件数につきましては、6月18日時点で16件の申請があり、令和5年度の最終申請件数20件より少ない状況ではありますが、昨年度に比べ、補助金活用の相談に来られる空

家所有者が多いことから、月末にかけ、申請件数は増えると推測をしております。

当事業はこれまでも申請額が予算額を超える年度が多く、年度途中に国費や県費を追加要望し、割当額に応じ、補正予算を計上してきました。

今年度におきましても、申請状況を踏まえ、できるだけ多くの申請者へ補助金を交付できるよう、財源や予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） まだ認知されていない可能性もあると思いますので、期限は迫っておりますが、再度、広報活動に努めていただきたいと思っております。

次に、義援金の活用方法について質問しようと思っておりましたが、ほかの議員の方々も質問されていたので、関連質問のみさせていただきます。

宿毛市過疎地域持続的発展計画被災世帯救助関係事業で、自然災害で被災世帯に対し、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けを行い、市民の福祉及び生活の安定を図ると記載されておりました。そこで、義援金以外で、市として、被災された住民もしくは事業者にお見舞金もしくは貸付金を検討することはできないか、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、東議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市過疎地域持続的発展計画に掲載しております被災世帯救済関係事業につきましては、宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、または災害援護資金の貸付けを行うもので、過疎対策事業債ではなく、県負担金、または災害援護資金貸付金債を財源として実施する事業でご

ざいます。

今回の地震災害につきましては、宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例を適用するための要件を満たしておりませんので、災害弔慰金等の支給はできないこととなっております。

また、義援金以外で本市独自の基準による見舞金等の支援金制度の創設については、今のところ予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 難しいということは何となく理解しておりました。本市に集まった義援金に関しましては、被災された一人でも多くの方々に行き渡ればと思っておりますので、最大限の広報活動をお願いいたします。

次に、児童生徒等の健康診断についての質問に移らせていただきます。

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、本市でも定期健康診断を実施していると思います。学校における健康診断は、大きく二つの役割がございます。

1つ目、学校生活を送るに当たり、支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握すること。

2つ目、学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立てることであると思われま

す。ここで1つ目の質問に入らせていただきます。

現在、本市において、小学校、中学校の児童生徒数は男女各何人いるのか、また健康診断の実施時期や、医師との打合せは行われているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、東議員の御質問に

お答えいたします。

まず、現在の小中学校の児童生徒数でございますが、学校基本調査で用いる令和6年5月1日における児童生徒数としましては、小学校児童数が、男子415人、女子360人の合計775人となっております。また、中学校生徒数は、男子209人、女子220人の合計429人となっております。

また、健康診断の実施時期、事前の打合せについての御質問もございましたので、答弁させていただきます。

健康診断の実施時期につきましては、議員おっしゃられました学校保健安全法施行規則のほうで定められておりまして、第5条において、健康診断は毎学年6月30日までに行うものとする規定されているところでございます。

そこで、各学校と学校医が、日程や診断方法等について調整を行いまして、実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 今回、この質問をさせていただいたのは、令和6年1月22日付で文部科学省より、児童生徒等のプライバシーや、心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知がなされたと聞き及んだからであります。

ここで、2つ目の質問になるのですが、この環境整備とはどのようなものか、対応がなされているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、東議員の質問にお答えいたします。

児童生徒の健康診断につきましては、文部科学省から通知がその都度出されてお

令和3年3月26日付で、児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点についてでありますとか、先ほど議員おっしゃいました、令和6年1月22日付、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知に示されております。

検査、診察における留意点及び具体的な取組例を参考に、それぞれ各学校で環境整備を行い、実施しているところでございます。

例を挙げますと、身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別検査、診察スペースを用意することや、女子児童生徒等の健診診察に立ち会う教職員は女性となるよう調整を行うなど、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した環境整備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 本市においても、生徒児童に対して配慮がなされているようなので、安堵いたしました。

この項目の最後の質問になるのですが、今後、学校での健康診断において、何か課題になりそうな、懸念されそうなことはありますか。お答え願います。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）

教育次長兼学校教育課長、東議員の質問にお答えいたします。

本市の健康診断の実施における課題としましては、現状では大きな課題はありませんが、今後の課題としましては、学校医は現在、宿毛医師会に調整をお願いしているところでございますが、将来、市内の医療機関における医師の不足等によりまして、学校医の調整が難しくなってくるのではないかと危惧しているところでござ

います。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） おっしゃるとおり、学校医の確保は本市だけでなく、近隣の自治体も含めて大きな課題だと思います。かなり難しい問題ではあると思いますが、いろいろな方法を模索しつつ、引き続き医療機関と連携し、確保に努めていただきたいと思います。

次に、ごみステーションについて御質問させていただきます。

現在、宿毛市においては、ごみステーションは各地区が管理し、多くはごみネットをかぶせたもの、手づくりパイプを組立て、ネットを張ったもの、収納ボックスなどがございますが、今年には特にごみボックス、ごみネットをかぶせたものに関して、カラスがごみ袋を引っ張り出し、ごみを散乱させる状況が続き、後始末等対策に苦慮している状況にあると聞き及んでおります。

近隣の自治体である大月町では、令和2年、3年でコロナ給付金を活用し、希望地域にごみ収集ボックスを設置。また、三原村では、村が設置しております。

そこで質問に入らせていただきます。まずはじめに、ごみ収集場の現状についてお聞きいたします。

現在、宿毛市内にはごみステーションが幾つあり、ごみの量はどの程度あるのか。また、収集業者の人数についてもお答え願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

宿毛市内のごみステーションにつきましては、普通ごみのみのステーションが334か所、粗大ごみと資源ごみのステーションが28か所、それから普通ごみと粗大・資源ごみの両方に対

応可能なステーションが248か所で、合計で610か所となっております。

令和5年度のごみの収集実績につきましては、清掃公社が2,162トン、拓進運輸が1,684トンで、合計3,846トンとなりまして、収集日1日当たり約16トンのごみが収集されているという計算になります。

それから収集作業員についてでございます。清掃公社が5名、それから拓進運輸が6名となった収集体制でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） ごみステーションが600か所以上あり、1日当たり16トンのごみを、少ない人員で収集されている職員の方には、本当に頭が下がる思いであります。ごみを出すに当たっても、職員の方々が収集しやすいよう、改めて心がけようと思います。

次の質問になるのですが、先に述べさせていただいた町区を中心に、ごみステーションがカラスや猫に荒らされ、ごみが散乱する事態が散見されていると聞いておりますが、市に相談はあるのか、また、相談がなされた場合に、現状どのような対応をしているのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

まず初めに、日頃からごみステーションの維持管理に関しまして、地区長をはじめ住民の皆様には多大な御協力をいただいております、感謝申し上げます。ありがとうございます。

地区のごみステーションにつきましては、そのステーションを利用する住民の方々が自ら維持管理することを前提としておりますが、近年、ステーションに出されたごみがカラスや猫に荒らされ、ごみが散乱して後片づけに苦労してい

る。市で何とかならないかといった内容の相談が、環境課に多く寄せられておりまして、議員と言われるように、特に街区のステーションでの被害が多いという報告を受けております。

その際の市の対応としましては、必要に応じて防鳥ネットを無償配布したり、ごみの出し方等に関する啓発文書を作成しまして、地区の回覧文書や市広報を通じて、啓発活動に取り組んでいるところでございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 防鳥ネットの配布や啓発文書、市の広報で伝えていることは分かりましたが、防鳥ネットをしっかりとかぶせるなど、ルールを守ってごみを出した場合でも、収集車が来るまでの間にカラス等のごみを荒らされることが多く見受けられます。

現在、収集ボックス設置費用については、地区負担であります。各地区、高齢化が進み、また人口減少に伴い、区費収入の予算が厳しいとも聞いています。普通ごみステーションの収納ボックス化が住民の負担軽減にもなり、また環境をよくし、住みやすいまちづくりのためにも必要ではないかと思えます。

そこで御質問させていただきます。

近隣町村の状況を踏まえ、市は普通ごみステーションに収納ボックス設置のための補助金制度を創設する考えはないのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

ごみステーションに収納ボックスを設置し、利用することは、増加するカラスや猫からの被害軽減対策として非常に有効であると考えています。

しかしながら、収納ボックスという構造物を道路上などに継続的に設置することになりますので、歩行者や利用者、それから収集作業員の安全面等に配慮した設置場所の確保と、その占

用手段、それからステーションの集約化など、様々な課題が生ずることとなります。

地区長や利用者が連携し、想定される課題を自ら解決することが大前提となりますが、それらの課題を解決できる場合につきましては、ごみ収納ボックス等の導入経費に関しまして、補助制度を創設するなど、支援策を今後検討していきたいというふうには考えています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ、補助金制度を創設し、住民の方々にとって、快適な住環境を整えていただければと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

企業と連携した商工業の推進についてでございます。

宿毛市過疎地域持続的発展計画で、産業振興の現状と問題点、商工業について。本市の商工業の現状は、小規模事業者が大多数を占めており、小売業、飲食業を中心とした商業については、消費者の購買形態の変化や、高齢化による後継者不足の影響により、事業者数及び就業者数の減少が続いており、空き店舗の増加が顕著になっています。

また、近年の新型コロナウイルス感染拡大の影響は非常に大きく、各事業者の経営の立て直しが必要となっております。工業においては、製造品出荷額の多くを占める高知西南中核工業団地及び宿毛湾港工業流通団地の立地企業が牽引しているものの、新たな企業進出や起業は少なく、人口減少による地域経済の縮小など、経営環境の変化への対応が課題となっているというふうにかかれております。

またその対策としては、本市の商工業の活性化のためには、個々の中小企業者による新たな

販売ルートの開拓や、新業態の開発など、経営革新に向けた努力が必要であるものの、ほとんどが従業員数の少ない小規模企業者であり、また近年の新型コロナウイルス感染拡大による打撃が大きいと、自助による経営努力だけでは難しい側面があります。

そのため、行政機関とともに、商工会議所や金融機関などの関係機関と連携し、その経営の安定化や強化を図ることが必要であり、商店街の振興のために必要な共同利用施設の整備をはじめ、経営革新に取り組む中小企業に対し、セミナー開催、各種補助事業、事業継承支援窓口の設置、情報提供等により積極的な支援を行います。

また、新産業の創出については、雇用の確保や拡大にもつながるため、積極的に企業誘致や企業立地を進めるとともに、地域資源を活用した地場産品の活性化のため、大都市圏への販売支援や展示会、商談会への出展支援、意欲ある中小企業の創業や新たな産業創出を、高知県や関係機関と連携しながら支援していくとあります。

そこで、最初の質問に移らせていただきます。

本市において、商工業の推進を含めた協定を結んでいる企業は、現在何社あるのか、お答え願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、東議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市では様々な企業と各種協定を締結し、地域の活性化などに向けて相互に連携、協力した取組を進めています。

御質問のありました、商工業の推進を含めた協定を結んでいる企業数でございますが、第一勧業信用組合と、宿毛商銀信用組合との三者協定をはじめとしまして、四国銀行、幡多信用金

庫、株式会社ワールド・ワン、株式会社アクロスリング、そしてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の6団体となります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 再質問になるのですが、どのような経緯で協定を結び、協定後、現在どのような取組を行っているのか、主に金融機関を中心に御説明願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、御質問にお答えをいたします。

金融機関を中心にということでございましたが、先ほど紹介させていただきました六つの企業全てについて紹介させていただきたいと思えます。

第一勸業信用組合と宿毛商銀信用組合は、地域貢献や地域経済の活性化を目的として協定を結び、平成29年度及び平成30年度には首都圏で2回、地場製品の販売イベントを行うなど、販路拡大に努めてきましたが、コロナ禍で中止になって以降は、同様のイベントは開催がされておられません。

四国銀行や幡多信用金庫につきましては、宿毛市の産業振興を図ることを目的に、協定を締結しておりまして、相互に連携や協力を行っておりますが、具体的な取組は現在は行っておりません。

株式会社ワールド・ワンや株式会社アクロスリングは、それぞれが持つ店舗への宿毛の地場製品の提供などを行ってくれておりまして、現在でも市内の事業者から食材の提供が行われております。

また、アクロスリングは、4月に本市で起こった震度6弱の地震の支援としまして、埼玉県で運営しております土佐宿毛マーケットや、昔ばなし土佐宿毛館の2店において、寄附付メニ

ューを考案し、宿毛支援を呼びかけてくださっております。

最後に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社につきましては、地方創生に関する協定を結んでおり、令和元年度には高齢者向けの先端安全技術を活用した車両の体験試乗会や、市内事業者向けの企業BCP策定セミナーなどを開催しました。

また、令和3年度、4年度の2回にわたり、それぞれ30万円の御寄附を頂き、林業従事者の増加を図るための副業型自伐林業養成塾の開催や、必要な資機材の購入などに活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 各企業がいろいろな取組をされているのはよく分かりましたが、現在、具体的な取組がされていない金融機関に関しまして、今後生かす考えはあるのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

協定を締結している企業の中でも、金融機関との協定についての御質問であったかと思えます。

現在締結している協定が、商工業の振興はもとより、様々な地域振興を含んだ包括的なものとなっております。具体的な取組は明記されていないところですので、各金融機関とも協議し、商工業の振興に資する取組ができないか、今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 包括的な協定なのは十分分かっておりますが、先にも述べましたとおり、

宿毛市過疎地域持続的発展計画の対策の中でも、行政機関とともに、商工会議所や金融機関などの関係機関と連携しと書かれておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたい。

ほかの協定もそうだと思いますが、結ぶのが目的ではなく、活用することこそが目的ではないでしょうか。

私が議員になりました昨年6月定例議会において、販路開拓支援事業補助金については、物販を伴った場合には補助対象外になるなど、活用しにくい状況となっております。

そういった状況も踏まえ、各金融機関と協定を生かすためには、市としての新たな施策を準備し、金融機関にアプローチするべきではないかと思うのですが、市としてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、東議員の再質問にお答えをいたします。

販路開拓支援事業費補助金につきましては、これまでも東議員をはじめ、議会の委員会におきましても同様の御意見をいただいておりますので、早速、本年4月に補助要綱を改正し、物販を伴う展示会等への出展においても活用できるものとしております。

今後も金融機関や商工会議所とも連携をしていく中で、御意見もいただきながら、新たな施策を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 販路開拓の補助金については、対象が拡充されたことで、活用できる事業者も増えると思いますので、広報活動についてもよろしく願いいたします。

最後、もう一点質問させていただきます。

販路開拓の補助金と合わせ、新商品の開発についても支援を行い、地元の特産、名産を生む

ことが必要だと思いますが、この点についてどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、東議員の再質問にお答えをいたします。

新商品の開発につきましては、商工会議所が窓口となり、小規模事業者持続化補助金や、また高知県が窓口となっております食品加工高度化支援事業費補助金及び戦略的製品開発推進事業費補助金などの補助事業もありますので、商工会議所や高知県とも連携して、市内事業者の商品開発を今後も支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私からも、東議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

やはり商品、これ本当に魅力のあるような商品が、たくさん宿毛市の関連のいろいろなもの、魚であるとか、かんきつであるとか、または野菜であるとか、そういったものを活用しながら商品開発を行われたらすばらしいなというふうに、日頃から思っているところでございます。

東議員も、そういった食品のことに非常に携わっておられますので詳しいと思いますが、なかなか行政としては、側面的な支援しかすることができません。やはりその世界で極めた方々が、人に魅力を持ってもらえる、人が人を引きつけることができるような、そんな商品を、この宿毛市としてもどんどん開発をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

今議会に予算を提案させていただいております物産館につきましても、非常に、そういったものを並べていただいて、どんどんよそから人を、その魅力で呼び寄せるような、そんなとこ

ろになればと思っておりますので、議員のほうにもぜひ御協力をいただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 5番東 新君。

○5番（東 新君） 市長、ありがとうございます。ぜひとも関係機関と密な連携を取りながら、今後、いろいろなことを前に進めていただきたいと思いますと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時34分 延会

令和6年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（令和6年6月26日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第20号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第20号まで

3 出席議員（14名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔 太 君 | 4番 川村 圭 一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健 正 君 |
| 9番 川田 栄 子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真 弓 君 | 12番 野々下 昌 文 君 |
| 13番 松浦 英 夫 君 | 14番 寺田 公 一 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|----------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 純 君 |
| 議事係 長 | 福井 佑 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵 里 君 |

6 出席要求による出席者

| | |
|-------|----------|
| 市 長 | 中平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 上村 秀 生 君 |
| 企画課 長 | 谷本 裕 子 君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 桑原 | 一 | 君 |
| 危機管理課長 | 有田 | 巧史 | 君 |
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 酒谷 | 幸夫 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） おはようございます。

9番、川田栄子、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1番目といたしまして、4月17日の地震について伺いいたします。

2024年4月17日の11時14分、豊後水道を震源とする震度6弱の地震がありました。質問をさせていただく前に、被災された市民の皆様にお見舞いを申し上げます。大変ですが、頑張ってくださいと思います。

災害発生想定外など、日頃の計画がスムーズにできたか、行政は試されたと思われます。

石川県内では、3か月が経過しても7、400人以上の住民が避難生活を続けている。仮設住宅の整備もなく、生活の拠点が定まらない状況でした。

当市の被害状況について、同様の質問がございましたので、私は今回、一部、水の濁りがあったということで質問をいたします。

給水車が高台庁舎にあったこと。市民の非常時に役立つ目的とする給水車が、高台庁舎と決めた過程をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） おはようございます。水道課長、川田議員の一般質問にお答えします。

こちらの経緯につきましては、昨日、東議員の一般質問でもお答えいたしました。後日、中央支所や文教センターに置いてほしいといった希望もあったとお聞きしておりますので、今

後につきましては、状況に応じて、よりよい場所へ給水車等の配置を検討する中で、対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 命を守る水の供給が、市民に寄り添った適切な方法であったか、今後のことについて、課長はお話なされました。

災害は突然なもので、想定はどうであったのかが試されたことではなかったでしょうか。小中学校も休校となっております。常に市民のためにどうであるかということが問われると思います。そのことについて、一言お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

やはり市民に寄り添っていろいろなことを考え、行動していくということは大切だと思いますので、今回のこともしっかりと、もう一度、見直しもかけまして、今後の対応に生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 災害については、もう質問はあれですけれども、参考になるのではないかとということで、台湾の例を出したいと思えます。

避難所も短期に、当市では終わることができましたので、4月3日に台湾でマグニチュード7.7の大地震が発生しました。ここは僅か2、3時間で避難所が設営され、迅速な対応に注目が集まりました。

被害の大きかった市内の避難所は冷暖房完備、簡易ベッドが備えられ、プライバシーに配慮した、テントなどの配置でありました。

女性専用や特別支援者専用の寝室も設置され、

他にも、無料Wi-Fi、充電サービス、電話サービスなどの用意がされました。

地震が発生して1時間で、市や各支援団体を結ぶライングループが立ち上がり、必要な物資の情報交換が始まり、その2、3時間後にはテントが設置され、3時間後には被災者を受け入れ、4時間後には設備がほぼ整ったとっております。

そこで、当市において、素早い初期対応、以上のようなデジタル対応状況を聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

通告と若干異なるところがあるかと思えますけれども、避難所の立ち上げ、通信環境の避難所での整備という御質問でございます。

避難所立ち上げにつきましては、議員先ほどおっしゃいましたように、4月17日23時14分に、震度6弱の地震を観測し、早急に災害対策本部を立ち上げまして、その後、すぐ避難所10か所、開設をいたしました。

翌日、避難者の方全てが帰宅されましたので、それをもって避難所を閉鎖したという状況でございます。

それから、避難所での通信環境、具体的にWi-Fiなどということも出されましたけれども、そういった環境整備でございますけれども、被災地におきましては、大規模な災害が発生した場合は、多数の避難者が発生されまして、長期にわたり、避難所において共同生活を営む、そういったことが予想されます。

本市としましては、避難所生活が長期化しないように、生活環境が整った仮設住宅や2次避難施設、そういったところへ、できる限り早い移動に全力を尽くしてまいりますけれども、そういった避難所生活において、ストレスや不安

が避難者の精神的健康に与える影響がございますので、そのため、避難者が不安なく避難生活を過ごせるように配慮していく、そういった必要があると考えております。

女性専用のお話もございました。現在、女性専用の避難所設置につきましては、想定しておりませんが、避難者運営の一環としまして、パーティションや居住スペースの区分け等で個人のプライバシーの確保を行っていきたいと考えております。

またWi-Fiのこともございましたが、避難所における生活環境を向上させる対策につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 大体方針が分かりました。ありがとうございます。

台湾も、この素早い対応は過去の教訓が生かされたと言われております。2009年の台湾台風で、700人近い死者が出ました。一定地域に物資やボランティアが集中し、一方、住民の物資が不足したことなどがありました。

この反省から、2009年に強靱計画、防災プロジェクトを立ち上げ、国内のどこかで災害が起きても、避難所の環境に差がないように、制度がつくられていきました。

当市においても、参考になるのではないかと考えております。

次、2番の部活動関連環境について、お伺いをいたします。

生徒数も減少して、中央に行っても連合が目立ってきました。郡部においては、なおさらのことです。無理がある環境ではありますが、生徒はそれぞれ希望を持って部活で励んでおります。

7月から始まる県体の出場権を獲得した話な

どは、地域の喜びでもあります。保護者とともにうれしい気持ちなど、殊さら戦いに臨んでほしいと思います。

そんな中、3月の春の選抜で高知大会が終わった後、保護者が高知大会のことを知っていますかと、市の教育関係者に電話を入れました。そこでは、知らないとの話でした。

続いて、ある市町村の教育関係者が応援に行ったと話しますと、脅す気ですか、との答えが返ってきた。

ついでもう一つ話が続きました。6月8日、県予選を控えた幡多大会。

幡多大会は、市の教育関係者の顔が多く見えていましたが、応援に来てくれたかどうか、疑問の声が上がっています。そこにいたということは事実だと皆さんが確認をしておられますけれども、しかし選手のプレーには拍手を送るなど、地元の生徒を称えたり、また、悔しがるプレーがあったときに、そういう雰囲気などは全然見えなかったと。

朝の試合でありながら、眠り込んでいた様子が保護者から確認されており、疑念の声が上がっています。

市の教育関係者は、生徒の部活動の見守りについて、どのような考えを持っておられるのか聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 議長、反問権をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） ただいま、教育長のほうから反問権を行使したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

なお、反問権の行使中は、質問時間に含まれないものとしておりますので、タイマーは停止いたします。

では、教育長、反問権どうぞ。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の御質問に

対し、確認をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど質問いただきましたけれども、教育関係者というお言葉が出ましたが、具体的などころがないのです。まずはそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 電話の相手は、教育委員会ということです。

教育委員会へ電話を入れたということでございます。

○議長（川村三千代君） 川田議員、今の教育長の質問の答えになっておりません。

○9番（川田栄子君） 答弁に出られたのは教育長ということでございます。

○議長（川村三千代君） 教育長、もう一度同じ質問を、川田議員にお願いします。

教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 具体的な主語がないですよね。先ほどの質問で、誰がといったところが。

今、川田議員は教育委員会と言いましたかね。話がいっぱい混ざって、よく分からないのですけれども。

もう一回、御質問していただけますか。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 問題が幾つも重なっておりますけれども。

まず春の選抜ですね。こういう行事があると。宿毛の中学校も参加しているということ、まず知っているかというお電話を入れたということですね。

それから、その場所でたくさんの教育関係者、市町村それぞれの方の代表が、学校の校長先生や教頭先生とか、そういう方々も含めて教育委員会からも応援に来てたということがございましたということです。保護者の方には知っている方もいらっしゃいますよね。

そういうことで、宿毛市からはみえてなかったの、教育委員会へお電話をして、それを確認したかった。この春の選抜大会のことを知っていますかというお電話と、それから、ついでに合わせて、その2問、先ほどの応援に他の市町村は来ていましたよという電話を入れたら、脅す気ですかというお話をいただいたということでございます。初めの問題はその2つですね。

あとの1点は、今度の7月から始まる県大会について、幡多大会がございまして、そこは来てました。教育関係者は来てましたけれども、保護者が言われるのには、ずっと、すばらしいプレーに拍手をすることもなく、そしてまた、落としたプレーには悔しがる様子もなく、朝の試合でありながら、居眠りをしたということを確認しているという保護者の声を代弁いたしました。

以上です。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 今の質問、確認しますね。

今の質問の中には、三つの質問があったと思います。

1つ目は、私が3月の春の選抜大会ですかね。これを知っていたのか知らなかったのかというところが一つですよ。

保護者からの電話に、私が保護者に対して、脅す気ですかということを行ったか言わないかというのが、2つ目の質問ですかね。そこまではいいですか。

3つ目が、この6月にあった県予選の大会で、私が居眠りをしていたというのが、3つ目の質問ですね。よろしいですか。はい。

では、お答えさせていただきます。一つずつお答えしますね。

○議長（川村三千代君） それでは、反問権、終了いたします。教育長。

○教育長（鎌田勇人君） まず1点目です。

東中学校、宿毛中学校の連合チームが春の選抜大会に出場することは把握しておりました。当日、試合があることは、把握はしておりませんでした。

中学校部活動は、野球をはじめ、様々な部活動がございまして。その部活動の試合の全てを把握し、私が全ての観戦に行くことは難しいため、幡多郡内など観戦が可能な試合については応援に行っているところでございます。

なお、先ほど議員がおっしゃいましたように、3月25日、27日に宿毛中学校、東中学校の連合チームの試合があったと思うのですが、そのときには、教員の異動発表が3月20日にありました。異動後間もないということもありますし、この日は平日、私にとっては公務があるということですよ。

そして、先ほど多くの教育委員会の関係者が来ていたというふうにおっしゃいましたけれども、どこの教育委員会の方々が来ていたかは、私は存じませんが、なかなか高知市周辺での試合であったということで、観戦に行くことは難しい状況であったということはお伝えしたいと思います。

これが1つ目の質問の答弁になります。

2つ目です。

保護者の電話に、脅す気ですかというふうに行われたということに対する答弁をいたします。

川田議員がおっしゃるように、私のほうが電話の方に、脅す気ですかと言ったかどうかは、はっきり覚えてはいないんですけども、野球部の部活動について、ある保護者から私に直接電話があり、その対応について、非常に強い口調でお話がありました。

その中には、議員から先ほど御質問いただいたように、他の市町村の教育長も来ていたのに、

宿毛市の教育長は来ていない。また、試合日程を教育長が把握していないのはおかしいのではないか、との発言があったように記憶しております。

部活動につきましては、生徒、保護者の様々な思いがあると存じますが、学校での教育活動となりますので、保護者会等を通じて話合いをしていただくよう、お願いをしているところであります。

これが2つ目の答弁となります。

続いて、県予選についての答弁をさせていただきます。

6月1日には、四万十スタジアムで県総体の幡多地区予選があり、9時からの第1試合で、宿毛市同士の東中、宿毛中学校連合と、片島中、小筑紫中学校連合の試合があり、応援をさせていただきました。

当日は、午前4時6分頃に宿毛市で震度4の地震が発生したため、4時40分に災害対策本部が立ち上がり、私も参集させていただきました。

幸いにも被害がなく、その後の揺れもなかったため、午前9時に災害対策本部は解散となりました。

その後、そのまま四万十スタジアムに行き、試合を観戦しました。

議員からの質問のような、試合途中からの観戦となったのは、そのような理由からでございます。

それと、応援の仕方について、何か力が入ってない、思いが入ってないような表現をされたと思いますが、私としては、宿毛市同士の試合ですので、それに一喜一憂する、またはどちらのほうにも、偏った応援というのは、自分なりになかなかしたくないと、両方を応援したいという思いはございました。そこは御理解いただきたいと思っております。

観戦途中で居眠りをしていたよという話がありましたが、先ほども申しましたように、朝も早かったために、確かに眠気を感じたことはありました。ただ、最後まで選手のプレーを見届けることはできたと、私なりに思っております。

ちなみに、6月8日からその他の部活動の試合も始まりまして。6月8日には、バレーボール、そして相撲の応援にも行かさせていただきました。かなりな雨であったと記憶もしております。

今後も可能な限り、子供たちの応援をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） お聞きをいたしました、伝えます。

ちょっと確認をしたいのですけれども、6月8日と言われましたけれども、四万十大会。6月8日の試合、6月1日とも言われましたよね。どっちなんですかね。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 県総体の予選は、野球だけがちょっと早かったのです。ですので、6月1日から野球の予選は始まりまして。そのほかの部活は、6月8日から始まりまして。

ですので、先ほども申しましたように、6月1日には、私は四万十スタジアムに行かさせていただきました。その日はちょうど震度4の地震が起こった日でありました。

よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 第一試合は勝ちましてですね、それで第二試合、これが大方ということでしたけれども、それが6月8日でしたので、そうお聞きしていますので、6月1日に震度4の地震があったということで、そちらに行って

たと。それから後、四万十スタジアムに駆けつけたということでしたけれども、この居眠りを確認されたのは6月8日の試合であったとお聞きしていますけれども、間違ってますかね。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 私が6月8日に四万十スタジアムへ行ったということを言われているのですか、それとも大方に行ったということを言われるのですか。

○議長（川村三千代君） 非常に堂々巡りが続いておりまして、質問の趣旨もはっきりいたしません。

ここで整理をしたいと思いますので、議会運営委員会を開会いたします。

議運の皆さん、よろしくお願いいいたします。

休憩にいたします。

午前10時30分 休憩

-----・-----・-----

午前10時44分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川田議員に申し上げます。

議会運営委員会では、先ほどの川田議員の質問に対し、教育長は十分な答弁をしているという結論が下されました。

よって、これ以上、このことに関する質問を続けるようでしたら、私が議長の権限で中止をいたしますので、そのことを十分に御理解の上、質問を続けていただきますようお願いをいたします。

また、川田議員の質問は主語がなく、分かりづらいという意見も出ましたので、その点についても十分に御注意なさって、質問を続けてくださるようお願いをいたしたいと思います。よろしいでしょうか、川田議員。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 主語は初めにちゃんと

書いてありますので、一々その度々に申しません。書いてます。

それで、私もこの問題に時間をかけるつもりはありません。

2番にまいります。

部活環境も変化がありまして、生徒数の減少で、連合を組むことが多くなっておりますけれども、それなりの悩みもございまして、今、野球なんか、バレーもそうですけれども、東中学校と宿毛中学校が組んでおりますけれども、宿毛中学校にはグラウンドが狭いという悩みがあり、そして東中学校には部員が少ない、運動場は広いけれども部員が少ないということがあって、お互いにそのお悩みは違うようではありますが、バッティングができないという悩みは共通の悩みです。

それで、その解消のために、広いグラウンドを持つ学校の保護者は、自分たちがその補助に行く。球拾いに行くということで、子供たちを支えようとしております。そしてまた、グラウンドが狭いということについては、もうどうしようもございませぬので、グラウンドは広いけれども部員が少ないということについて、保護者が球拾いに行くということの要望が、なかなか下りないけれども、何か規定があるのか。それとも、そういうPTA、保護者がそこに入るということは何か規定があるのか、そこがちょっとお聞きしたいということでございまして、御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

生徒数の減少等の様々な理由により、部員数が減少し、特に野球、バレーボールなどの団体競技におきましては、自校の部員数では試合に出ることができないため、近隣の中学校同士が連合チームを編成して、試合に出場することが

多くなりました。

連合チームの編成につきましては、中学校体育連盟の規定に基づき、チーム編成をしているところでございます。

通常の授業日については、それぞれの学校において部活動を行い、土日祝日などについては、試合に合わせ、合同練習をする状況でございます。

議員の御質問の保護者の協力については、教育委員会の基準はなく、各学校において判断していただく、このようにしております。

保護者の方も協力していただけるというお話のようですが、保護者間でも考え方の相違もあるかもしれませんので、子供たちにとってどのような活動がよいのか、学校と保護者が話をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） よく分かりました。保護者の方に伝えます。

それで、グラウンドが狭いということですが、これはどうしようもないことではございますけれども、グラウンドが狭いということは、学校教育の中ではとても大切なことなのですけれども、狭いと言っています、保護者の方は。

そして、野球の練習、バッティングができないということで、どんどん隣接する清水中とか中村中なんかの様子から見ましても、打てないねということ、保護者同士で話を聞かされるそうですので、何とかそういうことをなくするためには、合同で広い運動場へ行くとか、工夫もしているようではございますけれども、この運動を設置された当事者として、市長はどういう認識を持っておられますでしょうか、お聞かせください。

○市長（中平富宏君） 反問権、よろしいです

か。

○議長（川村三千代君） ただいま市長のほうから、反問権の行使の申出がありましたので、認めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をするに当たって、確認をさせていただきたいと思います。

保護者の方というお話、それから打てないねなどというお話。今までの質問の流れの中から、これは宿毛中学校と東中学校の野球の件かなとは思いますが、どこがどう、施設が変わって困っているのかというのをお話をさせていただかないと、何について答えていいのか。

部活もたくさんありますし、またグラウンドも野球だけが使っているわけじゃなくて、どこがどう困っているのかということをお聞かせ願いたい。

それからあと、保護者の方々が言われているというのは、一人の方なんでしょうか、それとも保護者会として、やはりこういったことが問題になっているということなのでしょうか。そこら辺を、もう少し質問の中に入れていただくと、明確にお答えができるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 特定の部活を言うのはどうかと思いましたが、今、私がお聞きしているのは、運動場を使う野球の場合ですね。これが、宿毛中学校の場合は狭いということではございますので、もうこれ広くならないので、どうしようもないですけれども。

生徒の保護者は、そういう不満をずっと言いながら終わるでしょう、もう3年生はあと僅かしかございません。

そういうことで、狭い運動場を、市長はつくられました。だから今、使っている運動場の保護者の中からこういうお話が出ていることにつ

いて、少しお気持ちをお聞かせくださいということでございます。

○議長（川村三千代君） それでは、反問権は終了いたしました。

市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

狭いグラウンドをつくったからということでございますが、このグラウンドにつきましては、どこの整備もそうではあります。やはり限られた中で、それぞれの部活がいろいろ試行錯誤しながら、保護者も交えて学校が使用をしてくださっているんだと思います。

野球のみならず、サッカーの練習ができないからといって、学校ではないところでサッカーの練習をしたり、またテニスのコートが少ないから、足りないからということで、男子、女子で分けて校外に行っていたら練習をしたりなど、いろんな工夫をしながら、今までこういった教育環境を含めて、部活動を応援してきたというような経過があると感じているところでございます。

現在の宿毛中学校のグラウンドにつきましては、宿毛中学校、宿毛小学校の校舎を建設に合わせて整備しているところでございますが、野球部のみならず、グラウンドを利用し、様々な活用ができるよう、教育委員会や学校と協議をする中で、最大限考慮した配置としております。

いろんな御意見あるとは思いますが、これについては議会議決もいただいて、整備をしたものでもございます。川田議員も参加しているということございまして、その内容については御理解していただけたものだというふうに思っていたところでございます。

今回のグラウンドにつきましても、学校からも、以前と比較し、バッティング練習等が十分にできないという話は聞いておりません。

また、教育委員会のほうからも、以前と比較して、いろいろ工夫をしているので、例えばバッターボックスの位置なんかも変えているそうございまして、そういった形の中で、短くなったということもないということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 以上のことは、保護者の皆様に伝えます。

教育長も、応援には行けないけれども、体は行けないけれども、応援はしてるよというお気持ちだけ伺ったらそのことを伝えますので。しっかりと伝わると思います。

ありがとうございました。

それで、新型コロナウイルス感染症関連について伺います。

ワクチン接種関連についてでございますが、2020年の1月、武漢で感染症が発生、感染症の病原体は法律に従って進められる法治国家であり、病原体がどういうものが大事であります。

法律では初め1年間は感染症、その後、新型インフルエンザ感染症となり、2類相当とされました。

そして、新型コロナウイルスの起源についても明らかになってきております。アメリカの新型コロナ研究所で、円形配列を人工合成したものの、99.999、ずっと、延々続きますけれども、このパーセントは間違いないと世界の認識になっております。

徳島大名誉教授 大橋眞医師ともう1名ほか、2名で国を控訴しております。この内容から分かってきたことがございます。

病原体はベータコロナウイルスのコロナウイルス、令和2年、中国からWHOに伝染性があるものとして、新たに報告されたものに限ると、

限定されるとあります。

これが法律に入っている法令の条文であり、正確な情報である。病原体が特定されてないと法律に書かれてあるが、広く知られてはいません。国民全員が知る必要がありました。知るべきことであります。

マスコミも自治体も、新型コロナ感染症、略称を使って、厚労省の事務連絡は、この名前を使うようになっておりますので、正式なこの名前は使えません。自治体も知らなかったことであります。

正式名称は、ベータコロナウイルスのコロナウイルスであります。それ以上の固有名詞はついていません。ということは、この病原体は特定されていない扱いになっております。

病原体が決まらないと、正しい対策ができない。この名前を見れば、病原体の名前は決まっていなくて、名前を見ただけで一目で分かると言っています。

これは法律に決まっている予防接種ではありません。だからその根拠を正すよう、徳島大名誉教授 大橋眞ほか1名の医師が、法律条文どおり、ベータコロナウイルスのコロナウイルスということになる、との告訴の内容であります。この証明の方法はありません。

患者の病原体を取り出して、中国からWHOに報告されたものと、同定はできない。まだまだ倒れる同じ症状を出す人がいたら、2類相当の病原体にかかっていると言えるかもしれないと言っております。

それで、このワクチンの治験に参加した人は最初2万人で、データが出ていましたけれども、具合が悪くなって約3,000人ほど抜けている。これは数字に入ってきてないということでございますので、これは有効率が全然変わるという話でございます。

国の情報はそういうことは伝えておりません

けれども、質問に参ります。このワクチンは無料接種が3月で終わりということで、全国で駆け込み接種があった。当市ではどうでしょうか、お知らせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、9番川田議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年1月から3月の新型コロナワクチンの接種者数について、お答えいたします。

令和6年1月が45人、2月が10人、3月が47人となっております。新型コロナワクチン接種が、議員おっしゃるように全額公費で負担される3月31日の期限を前に、接種を希望する、いわゆる駆け込み接種に対応するため、接種日の追加など特別な対策を取らなければならないような、特別な状況には本市はなっておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 市長がお答えしなくなったら構いませんけれども、市長は接種したかどうかをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今の流れの中で、コロナワクチンのことだと思いますので。主語がなかったと言うと、また怒られたらいけないので。

コロナワクチンにつきましては、今の話題になっているワクチンにつきましては、打っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 打っておりますということでございますので、何回接種されたのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） このようなやり取りが

ずっと続くのでしょうか。4回でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 市長は、厚労省のホームページの新型コロナワクチン接種に関する情報が多く出ておりますが、関心を持って見られたことはありますでしょうか。見たとすれば、それは主に、どのようなデータを見たのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ワクチン接種による健康被害に関する情報に関心を持って検索するなど、情報収集はしている、そういったことについての質問だと捉えてお答えをさせていただきます。

私は、日頃から新型コロナワクチンの情報だけではなく、新聞やインターネットなど様々な情報ツールによる情報収集を、習慣としていたるところでございまして、その中には当然、御質問に関する情報等もございます。

また、情報にはいろいろな情報がありまして、正しいもの、間違っているもの、これをしっかりと見極める、そういったことも、今、必要な時代になっているなというふうに、強く感じているところでもございます。

その中でも必要な情報に関しましては、より精度を高めるため、情報の種類に応じまして複数のツール、そういったものを使って調査するなどして、必要な情報収集に努めているところでもございます。

特に市民の健康に関わる情報につきましては、担当課に直接確認するなど、適宜情報共有をいたしているところでもございます。

御質問のワクチン接種の必要性に関しましては、これまでも繰り返し答弁してきましたとおり、市民の健康を守る上で必要なものと認識を

して、実施してまいったところでございます。

今後、ワクチンによる健康被害の報告、そういったものが長期的に発生するようなことがあっても、いろんな情報も当然収集をしながら、そういった中で国や県の方針に基づき、対応していくものでありまして、市として重要な役割は、国や県が調査研究して発出される情報を、当然、正しいものだとして認識をした上で、市民の皆様にも周知し、迅速な対応に努めることにあると、そのように認識をしているところでございます。

その情報、いろんな情報がありますので、一つひとつは述べませんが、そういった努力をしているということを答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私は、この危険なワクチン、特例承認である、まだ治験の半ばであるというものを、子供たちにも打たそうということから不信を持ち始めました。

未来を担う子供たちにも、そしてまた自衛官や医師、そして看護師等、最初からこういう方たちが接種に入っていましたけれども、これは、この国を守っている人たちから接種をすることは、国が弱ると思いました。

.....
.....
.....
.....（発言一部取り消し）.....
.....

.....
.....
.....
.....自治体は、国のすることだからということで、無責任な話も聞こえてきますが、質問いたします。

その前に、子宮頸がんワクチンも始まっておりましてけれども、これもかなり被害が出て、また再開されているワクチンでございます。

これからあらゆるワクチン推奨を推進する行為を、今後、予防接種体制にも、国の指示に従い継続すべきものと考えますでしょうか、お聞かせください。

○市長（中平富宏君） 反問権、よろしいですか。

○議長（川村三千代君） ただいま市長から反問権行使の申出がありましたので、認めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 自分の先ほどの答弁に関する部分にも関わってくると思いますので、自分のほうから反問権という形で川田議員の考え方を確認をしておきたいというふうに思いました。

先ほど、国や県の出してくるような情報、こういったものが正しいというふうに判断をさせてもらって、自分たちは市民に伝えるということでお話をさせていただいたわけですが、川田議員の今の質問の中で、自衛隊の方々の亡くなった数であるとか、いろんな話の中、云々の中で、ユーチューブが消されという話がありました。

話の流れの中で、あたかも国、そういった行政機関がユーチューブを消しているかのような、そういうふうに聞き取れる内容だというふうに、私はちょっと思ったものですから、自分は、ユーチューブというものは、うちの市議会の一般質問のほうへも、ユーチューブ側からNGが出されたということは聞いているところでございますが、国なんかの力によって消されることがあるというふうには認識をしておりますので、その点、川田議員がどういったつもりで質問をされたのか、そこをまずは確認をさせてもらって、次の答弁に移っていきたいと思いますので、

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 川田議員、ただいまの市長の質問について、答弁をよろしくお願いたします。

○9番（川田栄子君） 今言われたユーチューブの消されたという私の言葉、全然意味を持っていません。私がユーチューブに入っていないという問題では、全然ございませんので。ユーチューブ全体のことですね。それがワクチン、ワクチンのワも言っちゃ駄目なんです。

だから、そういう情報が消されているということですよ。……………

……………（発言一部取り消し）……………

……………だから、ワクチンとか被害とかを言わないようなもの話し方、表現であればOKということですので、そういうことがもう常識になっていますので。皆さんももう使わないと。ユーチューバーの方も使えませ

ん。私は、自分の個人のことを言っているのでは全然ございませんので、了解ください。

○議長（川村三千代君） 川田議員、ただいまの市長の質問の答えになっておりません。

市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員がどういうふうに思っているかというのは分かりました。

自分が聞いたかったのは、ユーチューブが消されるといのは、ユーチューブ側が消しているものだというふうに認識していましたが、国がユーチューブに何か働きかけて消しているというふうに聞こえたので、そうじゃないということが確認できればそれで、はい。よろしくお願いたします。

○議長（川村三千代君） それでは、反問権の行使は終了いたしました。

健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課

長、川田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長のほうからも少しありましたけれども、もう一度、これまでも何度も答弁いたしておりますが、整理してお答えしたいと思えます。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法に基づく第1号法定受託事務に位置づけられ、国の指示の下、各自治体が実施してきております。

国において適正な処理を確保する必要があるものと認識しておりまして、本市としましては、その方針に沿って、必要な情報を届け、適正な事務執行の責務があると考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 再度、議会運営委員会をお願いいたします。

休憩いたします。

午前 11時11分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申出がありますので、この際、これを許します。

9番川田栄子君。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問の中で表現が不適當なところがありましたので、「国が弱ると思いました。」の次から、「自治体は国のすることだから」の前まで、及び「消されているということです」の次から、「だからワクチンとか」の前までの発言について、取消しをお願いいたします。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。ただいまの発言取消しの申出を許可すること

に御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を許可することに決しました。

なお、川田議員に申し上げます。

一般質問とは、市の一般行政事務について質問することであり、本来、国や県などに関するものは原則として、越権であり、一般質問の範疇外となっております。このことを十分に御理解の上、適切な質問をされるよう申し上げます。

なお、一般質問は、簡単に明瞭を心がけていただけますよう、こちらをお願い申し上げます。

これが守られない際は、私のほうで発言の停止、取消となることも十分考えられますので、それもお含みおきの上、一般質問をよろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問を継続いたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ただいまの、これからのあらゆるワクチン推奨について、自治体として受託事務ですので、進めてまいりますという御答弁の次から始めさせていただきます。

推奨するということでございますけれども、私は危惧をしております。予防接種法では、有効なワクチンを接種すると規定してあります。ところが、実際使われたワクチンは、日本の法律と異なるもの、ワクチンSARS-CoV-2という遺伝子配列が使われており、SARS-CoV-2という有効性があるということで、特例承認されたものであります。

法令に規定された病原体有効性のデータは存在しない。存在しないにもかかわらず、どうしてこれが法律に規定された感染症に有効であると言えるのかという論文も出ておりますので非

常に危惧をしております。心配しております。

次の質問にまいります。

ただいま駆け込み接種が多かったということでお聞きしました。3月については多かったということでした。

それで、救急出動について調べてみました。総務省消防庁のホームページに、2022年は、対前年比、およそ104万増加しております。2023年は、対前年比、さらに40万、5.6%増ということで、データがあります。

言い間違えました。1月は45人、2月は10人、3月は47名と、データが出ておりますので、3月、駆け込み接種が多かったのではと、自分が勘違いをいたしました。

それで、国のほうも、消防庁を調べてみますと、22年も104万回も、そして23年もさらに40万回も増えています。県のほうも、22年は13.1%増し、23年は3%、さらに3%も増えています。

当市について調べてみますと、21年は1,559名でした。そして、接種年であります22年は1,748件、23年は1,735件と増えておりますので、宿毛市のデータとして、24年の1月から3月の救急車出動の状況をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

聞き取りの時点で、宿毛、大月、三原各消防署、各分署を合わせた幡多西部消防組合全体の救急出動件数についての御質問ということでしたので、令和6年1月から3月の救急出動件数について、お答えいたします。

令和6年1月が176件、2月が123件、3月が134件となっております。

なお、通告の新型コロナワクチンの御質問の内容としまして、この出動件数が、単純にコロ

ナワクチンの接種者数とか、ワクチンに関連づけることができるものではないということを御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） もちろん、私もそれに関連づけようとは思っていません。この内容も、交通事故は減っていると。全国の104万回増えたという内容を調べてみますと、104万回全てが病気に関係するものではないです。様々な病気、搬送がありますので。

ただし、交通事故は減っているということでした。病気に関する搬送が多かったという内容が載っておりました。

宿毛市では、その内訳はどうか分かりませんが、搬送のデータはいただきました。

次へまいります。

関連づけては分からないでしょう。けれども、様々な結果が出てくれば、それなりのデータ、情報もつながってくると思いますけれども、今の状態では、どれがどうなのかというのは全く分かりません。

課長に、消防の出動件数を聞くときに、宿毛市だけの数字では非常に小さくなるので、幡多西部消防組合の救急出動件数をお聞きします。

それは聞き取りでなっておりましたけれども、その言葉が抜けておりましたので、改めて、抜けてたということをお伝え申し上げます。

そして、宿毛市の幡多西部消防組合では、先ほど申し上げました、21年は1,559名、接種、翌年の22年は1,748件、23年は1,735件と申しまして、その比較するために、皆さんに新しい数字を、課長に教えていただきました。

それが比較対照になると思いますけれども。

次、ロット番号の偏りについて、お伺ひいた

します。

安全性について、審議会では、接種は見合わせる見解はないと発表しておりますけれども、審議会にはファイザーの製薬会社から、メンバーにたくさん入っています。

このことからすると、ロット番号を、ずっと私も、今2, 100件ぐらいですか、死亡なされた方。ずっとその番号を調べていってますと、やはりロット番号が、偏っている数字が、死者が多く出ているということも、1, 000件だけですけども、それは偏りがあるなと思っておりますけれども。

そういうことのお知らせも、多分なかったと思いますけれども、そういうことを知っていれば、接種につながったのかどうか。危険なワクチンを打たなくてよかったんじゃないかとも思います。

そういうことを考えて、日本でも400自治体は、接種を選択制にして、接種券を送らずに、任意でありますので、その情報をしっかり伝えたというところも400自治体ありますし、また申請方式を取ったというところもありますけれども、このような事例について、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

まず、本市ではロット番号により、健康被害の発生に偏りがあるような、というような認識はございませんし、仮にそのような事象が発生した場合には、国において必要な対策が図られるものと考えられまして、本市で対策を講じることができる案件ではないと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 厚労省のデータにはきちんと出ていますので、朝日新聞で初めて出ま

したね。コロナワクチン死亡者というのが出ました。

死因簡単分類コードというのが出ましたね。死亡数、2023年が37人で、2022年は23人、新型コロナウイルス感染症ワクチンによる死亡と出ております。

だからこういうことからすると、非常に危険な死亡数が出てるという数字も、厚労省のデータに出ておりますので、注意が要るのではないかと思いますけれども、その点どうなんでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えします。

先ほどの御質問の中で、ちょっと戻りますけれども、接種の選択制というところでは、国の通知の下、接種を希望する方が確実に接種機会を把握できるように、必要な周知を行うこととされておりますので、この通知の判断により、宿毛市は対象となる方には御判断いただけるように、接種券を送る形の方法を取らせていただきました。

接種全般にわたりましては、先ほども御説明いたしました。国の指示の下、実施しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次の質問にまいります。

レプリコンワクチンについてでございます。今週秋から安全性が確認されていないレプリコンワクチンを厚労省は世界で初めて承認いたしました。

世界で初めてのmRNA注射は、細胞の中で自己増殖するので少量でよいというワクチンでございます。打ってみたいと思いますか、皆さん。世界で承認してないものを、大切な市民に

勧めたいと思いますでしょうか。

レプリコンワクチンが始まって、もう治験に入っています。四国4県では入っていませんが、北海道、福島、東京など、10都道府県で実施予定人数が4,000人とされています。

岸田総理は、国民全員に世界初のレプリコンワクチンを打つと言っております。

まだ治験最中ではありますが、この自己増殖型mRNAワクチンは非常に高いリスクを伴っておると危惧をしております。

ウイルスのようなものを体内でつくるのが、ワクチン開発する人は、遺伝子治療技術をワクチンに応用することは画期的であると、医学では情報が入っておりますが、日本はそのワクチンを初めて承認いたしました。

このことについて、何か思いがあればお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

川田議員から御説明のありましたレプリコンワクチンと呼ばれる新しいタイプのmRNAワクチンが、国内で承認されたことは承知しております。

ただし、議員おっしゃるような情報はございませんし、令和6年度秋に開始予定の新型コロナワクチン接種で使用されるとの情報も、今のところありません。

また使用が予定されるワクチンについての情報も、現時点では国から示されたものがないので、お答えすることができません。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 自治体のほうへは、そういう情報は入っていないということで、危惧をしているという私の心配だけで終わればいい

ものと思っております。

そして、このワクチンの予防接種健康被害救済制度でございますが、ここで認められた状況、今の時点の状況、新しい情報をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 反問権、よろしいですか。

○議長（川村三千代君） ただいま健康推進課長から反問権の申出がありましたので、これを許可いたします。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、川田議員に御質問ですが、今の状況とは、国全体での健康被害救済制度の状況なのでしょうか。宿毛市での、例えば申請件数なのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 川田議員、お願いいたします。

○9番（川田栄子君） 国で認められているものと、それから高知県で認められているもの。

当市では、またどのような状況になっているのか、そこの辺り、分かるものがあればと思っておりますが。

○議長（川村三千代君） 反問権を終了いたします。健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

予防接種健康被害救済制度の御説明からまずさせていただきますが、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付を行う制度となっております。

川田議員御質問の全国での現在の状況ということで、令和6年6月10日現在で国への進達受理件数が1万1,305件、そのうち認定が7,458件、否認が1,795件、保留が1

9件となっております。

県の数字につきましては、申し訳ございませんが、今、手元に資料がございませんので答弁できませんが、宿毛市における予防接種健康被害救済制度の申請状況につきましては、令和6年6月現在で申請された方が3名、うち審査結果により認定され、本市が支給決定通知をした方が1名、現在の医学的見地によれば、当該予防接種が原因ではないと考えられるとの理由により、否認となった方が1名、審査中の方が1名の状況となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 非常に大きな数字が出ておりますけれども、過去45年間のものと比較いたしますと、死者についても、151名で4倍ですね。このような状況が、また接種などが、要請があれば、怖いなど、危惧するところであります。

本当にいいものを、国民の命を守るワクチンとして、そういう信頼できるものが望まれます。

次に、文科省衛生管理マニュアルの関連について、お伺いいたします。

前議会で、2008年9月の専門家会議のまとめとして、マスクの効果の限定性を書いてあるのを、私は御紹介いたしました。マスクにおいては強制してない、予防効果としてのマスクの限定性を書いてあるというのが残っておりますけれども、それは見てないということでございましたけれども、必要ないと思われたのでしょうか、そこの辺り、少し聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、衛生管理マニュアルのこれまでの経緯について、これまでも川田議員から御質問があり、私どもも答弁させていただ

いたところでございますが、衛生管理マニュアルに、この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、学校における衛生管理マニュアルにおいて、学校の集団生活を守る意味。それと、子供たちの教育を守る観点から、衛生管理マニュアルに基づいた学校生活を送ってくる形で、取り扱いさせていただきました。

その中で、衛生管理マニュアルにつきましては、随時、更新が行われておりまして、例えば令和2年5月20日にバージョン1が出ております。その中については、基本的に学校生活の中では、常時マスクを使用することが望ましいとされております。

その中で、今後見地が進む中で、令和2年8月6日、バージョン3が出ております。その中では、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきということで、マスクの着用を否定するものではございません。

また、十分な身体的距離が確保できる場合については、マスクの着用も必要ありませんとありまして、また体育の授業等につきましては、マスクは必要ないとされておりますが、密集が考えられる場面につきましては、マスクの着用が必要という形で書かれております。

その時々に応じまして、バージョンを重ねておりまして、バージョン9までできておりまして、令和4年4月1日付、コロナの5類感染前の、一番直近の4月1日でございます。この中では、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきとありますが、令和5年4月1日のバージョン9の段階で、初めてマスクを着用を求めないことが基本という形でなっております。その後、5月8日、5類感染症になっていくことから、今現在では、マスクの対応を、基本的に学校ではとっていないというような状況でございます。基本的に学校における新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、この学

校における衛生管理マニュアルに基づいて運用していた状況でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私は、前回、質問をした、厚労省にデータ残っております、2008年の新型インフルエンザ感染症のときのサイトが残っているということを紹介しましたがけれども、これは見てないけれども、答弁をいただきました。

見てないということについて、ちょっとどんな、もう知っているから見なかったよという話なのか、そこの辺りがちょっと聞きたかったんですけれども、覚えてますでしょうか。見てないよと言ってましたけれども、その管理マニュアルについては説明を受けましたけれども。

この2008年のマスクについて、厚労省の思いがここに載ってました。それが引き継がれて、今回の感染マニュアルに対するマスクについての発信が出ておりますけれども、そのときよりは若干厳しくなっておりますけれども、基本的に任意であるということは、そのときからずっと、この1枚の、こういうものですがけれども、もうほとんどこの中に、ただすごく問題が読み取れますので、なぜ見なかったのかなど。知っているから見なかったのかということをお聞きしたかったんですけれども。

先ほど、衛生管理マニュアルとマスクの関係をいろいろと言っていたいただきましたけれども、私はマスクが子供にとって非常に危ないと。マスクによって酸素が制限されることが危ないと、ずっと子供たちのことを危惧してきましたから、この質問を何度も繰り返してきました。

子供の命と健康を守る教育者の責任が、本当にこの子供たちから、感染症も守らなければいけないかも分かりませんが、マスクから子供を守るということも大事なのではないかと。

だからそのことが子供に伝わっているのかどうかということが大事なので、ずっと質問をさせてもらいました。

今言われましたけれども、マスクをしなくていいと、するときとありますよって言って。しなくていいというときが本当に大事なことで、そのことがしっかり子供たちに伝わっていた状況があったのでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

マスクをつけなくていいというふうな部分が、子供に伝わっていたかという御質問であったと思いますが、それでよろしいですか。

マスクをつける、つけないというのは、学校の衛生管理マニュアルに示された部分ですので、私たちはそこから得た情報を、学校に、例えばこういうふうな1枚物のパンフレットで、こういう状況のときには、マスクをつけたほうがいいですよ、望ましいという表現をしますよね。こういうときにはつけなくていいですよというのは、全て学校にお伝えしてきたつもりです。

その旨、学校のほうからも、子供たちにお知らせをしたというか、お伝えをさせていただいた、保護者にもお伝えさせていただいたのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マニュアルは、本当に何回も何回も熟読したという、先生がいらっしやいました。感染対策のマスクについて、子供たちがマスクの犠牲にならないように、マニュアルを読み解いた。何度も繰り返し熟読をしたと言われてます。

マニュアルどおりなら、マスクをしなくてよいときは、かなり判断できるということでした。

これは、授業を辞めるべきか続けるべきかと

いうときにも、役に立つでしょう。それをしっかり読まなければ、どこまでできる、できないがあるでしょうけれども、そういう先生方がたくさんいらっしゃることを、私もその方から学びました。

学校は学ぶ場所であり、安全な場所で、学びの失格は落としどころと判断をしたという、それも私の責任あるからと、校長先生がそういう、はっきりおっしゃっている学校もありました。

だから批判はマスクをしないという子供に行かないで、校長の私が責任を取るよと。そのためにも、子供たちにもこういうマニュアルを熟読して、かみ砕いて、子供たちにしっかり伝えらる。

当市も、マニュアルに沿った対応をしていると言われてきました。何回も私も聞かせてもらいました。じゃあどういような対応をしたかということは、あまり深くは聞きませんでしたけれども、子供たちの脳に、妨げにならないように、子供たちを見守ることができたかということが、このマニュアルを熟読するというではないかと思えますけれども。

そのことについて、子供の脳と関係あるマスクについて、その点で熟読をしたかということを知りたいわけですがけれども、構いませんか、教えていただいて。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

川田議員おっしゃるように、マスクを着用することにより、酸素の吸収が制限されるため、子供への脳へ影響があるのではないかと御質問、それでよろしいでしょうか。

これまでに示された衛生管理マニュアル等においても、マスク着用により脳への弊害についての具体的な記載はないため、現在のところ、影響があるものとの認識はございません。

今後も個々の子供たちの体調に十分注意を

りながら、感染拡大防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 基本的に、子供の脳と大人の脳では、吸った酸素が頭で使われる、その容量が違っていると私は認識していますし、その知識を得ていますけれども。だから、子供がマスクをかける場合と大人がマスクをかける場合とは、全然子供の脳の発達にとって、十分な、完成された脳を持つ大人とは違うので、だから子供の脳について、酸素が必要だということを見ないでということはずっと思っていました。

それによって、明日どうなる、明後日どうなるという話ではないですけれども、その指導が十分であったのかどうか、それは子供の脳ということと、酸素ということについて、自分がしっかり熟読して、なぜしていいときとしてないときと、こういうふうに分けているかということの意味が伝わってくるまで、それを読み切らないと、それはなかなか分からないと思えますけれども、その点、ちゃんと失うものがありますよ、発達できない部分がありますよということと心配して、このときはマスク外そう、このときはしようねということ、きっちりと子供たちに伝えていく必要があったのではないかと、熟読しましたかということ、私は何遍も聞いてきましたけれども、マニュアル対応してきましたということでしたので、それでは十分であったのかどうか、私には分かりません。

次に参りますけれども、感染対策に、失うものについて、絶対に感染したら駄目だと、マニュアルどおりやっていたということになりますと、子供とマスクについて考えることは、言葉は何

もなかった、正直怖いと思いました。

全国では、必要のないところはしない、発信をし続けているところがあったのは、この考えの違いの差でしょうか。失うもののリスクを知っていたところ、子供にとって、それをやらせることで、学びを犠牲にすることが、そこが大人がしっかり考えていかないと、人間にとって大切な感性が育っている時期であります。そこに酸素が必要なんです。

それによって、無機質な人間にならないように、子供が学ぶためにどうすればよいのか、子供の失うものに気づいたことがあるでしょうか、そこを教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

マスクの着用により、学校における感染拡大は一定防げたのではないかと考えておりますが、マスクを着用することにより、顔の半分が見えない状況に不安を覚えた子供さんもいらっしゃったと思います。

コロナ禍での生活の中で、学校現場におきましては、日々、子供たちの様子を見ながら一人ひとりの困り感に寄り添い、場面に応じた丁寧な対応を行ってきたところでございます。

今後におきましても、日々の学校生活の中で、児童生徒が積極的に表情や気持ちを伝え合う機会をつくり、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。

川田議員おっしゃるように、マスクをつけることによって、酸素がいかないというふうなところも、確かにそういう実態もあるとは思いますが、それよりも、顔を隠すことによって、お友達の表情が読み取れなかったとか、そういったところの心配のほうが大きかったのではないかなと、私は個人的には考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 感性が育たないということも、もちろんあります。脳の発達がそこでさえぎられるということは、子供にとっては非常に不幸なことです、ずっと心配してきました。

それは、結果は後から出てきますので、そして感性が十分育ってない、無機質な人間ができてくる、喜怒哀楽を持たない、表情が見抜けない。そういうことが3年続いたと。その感染対策が続いたということで、今不登校とかいじめとか、それから様々な問題が出ております。

交通事故よりも、こういういじめの問題、不登校の問題が増えています。本当に私たちは専門家でない、医師でない、しっかり勉強しないと分からないということもありますので。

でも、後から、取り返しがつかないということからも、自分たちで一生懸命学ばなければ、まず思います、私は。

そのことについて、教育者として、失うものはなかったのかと、今ちらっと教育長が、表情を読み取ることは、ちょっと問題であるかなということをおっしゃっていましたが、本当にその時期でないと育たないところが、酸素を遮ることによって、発達が遅れるということによって、後から取り返しがつかないということ、私は最も危惧しています。自分のいろんな情報の入ってくる中で、お医者さんにも聞きました。

でも、そんなことももちろん教育者ですから、お分かりになっているとは思いますが、子供たちが、そういう失うものについて、本当に真剣に考えたことがありますでしょうか、その辺りを聞かせてください。

マニュアルによって行事が制限されたり、またなくなったりということによる失望が、子供たちにこの3年間、ずっとそのことに悩んできた生徒たちもいますし、希望がなくなったと、

無力感だという生徒もたくさんいましたことは私も感じておりますけれども、教育行政のほうでは、そういうお話は、行事が減ったことについて、子供たちの無力感や夢や希望、やってきた努力が報われないということについて、どういうふうにお考えになったのか、そこの辺りを聞かせてください。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 議長、反問権をお願いします。

○議長（川村三千代君） ただいま、教育長から反問権を行使したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員に御確認させていただきたいと思います。

行事が減るということ、通常の行事ができないということは、児童生徒、子供たち、学校にとっても非常に痛手と言うか、マイナスであったというふうに思います。

けれど、当時の状況ですね、当時の状況によれば、これも致し方ない部分。なぜかという、学校も閉鎖した状況もありますよね。一律に、1か月ほど学校がお休みになった状況もありました。

です、そんなときに、じゃあ私たちが手本とする、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、これを私たちは手本として、マニュアルに従って学校運営もしているわけですが、これを変えてまで行事をやったほうがよかったかというふうなことをおっしゃるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（川村三千代君） 川田議員、お答えください。

○9番（川田栄子君） 3年間ということですので、マスクの時期が。3年の時期を過ぎたら、それぞれずっと行事も増えて、平常に戻ったと

いうことでございますので、緊急事態宣言があったときではどうか、そういうものではなくて、全体的に行事が縮小されたり、大会がなくなったりしたということもありますので、そのことについて、子供たちの希望とか、学校に対する魅力が失われたり、不登校になった数字も増えておりますので、そういうことからすると、子供たちの思い、やむを得ないというのは分かりますけれども、だけどこれを見ると、行事が出る、マスクをしなくてもできる範囲がたくさん、熟読すれば、こういうときはできるということがありますので。

○議長（川村三千代君） 川田議員に申し上げます。

先ほど、これを見れば、これを見ればと、御自身の手元の何か資料でおっしゃっているようですが、我々にはこれは見ることもできませんし、きちんと説明をお願いいたします。

○9番（川田栄子君） 2022年10月14日の厚労省マスクパンフレットでございます。

たくさん出ておりますので、どれでも同じものだと思いますけれども、こういうのを熟読すれば。

○議長（川村三千代君） 川田議員、どういう資料かというのではなくて、ですからきちんと言葉で説明をしてもらわなければ、これを見れば分かります。いっぱい発行されておりますので、議事録に載ったときも、何も分かりませんし、我々も何のことなのか、判断がしかねますので、その点をきちんと口頭で説明をお願いいたします。

○9番（川田栄子君） そうですね。原則マスク着用というところもありますし、原則不要というのがあります。

○議長（川村三千代君） 教育長、もう一度、反問権を行使して、質問をお願いします。

○教育長（鎌田勇人君） 私たちは衛生管理マ

マニュアルにある程度従って、学校経営をしてきたわけですね。

川田議員がおっしゃるのは、何とかして行事をやるべきであったのか。それは、この衛生管理マニュアルという部分も、無視してではないですけれども、そういうふうなところも、本市独自で変えながら行事を進めたほうがよかったのではないですか、そういうお考えですかということをお聞いているのです。

○議長（川村三千代君） 川田議員、今の教育長の質問、内容は理解できましたか。

川田議員、どうぞ。お答えを。

○9番（川田栄子君） それは私に聞くんじゃなくて、先ほど、厚労省からたくさん出ておりますけれども、こういうマニュアルに従ってやったということについて、それはその時々で、感染状況もあるし、宿毛市でどれくらい感染率がはやっているのか。200分の1なのか300分の1なのか、そういう感染状況とも関係があるので、その時々地域の、地元の感染状況を把握した上で、それが熟読をしていけば、そういうものは、ここではできなかったけれども、ここでは、場所を移せばできるというものについて、そういう工夫をされましたか、どうでしょうということ、私は聞きました。

だから、そのマニュアルについて、やれとかやれないとか、私は言えないです。それを聞いているわけなので。

だから、そういう意味ではないです。

○議長（川村三千代君） 今、川田議員は教育長の質問に答える番です。

○9番（川田栄子君） マニュアルをそむいてまでもやれと言っているのかというものでは、それはないですけれども、その時々教育行政の判断するべきではないですかと、私はお返しをしたいということです。

答えにならないですか、私の。私の答えには、

反問権が必要なのですかね。

○議長（川村三千代君） 全く答えになっておりません。

○9番（川田栄子君） 反問権がないと答えられないですか。

○議長（川村三千代君） 教育長、反問権、よろしいですか。

それでは。教育長の反問権の行使を終了いたします。教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 本当にいろんな状況で、学校行事ができなかったりとか、中学生においては、部活動が十分できなかったりとか、そういうふうなところでは、本当に子供にとって辛い時期であったなと思います。

そういう状況を、全国的に鑑みてつくっているのは、学校衛生管理マニュアル。

先ほど、次長が説明しましたように、この管理マニュアルは、バージョン1から9まで、その時々ずっと変更しながらでしております。

ですので、川田議員がおっしゃるように、学校行事を再開できるような状況であれば、それに、管理マニュアルが変わることによって、学校行事なんかも合わせながら、これはできるね、あれはできないねというふうな状況を見ながら、学校は行事をできるような状況で回復してきた、そのように考えております。

ですので、宿毛市独自でそれをやるということではなくて、やっぱり私たちは、全国的な視野も持ちながら、宿毛市の状況も見ながら、現在に至っていると思っております。

それで、納得いただけますでしょうか。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私が衛生管理マニュアルについて、子供たちのマスクについて、何遍も読み解いてみました。分からないものですから。でも何回か読み解くと、分からない、見え

てなかったものが見えてきます。

衛生管理マニュアルも、子供たちの対応、衛生管理マニュアルは、2022年4月、マスク緩和の1年間、マニュアルを読み解いたら、地域の感染状況を踏まえ、学習内容、活動内容、工夫をしながら、可能な限り教育活動を子供の健やかな学びの保障云々とありますので、だからそういう工夫ができたかどうか。

ただ、その工夫ができたかどうか。マニュアルを破ってまでもということを知っているわけではなくて、そのマニュアルを読み解けば、できるということでお聞きしたわけですので、大体、方針分かりましたので、了解しました。

次、最後の祭りとう感染についてお聞きいたします。

今までだったら、ウイルスが取れなかったらワクチンはできませんでした。しかし、ウイルスがなくても、ワクチンと称して遺伝子注射はつくれる時代になりました。

祭りは感染を広げるかの問いであります、3年間、ほぼ中止となったイベントやコンサート、大会、ほかもろもろの行事が、大人も含めてなくなり、子供たちは夢がなくなりました。失望の3年間でした。

しかし、子供の免疫は祭りにつくられる、有名な格言があります。自分の持っているウイルスを取り込むと、免疫記憶となります。

今年1年、祭りで盛り上がって、健康に過ごせるといった、遠目で子供を見る必要があるのではなかったでしょうか。

手にはバリアがあるが、口から入る腸内細菌、互いに守り合う。消毒をするとそのバランスが崩れていきます。祭りで子供の1年間の免疫がつくられて、安心して過ごせるといった格言について、何か御存じでしたら、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 反問権をお願いします

す。

○議長（川村三千代君） ただいま教育長から反問権行使の申出がありましたので、許可いたします。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員に御確認させていただきたいと思います。

先ほど申しました、格言についての再確認でございます。

私の格言についての認識が狭いと思うのですが、議員おっしゃるように、子供の免疫は祭りにつくられる、こういったのは、本当にあるのでしょうか。あるとすれば、こういったところにあるのか、教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、質問の趣旨について、議員おっしゃるように、人混みの中で子供たちが密集することによって免疫をつくるということは、感染するというふうな意味合いなのでしょうか。

それは、当時だったら、密にならないようにというふうなところの通達は出されていたと思います。そういった法律等を遵守せずに、格言に従った方がいい。そういう格言があるとすればですよ。という趣旨なのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 川田議員、ただいまの教育長の質問、2点ございましたが、これについて簡明にお答えをお願いいたします。

○9番（川田栄子君） 子供たちが度々熱を出しますね。保育園とか、集団の場所で。その熱は、違う持って、自分の免疫として持ってないものを、ウイルス感染したことによって熱を出しています。それが感染状態の中で免疫がつくられているということですので、それが一つです。ね。

あと一つ、祭りの趣旨ですか。

○議長（川村三千代君） その格言は、

○9番（川田栄子君） 2つ目ね。

○議長（川村三千代君） いや、2つ目じゃなく、1つ目です。

例えば、先ほどおっしゃった、子供の免疫は祭りでつくられる、このような格言があるとおっしゃいましたけれども、私も格言というものに疎いのか、このような格言は初めて聞きました。この格言はどこから来ているのか、そういったことを、まず第一には、教育長は質問なさいました。

それについてお答えください。

○9番（川田栄子君） はい飛沫は毒としましたけれども、免疫は祭りで作られるという格言を私は見つけました。

その中から、そういうものがある。それは昔の知恵の人の言うことですので、それが生きているということですよ。

○議長（川村三千代君） 川田議員に申し上げます。

川田議員の、子供の免疫は祭りで作られる等々、これに沿ったような、これは格言ではなくて、ある一部の偏った人たちにおいてのうわさ話や与太話の域を超えないと思います。

格言とは、人生の真実や機微を述べ、万人への諫め、教訓となるような、簡潔な言葉であります。

このようなうわさ話、与太話関連のことについて、この議場で、教育長に質問なさるのは、そもそもおかしいと思っておりますが、この考え方に対してはいかがでしょうか。

○9番（川田栄子君） 私の質問は、免疫は祭りで作られるというこの格言を、私は認識しましたけれども、その合理性は感じるかどうかを教育長にお聞きしたかったのです。質問としては、その意味をお尋ねしたいと思えました。

○議長（川村三千代君） 答えになっておりません。

教育長へのお答えを、しっかりと、簡潔にお願いいたします。

○9番（川田栄子君） 格言があるということは、私なんか、それは格言とは知らずに、また今、こういうものが流行ってきている中で、格言がありますということを知りましたので。

だから、自分たちが小さいときから、度々子供たちが熱を出すのはどうしてやろうというたら、その実態があるわけなので。集団保育の中で、たくさん、いろんなウイルスを持っている方が集まることによって、熱を出したり、免疫をつくったりして大きくなって、大人になったら、だんだん熱を出さなくなる。それが実態です。この格言の意味がよく、私は分かりました。

それを信じなければ、集まらないほうがいいよ、分散したほうがいいよ。それぞれ出ないということになると思いますので。

今は、この状況ではないですけども、もしこの格言があると、私は信じていますし、実際、自分で調べましたので。

そのことを信じない方は、やっぱり集まらないほうがいいよね。イベントもなくしたほうがいいよね。行事もやめたほうがいいよねということになりますけれども。

免疫は祭りで作られるということを知らなければ知らないでいいと思います。

○議長（川村三千代君） 議会運営委員会をお願いいたします。

暫時休憩にいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、申し上げます。

川田栄子君においては、再三にわたって議長

の注意、命令に従わないなど、議場の秩序を著しく乱したことから、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の一般質問が終わるまで、発言を禁止いたします。

これにて川田議員の一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は大きく分けて、宿毛市内の施設利用に関して、南海トラフ地震における避難計画について、宿毛市事前復興まちづくり計画についての3点について、質問を行います。よろしくお願ひします。

ではまず、1番項、宿毛市内施設利用について、質問を行っていきます。

1の1、市内廃校施設等の利用について。

全国では、少子化に伴う児童数の減少により、廃校となる教育施設が生じており、文部科学省が令和4年3月日付で公表している令和3年度公立小中学校における廃校施設及び余裕教室の活用状況についてによると、2002年から2020年までの期間で、廃校数は全国で8,580校となり、そのうち建物が現存するのは7,398校となっております。

これは、全国で毎年平均約470校が廃校となっている状態ではあります。宿毛市においても、3月末に橋上中学校、橋上小学校が廃校となっておりますが、これらは宿毛市にとって貴

重な財産であって、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが重要だと考えます。

ここで質問ですが、宿毛市として市内の廃校等施設の利活用についてどのように考えているか、質問します。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

廃校・廃園となった施設の利用につきましては、廃校や廃園までに地区との協議を行って行く中で、行政としてのほかの利活用の想定がない場合におきましては、地区のコミュニティ活動に施設を利用させていただきながら、地区にも一定の施設管理をお願いをさせていただいているところでございます。

また、指定避難所となっております施設につきましては、廃校・廃園後も引き続き、災害時における避難所として利用することとしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま回答いただきましたが、その内容について、幾つか再質問をさせていただきたいと思ひます。

1つ目に、まず地区のお話がありましたが、例えば旧橋上中学校の体育館になるのですが、例えば社会体育施設としての認定を行って、今、多分、地区内の方が利用できるようなお話にはなっていると思うのですが、地区外の団体も活用できるようにしてみてもどうかというふうに考えますが、御回答お願ひします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 浦尻議員の一般質問にお答えさせていただきます。

昨年度、橋上中学校体育館を社会体育施設と

して利用していた団体が1団体ございましたが、別の学校で活動できないか相談したところ、快く応じていただき、他の学校に変更となっております。

その後、他の団体からの利用の相談もなかったため、令和6年3月議会で議決いただき、令和6年4月より社会体育施設から除外したものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 教育長、御回答ありがとうございます。分かりました。

では、次の再質問に移っていきます。

廃校・廃園となった施設があると思うのですが、まずは、もちろん地区内で利活用を確認していくとは思いますが。

例えば、地区内で利活用の候補がなかった場合、市内だとか市外の民間企業に対して、利活用の公募を行ってみてはどうかというふうに考えるのですが、今までに民間企業だとか、そういった利用公募を行ったことはございますでしょうか、もしくは行う予定があったら、回答をお願いします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをさせていただきます。

廃校・廃園等の施設につきまして、行政として利活用するために、民間の力を借りるということで、民間の広報等もさせていただいた経過もございますし、それが実を結ぶところもあるでしょうし、今後、継続して取組をさせていただいているところであります。

なお、実際に、現時点での利用状況といたしましては、旧中央保育園におきまして、幡多保護区保護司会の更生保護サポートセンターとして利用をさせていただいております。

また旧橋上保育園につきましては、今の取組の中で、新たな民間の方々の利活用ができないかということで、今、地元と協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。そうですね、そういった利活用が進んでいけば、よい方向ではないかなというふうに考えます。

最後ですが、旧橋上中学校がそうなると思うのですが、先ほど、災害時の指定避難所となっている施設に関してお話があったと思います。

それに関して、必要なときに有効な利活用ができなくては、大きな問題になるのかなというふうに考えますが、そのため、指定避難所となっている施設は、例えば草刈りだとか、補修だとか、そういった施設管理は宿毛市のほうで行っていただけないかというふうなことは考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、今の御質問に答弁させていただく前に、1点、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、旧中央保育園の利用の、幡多保護区保護司会と答弁させていただいたようですが、すみません、幡西保護区保護司会の間違いでございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

再質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

避難所としての、廃校等の管理状況につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、施設のある地区がコミュニティ活動として御利用いただける場合においては、市と地区が協力をさせていただいて、草刈り等の管理を連携させて、対応させていただいております。

仮に地区が利活用していない施設につきましては、それが避難所として指定をされておれば、市のほうが責任をもって管理をさせていただくということで、取組をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 分かりました。

では、次の質問、1の2の西地区小中学校移設後の施設利用について、移っていききたいと思います。

現在、津波浸水区域内に位置する咸陽小学校、大島小学校、片島中学校の高台移転に向け、宿毛市では、基本計画の策定を進めていると思います。

今後、前述の3校が高台に移設した場合、現在の校舎だとか、体育館等の施設が空いてくるとは思いますが、宿毛市は施設利用に関してはどのように想定をしておりますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 浦尻議員の一般質問にお答えさせていただきます。

基本的に、学校施設が廃校となれば、学校施設は教育委員会の所管を離れ、市長部局が所管することとなります。

学校統合に向けての協議の中で、地域活性化の拠点として、地区やその他の団体の利用希望がありましたら、市長部局を交え、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） そうですね、学校施設では、やっぱり地区とか地域、そういったところが活動拠点にはなり得る場所だと思いますので、今後ともそういった計画を進めていただけたらというふうに思います。

では、次の質問に移ってまいります。

南海トラフ地震における災害避難計画についての1番、車両での避難計画について質問してまいります。

先日の豊後水道を震源とする地震において、車で高台に避難した住民が多くいたと聞いております。基本的に、車での避難行動は、やむを得ない場合を除いて推奨はされておられません。ですが、過去発生した震災、特に東日本大震災では、自動車を使つての避難が多く行われておりました。

津波避難や車中避難等の観点から、自動車避難について、再度検討して、例えばルールづくり等の必要があるというふうに考えるのですが、宿毛市では車両での避難計画はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、車での避難について、お答えをさせていただきます。

地震が発生しますと、揺れの影響による土砂災害や液状化が起こりまして、道路が損傷する可能性があるほか、沿道の建物や電柱が道路をふさいだり、停電による信号機の停止などによって、道路の利用に大きな制約が生じる、そういった可能性がございます。

このため、東日本大震災までは、津波からの避難は原則として徒歩によるものとされてきました。

しかしながら、東日本大震災では多くの方が自動車を用いて避難を行ったほか、要配慮者などが避難する場合に、徒歩以外の移動手段を選択せざるを得ない場合もございます。宿毛市津波避難計画に定めておりますけれども、徒歩での避難を原則としつつ、自転車やバイク、自動車などの移動手段につきましても、移動時間は徒歩に比べて速いのでありますが、渋滞などのリスクもあることなどから、他の方への影響を

しっかりと理解した上で、適切な行動をすることが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま、担当課より、車両での避難計画について御回答をいただきました。確かに南海トラフ地震が発生した場合、宿毛市の道路は液状化等の大きな制約が生じると想定されます。

そして、他者の避難行動を妨げない適切な行動ということが重要ではありますが、それに関してなんです、今回、7月の会派の行政視察で、三重県の津市に伺う予定にしております。

津市のほうでも、南海トラフ地震における甚大な被害を受けるとされておりまして、それに対する計画として、津市広域避難計画が策定されております。

その広域避難計画において、要配慮者や高齢者、その支援を行う方、小さな子供がいる世帯など、自動車での避難することが想定される住民に対して、自動車での避難可能な施設を自動車避難施設として選定して、発災後、直ちに自動車避難者を施設へ誘導して、避難者の安全を確保に努めることとしております。

繰り返しにはなりますが、東日本大震災以降、車を使った避難について、再度、見直しをされている部分もございますので、あくまで徒歩避難を原則として、やむを得ず自動車等により避難せざるを得ない場合において、避難者が安全かつ確実に避難できる自動車避難の在り方について、再度検討していただければというふうに思っております。

また、津市のほうに視察を行った際、その結果は共有できればというふうに考えております。

次の質問に移ってまいります。

2の2、指定避難所への搬送計画について。こちら先ほどの質問と、ちょっと内容がかぶ

ってくるところではあるのですが、高台等に避難した住民を指定避難所へどのように送り届けていくか、また要配慮者やお年寄りの搬送計画はどのように考えているか、回答をお願いします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

高台等に避難した住民が指定避難所へスムーズに移動するためには、安全な経路を確保する必要があります。

移動手段としましては、自動車等を利用して指定避難所まで搬送することが望ましいですけれども、道路状況を鑑みて、自動車での移動は困難であることから、原則、徒歩での移動となることが考えられます。

しかしながら、要配慮者や高齢者の方々の搬送につきましては、地域住民等の助けを借りながら移動することが望ましく、けが人等の傷病者につきましては、ヘリコプターでの搬送も考えられます。

このように様々な状況が考えられることから、自主防災組織、警察、そしてまた消防や医療機関などと連携し、避難者の受入れや搬送に関する協力体制が必要不可欠でございます。

また、定期的な避難訓練などを通じて、実際の災害時にスムーズに対応できるような体制づくりが重要でございます。

これらの取組によりまして、災害時における要配慮者や高齢者の避難を含めた包括的な避難訓練が整備され、より多くの人々が安全に避難することができるよう、関係機関と連携を強化してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま、担当課より回答をいただきました。

南海トラフ地震では、広域に甚大な被害が想定されております。そのため、各地区からのヘリコプターでの運送は大変厳しい状況になると考えられますので、関係機関との連携強化、よろしくをお願いいたします。

また、災害時にスムーズに対応できる体制づくりは重要とのことですが、地区によっては災害時の体制に大きな差が生まれている地区もございまして、関係機関ともですが、地区との連携強化もよろしくをお願いいたします。

では、次の質問に移ってまいります。

指定避難所への給水についてですが、これは多くの議員の方から質問がありましたが、重複する点もございましたので、一部だけ質問いたします。

現在、計画されている指定避難所への給水体制、どのようにして水が必要なところに水を届けるのかについて、質問いたします。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 水道課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

南海トラフ地震発生時には、本市においても水道施設に被害を受け、大規模な断水が起り、復旧には多くの時間を要することが想定されます。復旧までの間は、各指定避難所などでの応急給水が必要となりますが、大規模な断水となった場合は、宿毛市だけで応急給水を行うことは不可能であると考えられます。

そのような場合を想定し、各自治体が加盟している日本水道協会においては、事前に災害時における相互応援の体制がとられており、それに基づき被害のなかった自治体に応援要請を行い、給水車や人員の派遣などで応急給水に協力していただき、体制を整え、各避難所等での応急給水を行う想定としています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 1点、再質問させていただきます。

今、日本水道協会のお話が出ましたが、宿毛市のほうで給水車は所持はされていないのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 水道課長。

○水道課長（宮本 潤君） 浦尻議員の再質問にお答えいたします。

現在、本市では給水車は所有していませんが、その代替として、所有している給水タンクをトラックなどに積載することで、断水等の際に応急給水に必要な水の運搬を行うこととしています。

以上です。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 承知いたしました。

水を必要とする方、場所への給水体制づくりを今後ともよろしくをお願いいたします。

では、次の4番のメンタルヘルスケアについてです。

先日、野々下議員の災害ケースマネジメントに重複する内容だとは思いますが、避難所における被災者、避難所運営に当たる方や、ボランティアの方々に対して、メンタルヘルスケア、どのように考えて準備をしているか、御回答をお願いします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

野々下議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、大規模な災害が発生した場合は、被災者はこれまでとは異なる生活に適応しなければならない状況に直面をいたします。

それは、被災者のみならず、ボランティアなどの避難所運営に当たる支援者につきましても同様であると考えます。

災害時のメンタルヘルスケアを含めた健康課題への対応につきましては、高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインに基づき、作成しております宿毛市災害時保健活動マニュアルにおいて、被災状況や避難者の状況、被災者の健康状態や医療ニーズを把握し、外部保健活動チームや災害派遣精神医療チームなど、必要な専門職チームの派遣要請をすることとなっております。

派遣された専門職チームとともに、避難所や被災者宅への訪問活動等により、個別の健康状態や医療ニーズを把握しまして、必要な支援を実施することといたしております。

多くの場合、心の健康は生活の再建とともに回復していくとされておりますことから、今後、災害ケースマネジメントの実施体制の整備を進める中で、健康課題への対応を含めた支援体制の構築に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま回答をいただきました。回答にもありましたとおり、大規模災害後には、被災者はこれまでと異なる状況には直面すると思います。

災害ケースマネジメント体制をつくり上げていく中で、被災者だけじゃなくて、被災支援者、今回、市役所の方も地震で多くの方が来られたということでしたが、それに関しても、皆さん全員が来たというお話がありました。

それに関しては、ちょっと危惧しているところはありまして、例えば3チームに分けて対応していくとか、そうでないと、例えば次の日お伺いしたときには、皆さんかなり疲れ切った状態でしたので、そういったところも仕組みづくりができていったらいいかなというふうには考えてはおります。

では、次の質問に移ってまいります。

次は、宿毛市事前復興まちづくり計画についてです。

1番、アンケート結果についてです。

事前復興まちづくり計画の策定に向けて、市民向けにアンケートを依頼したと思いますが、その結果はどうだったでしょうか、御回答お願いします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、アンケートの結果についてお答えをさせていただきます。

事前復興まちづくり計画の検討における基礎的データの構築と、市民への事前復興等の取組に関する周知を図るため、昨年10月に、市内全域、20歳以上の方を対象に、世代別に配慮した上で、無作為に2,000名を抽出し、アンケートを行いました。

併せて、市の公式ライン登録者にもアンケートを行ったところ、合計860名の方から回答をいただきました。

アンケート内容は、大規模災害後の自宅などの被災を想定し、生活やなりわいの再建に係る意向調査として、御自宅の災害リスクや、災害発生から復興までの生活のこと、またはなりわいの復興など、合計32の設問にお答えをいただきました。

避難生活、応急期、再建の場所についてお聞きした設問では、いずれの回答も現在の居住近くを希望する方が一番多く、次いで宿毛市内、そして高知県内の順となり、80%を超える方が、宿毛市内を希望しているという結果となりました。

また、自宅の再建の場の条件をお聞きした設問では、津波に対しての安全性を重視する。が一番多く、次いで現在の居住地に近いこと。そして買物などの利便性を重視する。その順に多

い結果となりました。

これらのアンケート結果を基礎のデータとし、そういった活用を行いまして、今後、地域ワークショップ等で住民の皆さんの生の声をお聞きする中で、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいまアンケート結果について、回答をいただきました。

この結果を基礎として、今後の地域でのワークショップで計画策定に取り組むということで、次の質問に移ってまいります。

2番の各地域でのワークショップについてです。

今年度より各地域に入ってワークショップを開催すると思いますが、その内容はどのようなものでしょうか、回答をお願いします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、ワークショップの内容についてお答えをさせていただきます。

今年度から2年間かけて、津波災害が予想されます地域を、中央、西、小筑紫、そして沖の島の4地域に分け、地域ワークショップを行い、住まいの在り方や地域産業、暮らしの維持向上について、議論を深めていきます。

基本的には、各地域6回程度の開催を予定しております。毎回、テーマを決めて実施いたします。

1回目の内容としましては、まず事前復興とは何かを説明した後、命を守るために必要なことをテーマにワークショップを行います。

また2回目では、災害発生から復興までの道のりについて説明をした後、時間経過に応じた住まいの場を考えるをテーマに行う予定といたしております。

このように、毎回テーマを決めて行う予定ですが、地域によって地理的な条件等も異なっておりますので、参加者の御意見も踏まえて、地域ごとにテーマや内容も変わってくる、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

大きく分けて、今回、三つの質問をいたしました。すぐに全ての課題に対して明確な対応していくことということは、難しいことだとは思いますが。

あくまで一歩ずつ検討して進めていただけたらというふうと考えておりますので、今後ともよろしくお祈りいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） これにて、一般質問を終結いたします。

この際、10分間、休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

----- . . . -----

午後 4時02分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 14番、質疑を行います。

私の質疑をいたしますのは、議案第14号、令和6年度一般会計補正予算（第3号）であります。

順次質疑をさせていただきます。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理

費、7目企画広報費、18節コミュニティ助成事業助成金の170万円というのがありますが、この助成先と事業内容について、お示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、14番寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金170万円につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する令和6年度コミュニティ助成事業に対し、昨年11月に助成申請しておりましたが、今年の3月22日付で助成の決定通知がありましたので、増額補正をするものです。

内容としましては、小筑紫地区が実施する屋外放送施設整備事業、具体的には地区の屋外スピーカーやマイク、アンプ等の更新に対して市が助成するものとなっております。

なおその財源としましては、10ページ、歳入、第20款諸収入、第5項雑入、6目雑入、1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金、一般コミュニティ分として同額の170万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 丁寧な説明をありがとうございました。これで小筑紫地域が災害等のときに、より地域の皆様に放送が伝わるようになればいいのではないかとこのように感じました。

続きましての質疑を行いたいと思います。

同じページの第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想事業費、

736万1,000円の増額補正をしようとしておりますが、節は3節ぐらいに分かれておりますが、この事業内容について、まずお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（谷本裕子君） 企画課長、質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、12ページ、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想事業費、736万1,000円の事業内容について、御説明いたします。

本事業は、令和5年度に構築した宿毛IDサービスシステムのうち、現在あるコミュニティバスでの機能、バス利用の際のポイント付与と利用料の割引判定の機能に加えまして、乗降位置情報のデータを蓄積するシステムを構築するものとなっております。

具体的には、コミュニティバスにカードの読取り機を設置しまして、そこにバスの利用者がマイナンバーカードをかざすことで、乗降データが蓄積されるもので、そのデータを分析するというようになっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 説明ありがとうございました。これでまた、より地域の方の行動、意見が市政に反映できるように、情報が集まればいいなというふうにも思いますし、より地域の方々が使いやすいバス事業になればいいなというふうにも感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、ページ変わって13ページ、第2款総務費、第2項徴税費、3目定額減税補足給付金費、18節定額減税補足給付金、1億7,000万円の予算計上がされております。非常に金額は大きいですが、国の進めている定額減

税に関する予算とは思いますが、事業内容を市民に分かりやすく説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 税務課長。

○税務課長（朝比奈淳司君） 税務課長、お答えいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、13ページ、第2款総務費、第2項徴税費、3目定額減税補足給付金費、18節負担金補助及び交付金、定額減税補足給付金1億7,000万円について、事業の内容を説明いたします。

この定額減税補足給付金につきましては、住民税及び所得税の定額減税に際して、減税しきれないと見込まれる方への調整給付費であります。

まず、調整給付に先立って実施されます定額減税につきましては、令和6年度市県民税所得割及び令和6年分所得税の納税義務者のうち、令和5年中の所得が1,805万円以下の人に対して、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族一人につき、令和6年度市県民税所得割1万円、令和6年分所得税3万円を、それぞれ減税するものです。

定額減税の詳細な内容につきましては、委員会で改めて説明いたしますが、定額減税の対象となる納税義務者は、市県民税においては約7,700人、所得税におきましては7,300人を見込んでおり、減税額の総額については、市県民税1億900万円、所得税2億3,700万円を見込んでいます。

次に、調整給付につきましては、令和6年度市県民税所得割及び令和6年分所得税において、定額減税額が減税前の税額を上回る納税義務者に対して、定額減税額から減税前の税額を差し引いた額の合計額を給付金として支給するものです。

給付金の支給につきましては、令和6年8月から、給付対象者に対して個別に手続を案内した上で実施していく予定です。

なお、宿毛市における調整給付の対象者は4,000人を見込んでおり、給付総額については1億7,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございました。

ただ、非常に金額的には大きいですが、個々で違ってくるのではないかというふうにも思いますので、各対象者には、市のほうから連絡がいくということですので、その部分で丁寧に住民説明をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ページ変わって14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、10目価格高騰緊急支援給付金費、18節価格高騰緊急支援給付金の6,000万円について。これも国の流れに沿った事業ではあると思うんですが、事業内容について御説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、14番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の歳出、14ページでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、10目価格高騰緊急支援給付金費、18節負担金補助及び交付金、価格高騰緊急支援給付金6,000万円と、合わせて15ページの価格高騰緊急支援給付金（子ども加算分）450万円について、御説明をさせていただきます。

こちらは、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、特に家計への影響が大きい低所得の世帯の生活を支援するため、令和5年度に

引き続き、緊急支援給付金を支給しようとするものです。

今回の支給対象者は、令和6年度に新たに住民税が非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯となっておりまして、給付額は1世帯当たり10万円となっております。

また、対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯につきましては、子供加算としまして、児童1人当たり5万円を支給しようとするものです。

対象となる世帯数につきましては、10万円の対象となる、新たに住民税非課税となった世帯520世帯、均等割のみ課税となった世帯を80世帯、合わせて600世帯を見込んでおりまして、その600世帯のうち、1人当たり5万円の子供加算の対象となる児童数は90人を見込んでおります。

支給対象となる世帯への周知につきましては、7月中に確認書を郵送し、支給時期につきましては8月下旬をめどに、順次、支給できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 生活弱者に少しでも夏のボーナスをとというような感じに受け取れますので、ぜひ速やかに皆さんの手に渡るように頑張ってくださいと思います。

続きまして、16ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費の17節にあります、家庭用生ごみ処理機購入費262万8,000円と予算を出されておりますが、当初からまだ2か月余りしかたっていないこの時期に、どうしてこのような補正が出てきたのかというのを、少し疑問に思いましたので、その理由と事業内容についてをお示し願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答え

いたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、16ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、17節備品購入費、家庭用生ごみ処理機購入費262万8,000円につきまして、御説明をさせていただきます。

本予算は、母島地区に家庭用生ごみ処理機等を導入するための予算でありまして、母島地区の住民を対象に、事前に要望調査を実施し、その要望に基づき、電気式生ごみ処理機、またはコンポストを担当課で購入し、島民に貸与しようとするものでございます。

沖の島、鶴来島につきましては、これまでごみの減量化に協力いただいております、地区に大型の生ごみ処理機を設置しまして、生ごみの島内処理に取り組んでまいりました。

しかしながら、鶴来島、弘瀬地区につきましては、大型の生ごみ処理機が故障してしまいまして、修理も不可能となったことから、代替策としまして、家庭用生ごみ処理機を貸与し、ごみの減量化に現在も取り組んでいただいております。

母島地区の大型生ごみ処理機につきましても、老朽化により、故障がちではありましたが、使用には何とか耐えられる状態であったことから、環境課としましては、本年度中はこれまでと同様に継続して使用する計画とし、令和7年度以降で、家庭用生ごみ処理機への転換を図る予定としておりました。

この計画につきまして、地区長と協議しましたところ、環境課の説明に御理解を示していただきまして、すぐにでも取りかかったらどうだろうかという話もいただいたことから、大型生ごみ処理機がいつ故障するか分からないような状況でもありましたので、予定を前倒しさせて

いただきまして、本年度から取り組むことにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 沖の島という非常に、ある意味、不便なところに生ごみ処理機を設置することによって、生活環境が少しでもよくなればというふうにも思いますので、その辺り、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、次の議案にいきたいと思います。

17ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費の宿毛物産館建設工事費5,151万3,000円ということではありますが、この物産館の建設につきましては、サニーサイド道の駅にもう少しにぎわいをつくっていききたい。よりよいものにしていききたいという意味で、つくろうということはよく理解できますが、この内訳について、もう少し説明をしていただければと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の議案質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、17ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、宿毛物産館建設工事費5,151万3,000円について、その内容について御説明をいたします。

内訳としましては、本体ユニットに関する費用としまして、2,034万8,500円、また、運搬設置及び基礎工事に関する費用といたしまして2,014万9,080円、そして設計費用及び諸経費並びに消費税といたしまして、1,101万5,420円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 内訳について、説明

をしていただきましたが、再質疑を行いたいと思います。

今回、この事業、新規事業調査票によりますと、本事業を株式会社アーキビジョン21と契約しようとしていると書かれております。

この契約相手をここにしようとする理由についてをお示し願いたいと思いますし、庁内プロジェクトチームで検討した上でというふうにあります。この地元企業への委託について、話が出なかったのか、この2点について御説明を願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

新たな道の駅構想の議論を進めるために、昨年度立ち上げました庁内プロジェクトチームの中では、本事業の委託先についての議論までは行ってはおりません。

本事業の委託先に株式会社アーキビジョン21を想定している理由といたしましては、本物産館を設置しようとしております道の駅すくもサニーサイドパークの管理棟が木造であるため、道の駅としての統一感を出したいという点から、木造建築が最適であると考え、また災害時には応急仮設住宅として利用することができるという複合的な理由から、株式会社アーキビジョン21が製造しております移動式木造住宅、スマートモジュールの設置を考えた次第でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質疑を行いたいと思います

庁内プロジェクトの中で話し合われる中で、ここが最適であるということが、選定理由であるとお答えをいただきました。

これは、議員の皆様がどう取るかというのは、

個々の考え方によるのではないかとは思いますが、最初の質疑のところ、内訳についてお聞きをいたしました。

この新規事業調査票の中で、まず驚いたのが、運搬設置その他というところで、3,352万4,000円という金額になっておりました。先ほどの説明では、運搬設置基礎工事で2,000万円余り、設計費用、諸経費等で1,100万円余りという説明を受けましたが、この工事費が非常に高過ぎるのではないかと思いました。

特に、現地も昨日、同僚議員と一緒に行ってみましたが、ここに20坪程度のものを設置する基礎工事として、3,000万円は高いよねというような話にもなりましたので、その部分について、もう少し詳細に御説明をいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

新規事業調査票に記載をしておりました運搬設置その他3,352万4,000円の内訳についての御質問だったかと思いますが、このうち704万2,500円につきましては、本体ユニットのオプション工事費となっております。残りの2,648万1,500円につきましては、そのうち運搬設置工事費としまして、249万8,000円、そして基礎工事等の附帯工事費といたしまして、1,765万1,080円、そして諸経費が410万2,420円、設計費が223万円となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 再質疑、これを最後にしたいとは思っているんですが、説明によれば、また再々質疑があるかもしれませんが。

建設予定地が斜面になっているということを

聞いております。また、その斜面になっていることによって、基礎工事費が高額になっているということで、このサニーサイドパークというのは、一昨年、整備を始めるときに、国県の助成をいただきながら、今の形をつくっていったというふうになっておると思うのですが、基礎工事がもう少し用地内につくれば、今ほどの高額な予算はかからんのではないかというふうにも思ったのですが、ここの部分に、今のサニーサイドパーク内に設置できなかった理由について、分かればお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

設置予定箇所でありますキッチンカースペースの北側、また自動販売機のある休憩スペースの東側は、議員も行かれたということでございます。

御存じのように、傾斜地となっておりますので、一定の基礎工事が必要となります。

基礎工事の不要なイベント広場ですとか、また駐車場ですとか、そういったところに設置ができないかという御質問であったかと思いますが、まずはそのイベント広場につきましては、リニューアル工事によってキッチンカー事業者等に営業していただき、また道の駅のにぎわいを創出することを目的に、イベント広場として整備をしております。

そのほかにも、駐車場等ございますが、今回の物産館の設置に当たりまして、様々、そういったリニューアル工事で手を入れたところにつきましては、その効用を失わせたくない、そのことと、またリニューアル工事の際に、高知県の補助金等も活用しておりますので、今回、県の担当者にも事前に確認をいたしました。

そのところ、整備完了後1年程度しか経過し

ていない中で、整備内容の変更を行うことは好ましくないという回答もいただきましたので、現在の設置予定箇所を選定したものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 本来であれば、魅力を増すためにやる工事なんで、国、県ともう少し詰めた話ができているならば、ひょっとしたらできたんじゃないかなと、一般的な考え方としては思うわけですが、そういうことで、県の判断、また県の判断を当然国等は尊重すると思いますので、現敷地内には、非常に難しかったという説明で納得をいたしましたので、これ以上、この件についてはお聞きをいたしません。

あとは委員会等でしっかりと委員が聞くと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の質疑になりますが、同じ17ページの第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目地方道整備事業費についてであります。金額的な増減はないわけですが、橋梁補修設計委託料として1,500万円の増額、調査設計委託料が400万円の減額、市道改良工事費が1,100万円の減額となっております。

よく市民の言われる、宿毛の市道は非常に傷んだところが多いという声も聞きますが、この6月の時点で1,100万円の減額というのは、改良費が、市民としては、何でということ不思議がるのではないかとこの部分について説明をお願いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、寺田議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、17ページから18ペ

ージ、第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目地方道整備事業費、12節委託料及び14節工事請負費の補正予算内容について、御説明させていただきます。

第7款第2項4目地方道整備事業費は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金に基づき、市道改良や橋梁の修繕を実施しているものです。

まず、第7款第2項4目12節、橋梁補修設計委託料1,500万円につきましては、宿毛市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市道にかかる橋梁の修繕を計画的に実施しているところですが、小筑紫町福良の姉山橋、山奈町の靴抜橋と観音寺橋の三橋について、橋脚や橋台に新たな損傷等が判明したことにより、それらの補修設計費用を増額補正するものです。

次に、第7款第2項4目12節、調査設計委託費400万円及び第7款第2項4目14節、市道改良工事費1,100万円につきましては、いずれも市道改良事業に伴う費用として、予算計上しているものですが、国の内示差による対応で、減額補正となるものです。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 各担当課の皆さん、丁寧な説明ありがとうございました。

いろいろと、特に市道の部分については、そういうことだったのかということもあるとは思いますが、そういうことも含めて、これからも市民の皆さんとともに頑張っていたきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 9番川田栄子、質疑をさせていただきます。

議案第14号、令和6年度一般会計補正予算、17ページであります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、5,150万3,000円について、道の駅すくもサニーサイドパークにおけるお土産物店の物販機能を持つ物産館、ムービングハウスについてお聞きをいたします。

ムービングハウスに行き着いた経過と、また物産館の概要についてお聞きをいたします。

そして、災害時など移動できる機能を持つと、特徴がありますが、このハウスがこの場所で必要な魅力をお伺いいたします。

一体感重視と木造仕上げを強調いたしました。が、県外企業の前に、地元や近隣市町村、また四国等の模索はありましたでしょうか。

1棟当たり、高価とは思わないでしょうか。同業者との入札等の経過について、お伺いいたします。

5,150万3,000円のうち、地元経済効果とを、一括質疑をいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の議案質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、17ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、宿毛物産館建設工事費5,151万3,000円についての質疑でございました。

一括質疑ということですので、7項目にわたって答弁、回答をさせていただきます。

まず、1点目が、物産館の概要をというお話であったかと思っておりますので、その点につきまして。

こちらは三木議員の一昨日の一般質問でも答弁したところでございますが、物産館には、株式会社アーキビジョン21が建築する移動式木造住宅、スマートモジュールを考えております。

この移動式木造住宅は、国際規格の海上輸送コンテナと同じサイズの、横幅12メートル、

奥行き2.4メートルの木造住宅を、発注後、工場で製造し、出来上がったものをトレーラーで陸上輸送して設置するというもので、2棟を連結させて、横幅12メートル、奥行き約5メートル、床面積約60平米の物販スペースを整備しようとするものでございます。

2点目に、今回、建築する物産館について、多機能的な性能を持っているようだが、相応の性能が必要だったかという御質問であったかと思っております。

物販スペースとなる物産館を、今回の移動式木造住宅としましたのは、大規模災害時には被災地へ移動させて、応急仮設住宅として利用することができるという大きな利点があり、本市の最重要課題でもあります。災害に強いまちづくりの理念にも合致するものであると考えまして、今回、整備する物産館に、そういった複合的な機能を持たせたいと考え、提案したものでございます。

3点目が、市内事業者への声かけはしなかったのかという質問であったかと思っております。そちらについては、声かけはしておりません。

4点目に、木造住宅ということで、市内の事業者でもできるのではないかという御質問であったかと思っております。

単に木造住宅を建てるのであれば、地元の事業者でも建築は可能でございますが、今回、提案させていただいておりますのは、災害時には移動することができる移動式木造住宅でありまして、そのための技術を持っているのは、全国でもこのアーキビジョン21しかございません。

5つ目の質問になります。

機能が多いので、高価になっているのではないかと。また、もっと安いものでよかったのではないかと。という御質問であったかと思っております。

建設予定地が斜面でございますので、基礎工事などの附帯工事に予算の半分ぐらいを要しま

すが、先ほどの寺田議員の質疑にもお答えしましたように、ムービングハウス自体に係る費用は、予定をしております屋上展望デッキ、そちらも設置を予定しておりますが、その費用も含めまして、税抜で、先ほど申しあげました約2,034万8,000円となっております。

ですので、決してこの箱物自体が高過ぎるということは当てはまらないのではないかとというふうに考えております。

6点目、同業者との入札状況という御質問だったと思いますが、こちらにつきましては、今議会に初めて関連予算を提案しておりますので、当然、入札等は行っておりません。

最後の質問ですが、5,151万3,000円の事業を実施して、地元にもどのようなメリットがあるのかという御質問だったかと思えます。

物産館事業の地元へのメリットは何なのかという御質問ですが、物産館が完成し、物販機能が拡充されましたなら、今の管理棟で販売されている以上の宿毛市の特産品や土産物などを販売することができますので、市内の事業者も潤いますし、またその相乗効果で観光客が増えたならば、これまで以上に市内の飲食店などへも観光客を誘導できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質疑をさせていただきます。

この事業は、大体いつ頃から検討を始めたのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 川田議員の再質疑にお答えをいたします。

いつからこの事業について検討を始めたかという御質問だったかと思えます。かねてより市長からも、新たな道の駅がオープンしたら、次には新たな道の駅構想に取りかかるというふう

に、議会の場でも答弁をしておりました。

昨年5月に道の駅がリニューアルオープンいたしましたして、その後、課内で協議を進めていきまして、そして年内だったと思いますが、商工観光課の課長補佐を中心とする庁内のプロジェクトチームを立ちあげまして、そしてそこで2回、検討会をもって、年度内に一定の方向性を、庁内のプロジェクトチームとして出来上がりました。

その結果をもって、新年度に入りまして、担当課と市長とも協議を進めていく中で、今回の提案に至っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 当市の、急傾斜もあるということがございますけれども、職人の技術もございますし、当市で、職人に可能なら、大きな経済効果が生まれると思われましても、傾斜についても、十分な技能を持つ、木でやるなら、地元の木を使って、そういうものが働きかけをしていないと言われましたけれども、地元の職人を使うということは、初めからその気持ちはなかったということによろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、まずプロジェクト調整会議の中では、事業者等は特定はしておりません。

ただ、今回、アーキビジョン21を契約相手方として、我々としては、今現在、想定をしておりますが、そこで全てが整うものではないというふうには考えております。

もしかしたらですけれども、例えば、そういった基礎工事については、一定、地元の事業者が入ることになるかもしれませんし、そこは事

業を実施していく上で、明確になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 単純に、1坪幾らという話で、20坪になりますので、そんなにしないと思います。何もお風呂とか台所、そういうものがつかない箱物ですので、1坪50万円にしても、20坪で1,000万円少々かかっても、それぐらいで仕上がるんじゃないかと、私なんかは、足りない知識でそう思ったわけなので、職人の技能を、地元の技能を使うことが重要でないかな、経済を回していくことが大切じゃないかなと思いましたので、その質問に至りました。

木造に統一されたということでございますけれども、このハウスに使われた木は、どこの産地のものを使われているのでしょうか、お聞きします。

○議長（川村三千代君） 川田議員、質問の内容が分かりにくかったので、もう一度質問をお願いいたします。

○9番（川田栄子君） 木造にこだわったと言っております、製品が木造。この木造そのものはどこの産地を使われていますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

木材はどこの産地かという御質問だったかと思えます。我々も、そこは協議していく中で、気にはなっていたところなんです、どこの産地かは、ごめんなさい、正直分からないのですけれども、今現状、このアーキビジョン21が採用しております木材につきましては、高知県産ではないというふうには、お聞きをしているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 災害のとき、必要などころへ移動ができるということでございますけれども、このハウスを設置した、その台の下には、車がついているのでしょうか、その辺りはよく分かりませんが、お聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

川田議員がおっしゃられているのは、恐らくトレーラーハウスのことだと思うのですが、今回、私どもが提案をしております物は、そういった物ではなくて、基礎を設置をいたしまして、その上に運んで持ってきたムービングハウスを設置をして、そしてアンカーボルトで止めるという構造となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） そうしますと、運ぶということになるわけですが、その運ぶというのは、トレーラーで運ぶということでしょうか、どこからそのトレーラーは来るのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

トレーラーは、このアーキビジョン21が所有をしております。ですので、一番近くでいきますと、大豊町にその展示場があるので、そこからになるかも分かりませんが、ただ、今回は新たにすることとなっておりますので、我々がアーキビジョン21のほうから聞いている話によると、長崎の工場で製造するというふうにお聞きをしておりますので、そちらにあるアーキビジョン21所有のトレーラーで運んでくることになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 今回は長崎かも分からないということですが、今後、何か災害が近く起きた場合とか、そのときにもやはり、長崎のものとなりますか。それとも、どこか、高知近辺にはないと聞いておりますけれども、災害のときにはどうなるのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

災害時のお話ということで、まず、高知県内には大豊町にアーキビジョン21の展示場がございます。2020年に高知県がいち早く、アーキビジョン21が代表企業を務める日本ムービングハウス協会と協定を締結いたしまして、その後、大豊町の広大な土地にムービングハウスが展示されておりました。

ただ、この1月1日に起きました能登半島地震によって、今、そのムービングハウスは全て能登半島のほうに行っております。

もし、仮に宿毛市で災害があった場合は、高知県の大豊町にムービングハウスがあれば、当然、そこが一番近いので、そこから持ってくることになるかと思いますが、アーキビジョン21は、様々、全国に今、展示場を展開しております。一番近いところから、陸路で輸送できるところから持ってくるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） トレーラーを使うということですが、災害時ですから、もちろん橋や道路が壊れ、浸水地など、災害の環境、道路の環境、悪い状況でも可能ということですか。その辺り、環境の中、どうなりますか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

当然、トレーラーで運んでくるものですので、仮に災害等で道路が通行できないような状況でありましたならば、まずは道路啓開が必要になってくるかと思えます。

また、通れるルートも、当然、検証した上で、運んでくることになろうかと思えます。

道路が傷んだ上でも走れるトレーラーではございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 入込客が増えて、さらに目標として、令和10年度、来場者25万人を目標としていると載っておりますけれども、経済効果など、費用対効果についてはどのように検討されていますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

経済効果のお話であったかと思えます。三木議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、まず、現存の道の駅につきまして、リニューアルオープン後、入込客数が21万を超えました。

これは、平成30年のリニューアルオープン前の、コロナ禍前の実績値で、観光客の入込数でいくと、8万3,000人だったものが21万人に増えたということで、相当、入込客数が増えております。

そして、今回、整備をいたしますこの物産館は、今、管理棟でN'sグループが展開しておりますこの物産機能を、さらに拡充をするものとなっております。そうすることによって、先ほども御説明申し上げましたが、宿毛市の特産品ですとか、お土産物も、これまで以上に充実することが見込まれますので、それによって観

光客がまた増えて、先ほど25万というふうに数字を言われました、ちょっとどの数字かわからないんですけども、25万の数字も射程圏内に収められるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 入込客数は分かりました。書いてますのでね。載ってますので、データ。

経済効果ですよ。これによって、目標をこのように持っているという数字は出してないのでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

そこまで明確な経済効果の数値までは、計算はできておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） そもそも、このアーキビジョン21というのは、本店はどこで、従業員数など、資本金は幾らなのか、そこの辺り教えていただけますか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

アーキビジョン21の本店は、北海道の千歳市でございます。

従業員ですとか、そういった詳細の数につきましては、できればまた委員会等で御質問をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 県の補助金は使えないということでしたけれども、今年は使えないけれども、来年になれば使えるという、そういう見通しはありませんでしょうか。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

今回のこの物産館に県の補助金等、来年まで待てば使えるのではないかとというふうな御質問だったかと思えます。

一度、県の補助金を使っておりますので、同じメニューの補助金を同じところに使うというのは、大変ハードルも高くなります。

ただ、その上で、今回この6月議会に提案をさせていただいたという経過を少し説明させていただきますと、まずこのアフターコロナの観光客というのは、今、議員の皆様も御存じのとおり急増しております。インバウンドを含め、アフターコロナの観光客というのは、急激に伸びております。

そういった観光情勢に対応するために、できるだけ早く、この物産館を建設したい、整備したいと考えております。

また一方で、建設資材費や、また労務単価の高騰というものもずっと叫ばれてきております。一説には、建設費が、10年前よりも、今1.4倍にまで膨れ上がっているというふうに聞いてもいます。

そういったことも総合的に勘案いたしまして、できるだけ早く、この物産館を建設して、そういった観光客もしっかりと宿毛に取り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ハードルが高い予算を使うということは、無理なことでしょうか。もう一度伺います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、川田議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたように、我々とい

たしましては、今の観光情勢にすぐさま対応したいということをまず第一におきまして、今年度中に建設をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第13号まで」の13議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題になっております「議案第14号から議案第20号まで」の7議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月27日、6月28日及び7月1日から7月3日までは休会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、6月27日、6月28日及び7月1日から7月3日までは休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月27日から7月3日までの7日間は休会し、7月4日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時56分 散会

議案付託表

令和6年第2回定例会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|-----------------------|----------------------------|---|
| 予算決算 常任委員会 (3件) | 議案第14号 議案第15号 議案第16号 | 令和6年度宿毛市一般会計補正予算について 令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について |
| 総務文教 常任委員会 (1件) | 議案第17号 | 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 産業厚生 常任委員会 (3件) | 議案第18号 議案第19号 議案第20号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 工事請負契約の変更について |

令和6年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（令和6年7月4日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第20号まで

（議案第1号から議案第13号まで、討論、表決）

（議案第14号から議案第20号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 意見書案第1号及び意見書案第2号について

意見書案第1号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

意見書案第2号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第20号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号

3 出席議員（14名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦 尻 学 典 君 |
| 3番 小 谷 翔 太 君 | 4番 川 村 圭 一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今 城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三 木 健 正 君 |
| 9番 川 田 栄 子 君 | 10番 川 村 三千代 君 |
| 11番 高 倉 真 弓 君 | 12番 野々下 昌 文 君 |
| 13番 松 浦 英 夫 君 | 14番 寺 田 公 一 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒 田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中 平 純 君 |
| 議事係 長 | 福 井 佑 君 |

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 上 村 秀 生 君
企 画 課 長 谷 本 裕 子 君
総 務 課 長 兼
選 挙 管 理 委 員 会
事 務 局 長 桑 原 一 君
危 機 管 理 課 長 有 田 巧 史 君
市 民 課 長 岡 本 武 君
税 務 課 長 朝 比 奈 淳 司 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 佐 藤 恵 介 君
健 康 推 進 課 長 松 田 ま な み 君
長 寿 政 策 課 長 酒 谷 幸 夫 君
環 境 課 長 谷 本 和 哉 君
人 権 推 進 課 長 川 村 志 保 君
産 業 振 興 課 長 岩 本 敬 二 君
商 工 観 光 課 長 長 山 敏 昭 君
土 木 課 長 太 田 芳 宏 君
都 市 建 設 課 長 小 島 裕 史 君
福 祉 事 務 所 長 畠 中 健 一 君
水 道 課 長 宮 本 潤 君
教 育 長 鎌 田 勇 人 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 和 田 克 哉 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 中 平 成 也 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 平 井 建 一 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号から議案第12号まで」の12議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第12号まで」の12議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第12号まで」の12議案は、これを承認することに決しました。

これより、議案第13号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第13号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第14号から議案第20号まで」の7議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（東 新君） 皆様おはようございます。予算決算常任委員長でございます。本委員会に付託されました議案第14号から議案第16号までの3議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分け、6月27日、28日の2日間にわたり審議を行いました。その後、7月3日の意見調整のために、全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案3件につきましては、議案第14号については、原案を不相当と認め、否決すべきものと決しました。議案第15号及び議案第16号については、議案を相当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算、12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、12節委託料、宿毛東団地第4工区区画変更に伴う測量設計業務委託料720万5,000円についてであります。

東団地の第4工区の開発完了のための必要な委託料を計上するものです。

委員からは、昨年度実施の鑑定評価はやり直しになるのではないかととの質問があり、執行部からは、鑑定評価に基づいて価格を決める方法と、開発行為などにおいては、開発に係る工事費などの諸経費を計上して、分譲地としての価

格を設定する2通りがある。

今回どの方法を選択するか、検討していきたいとの答弁がありました。

同じく12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料、木造住宅耐震診断調査事業委託料207万5,000円についてであります。

委員からは、申請件数が増えているとのことだが、今回被害が多かった地域からの申請は多いのかとの質問があり、執行部からは、市全体的な申請を受けている。今回の地震で、宿毛市の市民全般的に防災意識が高まり、地震対策への意識が高まってきているとの答弁がありました。

同じく、第2款総務費、第1項総務管理費、25目デジタル田園都市国家構想事業費、11節役務費6,000円、12節委託料704万円、17節備品購入費31万5,000円についてであります。

令和5年度に構築した宿毛IDサービスについて、コミュニティバスの利用に際してのポイント付与及び利用料の割引判定のサービスを提供しておりますが、これに加え、乗降位置のGPS情報のデータとして蓄積する機能を追加し、運行経路や便数等の見直しのための基礎情報として活用することで、利用者のニーズに合った地域公共交通サービスの提供を図るとの説明がありました。

これに対し、委員からは、GPS機能などを使用されることへの同意についてはどうなっているのか、との質問があり、執行部からは、宿毛IDの申請時に利用同意をいただき、運用しているとの答弁がありました。

委員からは、市民、特に高齢者にとって分かりづらいことなので、市が情報を受け取り、利用することをしっかりと伝えてほしいとの意見がありました。

続きまして、13ページ、第2款総務費、第2項徴税费、3目定額減税補足給付金費1億7,465万5,000円についてであります。

国の経済対策により実施される、国民1人につき4万円を減税する定額減税に対して、課税されている額が減税額に満たないことから、減税の恩恵を十分に受けられない方に差額分を調整給付として給付することにより、物価高による国民の負担軽減を図ることを目的に実施されているものであります。

委員からは、令和6年度中に退職した場合にはどうなるのかとの質問があり、執行部からは、給付額が少なかった方に対しては、国のほうから令和7年度に改めて不足分の給付を実施するということが通知されている。対象者は、8月に手続の案内を送る予定としている、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和6年度宿毛市一般会計補正予算、14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、10目価格高騰緊急支援給付金費6,603万7,000円について、御報告いたします。

本件は、物価高騰の影響の大きい低所得世帯の生活を支援するために、緊急支援給付金を支給しようとするものです。支給対象者は、令和6年度課税において、新たに住民税が非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯であり、支給金額は1世帯当たり10万円となります。加えて、対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯については、子供加算として、児童1人当たり5万円を支給しようとするものです。

委員からは、支給予定はいつかとの質問があり、執行部からは、7月下旬に対象者へ確認書と案内の文書を送り、返信確認をしてから処理

となる。8月下旬から随時支給する予定である、との答弁がありました。

続いて、16ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、17節備品購入費、家庭用生ごみ処理機購入費262万8,000円についてであります。

本件は、現在、沖の島町母島地区において利用する大型の生ごみ処理機が頻繁に故障を起こしており、同時期に導入した弘瀬地区、鶴来島地区の生ごみ処理機については老朽化が進み、既に使用不可能となっていることから、弘瀬地区と同じく家庭用生ごみ処理機を貸与しようとするものです。

委員からは、壊れた場合はどうなるのか、との質問があり、執行部からは、壊れた場合には、市で新しいものを無償で貸与する、との答弁がありました。

続いて、17ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、宿毛物産館建設工事費5,151万3,000円についてであります。

本件は、コロナ後の観光客の急増という観光情勢に対応するため、これまでになかった宿毛ならではの物産品などを購入することができる宿毛物産館を、道の駅すくもサニーサイドパーク内に建設しようとするものです。

今回、建設しようとする建物については、先月、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結した一般社団法人日本ムービングハウス協会の代表企業である株式会社アーキビジョン21の提供する移動式木造住宅、スマートモジュールを考えております。

物産館になる建物を移動式木造住宅としたのは、大規模災害時には応急仮設住宅として、被災現場に移動させることができるという利点があるなど、本市の最重要行政課題である災害に強いまちづくりの理念に合致しているものであ

るからです。

委員からは、物産館と応急仮設住宅との併用という形になっているが、物産館の目的は地元産品などを展示することで、地域の内外に普及していくもので、物産館の立ち位置としては恒久的な存在ではないか。応急仮設住宅は大規模な災害が起きたときに役立つものであり、また、今回の設置予定場所は、L2クラスの津波により浸水が予想される区域にもなっている。物産館と応急仮設住宅という突発的な状態で利用できるものが、どうしても目的が合致しない。

今回の物産館建設に関する認識を確認したいとの質問に対し、執行部からは、物産館の建設に移動式木造住宅を選択したが、応急仮設住宅をメインにしたわけではない。物産館の機能を充実させることを第一とした移動式木造住宅は、災害時には応急仮設住宅として活用することもできるもので、決して物産館の機能を低く見積もったわけではない。

今回の移動式木造住宅は、物産館として十分に来場者の期待に応えることができると判断し、選定したものである、との答弁がありました。

さらに、委員からは、移動式木造住宅に関しては、特許の関係上、アーキビジョン21との契約となるが、その他の基礎工事等に係る部分については、市内事業者を使うことはできないか、交渉は可能かとの質問に対し、執行部からは、交渉が可能であると考えており、市内業者に対応できる部分は市内業者を優先的にお願いするよう、最大限の検討をしていく予定である、との答弁がありました。

さらに、委員からは、物産館を建てるのであれば、やはり繁盛していかないといけない。品ぞろえも含め、来場者はどの程度見込んでいるのか、との質問に対し、執行部からは、コロナ前の平成30年の改修前だが、道の駅の来場者数は8万3,000人ほどと報告されている。

道の駅をリニューアルオープンした後の令和5年度の来場者数は21万人を記録している。そこだけ見ても、相当な方がリニューアルオープンした後、道の駅にお越しいただいております、物産館が建設され、さらに充実することによって、昨年の21万人を超えるさらなる来場者の増加が見込めるとの答弁がありました。

続いて、議案第16号別冊、令和6年度宿毛市へき地診療事業等特別会計補正予算、8ページ、第1款診療所費、第1項診療所費、2目診療費、11節役務費、通信運搬費13万3,000円及び13節使用料及び賃借料、オンライン診療用端末借上料、4万1,000円、17節備品購入費、ルーター購入費7万2,000円についてであります。

本件は、沖の島へき地診療所において実施しているオンライン診療に関する予算となります。沖の島で受診される方が、医師不在の場合などに大月病院、高知医療センターの医師によるオンライン診療を受けることができるようになっており、その際に必要なタブレット端末の借上げ、ルーターを購入しようとするものです。

委員からは、大月病院の医師等がオンライン診療を行う日はあらかじめ決まっているのか、との質問があり、執行部からは、オンライン診療については、何らかの理由により、医師が不在の場合に行うものですが、各医療機関から来ていただいている派遣医師の調整ができず、あらかじめ医師が不在となっていることが分かっている日は、オンライン診療となる旨を案内させていただいている。案内は全戸配布で、地区長文書により、島民の皆様にご周知させていただいている、との答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました3議案についての審議結果の報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀 景君） 総務文

教常任委員会委員長報告。

本委員会に付託されました議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第17号は、宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

担当課から丁寧な説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案1件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（高倉真弓君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件についての審査結果を御報告いたします。

議案第18号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めた条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正しようとする内閣府令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正しようとする内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事に水濠施設の改修を追加することにより、契約金額に変更が生じたので、議会の議決すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

また、追加工事に伴う工期への影響については、現在の工事進捗状況は計画より進んでおり、工期延長を伴わない変更となります。

審査の過程で、委員からは、水濠は新設ではなく、防水工事と深さの調整を簡単にすることはできないかとの質問に対し、執行部からは、水濠自体も地盤沈下により数センチ下がっており、単純な工事では対応できない。

合わせて、設置されたバーも古く、公認のバーに変える必要があるため、今回の変更となった、との答弁がありました。

以上3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審議した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

議案第14号に対しましては、浦尻学典君ほか1名から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻でございます。

議案第14号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び

会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正案について説明する前に、本修正動議の提案理由を御説明させていただきます。

今回、修正案を提出するのは、議案第14号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算、道の駅すくもサニーサイドパークにおける宿毛物産館建設工事費についてです。

まずもって、この修正動議は、サニーサイドパークへの物産館建設を恒久的に否定するものではございません。

目的としては、市民に対し十分に理解を得たサニーサイドパークへの物産館建設を目指すものであります。

先般、執行部より上記補正予算に関する説明を受け、慎重に議案審査を行った結果、本件を否決とし、補正予算に対する修正動議を提出することといたしました。

まず、サニーサイドパークにおける宿毛物産館建設工事に関してですが、現在、自動販売機を設置している東側の斜面に基礎をつくり、移動式木造住宅を設置し、物産館とする計画となっております。

そして災害時には、物産館を避難所や応急仮設住宅として活用を想定しているとのことです。しかしながら、大震災や洪水等の災害時には、サニーサイドパークが面している国道321号線が、道路陥没、土砂災害などで道路寸断が予想され、災害時に避難所や応急仮設住宅としての活用は難しいと考えます。

さらに、サニーサイドパークの管理棟が木造建築であることから、外観も重視し、その外観とマッチした、木をふんだんに使用した移動式木造住宅を設置していくと、執行部より説明がありましたが、提示された外観の仕様図は、通常の金属素材を用いた外観であり、とても管理棟とマッチした外見ではありませんでした。

そのため、サニーサイドパークで物産館を建てるのであれば、先ほど述べました災害時の対策として、耐震や免震構造を持つ物産館を地元事業者で公募入札して建設していくべきであると考えますが、地元事業者への建設は、2度行われた庁内検討会議で検討から外されていたと、執行部より説明を受けました。

さらに、今回の補正予算の段階で、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結した企業が扱っている移動式木造住宅を選定したと、執行部より説明も受けました。

しかし、先ほど述べたとおり、災害時での物産館の活用が難しいということを踏まえ、相手側がその企業ありきで予算計上されていることにも納得はできるものではありませんでした。

また、今回の物産館は物販機能のみで、キッチンなどは設置されていない計画になっております。ですが、サニーサイドパークは、宿毛市の観光情報を発信する道の駅として大変重要な拠点であると考えます。

例えば、観光情報として、宿毛市における食をアピールしていくためには、近隣の市内飲食店とのバランスにはもちろん配慮しつつ、フードコートなどの機能を持ち合わせた道の駅にするべきではないかと考えます。

上記の理由から、市民に対して十分な理解を得られることができず、議員としても説明責任が果たせないと考えます。

しかしながら、繰り返しになりますが、サニーサイドパークへの物産館建設を根幹から否定するものではございません。再度、宿毛市の物産館として事業構築をお願い申し上げます。

以上の理由により、議案第14号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算、第6款商工費、第1項商工費、5,151万3,000円を削除する修正動議を提出します。

修正案の説明になります。

議案第14号「令和6年度宿毛市一般会計補正予算」に対する修正案。

議案第14号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

歳入歳出の予算の補正の第1条、3億2,563万1,000円を2億7,411万8,000円に、歳入歳出予算の総額を、147億2,460万2,000円から146億7,308万9,000円に改める。

第1表歳入歳出予算、歳入中、第18款繰入金、第1項基金繰入金、13億7,879万6,000円を、13億8,018万3,000円に改める。

第21款市債、第1項市債、11億7,844万4,000円を、11億2,554万4,000円に改める。

歳出中、第6款商工費、第1項商工費、1億6,240万5,000円を、1億1,089万2,000円に改める。

第2表地方債補正。

商工観光施設整備事業、地方債限度額5,430万円を1,400万円に改める。

以上となります。

どうか議員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま御指摘のありましたとおり、140万が正しい数字になります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 浦尻君、恐れ入ります。どこが。

どの部分をこう言ったので、これに改めるという形で訂正をお願いします。

○2番（浦尻学典君） 修正箇所ですが、第2表、地方債補正、商工観光施設整備事業地方債

限度額5, 430万円を、先ほど1, 400万円というふうに発言いたしました、正しくは140万円に改める、でございます。

○議長（川村三千代君） これにて提出者の説明は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告並びに修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 8番、三木でございます。ただいまの修正議案に対しまして、提出者の浦尻議員に質疑を行います。

まず1点目でございますが、ただいま提案理由の説明の中に、説明の後に審議したというふうにおっしゃられておられましたが、この議会が始まって、議案が上程されて、執行部の説明が行われる前から修正動議の動きをしていたように見受けられましたが、その理由はどうなんでしょうか。まずここからお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻でございます。三木議員の質疑に対して回答いたします。

執行部からの説明以前に、そういった動きを見せていたということですが、そういった動きはしておりませんので、その回答にはちょっと、よく分からないというのが本音でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） その動きがないということで、ないようであれば、しょうがないというか、そういうふうに分けるとそうなんですけれども。

確かに手前であったように、まだ一般質問等が始まる前から、そういうふうな話を耳にしておりましたが、私の勘違いだったのでしょうか、ちょっと疑問は残りますが。

それでは、執行部から確かに、委員会で、産業厚生常任委員会の中でかなり深い議論がなされたのは、当然、私も委員ですので記憶にありますが、それ以前に、議案質疑という場がございます。これは一般質問3日目、一般質問終了後に議案に対する質疑が行うということがございますが、この時点で質疑すらも行っていないというのは、ちょっとまた理解し難いところなのですが、ここはなぜでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木委員の質疑に回答いたします。

議案質疑のほうでそういったものがなかったということですが、委員会のほうで、議案に関して、執行部と、説明を聞いて話したほうが、より深い議論ができると思いましたので、議案質疑のほうでは挙げてはおりませんでした。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 質疑する、しないは議員の自由でもございますが、修正をするほどの議案であるがゆえに、要は、委員会だけの説明、この本会議できちっと議事録に残る形で、まず問題を投げかけるというのが、ここは議員としてのやり方の問題でもあるので、細かく言うことはないかなと思いますが。

それでは、委員会が始まるまでに、例えば担当課に行くなどして、この内容について知ろうとした経緯、そういったところはなかったでしょうか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に対して回答いたします。

議案前に、執行部に対してそういった質問に伺ったかということだったと思うのですが、委員会前に執行部に対しては一度お伺いして、どういった内容でしょうかということで説明をお

願いました。

ですが、委員会のほうで詳しく説明させていただきますのでという回答をいただきましたので、それ以上は特には御質問はしませんでした。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、修正しなければいけない理由ですけれども、特にお聞きしたいところがございます。

発災時における、今回の提案されております移動式木造住宅の活用についての部分、すみませんが、もう少し詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答させていただきたいと思うのですが。

先ほど修正の中で出た防災に関する項目のことだったと思うのですが、サニーサイドパークの立地条件、地理的条件が、国道321号線が道路陥没や土砂災害によって道路寸断が予想される場所で、移動式木造住宅は災害時に避難所や応急仮設住宅としての活用は難しいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 災害をあまりにも固定し過ぎているのではないかと思います。その前に、この災害時でもう少しお伺いしていきたいのですが。

このアーキビジョン21、今回、契約予定先というか、想定しているところで、執行部からの説明があったこのアーキビジョン21のホームページ等で、この会社のスマートモジュールに関する部分というのは、確認はされておりますか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

委員会の後、執行部の説明の後に、ホームページ等は確認はさせていただいております。

詳しい数字等の情報とは、まだ記憶はできてはいないのですが、一通り確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 一通り確認をしているというところで、それではお伺いをいたします。

このスマートモジュールの活用事例の中に、災害に向けたスマートモジュールの活用という部分で事例が出ております。この中に、ただいま答弁されておりました津波ですとか、災害時、地震や洪水などでは利用できないのではないかとというふうに推測されておられるようですが、決して、災害というのは津波や地震や、そういったものだけではなく、この活用事例にもありますように、今回、全世界で猛威を振りました新型コロナウイルスがありました。また今後も、今回を教訓にして、こういったもの一つの備えとして、備えておくべきではないかと。市民の生命、財産を守る上においては、これも一つの災害でありまして、この活用事例の中に、療養施設として設置したという部分があります。

これは、後に研修事務所に使われたりとか、そういうふうにしたから、別の活用がされておられます。

また、2020年7月の九州豪雨におきましては、70世帯にこれが供給されて、当時はまだ新型コロナウイルスが蔓延しておりましたので、密を回避するという点でも、非常にこれが有効であったと。

要は、場所の問題とはおっしゃられますが、あの場所が必ずしもそこから移動ができなくなるというふうなことは、そこだけについての否

定論というのはおかしいのではないかというふうに思いますが、この点についてはどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

災害時以外にも、新型コロナウイルスのそういった利用が考えられるということのお話があったと思うんですが、災害時は、最大の規模で災害が来ることを想定して、そういったものを行っていくものだと考えますし、先般、委員会のほうでも、そういった道の駅にも災害対策施設を用意しておくべきだというお話があったと思うのですが、確か、三木議員からお話が、そういったことがあったと思いますので、こういった災害の対策は最大規模で考えていくべきかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ちょっと答弁になってないような気がします。

最大規模で考えることは、確かに重要だとは思いますが。そうであれば、最大規模で考えるということになれば、市内一円に対して、全ての手が打てないということにつながってきやしませんでしょうか。

ここだけを取り上げて、それが該当するというのは、いささか疑問に感じますが、それはどういうふうに考えられますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

今、最大規模ということになったら、市内全体がというお話もあったと思うのですが、必ずしも市内全域がということでもないとは思いますが。

応急仮設住宅というふうになったら、全壊と

か半壊とか、そういった状況にはなってきて、高台などにそういったものを移動させていくというお話にはなると思っていますので。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 今の答弁は非常に矛盾しているのではないかと。

市内というわけではないと言いつつ、ここだけを取り上げて、ここはできないと言っているようにしか聞こえないのですが、もう一度その点、お聞かせ願えますでしょうか。

要は、どうしてもここだけが最大のことを想定して、ここに関しての全ての否定的な部分のふうには受け取れるわけです。また、今後予定されておる、市から行う事業においても、例えば避難道の整備であったりとか、避難所の整備であったりとかというのは、また、今後起きてくるであろう災害対策に対して取り組んでいくべき事項があります。それを建設する場所を、そこだけを取り出して、土砂崩れがあるからじゃないかとか、ここじゃ駄目じゃないかという議論が、常に繰り返されるようであれば、これ一切、災害の対策は進まないというふうになっていきます。その点、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻でございます。

先ほどの質疑に対してなんですが、木造移動式住宅を常時設置して、そこだけで最大規模の想定をしているというお話ではありましたが、常時設置している状態であれば、損傷が考えられるのではないかなというふうには思っておるんですね。

現在、そのサニーサイドパークのほうで、あまり動かさず、常設するというような形になるというふうに考えてはいるんですが、もし移動

できないのであれば、常時、設置した損傷の可能性があるのではないかなど。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 先般、今回の議会の一般質問でも多く取り上げられておりましたが、例えば給水車の問題がございました。この間の豊後水道の地震において。必要な場所に必要な救助といいますか、必要な状態をつくるのが重要じゃないかというふうに、多くの議員から質問もございました。

移動できないのではないかという時点が、まず、さっき言った災害を固定化している、できない状態だけを取り上げているということが疑問に思うのが1点と、それから、移動することによって、必要な場所に必要な状況に応じて必要な活用ができるという、メリットを有しているというふうに私は理解しております。

そうした点からすると、移動できる状態であれば移動して、市民の皆様に使っていただければいいと。これは非常にスマートな考え方ではないかと思うのですが、その点も踏まえて、次の質問ですけれども。

今、SNSとかメディアの活用というのは、非常に大きな活力、大きな一つの力になっている。今後の道の駅の運営においても、ある意味、絶対条件とされている今日でございますが、今回、議案に挙げられている移動式木造住宅の物産館としての利活用というのは、普通に考えて、別で切り離して考えるべきじゃないかというふうな形のおっしゃられておりましたけれども、仮設住宅は仮設住宅で準備をして、災害が起きるまでは放置というか保存しておくという活用よりも、平素は物産館として、地域経済の振興に寄与する建物にしておいて、災害時にはそうした活用ができるというふうに捉えると、非常に注目度の高い建物になるのではないかと

いうふうに私は思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

SNS、非常に話題性があるのではないかとこのお話ですが、先ほど述べました中にありましたが、地域、地元事業者の理解を得られた状態で、例えば免震だとか耐震、そういった設備をつくって行って、フードコートの話もいたしました。そういった宿毛市の観光情報として、宿毛市の食をアピールしていく拠点にすれば、そういったSNSへの注目度というのは高いのではないのでしょうか。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 常設、この部分だけで、耐震性や免震性というふうにおっしゃられたけれども、すみません、この建物、その部分で非常に大きな特許を持っています。

これ移動式にもかかわらず、それをクリアした建物です。それも、単純にホームページに出ています。それすらも確認はされていないということでしょうか。

ちょっと執行部の答弁の中にも一部あったんですけれども、耐久性で約、通常のもの4倍、100年以上の性能を発揮するということで、特許の認定を受けております。

それから、耐震性においては4倍から10倍、通常の木造住宅に比べてですね。というふうなものが、きちっと明記されておられます。

ということは、その耐震性や免震性というのは、もう既にこの建物でクリアされているのではないかと思います。その点お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木

議員の質疑に回答いたします。

先ほど、移動式木造住宅が、耐震や免震の特許技術を持っているということですが、もちろんそれは確認はしております。

先ほど、免震とか耐震とかというお話したのは、もちろんそういった道の駅施設の防災とか、そういった対策が必要だということと、一番大事なことは、市民に対して理解が得られているかということですね。

先ほど、免震、耐震のお話をしたところで、地元事業者での建設はというお話、公募入札しというお話もいたしました。

そういった、一般市民に対して、十分な理解を得られるということが、重要なことではないかと考えておりますので。

耐震とか免震とかは、確かに重要なことではございますが、そこは今回の趣旨ではないということですね。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ただいま、理解が得られていないというふうな発言がございましたが、今回の執行部から説明の中にもございましたが、このサニーサイドパークは、平成30年に8万3,000人の来場者を記録しており、リニューアルした後に、令和5年度の実績が、これ実に21万人を超えている状況です。

そういうところから考えると、私のお土産店を経営した経験から申し上げますと、当時100事業者を超える市内のお土産等に関する、この地元の特産品を販売する生産者の方が登録をされて、申請をされて、お土産店で出店をいただいておりますが、この中には、当然のことながら、宿毛市を代表する生産品で、文旦や小夏の生産農家さん、それから先日、補助事業を実施した水産加工事業者さんも多くいて、その売上げの多くを、その部分であげることができ

ておりました。

またほかにも、小さな、本当に手作業でつくっている、工芸品や手芸品を出展される方もたくさんおられました。

そこで、その地域住民の声とは申しますが、この事業者が今回、この道の駅で物産館を実施するに当たり、この方たちの、本当の今後の宿毛の経済状態を上げていく上での手がかりとなる、この生産事業者さんに対しても同じことが言えるのか。早期にこのタイミングで、21万人という目の前にお客さんがいる、お客さんの候補者がいる中で、100を超える事業者、これ登録事業者だけですので、もっと言えばもっとたくさん、当然あると思うんですね。

その人たちの、この21万人の来場者を目にした顧客の候補者に対して、この最大のビジネスチャンスになるというふうに、私は考えるのですが、いわゆる生産事業者の部分に立った立ち位置で、このチャンスロスになりかねないことに対してはどのようにお考えか、この部分をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木委員の質疑に回答いたします。

そうですね、ちょっと僕の修正の説明とは異なる場所があったので、その点について、説明させていただきたいと思うんですが。

多分、三木議員の質疑の内容だと、サニーサイドパークへの物産館の建設を否定しているというふうな論議に聞こえましたが、繰り返しになりますが、今回の修正動議は、サニーサイドパークへの物産館建設を恒久的に否定するものではありません。

目的としては、市民に対し、十分に理解を得られたサニーサイドパークの物産館の建設を目指すものだというふうに、冒頭、私が申し上げたと思いますので、あくまで恒久的に否定す

るものでは、まずないということと、確かに今回の件で時間はかかるかもしれませんが、スピード感を持って行っていただきたいというふうには考えてはおります。

決して否定するものではございません。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 恒久的に否定するものでもない、もちろんそうなんでしょうけれども、今、私が申し上げているのは、今このタイミングでなければならぬ事業であるというふうに、私は認識をしているわけですね。

また、アフターコロナの後で、令和5年度で21万人、この後、まだインバウンドやテレビドラマの影響もあって急増が見込まれているわけです。

そうすると、その場で販売する生産者にとっては最大のチャンスはこのタイミング、そして今回スマートモジュールという建物が、もう一つ理由になっている部分においては、工期が非常に短いと。短期間で設置ができる。要は、年内に運営を開始することを目指して、想定して、動かれているということを説明もございましたが、時間をかけることで、私が言ったのは、時間をかけることでチャンスロスになるんじゃないかということを申し上げておりますので、その点、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

時間のロスがチャンスを逃すことになるというお話だったと思うんですが、先ほども申し上げましたとおり、早急に御対応していただければというふうには考えております。

あくまで今回、移動式木造住宅が、設置が早いというお話もありましたが、ほかの事業者との比較対照等は、執行部からの説明は私も受け

てはおりませんでしたので、その点どうなのかということもそうなんです、時間に関しては、早急に対応していただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） すみません、今ちょっと聞き漏らしたので申し訳ない、もう一回聞きます。

今、比較対照という部分があったと思うんですけども、何を比較対照って言われたか、ちょっと聞き取れなかったので、もう一回お願いいたします。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

比較対照ですが、先ほど移動式木造住宅の設置が早く進むというお話があったので。

例えば、地元事業者でそういった建物を建てた際と、比較したのでしょうかというお話です。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 逆に申し上げますと、比較対照は分からない状態で、今回、修正動議を出されたという解釈になりますけれども、いいでしょうか。

出された浦尻議員に関しても、状況が分からない。もしかしたらこれが本当に早いかもしれない。

実際に同じ場所と、全く同じ条件でやって、競争でよいスタートというわけではいかないので、参考までですけれども、これもホームページにも出ていますけれども、異常なスピードで設置がされていております。災害があったということもそうですけれども、通常に仮設住宅を建てることを考えると、恐らく2週間から3週間で50棟、60棟という形で、どんどん

できていっているわけですね。

そういった部分でいくと、工期の短縮っていうのが、工期が短くなるというところでの特許というふうな部分もございますので、比較対照を示されなかったからといって、それが理由になるのかどうか、いささかそこも疑問ではあります。

それともう1点、例えば、今からいろいろ建築されていく建物の中でも、必ず今、この御時世というか、今、災害への備えをしつつ、公共事業を行うというのはもう常識になってきているわけですが、これやらなければならない、必要不可欠な要素でもあると考えますが、今回のこの部分というのは、要は防災っていうのは、ただ免震とか耐震とかいうことではなくて、何の防災をこの建物として有しているかということが、非常に大きな要素になると思うんですけれども。

その部分については、これはそれを満たしていないというふうに考えられているのか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） すみません、少し熱くなってしまいまして、自分の意見を押しつける部分が多く見受けられたと思います。お聞き苦しいところ、大変失礼いたしました。

1点質問させていただきたいところがございます。あと2点ほどございますが、お願いいたします。

提案理由の説明の中で、庁内プロジェクトチームで、今回の企画を進めていかれたというふ

うな形のくだりの部分で、市内事業者が検討からも、既に最初から外れていたというふうな、ちょっと聞き取れなかったんで、そういうふうな文言があったと思うんですが、一般質問の答弁においては、このプロジェクト会議ではどこに建てるか、どのような機能をもたらすか、どの程度の設備をするか、どれだけの予算をかけるかなど、様々な議論の末、云々というふうな形で答弁をされておられます。

その中で、この市内事業者が最初から検討から外れていたというふうなところは該当しないのではないかと思います。この点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に回答いたします。

回答いたします前に、先ほど私の発言の中で、地元事業者への建設は、2度行われた庁内検討会議で検討から外されていたという旨の話がありましたが、そちらのほうは誤りでしたので訂正いたします。

ここから質問の回答にはなるんですが、あくまで文章を読み上げたのは、結果として外されたというふうなことを伝えなかった文章でした。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは最後になりますが、先ほど申しあげました市内事業者への発注という部分においては、可能な限り市内事業者への発注を、契約相手方と協議をしていくというふうに、委員長報告の中にも盛り込んでおられましたけれども、そういうふうな形で市内事業者をできる限り使うという形で、今後は協議を進めていくというふうにおっしゃっていただけますが、市内事業者を本当に優先に使うというのは、ずっと、何の事業においても常に課題になっておるところでございます。

当然、市内でできるものであれば、当然、市内事業者を使っていくという形になるかと思えます。

ただ、今回、その議案に上がっておりますスマートモデューロという建物自体の特殊性というものを鑑みたときには、その部分においては、いささかどこでもまねができるものではないのではないかなというふうに、私は思っております。

また、それ以外の工事の部分に関しては、先ほど申し上げましたように、市内事業者への発注を、今後も協議をしていくというふうに答弁をしておられますので、その部分について、要は市内事業者への発注という部分をどこまでの部分で捉えておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 2番、浦尻です。三木議員の質疑に対して回答いたします。

どこまでで考えているかということですが、今回、サニーサイドパークへ物産館を建築するに当たって、地元事業者に公募入札してという話もしましたので、物産館の建築の段階から入ってくるのではないかというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） それでは、これで質問を終わりますが、公募入札というのは、同じ条件に対しての公募入札、同じものを建てる、この一つのを建てるに当たっての公募入札というのが私の捉え方でありまして、違うものを作る際には、公募入札って基準がないものなので、ここはプロポーザルであったりとか、提案型であったりとかっていう形、どの規格を採用するかというふうになるかと思えますので、公募入札によってされなかったということは、

ちょっと該当しないのではないかというふうに思いますので、その点ちょっとすみません、言い添えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ただいまより議案第14号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第3号）、第6款第1項5目14節工事請負費、宿毛市物産館建設工事費、5,151万3,000円の原案に賛成し、修正動議に反対の立場から討論をいたします。

この事業は、新たな道の駅構想として、庁内で昨年からの建設場所や規模、予算などについて検討した結果、新たな場所ではなく、現在の道の駅に物産館を整備し機能強化を図るべきとの結論により、取り組む事業であります。

事業内容としては、株式会社アーキビジョン21のムービングハウス2棟を連結し、物産館として活用をしようとするものであります。

なお、道の駅サニーサイドパークの入場者は、平成30年の8万3,000人から大幅に増加をしており、リニューアルオープン後の令和5年には21万人を超えている現状であります。しかし、宿毛のお土産物などを購入したい観光客等のニーズには応えることができていない状況にあります。

宿毛ならではの土産物を買うことができる、物販機能を強化する目的として、物産館を建設するものであります。

この建物は運搬することができ、大規模な豪雨災害などがあった場合には、被災地へ運搬し、応急避難住宅や避難所として運用が可能となっております。

今回の事業関連の大きな利点の一つには、5月21日、もともと協議を重ねてきた日本ムービングハウス協会の代表企業である株式会社アーキビジョン21と、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書を結ぶことができたことにあります。

いつ南海トラフ地震が起きるとも分かりません。災害の規模も予想もつきませんが、仮に津波が発生すれば、壊滅的な被害となることは予想されます。被災後の市民の生活基盤をいち早く立て直していく上で、欠かせない、早い段階での応急避難住宅や応急仮設住宅の提供を優先的に受けることができることは、市民にとっては本当にありがたいことであります。

今回の能登半島においても、石川県内で初めて応急仮設住宅が建設をされ、県で最初の入居となったのも、輪島市のムービングハウスでありました。

移動ができる木造住宅で、早く施工することができ、強度があり、遮音性、断熱性に優れていると輪島市の方は言われております。この状況を知っただけでも安心感があります。

さて、今回の宿毛市物産館建設工事費5,151万3,000円についてでございますが、問題視される一つとして、5,000万円を超える事業を1社随契にすることができるのか。なぜ1社決め打ちなのかというところがあるかと思えます。

これは、随意契約の根拠法である地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に不動産の買入れ、または借入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、処理、加工または納入に使用させるため、必要な物品の売払い、その他の契

約で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときがあり、後段のその性質または目的が競争入札に適しないものに該当するかどうかという点が焦点になるわけですが、これに該当するケースというのが、当該建設工事等の業務執行に特殊な技術を要し、他に当該業務を請け負えるものがない場合、これは高知県土木部の建設工事随意契約の事務取扱要領にあります、などが該当します。

今回、宿毛市が物産館として、設置を検討している移動式木造住宅は、有名ハウスメーカー等も製造、運搬、設置を試みておりますが、製造はできても、それを移送して現場に設置する際に生じる誤差を、一定の数値以内にできていないのが現状で、それができるのはアーキビジョン21だけだということで、建造物の移送方法において特許を取得しており、特許番号5830191号となっております。

なお、アーキビジョン21は、そのほかにも特許を持っており、それには遮音効果を有するとともに、施工工期が短く、間仕切り変更等を容易に行うことができる高品質の木造建築物を提供するというふうに概要が紹介されており、特許番号が4386885号となっております。

この様な理由から、宿毛市が提案する工事については、その工事の実施に必要な特殊な技術を、日本で唯一保有しているアーキビジョン21との1社随契となっており、納得できる場所でもあります。

また市内業者を優先すべきではないかとの批判もお聞きします。公共工事を実施する上で、市内業者優先の視点が大事なのももちろん承知をしているところであります。

今回の物産館建設事業は、今ある道の駅の敷地内に物産館を新設するという、市としての方向性が決まっております。上物については、特許があるものなので、業者を特定されるのかも

しませんが、それ以外の工事については、できる限り市内業者を入れるように契約相手と協議していくと、執行部も委員会で答弁をしております。これも納得できない内容であります。

そしてもう一点、市民の意向調査をしていない。意向確認をすべきだとの意見もございます。

私は、そもそも、今ある道の駅の機能強化を図り、充実させようとするのに、あえて意向調査の必要があるのかということでもあります。物産館が市民に不利益を及ぼすものではないし、先ほども申しましたが、昨今の観光需要を取り込むことができれば、むしろ市内にはプラスの経済効果が期待できるのではないのでしょうか。

以上のことを鑑み、今回の修正動議の提出は全く当たらない。正当な判断ではないと申し上げ、修正動議に反対の立場で討論といたします。

多くの皆様に賛同を求め、私の反対討論を終わります。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 8番、三木でございます。私は、ただいま議題となっております議案第14号の修正議案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

サニーサイドパークの来場者は平成30年に8万3,000人、リニューアルオープンした令和5年度実績には、実に21万人を超えている状況を踏まえ、宿毛市内の生産者にとっては、この21万人の顧客に対するビジネスチャンスである。すなわち、地域の産業を守り地域の振興に寄与する観点から、早期に進めるべき事業であり、アフターコロナの観光客の急増に対して速やかに対応することと同時に、建設費の高騰もとどまることなく続いている今、年内の運用開始を想定している本事業を展開することが、市民の利益につながると考えております。

物価高騰、燃料高騰も続く今、一時でも早く、また1社でも、また一人でも多くの市民に利益

を生むチャンスにつながると考えております。

また、予定されているムービングハウスは、先ほどの討論にもございましたが、二つの特許を有しております。

加工に係る部分と輸送に係る部分、この点において設置される、今後の道の駅の運営においては、こういった要素がSNSやメディアの活用によって、非常に有利に働くのではないかとというふうに確信をしております。

ただ、仮設住宅を準備して、災害が起きるまで保存しておくという準備よりも、平素は物産館として地域経済の活性化や地域振興に寄与し、発災時にはその備えともなるという点で、非常に注目度が高くなるものとも思います。

本市の上げる災害に強いまちづくりは、多岐にわたる備えや計画によって作り上げていくものであり、その中の一つの実施項目としては、非常に合致しているのではないかとというふうに考えます。

また、近年多発しております線状降水帯による集中豪雨での浸水などの発災時には、仮設住宅としての活用ではなく、例えばけがをされた方の救護室や、乳幼児のための授乳室にも使えるなど、言わば状況に応じて必要な場所で、必要に対応した活用ができるものと想定をいたします。

サニーサイドパークのリニューアル後に多く寄せられている意見の中にも、お土産や地域特産品を求める声が多くあり、その市民や市外の観光客の意見に対応した本事業の推進を、重ねて申し上げますが、地域の生産事業者の下支えになることを含めて、いま一度皆様の再考をいただきまして、議員の皆様には賛同いただけますようお願いをいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ただいま議題となっ

ております議案第14号、一般会計補正予算（第3号）の修正動議に反対の立場から討論を行います。

本議案につきましては、道の駅サニーサイドパークに移動式木造住宅による物産館を建設しようとするもので、より多くの宿毛市内外の方々に、これまで以上に宿毛の魅力を発信しようとするもので、市職員のプロジェクトチームから出てきたプランを具現化しようとするものであり、動議につきましては、物産館の建設に対して、説明不足として白紙撤回を求めるものとなっています。

議会は、執行部から提案された議案に対して、宿毛市や宿毛市民にとって、どのような影響があるかを鑑み、議員各位が自らの判断の上で最終決定を下す宿毛市の最高決定機関であり、今回の議案に対しては、一般質問、質疑、委員会調査を通じて、執行部からは丁寧な説明がなされてきました。

物産館の建設計画については、議会前から、先日、議会に対して請願を提出している市内業者から、多くの議員に対して議案の内容の説明を求める連絡が寄せられてきております。

今回の修正動議が、市内業者利用という、よもやその流れの中で行われようとしているのであれば、一部の地元業者への利益誘導になりかねないかと、市政に対するゆゆしき事態になりはしないかと、大変な危惧をするところであります。

物産館をすくもサニーサイドパークに建設することが宿毛市にとって必要なのか否か、議案の本質を見詰める中で判断をすべきだと考えております。

議員各位の賢明なる御判断をお願いして、討論といたします。

○議長（川村三千代君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

まず、浦尻学典君ほか1名から提出されました修正案について、電子表決により採決いたします。

本案は、本修正案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成7名、反対6名で、賛成多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、電子表決により採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、全員賛成であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

これより議案第15号から議案第20号までの6議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号から議案第20号までの6議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果は、全員賛成であります。

よって議案第15号から議案第20号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件を一括議題といたします。

この際、「意見書案第1号及び意見書案第2号」について、提案理由の説明を求めます。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 12番、野々下昌文でございます。

ただいまより、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー、循環経済の一層の推進を求める意見書案を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んでまいりました。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めております。地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー、循環経済の一層の推進をするために、以下の事項について、

特段の取組を求めるものであります。

記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。

1. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

1. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

多くの皆様の賛同を求めて、提案理由の説明といたします。

○議長（川村三千代君） これにて、意見書案第1号に関する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

続いて、意見書案第2号の提案理由の説明を求めます。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 12番、野々下昌文でございます。

意見書案第2号の説明をいたします。

聴覚補助機器等の積極的な活用へ支援を求める意見書案を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加をしております。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されております。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器であります。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。

近年、これら2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発をされております。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっております。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえ、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める次第でございます。

記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家等の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

1. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一

環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

1. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

以上、申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

多くの皆様の賛同を求め、提案理由の説明を終わります。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ございませ

んか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第1号及び意見書案第2号の2件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に一任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月17日に開会しました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申上げました20議案のうち、19議案について、原案のとおり御決定をいただきました。

また、ただいま議案第14号、令和6年度宿毛市一般会計補正予算につきましては、修正案が可決をされました。可決された内容を重く受け止め、宿毛物産館建設工事につきましては、再度、内容を十分精査してまいります。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたい、そのように考えております。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和6年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 川村 三千代

宿毛市議会副議長 三木 健正

議員 今城 隆

議員 堀 景

令和6年7月3日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 東 新

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|------------------------------|------|-----|
| 議案第14号 | 令和6年度宿毛市一般会計補正予算について | 否決 | 不適當 |
| 議案第15号 | 令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適當 |
| 議案第16号 | 令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適當 |

令和6年6月27日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|---|------|----|
| 議案第17号 | 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |

令和6年6月28日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--|------|----|
| 議案第18号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第19号 | 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第20号 | 工事請負契約の変更について | 原案可決 | 適当 |

令和6年7月3日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

提出者 宿毛市議会議員 浦 尻 学 典
〃 井 上 将

修正案の提出について

下記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び宿毛市議会会議規則第17条の規定により提出する。

記

議案第14号 令和6年度宿毛市一般会計補正予算

(別紙) 令和6年度宿毛市一般会計補正予算修正案

第1条 予算の歳入歳出予算の総額を「14,724,602千円」から「14,673,089千円」に修正する。

第1条の2「第1表 歳入歳出予算補正」及び、第2条「第2表 地方債補正」を以下のよう
に修正する。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 原案金額 | 差引増減 | | 修正金額 | 備考 |
|--------|---------|------------|-------|--------|------------|----|
| | | | 増 | 減 | | |
| 18 繰入金 | | | | | | |
| | 1 基金繰入金 | 1,378,796 | 1,400 | 13 | 1,380,183 | |
| 21 市債 | | | | | 0 | |
| | 1 市債 | 1,178,444 | | 52,900 | 1,125,544 | |
| 歳入合計 | | 14,724,602 | 1,400 | 52,913 | 14,673,089 | |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 原案金額 | 差引増減 | | 修正金額 | 備考 |
|-------|-------|------------|------|--------|------------|----|
| | | | 増 | 減 | | |
| 6 商工費 | | | | | 0 | |
| | 1 商工費 | 162,405 | | 51,513 | 110,892 | |
| 歳出合計 | | 14,724,602 | 0 | 51,513 | 14,673,089 | |

第2表 地方債補正

(単位 千円)

| 起債の目的 | 原案限度額 | 差引増減 | | 修正限度額 | 備考 |
|------------|--------|------|--------|-------|----|
| | | 増 | 減 | | |
| 商工観光施設整備事業 | 54,300 | | 52,900 | 1,400 | |
| 計 | 54,300 | | 52,900 | 1,400 | |

令和6年6月27日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和6年6月28日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和6年7月 3日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月27日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 宿毛市議会議員 | 野々下 | 昌文 |
| 賛成者 | 宿毛市議会議員 | 井上 | 将 |
| 〃 | 〃 | 三木 | 健正 |
| 〃 | 〃 | 浦尻 | 学典 |
| 〃 | 〃 | 川村 | 圭一 |

宿毛市議会議長 川村 三千代 殿

説明 口頭

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を
求める意見書（案）

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等

を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

3. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

宿毛市議会議長 川村 三千代

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

意見書案第2号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月27日提出

提出者 宿毛市議会議員 野々下 昌 文

賛成者 宿毛市議会議員 浦 尻 学 典

〃 〃 井 上 将

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

説明 口頭

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これら2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

宿毛市議会議長 川 村 三千代

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣 殿

内閣府特命担当大臣（共生社会担当） 殿

総 務 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和6年第2回定例会

| 質問 順位 | 質問議員 | 質 問 の 要 旨 |
|----------|--------------|---|
| 1 | 1 番 井上 将君 | <p>1 スポーツ振興について（市長、教育長）</p> <p>(1) 直近3年のスポーツ大会、合宿・練習の誘致実績について</p> <p>(2) 各施設の修繕、改修計画について</p> <p>(3) 外部大会参加補助の検討について</p> <p>2 認知症対策について（市長）</p> <p>(1) オンライン健脳カフェ事業について</p> <p>(2) 補聴器購入時の補助金制度の創設について</p> <p>3 九州へのフェリー航路創設について（市長）</p> <p>(1) 宿毛佐伯フェリー航路休止の経緯と現状について</p> <p>(2) 九州へのフェリー航路のメリットや必要性について</p> <p>(3) 九州へのフェリー航路創設について</p> |
| 2 | 7 番 堀 景君 | <p>1 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 豊後水道沖地震について</p> <p>ア 被害状況について</p> <p>イ 義援金について</p> <p>(2) 今後の南海トラフ地震対策について</p> <p>ア 事前復興まちづくり計画での地域ワークショップの日程について</p> <p>イ 長期浸水対策について</p> <p>2 教育対策について（教育長）</p> <p>(1) 中学校部活動の地域移行について</p> <p>ア 地域移行の現状について</p> <p>イ 活動費の支援について</p> <p>ウ 今後の地域移行の取組について</p> <p>3 食品加工業者における支援について（市長）</p> <p>(1) 食品加工業継続支援事業費補助金について</p> <p>ア 申請状況について</p> <p>イ 今後の支援について</p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| | | <p>4 離島対策について（市長）</p> <p>(1) 沖の島、鶴来島のし尿処理について</p> <p>(2) 妹背山、龍頭山の木の伐採について</p> |
| 3 | 6番 今城 隆君 | <p>1 「特定利用港湾」について（市長）</p> <p>(1) 住民への内容説明及び地元合意について</p> <p>(2) 今後の宿毛湾港活用及び整備計画について</p> <p>2 すくも湾漁協について（市長）</p> <p>(1) 組合員資格審査について</p> <p>(2) 漁船の解体処分について</p> <p>(3) 宿毛湾港整備に係る漁業補償契約について</p> <p>3 標準時数を上回る教育課程の見直しについて（教育長）</p> <p>4 西地区学校建設及び宿毛小中学校維持管理業務について （教育長）</p> <p>(1) 西地区小中学校の基本計画の進捗について</p> <p>(2) 宿毛小中学校維持管理について</p> |
| 4 | 8番 三木健正君 | <p>1 豊後水道地震により被害を受けられた方々への災害義援金について（市長）</p> <p>(1) 現在の状況について</p> <p>(2) 義援金の配付について</p> <p>(3) スケジュールについて</p> <p>2 宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金について（市長）</p> <p>(1) 申請及び実施状況について</p> <p>(2) 今後について</p> <p>3 宿毛物産館建設事業について（市長）</p> <p>(1) 宿毛物産館の認識について</p> <p>(2) 本事業計画策定の経過について</p> <p>(3) 発災時の応急仮設住宅としての活用について</p> <p>(4) 事業スケジュールについて</p> <p>(5) 業者の選定について</p> <p>(6) 建設予定地について</p> |

| | | |
|---|---------------|---|
| 5 | 4 番 川村圭一君 | <p>1 危機管理状況について（市長、教育長）</p> <p>(1) 耐震基準の現状と改善計画について</p> <p>ア 宿毛市の公共施設や学校の耐震基準の設定について</p> <p>イ 現在の耐震基準を満たしていない施設の改善計画について</p> <p>(2) 耐震補強の進捗状況について</p> <p>ア 耐震補強工事の進捗状況について</p> <p>イ 耐震補強工事の今後のスケジュールについて</p> <p>(3) 民間住宅の耐震対策について</p> <p>ア 民間住宅に対する耐震診断、設計、工事の支援について</p> <p>イ 住民への啓発運動の強化について</p> <p>(4) 防災教育と訓練について</p> <p>ア 学校の防災教育の現状について</p> <p>イ 学校の定期的な防災訓練の実施状況について</p> <p>(5) 災害時の避難所の耐震性について</p> <p>ア 指定避難所の耐震性について</p> <p>イ 指定避難所の耐震化に向けた今後の取組について</p> <p>2 人口減少対策について（市長）</p> <p>(1) 人口減少の現状について</p> <p>ア 宿毛市の人口推移について</p> <p>イ 人口減少が顕著な地域と減少要因について</p> <p>(2) 市が行ってきた移住・定住施策について</p> <p>ア 若者定住促進策について</p> <p>イ 子育て支援策について</p> <p>ウ 移住促進策について</p> <p>(3) 人口減少対策総合交付金について</p> <p>ア 人口減少対策総合交付金事業の進捗状況について</p> |
| 6 | 11 番 高倉真弓君 | <p>1 豊後水道地震後の防災対策について（市長）</p> <p>(1) 初期対応と災害対策本部について</p> <p>(2) 災害状況の内容と復旧状況について</p> <p>(3) 仮設住宅用地の対策について</p> <p>(4) 被災者支援について</p> <p>(5) 大規模災害時の総合運動公園の位置付けについて</p> <p>(6) 「生命の道」高速道路の現況展望について</p> <p>2 市役所と各支所の窓口業務の連携について（市長）</p> <p>(1) 市役所と各支所の事務手続きの流れについて</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 7 | 3 番 小谷翔太君 | <p>1 災害の対応について（市長）</p> <p>（1）避難行動個別支援計画について</p> <p>ア 計画の概要について</p> <p>イ 作成対象者について</p> <p>ウ 情報共有について</p> <p>2 宿毛市自転車を活用したまちづくり計画推進に向けた課題について（市長）</p> <p>（1）自転車に配慮した道路の整備について</p> <p>（2）自転車整備環境について</p> <p>3 奨学金返還支援制度の拡充について（市長）</p> <p>（1）現行の支援制度について</p> <p>（2）支援制度の拡充について</p> <p>4 行政事務について（市長）</p> <p>（1）補助金交付申請の手続きについて</p> <p>（2）文書の発送の効率化について</p> |
| 8 | 1 2 番 野々下昌文君 | <p>1 被害ケースマネジメントについて（市長）</p> <p>（1）被災者を伴走支援する災害ケースマネジメントについて</p> <p>2 大災害時の避難生活における衛生管理について（市長）</p> <p>（1）本市の最大避難者数と携帯トイレの備蓄と現状について</p> <p>（2）指定避難所数と携帯トイレについて</p> <p>（3）備蓄計画の見直しについて</p> <p>（4）各避難所の運営マニュアルについて</p> <p>（5）地域の介護施設での携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄等の確認</p> <p>3 L G B T理解増進法の推進について（市長、教育長）</p> <p>（1）性的マイノリティについて本市の基本的考え方について</p> <p>（2）本市の申請書類等への性別欄の必要性について</p> <p>（3）努力義務である、性的マイノリティへの理解の増進、啓発について</p> <p>（4）本市のパートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度について</p> <p>（5）教職員、児童生徒へ性的マイノリティへの理解を深める取組について</p> |

| | | |
|----|-------------|---|
| | | <p>4 軟骨伝導イヤホンの導入について（市長）</p> <p>(1) 難聴者対策として軟骨伝導イヤホンの導入について</p> |
| 9 | 5番 東 新君 | <p>1 令和6年4月の豊後水道地震について（市長）</p> <p>(1) 被災状況について</p> <p>(2) 今後の対策、課題について</p> <p>(3) 義援金の活用方法について</p> <p>2 児童生徒等の健康診断について（教育長）</p> <p>(1) 現在の生徒数及び実施時期について</p> <p>(2) 文部科学省から通知を受けての対応について</p> <p>(3) 今後の課題について</p> <p>3 ゴミステーションについて（市長）</p> <p>(1) ゴミ集積場の現状について</p> <p>(2) 問題点について</p> <p>(3) 改善について</p> <p>4 企業と連携した商工業の推進について（市長）</p> <p>(1) 宿毛市が締結している協定について</p> <p>ア 商工業の推進を含めた協定を結んでいる企業はいくつあるのか</p> <p>イ どのような経緯で協定を結び、締結後、どのような取組を行っているか</p> <p>(2) 協定を締結した企業との商工業の推進について</p> <p>ア 今後、この協定を活かす考えはあるのか</p> |
| 10 | 9番 川田栄子君 | <p>1 4月17日の豊後水道沖地震について（市長）</p> <p>(1) 被害と対応について</p> <p>(2) 長期避難について</p> <p>2 部活環境関連について（市長、教育長）</p> <p>(1) 生徒の部活動の見守りに関して</p> <p>(2) 連合チームについて</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症関連について（市長、教育長）</p> <p>(1) ワクチン接種関連について</p> |

| | | |
|-----|--------------|---|
| | | <p>ア 新型コロナウイルスワクチンについて イ 新型コロナウイルスワクチンの接種被害について ウ 救急出動について エ ロット番号の偏りについて オ 死亡者情報について カ ワクチンの特徴とレプリコンワクチンについて キ 予防接種健康被害救済制度について (2) 文科省衛生管理マニュアル関連について ア 衛生管理マニュアルとマスクについて イ 子どもの脳とマスクについて ウ 感染対策で失うものについて エ 責任感とマスクについて オ マニュアルの工夫について カ 祭りと感染について</p> |
| 1 1 | 2 番 浦尻学典君 | <p>1 宿毛市内施設利用について（市長、教育長） (1) 市内廃校施設等の利用について (2) 西地区小中学校の移転後の施設利用について</p> <p>2 南海トラフ地震における災害避難計画について（市長） (1) 車両での避難計画について (2) 指定避難所への搬送計画について (3) 指定避難所への給水について (4) メンタルヘルスケアについて</p> <p>3 宿毛市事前復興まちづくり計画について（市長） (1) アンケート結果について (2) 各地域でのワークショップについて</p> |

令和6年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|--|------|------|
| 第 1 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 2 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 3 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 4 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 5 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 6 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 7 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 8 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第 9 号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第10号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第11号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第12号 | 専決処分した事件の承認について | 7月4日 | 同 意 |
| 第13号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 7月4日 | 原案可決 |
| 第14号 | 令和6年度宿毛市一般会計予算について | 7月4日 | 修正可決 |
| 第15号 | 令和6年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について | 7月4日 | 原案可決 |
| 第16号 | 令和6年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について | 7月4日 | 原案可決 |
| 第17号 | 宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 7月4日 | 原案可決 |
| 第18号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 7月4日 | 原案可決 |
| 第19号 | 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 7月4日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|---------------|------|------|
| 第20号 | 工事請負契約の変更について | 7月4日 | 原案可決 |
|------|---------------|------|------|